

契約約款の一部修正について

「ケーブルテレビ品川サービス契約約款」の一部について誤りがありましたので、下記の通り修正いたします。  
内容をご確認のうえ、『ケーブルテレビ品川サービス重要説明事項／各種約款・規約』とあわせて本紙を保管ください。

誤	正
<p><b>ケーブルテレビ品川サービス契約約款</b></p> <p>(中略)</p> <p>第 3 章 基本サービス提供の停止等</p> <p>第 15 条 (加入者が行う基本サービス利用の一時停止)</p> <p>加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 12 か月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目もしくはそれと同等のサービスで基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。</p> <p>3. 前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後 12 か月以内に再度一時停止を申し出ることにはできないものとします。</p> <p>4. 当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>5. 当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。</p> <p><del>6. 「かつび光」については、本条は適用されません。</del></p>	<p><b>ケーブルテレビ品川サービス契約約款</b></p> <p>(中略)</p> <p>第 3 章 基本サービス提供の停止等</p> <p>第 15 条 (加入者が行う基本サービス利用の一時停止)</p> <p>加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 12 か月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目もしくはそれと同等のサービスで基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。</p> <p>3. 前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後 12 か月以内に再度一時停止を申し出ることにはできないものとします。</p> <p>4. 当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>5. 当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。</p> <p>(削除)</p>

重要説明事項の一部改定について

ケーブルテレビ品川サービス重要事項説明事項の「電話サービスに関する事項」の一部について、下表の通り一部を改定いたします。  
内容をご確認のうえ、『ケーブルテレビ品川サービス重要説明事項／各種約款・規約』とあわせて本紙を保管ください。

改定前	改定後				
<p><b>電話サービスに関する事項</b></p> <p style="background-color: #006633; color: white; padding: 2px;">11.ご利用料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>[月額利用料]</p> <p>a.基本料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #006633; color: white; padding: 2px;">基本料</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,463 円</td> </tr> </table>	基本料	1,463 円	<p><b>電話サービスに関する事項</b></p> <p style="background-color: #006633; color: white; padding: 2px;">11.ご利用料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>[月額利用料]</p> <p>a.基本料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #006633; color: white; padding: 2px;">基本料</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,463 円</td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">※2025年2月1日～4月30日に申込みがあったケーブルプラス電話については、ケーブルプラス電話の提供開始後3か月間、その基本料の額（日割りとなるときは日割り後の額）を半額（端数切捨て）とする取扱い（「電話基本料割引キャンペーン」）が適用されます。</p>	基本料	1,463 円
基本料	1,463 円				
基本料	1,463 円				



## 株式会社 ケーブルテレビ品川

●お申し込み・資料請求・お問い合わせ

tel 9:30~18:00

 **0120-559-470**

電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようご注意ください。

～お問い合わせの前に～

弊社ではサービスをご利用のお客さま向けに「ご利用中のお客さま」のWEBページをご用意しております。サービス全般や契約については「ご利用中のお客さま」ページ内の「よくあるご質問」を、機器等の技術的な内容はそれぞれの商品サービス別のサポートページ(インターネットサービスの場合: <https://www.cts.ne.jp/support/internet/>)を、お問い合わせ前に是非ご確認ください。

web 最新情報はこちらをチェック!!

ケーブルテレビ品川



ご利用中のお客さま



よくあるご質問

記載内容は2025年1月1日現在のものです。

# ケーブルテレビ品川サービス 重要説明事項／各種約款・規約

本冊子は、ケーブルテレビ品川 サービスをご利用いただく際、  
ご注意していただきたい点や制限事項などが記載されています。

お申し込みの際に必ずお読みください。



2025年1月版

契約約款の最新情報はこちらでご確認いただけます。  
[https://www.cts.ne.jp/info/the\\_provisions/](https://www.cts.ne.jp/info/the_provisions/)

## 重要説明事項

お申し込みにあたり、特にご留意いただきたい事項については赤枠で表示しております。

### 各サービスに共通する事項

1・各種IDについて	03
2・複数サービスご契約(重畳契約)での割引きについて	03
3・定期契約商品について	04
4・ケーブルテレビ品川とことんサポートについて	04
5・設置工事	04
6・しながわ光[光ファイバーケーブル]についての注意事項	05
7・NHK受信料について	05
8・お支払い	05
9・契約内容の変更	06
10・サービスの組み合わせについて	06
11・機器損害金について	06
12・免責事項等について	06
13・初期契約解除およびクーリング・オフについて	06

### テレビジョンサービスに関する事項

1・番組の視聴について	08
2・セットトップボックス(専用チューナー)について	08
3・セットトップボックス(専用チューナー)の付属品について	09
4・録画制限について	09
5・録画機能について	09
6・CASカードのご利用について	09
7・ACASについて	10
8・番組案内誌について(オプション)	10
9・オプションチャンネルの視聴について	10
10・その他	10

### ケーブルプラスSTB-2

1・[ケーブルプラスSTB-2]のご利用にあたって	11
2・番組の視聴について	11
3・番組の録画について	11
4・[ケーブルプラスSTB-2]で同意いただくサービス	11
5・主な機能/付属品について	11
6・CASについて	12
7・その他	12

### みるプラス

1・ご利用にあたって	13
2・みるプラスについて	13
3・請求について	13

### インターネットサービスに関する事項

1・お客さまにてご用意していただくもの	14
---------------------	----

2・ご利用にあたって	14
3・設定のご案内	14
4・複数台のパソコンなどの機器をご利用になる場合	15
5・オプションサービス	15
6・みるプラスについて	15

### 電話サービスに関する事項

1・サービス名称・[区分]	16
2・本サービスを提供する会社	16
3・お問い合わせ先	16
4・ご留意事項	16
5・サービス内容	16
6・契約・お申し込みについて	16
7・緊急通報(110/118/119)について	16
8・電話番号の継続利用について	16
9・本サービスの機能について	17
10・104番号案内	17
11・ご利用料金	17
12・宅内機器について	20
13・本サービスの解約について	20
14・本サービスの提供条件を説明する会社	20
別表1(接続可否)	21
別表2(ご利用いただけない機能・サービス)	22
ケーブルプラス電話 お申し込みから開通までの流れ	23

### スマートサービスに関する事項

#### しながわ テレビ・プッシュ

1・お客さまにてご用意していただくもの	25
2・動作環境(接続するインターネット回線)について	25
3・IPボックス設置環境について	25
4・設置・設定作業にあたって	25
5・サービス内容について	25
6・ご利用にあたってのご留意事項	26
7・解約について	26
8・免責	26
9・お問い合わせについて	26

### モバイルサービスに関する事項

#### しながわ データSIM

1・サービス内容について	27
2・お申し込みの注意事項	27

3・ご利用にあたってのご留意事項	27
4・免責・その他	28

### エナジーサービスに関する事項

#### 東急でんき&ガス でんき

1・電気需給契約のお申し込みと供給開始日について	29
2・電力契約解除に伴う不測の不利益について	29
3・ご契約の内容について	29
4・電源構成・非化石証書の使用について	29
5・電気ご使用量や電気料金の計算方法について	29
6・電気料金のお支払いについて	29
7・電気の需給に関するお客さまご協力をお願い	29
8・契約期間と契約更新について	30
9・お客さま希望による契約変更または解約について	30
10・東急パワーサプライが行う契約の解除について	30
11・無契約状態となった場合の手続きについて	30
12・電気料金の改定に関するお客さま承諾について	30
13・電磁的交付について	30
14・東急パワーサプライにおける個人情報の取り扱いについて	30
15・お問い合わせ先	31
東急パワーサプライ でんき重要事項説明についての補足事項	31

#### 東急でんき&ガス ガス

1・ガス小売事業者について	32
2・需給契約のお申し込み	32
3・お申し込みにもなう不利益事項	32
4・契約の成立、加入要件	32
5・使用開始予定日	32
6・ガスご使用量やガス料金の計算方法について	32
7・ガス料金のお支払いについて	32
8・供給ガスの熱量、圧力、燃焼性	32
9・お客さま希望による契約変更または解約について	33
10・東急パワーサプライが行う契約の解除について	33
11・ガス料金改定に関するお客さま承諾について	33
12・導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担	33
13・導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任	33
14・託送約款等に定められた お客さまの責任に関する事項	33
15・精算	33
16・電磁的交付について	33
17・個人情報の取り扱いについて	33
18・お問い合わせ先	34
東急パワーサプライ ガス重要事項説明についての補足事項	34

●各サービスの契約約款・利用規約をご確認ください。

※テレビサービス(施設利用サービスを除く)は(株)ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの定めるB-CASカード使用許諾契約約款、WOWOWは(株)WOWOWの定めるサービス約款、ケーブルプラス電話はKDDI(株)およびJCOM(株)の定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」、駆けつけサービスは東急セキュリティ(株)の定める「駆けつけサービス契約約款」、電気需給およびガス需給は(株)東急パワーサプライの定める「電気需給約款【低圧】」および「ガス取次約款【基本約款】」もあわせてご確認ください。

## サービス各種約款・規約

■個人情報保護方針	35
■サービス各種約款・規約	36
■料金表	74

※重要説明事項、各種約款・規約、料金表に記載の金額は、税計算の都合上、税込金額に数円の誤差が生じる場合があります。

### お申し込みにあたって

- 契約時は生年月日等ご本人確認をさせていただきます。その際、ご本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。未成年または学生のご契約につきましては、保証人(親権者などの法定代理人)の承諾が必要となります。保証人は、申込者が本申し込みに関わる契約に不履行があった場合その責を負います。申込書の保証人同意欄に直筆にてご署名・ご捺印をお願いします。また70歳以上の方のご契約につきましては、消費者保護の観点から、一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟が定めるケーブルテレビ事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドラインに則り、ご契約意思の再確認等をさせていただきます。
- 個人情報の取り扱いについて:ご契約にあたりお客さまからお預かりする個人情報は、ケーブルテレビ品川の「個人情報保護方針」に基づき適切に管理いたします。個人情報保護方針につきましては、35ページをご確認ください。
- SMS(ショートメッセージサービス)にて、お客さまへご連絡およびサービスのご案内をさせていただきます場合があります。また、電話窓口の混雑時またはお客さま対応品質向上のため、お客さまに同意を得たうえで、SMSにて特定のWEBサイトに誘導する場合があります。

# 各サービスに共通する事項

ケーブルテレビ品川 各サービスに共通する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

## 1.各種IDについて

- ケーブルテレビ品川 ケーブルIDのご利用いただけます。ケーブルテレビ品川 ケーブルIDはしながわ光サービス加入時に書面にて郵送します。

### ■ケーブルテレビ品川 ケーブルIDについて

- しながわ光のサービス「みるプラス」、「まいにち充実プラン」のオプションサービス「おまとめサービス」をご利用の際に使用します。
- しながわ光サービス加入時に、書面にて郵送いたします。工事前に届いた場合は、工事の際に必ずお手元にご準備ください。
- しながわ光をご利用のお客さまが「まいにち充実プラン」へコース変更した場合は、既発行の「ケーブルテレビ品川 ケーブルID」で「おまとめサービス」をご利用いただけます。工事後、申込案内のリーフレットを送付いたします。

## 2.複数サービスご契約(重畳契約)での割引について

- まとめて割引、しながわ光 お得パック・お得パック、しながわ 電気ぐっと割は、1つのサービスで複数台ご利用の場合、1台目の料金にのみ割引が適用されます。
- 「まとめて割引」について
- 「まとめて割引」の適用を受けるには、対象サービスへの加入が必要です。対象サービスについては、「ケーブルテレビ品川サービス料金表 まとめて割引」をご確認ください。
- 「しながわ光 お得パック」・「お得パック」について
- 「しながわ光 お得パック」・「お得パック」の適用を受けるには、対象サービスへの加入が必要です。対象サービスについては、「ケーブルテレビ品川サービス料金表 お得パック」をご確認ください。

- 既に対象のサービスをご利用いただいている方も、しながわ光 お得パック・お得パックをご希望の場合、お申し込みが必要となります。

- 「しながわ光 お得パック マンション2年プラン」、「しながわ光 お得パック マンション・スマートプラン」、「お得パック2年プラン」は2年単位、「しながわ光 お得パック ダブルプラン」、「しながわ光 お得パック トリプルプラン」、「お得パックスマート3年プラン」、「お得パケットトリプル3年プラン」、「お得パック3年プラン」は3年単位の継続利用が条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となります。

- 契約期間中にしながわ光 お得パック・お得パック対象サービスの一部または全部をコース変更または解約したことにより、ひかり お得パック・お得パックが解約となる場合、以下の解約料金がかかります。(契約満了日の属する月、その翌月および翌々月を除きます。)ただし、定期契約商品への変更の場合はその限りではありません。

### 【2022年6月30日までにご契約の場合】

・10,450円[税込]

### 【2022年7月1日以降にご契約の場合(契約変更も含む)】

- ・月額利用料が10,450円[税込]以上の場合、10,450円[税込]
- ・月額利用料が10,450円[税込]未満の場合、解約・契約変更時点の月額利用料相当額1ヵ月分

- 継続利用の契約は自動更新となりますので、契約更新後の契約期間中にコース変更・解約される場合には解約料金がかかります。

- お支払い方法は、クレジットカード払いとなります。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。

- 各サービスによりご利用開始月が異なる場合、当該月のご利用料金は開始されたサービスのみでの割引引きが適用されます。

【例】お申し込み内容(新規ご加入時): ビッグ、かっとびメガ300、ケーブルプラス電話

	4月	5月	6月
ご利用サービス	●設置工事 ●ビッグ利用開始 ●かっとびメガ300利用開始		
ご利用料金	●ケーブルプラス電話(機器設置)	●ケーブルプラス電話(利用開始)	
ご利用料金	設置月無料	ダブル割 (ビッグ/かっとびメガ300)	トリプル割の料金
	※コース変更時は、変更前のコース料金が適用となります。	ケーブルプラス電話は日割精算	

- 契約期間について、適用開始月は、対象となるサービスの利用開始日(サービス品目が複数ある場合、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日)が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となります。また、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

### ■「しながわ 電気ぐっと割」について

- 「しながわ 電気ぐっと割」の適用を受けるには、対象サービスとあわせて、株式会社東急パワーサプライが提供する電気サービス(東急でんき)への加入が必要です。

- 対象サービスと割引価格については、以下の一覧表でご確認ください。

対象サービス	割引価格
テレビ(*1)	マックス、ビッグ、アルファエース しながわ光 スタンダード、アルファエース、専用TVコース(まいにち充実プラン) 110円/月額
インターネット(*1)	かっとびメガ300、かっとびワイド しながわ光(N)マンションVDSLタイプ、しながわ光(N)マンションLANタイプ、しながわ光(N)ホームタイプ しながわ光 ホームタイプ10ギガコース、ホームタイプ 2ギガコース、ホームタイプ 1ギガコース、ホームタイプ 300メガコース、ホームタイプ 30メガコース 110円/月額
スマート	ケーブルテレビしながわHOME 110円/月額
ケーブルプラス電話(*2)	55円/月額

(\*1)各2年コース、3年コースも対象です。

(\*2)ケーブルプラス電話単体でのご利用の場合、割引引きは適用されません。ケーブルプラス電話とあわせて上記の対象サービス、または以下のサービスの月額利用料から割引引くものとします。複数のサービス品目の利用契約がある場合は、いずれか1つ当社が指定するサービス品目の月額利用料から割引引くものとします。

ケーブルテレビジョンサービス(ミニ、施設利用サービス)  
しながわ光 テレビジョンサービス(ミニ、施設利用サービス)  
ケーブルインターネットサービス(かっとびプラス、かっとびジャスト)  
しながわ光 インターネットサービス(マンションタイプ 8メガコース、マンションタイプ 1メガコース)

- 対象サービスによりご利用開始月が異なる場合、当該月のご利用料金は開始されたサービスのみでの割引引きが適用されます。

	4月	5月	6月	7月
東急でんき	●供給開始日 ●東急でんきご利用開始			
ご利用サービス	●設置工事 ●テレビサービスご利用開始 ●インターネットサービスご利用開始 ●ケーブルプラス電話(機器設置)		●ケーブルプラス電話(利用開始)	
ご利用料金	●設置月無料	テレビサービス割引(月額110円)適用開始	インターネットサービス割引(月額10円)適用開始	ケーブルプラス電話割引(月額55円)適用

- 契約期間について、適用開始月は、東急でんきの供給開始日または対象となるサービスの利用開始日(サービス品目が複数ある場合、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日)が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となり、その翌月からとなります。

## 3.定期契約商品について

- 定期契約商品は、個人向けの商品です。法人もしくは法人に準じる組織(個人事業主も含む)への提供は行いません。

- 定期契約商品「まいにち充実プラン」のご利用には、以下の基本サービスの契約が必要となります。

- ・戸建住宅の場合 「まいにち充実プラン」ホームタイプ(3年)  
しながわ光 テレビジョンサービス  
専用TVコース(まいにち充実プラン)  
しながわ光 インターネットサービス  
ホームタイプ 10ギガコースもしくは  
ホームタイプ 2ギガコース

- ・集合住宅の場合 「まいにち充実プラン」マンションタイプ(2年)  
しながわ光 テレビジョンサービス  
専用TVコース(まいにち充実プラン)  
しながわ光 インターネットサービス  
マンションタイプ 1ギガコース

※基本サービスの両方が利用開始され、遅くに到来した利用開始日が属する月の翌月利用料より、定期契約商品のサービスが開始されます。

※しながわ光 アパートメント利用条件をもとにサービスを利用している場合は、利用条件に基づく内容でサービスを提供いたします。

- 契約期間について、適用開始月は対象となる基本サービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。

- 「まいにち充実プラン」ホームタイプは3年単位、マンションタイプは2年単位の継続利用が条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となります。

- 契約期間中に定期契約商品を解約する場合、以下の解約料金がかかります。(契約満了日の属する月、その翌月および翌々月を除きます。)

### 【2022年6月30日までにご契約の場合】

・10,450円[税込]

### 【2022年7月1日以降にご契約の場合】

- ・月額利用料が10,450円[税込]以上の場合、10,450円[税込]
- ・月額利用料が10,450円[税込]未満の場合、解約時点の月額利用料相当額1ヵ月分

- お支払いはクレジットカード払いとなります。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。

- 「まいにち充実プラン」をご利用の場合、しながわ光 テレビジョンサービスのうち、専用TVコース以外のテレビコースとあわせてご契約いただくことはできません。テレビジョンサービスを複数台ご利用の場合は、2台目以降用の専用TVコース(まいにち充実プラン)のみご利用可能です。

## ■おまとめサービスについて

- 「まいにち充実プラン」のご利用開始翌日より、オプションサービス「おまとめサービス」のお申し込みが可能です。

- 「おまとめサービス」のお申し込みには、基本サービスのご利用開始時に送付する「ケーブルテレビ品川 ケーブルID」が必要です。

※申込方法(Web受付フォーム)は、「ケーブルテレビ品川 ケーブルID」送付時のご案内に記載しております。

- 「おまとめサービス」とは、ケーブルテレビ品川が指定する方法で以下の提供事業者の定額動画配信サービスにご契約された場合、月額利用料のお支払い方法をケーブルテレビ品川の基本サービスと1つにまとめることができるサービスです。

### 【提供事業者 / サービス名】

・HJホールディングス株式会社 / Hulu

- 提供事業者の定額動画配信サービスの利用規約等に基づき、お客さまにてご契約いただけます。提供事業者へのご利用料金のお支払いをケーブルテレビ品川にて代行するため、提供事業者との間で、利用開始・解約等のお客さま情報(ケーブルテレビ品川 ケーブルID)を連携します。

### ■請求について

- 「おまとめサービス」は、ご利用開始日より1ヵ月間の月額利用料を、ご利用開始日の属する月の利用料として、翌月ご請求となります。「おまとめサービス」のご利用開始日が属する月より、「まいにち充実プラン」の月額利用料が割引引きになります。(Huluの場合は、各220円[税込]が割引引きとなります。)

※「まいにち充実プラン」の月額利用料が0円の場合は、割引引きは適用されません。

## 4.ケーブルテレビ品川とことんサポートについて

- 「ケーブルテレビ品川とことんサポート」は、ケーブルテレビ品川基本サービスをご利用の方へのご提供となります。

※全ての基本サービスのご利用を一時停止されている場合、「ケーブルテレビ品川とことんサポート」も一時停止となります。

※一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年といたします。

※一時停止期間中に、「ケーブルテレビ品川とことんサポート」により割引される対象の料金が発生した場合でも、割引を適用できませんのでご了承ください。

- ご利用開始日より6ヵ月以内に「ケーブルテレビ品川とことんサポート」を解約された場合、解約料金として3,300円[税込]がかかります。また、解約後6ヵ月間は「ケーブルテレビ品川とことんサポート」への再加入はできません。

### 【注意事項】

- お客さまの機器で作業が発生する場合は、作業前にサポート事前同意書にご署名をいただけます。また、作業完了後には完了報告書にご署名をいただけます。

- サポート作業にアカウント情報が必要な場合で、既にApple ID、Googleアカウントをお持ちの場合には、作業開始時までにIDやパスワード、登録メールアドレス等の情報をご用意ください。

- メーカーのサポートが終了している機器およびソフトウェアについては、作業後に不具合が発生した場合でも当社は一切の保証・責任を負い兼ねます。

- データや情報機器の状況等により、完全な形ですべてのデータ移行ができない場合があります。また、データ移行によるデータの正確性や整合性、および動作の可否における保証は一切いたしかねます。重要なデータのバックアップは、お客さまご自身でサポート開始前に実施していただくようお願いいたします。

## 5.設置工事

- 作業時間中は必ずご在宅いただき、お立会いをお願いいたします。
- 戸建住宅での設置工事について

露出配線工事:外壁に露出配線をして、おおよそ50cm間隔でサドル止めいたします。サービスをご利用いただく部屋に、エアコン配管取り付け口等、ケーブルを通す箇所がない場合は、ボールペンの太さ程度の穴をあけます。穴にはコーキング材等で防水処理をいたします。対応工事:既設のテレビアンテナ配線をご利用になる場合、宅内のテレビ配線の劣化等により施工できないことがあります。

- しながわ光の機器の設置工事について

### 【放送ONUの設置方法】

戸建住宅の場合:外壁に露出で設置します。

# 各サービスに共通する事項

重要説明事項

集合住宅の場合：共用部に設置します。

**[通信ONUの設置方法]**

戸建住宅の場合：お客さまのお部屋内に設置します。

集合住宅の場合：ご利用いただけません。

※建物設備の状況により、お部屋内に設置する場合があります。

**[ケーブルプラス電話宅内機器(ターミナルアダプター)の設置方法]**

戸建住宅の場合：ターミナルアダプターは原則通信ONUと同一箇所に設置します。別の箇所に設置をご希望の場合はお客さまお部屋内にLANケーブル露出配線により接続させていただきます。

●道路の当社幹線設備に空きがない場合等、設備の増設工事が必要な場合があります(幹線設備設計上、設備の増設が不可能な場合もあります)。また、NTT・東京電力の電柱を新たに借用する場合、工事まで2～3か月かかります(電柱の強度、地権者様のご都合等で電柱を借用できない場合があります)。

●建物設備の状況により、ご希望の場所に設置できない場合があります。

## 6・しながわ光「光ファイバーケーブル」についての注意事項

1 ●光ファイバーケーブルは、衝撃により断線が起りやすいケーブルです。宅内配線の場合、家具の移動等で断線する可能性がありますので、取り扱いにはご注意ください。

●光ファイバーケーブルの断面を覗き込んだり、鏡のようなもので反射させるなどして、レーザー光を直接見ないでください。

## 7・NHK受信料について

●ケーブルテレビ品川各種サービスをご利用中で、NHK衛星カラー放送を受信できる状態であれば、「団体一括支払」をお申し込みいただけます。(ケーブルテレビ品川サービスエリア内のご契約に限ります)

※ケーブルテレビサービスの利用料にはNHK受信料は含まれておりません。

※親元を離れて暮らす学生の方や単身赴任の方を対象に口座振替の受信料額の50パーセント相当を割引く制度「家族割引」もあります。詳しくは、お近くのNHKにお問い合わせください。(フリーダイヤル:0120-151515)

**[NHK団体一括支払]**

当社利用料と一緒にNHK衛星契約放送受信料のお引き落としを承っております。

	2ヵ月払額	6ヵ月前払額	12ヵ月前払額
団体一括支払	3,540円	10,106円	19,605円
口座・クレジット 継続振込等	3,900円	11,186円	21,765円
年間2,160円お得!!			

※この受信料額は令和5年10月以降のもので。詳しくは、NHKホームページをご覧ください。

※既に衛星契約放送受信料をお支払いの方も団体一括支払に変更可能です。

※衛星契約放送受信料をNHKへ前払いされている方は、団体一括支払をお申し込みされた場合、前払い期間が終了した後に団体一括支払へ切り替えとなります。

※継続振替等とは、口座振替・継続振込・クレジットカード継続払いのことをいいます。

●お客さまとNHKとの「NHK放送受信料衛星契約」がお済みでない場合は、NHKから電話や文書等によりご契約をお願いすることがあります。※お客さまと当社の間のご契約状況について、当社からNHKに情報を提供するとは一切ありません。

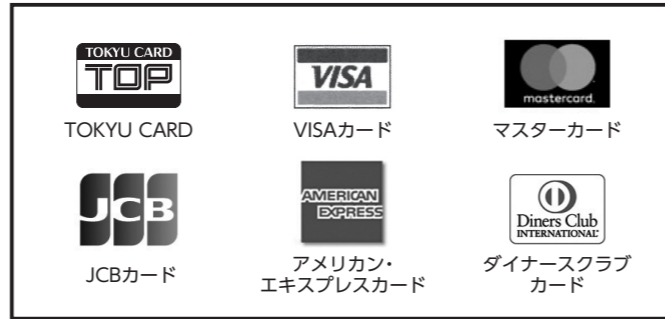
## 8・お支払い

**■クレジットカードによるお支払いの場合**

●ご利用料金のお支払いには、当社取り扱いのクレジットカードをご利用ください。

※クレジットカードをお持ちでない方、クレジットカード以外のお支払い方法への変更をご希望の方は別途ご相談ください。

**[ご利用いただけるクレジットカード]**



**[支払承諾書の場合]**

●支払承諾書にクレジットカード情報をご記入いただき、専用封筒にて当社宛に郵送してください。当社の担当者またはしながわココ戸越銀座ではお預かりできません。

**[クレジットカード情報登録サイトから登録の場合]**

●クレジットカード情報は、決済代行会社(ソニー・ペイメント)のカード情報登録サイトを利用します。登録は、お客さまご自身で直接行っていただけます。

●クレジットカード情報登録サイトでクレジットカード決済の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

**[その他]**

1 ●お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。また引き落とし日その他は各クレジット会社の規定に準じます。

●ご利用料金等は一括払いでの取り扱いとなり、クレジットカード会社の処理方法により当月分と翌月分(または前月分と当月分)が合算された請求となる場合があります。また、サービスの提供内容によっては請求時期がずれる場合があります。

- ご利用料金の明細は、各クレジットカード会社より送付いたします。
- 分割・ボーナス一括支払はできません。
- モバイル決済端末でのクレジットカード決済は対応しておりません。
- デビットカードによるお支払いは、二重引き落としが生じる可能性があるため推奨しておりません。ご注意ください。

**■口座振替によるお支払いの場合**

●口座振替をご希望の場合、お手持ちのキャッシュカードと暗証番号によりモバイル決済端末(右図)にて申し込みいただくことが可能です。(口座番号の記入や押印は必要ありません。)



[イメージ] モバイル決済端末 (2017年4月現在)

●モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さま宅を訪問し、モバイル決済端末を持参いたしますので、お客さまご自身でキャッシュカードの操作および暗証番号の入力をお願いいたします。

●モバイル決済端末より出力されるレシートのうち、当社控え用レシートにお客さまの口座名義をカタカナでご記入いただけます。

●モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

**■注意事項**

●一部ご利用いただけない金融機関があります。

1 ●口座振替の場合、引き落とし日は毎月27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。ただし、当社の指定する信販会社に譲渡されているお客さまは、毎月26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

●口座振替でのお支払いが滞った場合や、クレジットカード会社よりカードのご利用停止の連絡があった場合は、翌月に合算して請求、または、請求書(発行手数料330円[税込] / 通)による現金振込でお支払いいただく場合があります。

## 9・契約内容の変更

●サービス・コースの追加・変更、設置場所の変更、またはケーブルテレビ品川サービスエリア内で転居される場合はケーブルテレビ品川お客さまセンターまでご相談ください。別途工事等が必要となる場合、当社係員がお見積りいたします。

●テレビサービス、インターネットサービスは、次の一覧表の通り当社が定めるパターンに限り、変更が可能です。

テレビサービス	
ケーブルテレビジョンサービス	⇒ しながわ光 テレビジョンサービス
インターネットサービス	
ケーブルインターネットサービス	⇒ しながわ光 インターネットサービス

1 ●「しながわ光 テレビジョンサービス」から「ケーブルテレビジョンサービス」への利用契約の変更と、「しながわ光 インターネットサービス」から「ケーブルインターネットサービス」への利用契約の変更は、転居を伴う場合を除き、原則できません。

**●サービスの一時停止について**

お客さまのご希望によるサービスの一時停止は、1ヵ月単位で申し受けます。なお、一時停止の最長期間は1年とし、一時停止を再開した後1年以内は再度一時停止ができません。

※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。

※ケーブルプラス電話は一時停止することはできません。

**●サービスの解約について**

お客さまのご都合によりサービスを解約される場合は、解約を希望される日の10日前までにケーブルテレビ品川お客さまセンター(フリーダイヤル:0120-559-470 受付時間:9:30~18:00 ※受付時間外は、0120-155-470にて仮受付を承ります。)までご連絡ください。解約の手続きをご案内いたします。解約のご連絡が遅れた場合、翌月以降分のご利用料金が課金される場合がありますのでご注意ください。

※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。

**■ご解約時のご負担金について**

**[2022年6月30日までにご契約の場合(住所変更も含む)]**

・引込線撤去費:11,000円[税込]/世帯

(建て替えや解約時の作業となります。)

・宅内配線撤去費:5,500円[税込]/本(ご希望の場合)

**[2022年7月1日以降にご契約の場合(住所変更も含む)]**

・引込線撤去費:22,000円[税込]×(24-利用月数)/24をお支払いいただけます。(建て替えや解約時の作業となります。)

※24ヵ月以上ご利用の場合、引込線撤去費は発生いたしません。

・宅内配線撤去費:5,500円[税込]/本(ご希望の場合)

## 10・サービスの組み合わせについて

1 ●インターネットサービス、テレビサービスは、次の一覧表の通り当社が定める組み合わせにてご利用いただく必要があります。

**[サービスの組み合わせ]**

No.	インターネットサービス	テレビサービス
1	しながわ光 インターネットサービス	しながわ光 テレビジョンサービス
2	ケーブルインターネットサービス	ケーブルテレビジョンサービス
3	かつとびバリュー(かつとびサーバ利用型サービス)	しながわ光 テレビジョンサービス
4	かつとびバリュー(かつとびサーバ利用型サービス)	ケーブルテレビジョンサービス
5	かつとびMANSION LANインターネット利用サービス	ケーブルテレビジョンサービス
6	インターネット接続サービス	放送サービス
7	しながわ光(N)インターネットサービス	ケーブルテレビジョンサービス
8	ケーブルインターネットサービス	放送サービス
9	インターネット接続サービス	ケーブルテレビジョンサービス

※建物設備の状況により、提供できない場合があります。

●ご利用中のサービス・コースの追加・変更する場合、当社が定めるサービスの組み合わせの条件を満たしている必要があります。

## 11・機器損害金について

●ケーブルテレビ品川より機器の貸与を受けるお客さまは、利用終了日または契約変更日に機器を返還いただけます。

●お客さまが機器を破損・紛失、または返還しない場合、料金表に定める機器損害金をケーブルテレビ品川にお支払いいただけます。

## 12・免責事項等について

●当社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金の支払いは、各サービスの契約約款によります。

●天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスのご利用ができない場合は、当社は一切責任を負いかねます。

●集合住宅の契約の変更・解約となった場合、その契約に応じて集合住宅の入居者様の利用契約も変更・解約となります。

1 ●当社や提供事業者のシステムメンテナンス時や障害時または停電時には、一部または全てのサービスがご利用できなくなる場合があります。

●ケーブルテレビ品川サービスは機能改善のため、制御ソフトウェアのアップデートを行うことがあります。各サービスによってタイミングは異なりますが、一時的にサービスがご利用いただけないことがありますので、ご注意ください。

※情報閲覧などのサービス利用中であっても発生する場合があります。

## 13・初期契約解除およびクーリング・オフについて

●ケーブルテレビ品川の各サービスは、初期契約解除またはクーリング・オフの対象となる場合があります。

**■初期契約解除について**

●「しながわ光 テレビジョンサービス/ケーブルテレビジョンサービス」は、放送法が定める初期契約解除制度の対象です。

※オプションチャンネルは、初期契約解除制度の対象外です。

また、「しながわ光 インターネットサービス/ケーブルインターネットサービス」、「スマートサービス しながわ テレビ・プッシュ」、および「モバイルサービス しながわ データSIM SIMのみ」における電気通信役務は、電気通信事業法が定める初期契約解除制度の対象です。

●契約締結時に交付する「契約内容確認書」の書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。

●契約の解除を行った場合、以下の通りとなります。

①お客さまが契約解除までの期間において提供を受けた場合、「契約内容確認書」に記載した有料サービス等の料金、事務手数料(上限3,300円)を、または、既に工事が実施された場合、工事費(戸建住宅の場合、上限19,800円/しながわ光上限27,500円、集合住宅の場合、上限18,700円/しながわ光上限25,300円)を、当社はお客さまへ請求します。

②お客さまは、損害賠償もしくは違約金、①を除くその他金銭等を請求されることはありません。

③契約に関連して当社が金銭等を受領している場合は、当該金銭等(上記①で請求する料金を除く。)をお客さまに返還いたします。

●当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、お客さまは、契約の解除を行うことができる旨を記載した交付書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に限り、契約を解除することができます。

# 各サービスに共通する事項

## ■クーリング・オフについて

「モバイルサービス しながわ データSIM (端末)」、「スマートサービス ケーブルテレビしながわHOME」、「エナジーサービス 東急でんき&ガス (東急パワーサプライのでんきおよびガスサービス)」および「ケーブルテレビ品川とことんサポート」は、「特定商取引に関する法律」(以下「特定商取引法」といいます。))に基づくクーリング・オフの対象となります。当該サービスへご加入の場合、以下内容をよくお読みください。

### 特定商取引法に関する表記

提供事業者	株式会社ケーブルテレビ品川 代表取締役執行役員社長 橋本 夏代 〒142-0041 東京都品川区戸越1-7-20 戸越台ビル	
対象商品価格	対象商品と提供価格は、パンフレットに記載しております。	
保証	ゲートウェイを購入した場合の保証期間は当該ゲートウェイの設置日から2年間です。また、設置工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。	
お支払い方法	申込書に記載した方法にて当社にお支払いください。なお、お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。	
提供時期	モバイルサービス しながわ データSIM (端末)	利用開始日は、端末の引き渡しまたは発送が行われた日となります。
	スマートサービス ケーブルテレビしながわHOME	機器の設置工事が完了した日よりご利用いただけます。設置工事の日程については別途当社よりお知らせいたします。
	エナジーサービス 東急でんき&ガス でんき	原則として、当社にてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
	エナジーサービス 東急でんき&ガス ガス	他のガス小売事業者から東急パワーサプライのガス需給契約に変更する場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定期検針日の翌日といたします。
	ケーブルテレビ品川 とことんサポート	利用開始日は、当社がお客さまの申し込みを承諾した日となります。
クーリング・オフについて	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客さまは、特定商取引法に規定する訪問販売等により契約の申し込みまたは契約をした場合には、契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面もしくはWEBフォームにより当該契約の申し込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。))を行うことができます。</li> <li>2. お客さまは、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行ななかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面もしくはWEBフォームによりクーリング・オフを行うことができます。</li> <li>3. 前各項のクーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発送したとき、もしくはWEBフォームを送信したときにその効力を生じます。</li> <li>4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客さまに請求することはありません。</li> <li>5. (スマートサービス ケーブルテレビしながわHOMEの場合)クーリング・オフがあった場合において、既に機器一式の設置が完了しているときは、その設置に要する費用は当社が負担するものとします。(エナジーサービス 東急でんき&amp;ガスの場合)クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき電気またはガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払いを請求することはありません。</li> <li>6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。</li> <li>7. クーリング・オフがあった場合において、当該利用契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。</li> </ol>	

## ■クーリング・オフができない主な場合

- ・お客さまが自らの意思で店舗を訪問して契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて住居等を訪問し、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて電話をかけ、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・継続的取引関係にあるお客さまに対する訪問販売、電話勧誘販売(ただし、訪問販売、電話勧誘販売を行った日から起算して、当該販売または役務の提供の事業に関して過去1年間に2回以上取引があった場合に限られます。)

## ■初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合の手続き

- 初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合、以下へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

フリーダイヤル:0120-559-470  
受付時間 9:30~18:00

### 【書面送付先】

株式会社ケーブルテレビ品川  
＜業務受託会社＞  
イツツ・コミュニケーションズ株式会社 お客さまセンター  
初期契約解除窓口 行  
〒213-0011 神奈川県川崎市高津区久本3-5-7  
新溝ノ口ビル5階

### 【クーリング・オフWEB申し込みフォーム】



弊社ホームページからは、メニューの「ご利用中のお客さま」→「その他サポート」→「クーリング・オフに関するお問い合わせ」よりお申し込みいただけます。

### 【書面による解除の記載項目】

- ・契約内容確認書 交付日 20〇〇年〇月〇日
- ・契約者名(フリガナ)、住所、日中ご連絡先電話番号
- ・解除を希望するサービス
- ※業務受託会社より、解除手続きについて確認のご連絡をさせていただきます。

# テレビジョンサービスに関する事項

## ■ケーブルテレビ品川

テレビジョンサービスに関する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

## 1.番組の視聴について

### ■地上デジタル放送の視聴方法

- 当社のセットトップボックス(専用チューナー)を設置してテレビもしくはモニターと接続いただく、地上デジタルチューナーに映像入力可能なテレビもしくはモニターと接続いただく、または地上デジタルチューナー内蔵テレビをご用意ください。
- ホーム共聴接続をされている場合は、セットトップボックス(専用チューナー)を接続していないテレビで地上デジタル放送のみ(しながわ光の場合は、BSデジタル放送も)ご視聴いただけます。  
※お客さまのテレビ視聴設備環境によっては、別途有料での改修工事が必要になる場合があります。

### ■BSデジタル放送の視聴方法

- 当社のセットトップボックス(専用チューナー)を設置ください。また、しながわ光でBSパススルーのご提供をしている場合は、お客さまが用意したBSデジタルチューナーまたはBSデジタルチューナー内蔵テレビ(B-CASカード含む)等でもご視聴可能です。  
※しながわ光導入済みの集合住宅にお住まいの場合、建物の契約が当社BSパススルー放送を受信する契約となっている必要があります。しながわ光の戸建住宅については、BSパススルーで信号を流しています。  
※BSパススルーは、一部契約ではご提供できない場合があります。

### 【BS4K放送およびBS8K放送について】

- しながわ光でBSパススルーのご提供をしている場合は、当社の4K対応チューナーを設置するか、お客さまにて4K(8K)対応チューナーまたは4K(8K)チューナー内蔵テレビをご用意ください。  
※しながわ光導入済みの集合住宅にお住まいの場合、建物の契約が当社BSパススルー放送を受信する契約となっている必要があります。しながわ光の戸建住宅については、BSパススルーで信号を流しています。  
※お客さま(建物)のアンテナ設備でBS4K信号を受信している場合、アンテナ設備や配線、信号強度等、当社のサポート対象外となります。  
※当社の4K対応チューナー設置時にBS4Kの信号を正常に受信することができず、後日お客さまにてアンテナ設備の設置等を行われる場合、再度ご訪問してBS4Kの受信設定が必要となります(別途有料)。再設定をご希望の際は、当社へご連絡ください。
- ケーブルテレビジョンサービスの場合、当社の4K対応チューナーを設置ください。また、お客さまにて4K対応テレビをご用意ください。
- 当社が提供する4K対応チューナーでは、「satonoka 4K」がご視聴いただけます。また、BS8K放送はご視聴いただけません。
- 宅内の配線は総務省よりS5C-FB規格が推奨されています。
- 4K対応チューナーと4K対応テレビは4K対応HDMIケーブルで接続してください。4K対応HDMIケーブル以外の配線で接続した場合、画質が向上しただけでなく、正常に視聴できない恐れがあります。

### ■専門チャンネルの視聴方法

- 当社のセットトップボックス(専用チューナー)を設置ください。
- 専門チャンネルは、セットトップボックス(専用チューナー)を接続したテレビのみご視聴いただけます。また、複数台数ご利用の場合には追加料金が発生いたします。

## 2.セットトップボックス(専用チューナー)について

- 「しながわ光 テレビジョンサービス」および「ケーブルテレビジョンサービス」をご利用いただくには、セットトップボックス(専用チューナー)の設置が必要です。  
※施設利用サービスの場合は除きます。
- お選びいただけるセットトップボックス(専用チューナー)は以下の通りです。  
しながわ光 テレビジョンサービス:BD-Hit Pot/Hit Pot (4K対応チューナー)  
ケーブルテレビジョンサービス:BD-Hit Pot/Hit Pot/STB  
※ケーブルテレビジョンサービスでご利用中のBD-Hit Pot/Hit Pot/STB(4K対応チューナー)は、一部端末を除き、しながわ光 テレビジョンサービスで継続してご利用いただくことが可能です。
- セットトップボックス(専用チューナー)とテレビはHDMI端子ケーブルで接続ください。  
※お取り付けする型番により接続方法が異なります。
- 番組によっては、テレビ画面の上下左右に黒い帯が入る場合があります。

- 各チャンネル放送局よりメッセージが表示される場合があります。
- データ放送の双方向サービスには、インターネットとの常時接続環境を必要とする場合があります。
- STB選局中に、裏番組を選局することはできません。BD-Hit Pot、Hit Potは複数チューナー搭載のため、選局中の他番組録画や複数番組同時録画が可能です。
- 双方向サービスについて  
「しながわ光 テレビジョンサービス」および「ケーブルテレビジョンサービス」では、しながわ光 インターネットサービスなどのブロードバンドインターネットに接続することで、テレビ画面上で簡易インターネットがご利用いただけます。  
※LANケーブルまたは無線LANでインターネットに接続してご利用いただけます。(一部機種では対応していません。)  
※Hit Potでは無線LANでご利用いただけますが、別途調査・お見積が必要な場合があります。(一部機種では対応していません。)  
※セットトップボックス(専用チューナー)のLAN接続・設定は、当社インターネットサービスをご利用で、有線接続が可能もしくはWi-Fiの無線強度が十分である場合、セットトップボックスの設置工事に実施します。他社インターネット回線をご利用の場合は、お客さまにて行ってください。  
※一部機種では、「みるプラス」等の動画配信サービスがご利用いただけます。ただし、動画配信サービスをご利用される場合、ご自宅のインターネット回線は下り最大通信速度30Mbps以上を推奨しております。(当社インターネットサービスをご利用の場合、ケーブルインターネットサービス「かつとびワイド」またはしながわ光 インターネットサービス「しながわ光 30メガコース」以上のコースが推奨となります。)推奨環境に満たないコースをご利用の場合や、ご自宅の通信環境などによっては、正常に動作しない場合があります。
- ご利用いただく機種によって、搭載される機能が一部異なります。また、故障等の際、同じ機種での交換ができない場合があります。
- FMは、セットトップボックス(専用チューナー)ではご利用いただけません。お手持ちのFMチューナーに接続してご利用いただけます。
- 当社が提供するセットトップボックス(専用チューナー)以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。また、当社で設置するセットトップボックス(専用チューナー)は他のケーブルテレビ局では原則として利用できません。
- セットトップボックス(専用チューナー)のバージョンアップについて機能改善のため、ソフトウェアを更新しております。更新は自動的に行われますが、セットトップボックス(専用チューナー)の電源をオフにしてください。使用しないときは、コンセントから抜かずセットトップボックス(専用チューナー)の電源をリモコンでオフにしてください。

### 【セットトップボックス(専用チューナー)の主な機能について】

	BD-Hit Pot	Hit Pot	STB	BD-Hit Pot (4K対応の場合)	Hit Pot (4K対応の場合)	STB (4K対応の場合)
デジタル3波対応 (地上デジタル放送/BSデジタル放送/専門チャンネル)	○	○	○	○	○	○
電子番組表 (EPG)	○	○	○	○	○	○
BD(ブルーレイ)内蔵	○	×	×	○	×	×
HDD内蔵	○	○	×	○	○	×
ハイビジョン複数チューナー	○	○	×	○※1	○※1	○※1
ダビング10対応	○	○	×	○	○※2	○※2 ※3
フルハイビジョン長時間録画	○	○※一部の機器は不可。	×	○	○※2	○※2 ※3
録画番組持ち出し	○	○※一部の機器は不可。	×	×	○※2	○※2 ※3

※1 トリプルチューナーのうち、4K対応チューナーの数および4Kコンテンツの複数番組同時録画の対応は機種により異なります。4K対応チューナーが一つの場合、4Kコンテンツ視聴中は別の4Kコンテンツの録画はできず、4Kコンテンツ録

# テレビジョンサービスに関する事項

重要説明事項

画中は、同一番組のみご視聴いただけます。

- ※2 4Kコンテンツには対応しておりません。
- ※3 USB HDDを別途ご用意いただき、接続することで利用いただけます。USB HDDを接続する際は、機器の動作確認、接続、録画内容について、当社は保証いたしかねます。
- ※4 パーバージョンアップによって、順次機能が拡充される予定です。

## 3・セットトップボックス(専用チューナー)の付属品について

- セットトップボックス(専用チューナー)は、それぞれ以下の付属品があります。
  - ・リモコン
  - ・ACアダプタ
  - ・単3形乾電池
  - ・電源コード
  - ・取り扱い説明書
  - ・HDMI端子ケーブル(2mまたは3m)
- ※お取り付けする機器の型番により、接続する端子等が異なる場合があります
- リモコン、ACアダプタ、HDMI端子ケーブル(お客さまが購入されたものを除く)は、ご契約終了時にご返却いただけます。
- 当社では、以下の商品のお取り扱いをしています。

### [リモコン販売価格]

- ・セットトップボックス(専用チューナー)リモコン交換 4,180円[税込]

### [ケーブル販売価格]

- ・HDMI端子ケーブル(2m) 1,650円[税込]
- ※配送をご希望の場合は、別途配送手数料をいただきます。

## 4・録画制限について

- セットトップボックス(専用チューナー)で視聴可能な地上デジタル放送・BSデジタル放送・専門チャンネルの番組の多くは著作権保護のために「1回のみ録画可能」や「10回のみ録画可能」などのコピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器(BDレコーダー、DVDレコーダーやハードディスクビデオレコーダーなど)への録画制限がかかっております。
- パソコンで視聴する場合の注意点について  
コピー制御信号が付加されたデジタル放送については、パソコンで視聴いただけない場合があります。また、「デジタル1コピー(1回のみ録画可能)」の番組であっても、著作権保護への配慮からハードディスクに録画できない場合があります。

### [録画制限の種類]

コピーワンス	1回のみ録画可能
ダビング10	10回までダビング可能(コピー 9回+保存場所移動1回)
録画不可	録画不可

- ※各番組の録画制限については、番組視聴中または電子番組表(EPG)画面で該当の番組を選択中にリモコンでご確認いただけます。セットトップボックス(専用チューナー)では、「ダビング10」の番組について電子番組表(EPG)で確認いただくことができませんのでご了承ください。
- ※デジタル録画機器の種類によっては、「コピーワンス」の番組を録画できない場合があります。
- ※「ダビング10」はBD-Hit Pot、Hit Potに内蔵されているハードディスクに録画した場合にのみ適用されます。
- ※すべてのデジタル放送が「ダビング10」に対応しているわけではありません。(地上デジタル放送・BSデジタル放送の一部番組が対応しています。)

## 5・録画機能について

### [録画・ダビングについて]

- BD-Hit Potは、内蔵HDDのほか、ブルーレイディスク(BD-RE/BD-R)に保存することができます。
- Hit Potは、内蔵HDDに保存できるほか、ご利用の機器によりDTCP-IPを利用して(Hit Potと互換性がある)外部機器を接続し録画データをダビング・ムーブすることができます。ただし、しながわ光の4Kコンテンツは、DTCP-IPを利用した機能はご利用いただけません。専門チャンネルは、端末により一部ご利用できない機能や制限がある場合があります。
- しながわ光では、4Kコンテンツおよび専門チャンネルの録画はH.265(HEVC)規格の標準(DR)録画のみとなり、長時間録画の選択が行えません。

※H.265 (HEVC) 規格:従来のH.264 (MPEG-4AVC)より高圧縮のため、少ない容量で録画が可能です。

- STBは、視聴専用の機器で、機器単独で録画や録画データの保存はできません。録画は外部録画機器を利用することになります。(録画データの保存は外部録画機器の仕様によります。)ただし、しながわ光の4Kコンテンツは、DTCP-IPを利用した機能はご利用いただけません。専門チャンネルは、端末により一部ご利用できない機能や制限がある場合があります。

### [故障について]

- 市販品と異なり、特殊なケーブルテレビ専用機器であるため、故障時における一般的な対応となる修理は承っておりません。機器が故障した場合は、代替品に交換させていただきます。
- 録画物(BD-Hit Pot、Hit Potの内蔵HDDに蓄積、挿入されたデータ、またUSBなどで接続した外付けHDDに蓄積、挿入されたデータ)は、代替品に交換となるため、当社は保証いたしかねます。
- 内蔵HDDや外付けHDDはあくまで録画データの一時保存用になります。突然の故障時などに録画物の消失を避けるためには、メディアや外部機器等を利用し録画データを保存することをおすすめします。
- 故障を引き起こさないために、お客さま自身で機器のメンテナンスを行ってください。特に、BD-Hit Potの故障の原因となるレンズのクリーニングは、こまめに行っていただくことをおすすめします。その他、機器の取扱説明書の「取扱の注意事項」をご確認ください。

### [その他]

- 機器の交換時等、当社では内蔵HDDからハードディスク内の録画番組を移す作業を承っておりません。
- BD-Hit Pot、Hit Potと互換性のあるDTCP-IP対応機器に関しましては、ケーブルテレビ品川お客さまセンターまでお問い合わせください。
- BD-Hit Pot、Hit Pot へ外部機器からの接続・録画はできません。(外部入力端子がありません)

## 6・CASカードのご利用について

- ケーブルテレビサービス「マックス」「ビッグ」「アルファエース」「ミニ」をご利用いただくには、2種類のCASカード(B-CASカード・C-CASカード)が必要です。ただし4K対応チューナーをご利用の場合は、機種によりC-CASカードのみ、またはCASカードが不要となる場合があります。

### [B-CASカードについて]

- B-CASカードとは、地上デジタル放送・BSデジタル放送の視聴やお客さまから各放送局に情報発信する場合に必要なカードです。
- ※地上デジタル放送・BSデジタル放送をご視聴になる際は、B-CASカードをセットトップボックス(専用チューナー)本体に必ず挿入してください。



B-CASカード(オレンジ色)

- B-CASカードは(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズより、お客さまへ貸与されるカードです。
- セットトップボックス(専用チューナー)設置後30日を経過しますと、NHKとの受信契約の有無に関わらず、NHKへの連絡をお願いする内容が画面表示されます。表示を消す場合には、セットトップボックス(専用チューナー)の設置後、NHKメッセージ消去受付0120-933933(通話料無料)まで、ご連絡いただく必要があります。

NHKでは受信料公平負担のため、衛星契約済の方も含めBS設置連絡をお願いしています。  
電話0120-933933にB-CASカード番号、名前、住所等をお伝えいただければ、この表示は消えます。



受信確認メッセージ画面表示イメージ  
※文言は変更されることがあります。

### [C-CASカードについて]

- C-CASカードとは、専門チャンネルを視聴するために必要なカードです。

※専門チャンネルをご視聴になる際は、C-CASカードをセットトップボックス(専用チューナー)本体に必ず挿入してください。



C-CASカード(薄緑色)

- C-CASカードはケーブルテレビ品川よりお客さまに貸与されるカードです。

### [CASカードの取り扱いについて]

- カードを破損・紛失、または返還しない場合は、機器損害金として、B-CASカード¥2,000(課税対象外)、C-CASカード¥2,500(課税対象外)を申し受けれます。

## 7・ACASについて

- 4K対応チューナーにはACASチップが内蔵されています。
- 4K対応チューナー設置時にNHKのメッセージが表示されます。表示を消す場合には、4K対応チューナーの設置後、NHKメッセージ消去受付0120-933933(通話料無料)まで、ご連絡いただく必要があります。
- NHK団体一括契約を既にご契約中で、セットトップボックス(専用チューナー)を交換した場合は、CAS番号が変更になるため、別途ご連絡が必要です。
- WOWOWをご契約のお客さまは、CAS番号が変更になるため、WOWOWへACAS番号の連絡が必要となります。
- スターチャンネルをご契約中のお客さまは、B-CASからACASへ登録変更が必要となるため、一時的に視聴できない時間があります。

## 8・番組案内誌について(オプション)

- テレビジョンサービスをご利用のお客さま専用の番組案内誌「チャンネルガイド」(月刊)をご用意しております。専門チャンネルを中心に、その月のオススメ、日割り番組表などをご確認いただけます。ご希望に応じてお申し込みください。

チャンネルガイド  
[1部]220円[税込]/月・送料込

※「マックス」にはチャンネルガイドの購読が基本サービスに含まれます。

- 「マックス」以外のコースでは番組案内誌はオプションとなります。申込書にご希望の部数をご記入ください。



## 9・オプションチャンネルの視聴について

- お申し込み時に、ご希望のオプションチャンネルおよび視聴希望のセットトップボックス(専用チューナー)の情報をお知らせください。
- 各オプションチャンネルの月額利用料については料金表をご確認ください。
- スターチャンネル、WOWOW以外のオプションチャンネルの月額利用料に関しては、当月分より発生いたします。
- 月額利用料の日割り計算による精算は行っていません。
- 施設利用サービスのみご利用の方は、オプションチャンネルのお申し込みはできません。
- スターチャンネルをお申し込みの場合
  - ・お申し込み後1ヵ月以内の解約はできません。
  - ・申込書にご記入いただくか、ケーブルテレビ品川お客さまセンターまでお電話ください。設置されたセットトップボックス(専用チューナー)にセットされているB-CASカード番号またはACAS番号をお知らせください。視聴を開始する日を調整いたします。
  - ※視聴開始日は通常、お客さまが19時以降に在宅される日となります。
- WOWOWをお申し込みの場合
  - ・セットトップボックス(専用チューナー)設置後、「WOWOWケーブルテレビ専用ダイヤル」までお電話ください。(フリーダイヤル:0120-800912)設置されたセットトップボックス(専用チューナー)にセットされているB-CASカード番号またはACAS番号をお知らせください。視聴を開始する日を調整いたします。
  - ・WOWOW4Kは、BS4Kにてご視聴可能です。

- スターチャンネル、WOWOW以外のオプションをお申し込みの場合
  - ・セットトップボックス(専用チューナー)設置後、希望されたオプションチャンネルも同日にご視聴開始となります。

## 10・その他

- 建物の設備状況により、当社サービスを正常に提供できない場合があります。
- アンテナ設備で受信しているBSデジタル放送・専門チャンネルと、しながわ光で提供しているBSデジタル放送を混合することはできません。
- [降雨減衰]について  
激しい風雨などが原因で一時的に放送が途切れることがあります。
- チャンネル編成について  
チャンネルの編成および番組内容については諸般の事情により変更されることがあります。
- 2台目以降用の「専用TVコース(まいにち充実プラン)」を解約する場合、解約事務手数料3,300円[税込]がかかります。



# テレビジョンサービスに関する事項(ケーブルプラスSTB-2)

テレビジョンサービスに関する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

## 1.「ケーブルプラスSTB-2」のご利用にあたって

- 「ケーブルプラスSTB-2」のご利用には、以下サービスのいずれかのご契約が必要となります。
  - ・定期契約商品 「まいにち充実プラン」
    - しながわ光 テレビジョンサービス「専用TVコース(まいにち充実プラン)」
    - 「2台目以降用 専用TVコース(まいにち充実プラン)」で「ケーブルプラスSTB-2」をご利用いただけます。
  - ・しながわ光 アパートメントで提供するしながわ光 テレビジョンサービス「スタンダード」
    - ※しながわ光 インターネットサービス「マンションタイプ 30メガコース」以上のサービスのご契約も必要です。
  - ・しながわ光 アパートメントで提供するしながわ光 テレビジョンサービス「スタンダード2年コース」
    - ※しながわ光 インターネットサービス「マンションタイプ 300メガコース」以上のサービスのご契約も必要です。
- 「ケーブルプラスSTB-2」はインターネット回線を通じて、機器のバージョンアップや、みるプラスなどのIP映像配信を行います。
  - ※バージョンアップ(ソフトウェアの更新)は自動的に行われますが、「ケーブルプラスSTB-2」を使用していない時もコンセントから抜かず電源をリモコンでオフしてください。
- サービスの安定した提供のため、有線LANでの接続を推奨します。推奨環境に満たないコースをご利用の場合や、通信環境によっては、正常に動作しない場合があります。
- 通信状況によっては、インターネットサービスでご利用いただいている通信ON/、ケーブルモデムの交換・移設が必要な場合があります。
- しながわ光 アパートメントで提供するしながわ光 テレビジョンサービス「スタンダード」または「スタンダード2年コース」で「ケーブルプラスSTB-2」をご利用されている場合と、「専用TVコース(まいにち充実プラン)」とでコース変更する場合、機器交換は不要ですが再度訪問にて設定(有料)が必要な場合があります。なお、一部機能はお客様にて再設定が必要な場合があります。
- 「ケーブルプラスSTB-2」以外のセットトップボックス(専用チューナー)をご利用されている場合と、「ケーブルプラスSTB-2」をご利用されている場合とでのサービス・コース変更は不可となります。ご利用中のサービスをご解約の上、しながわ光 アパートメントで提供するしながわ光 テレビジョンサービス「スタンダード」、「スタンダード2年コース」または「専用TVコース(まいにち充実プラン)」の新規ご契約が必要となります。

## 2.番組の視聴について

### ■BS4Kの視聴について

- しながわ光でBSパススルーのご提供をしている場合、もしくは建物のアンテナ設備でBS4Kの信号を受信している場合に視聴可能です。「ケーブルプラスSTB-2」とお手持ちの4K対応テレビ(または4K対応モニター)が必要です。
  - ※「ケーブルプラスSTB-2」ではBS8K放送はご視聴いただけません。
- 建物のアンテナ設備で受信している信号でBS4Kをご視聴される場合、アンテナ設備や配線、信号強度等、当社のサポート対象外となります。
  - ※「ケーブルプラスSTB-2」設置時にはBS4Kの信号を受信する設備がなく、後日「ケーブルプラスSTB-2」でBS4Kの受信設定をご希望される場合はご連絡ください。

### ■CS4Kの視聴について

- 「専用TVコース(まいにち充実プラン)」ではCS4Kが視聴可能です。「ケーブルプラスSTB-2」とお手持ちの4K対応テレビ(または4K対応モニター)が必要です。

## 3.番組の録画について

- 「ケーブルプラスSTB-2」初回設置に限り、1台につきUSB接続型HDDを1台提供いたします。2台目以降ご希望の場合は、料金表に記載の料金にて販売いたします。
  - ※当社から販売したUSB接続型HDDは、「ケーブルプラスSTB-2」へ設定した日もしくはお客様へ発送をした日より12ヶ月の間に故障した場合は、無償で交換いたします。代替品への交換となるため、録画データの取り出し・修理などの対応はできません。
  - ※「ケーブルプラスSTB-2」ご解約後は、USB接続型HDDは弊社サポート対象外となります。

- ※「ケーブルプラスSTB-2」1台につき、8台を上限として販売いたします。
- ※お手持ちのUSB接続型HDDを接続される場合は、「ケーブルプラスSTB-2」への登録時に初期化されます。別機器に接続して録画したデータの移行はできませんのでご注意ください。
- ※お手持ちのUSB接続型HDDについては、「ケーブルプラスSTB-2」への登録等サポート対象外となります。

- 「ケーブルプラスSTB-2」1台につき、最大8台までのUSB接続型HDDを登録可能です。
  - ※USB接続型HDDは一度に1台のみの接続となり、USB HUBを使用した接続はできません。
- 「ケーブルプラスSTB-2」を交換・解約する場合等、USB接続型HDDの録画データの移行作業は承っておりません。
  - ※「ケーブルプラスSTB-2」はSeeQVaultに対応しておりません。

## 4.「ケーブルプラスSTB-2」で同意いただくサービス

### ■Googleアカウントについて

- 「ケーブルプラスSTB-2」はAndroid端末となります。「ケーブルプラスSTB-2」のご利用には、「Google利用規約」への同意が必要となります。
  - Googleアカウントで登録可能なサービス
    - 「ケーブルプラスSTB-2」にGoogleアカウントを入力することで、Google Playより各動画IP放送サービスなどのアプリをご利用いただけます。ご契約は、各アプリ提供元の利用規約に準拠するものとします。
      - ※既にタブレット・スマートフォンなどでご契約されている場合は、ご契約されているアカウントをご利用いただけます。
      - ※インターネット回線の通信状況や、通信環境により正常にご視聴いただけない場合があります。また、「ケーブルプラスSTB-2」交換時には初期設定の状態となりますので、お客様に再度アプリのダウンロードが必要となります。

### ■au IDについて

- 「ケーブルプラスSTB-2」のお申し込みにより、KDDI株式会社が提供する「au ID」が発行されます。「ケーブルプラスSTB-2」のご利用には、KDDI株式会社の「au ID利用規約」への同意が必要となります。
  - 「au ID」は「ケーブルプラスSTB-2」1台につき1個発行されます。
  - 「ケーブルプラスSTB-2」を解約した場合でも、「au ID」は解除されません。「au ID」の解除をご希望の場合は、KDDI株式会社へご連絡が必要です。
  - au IDで登録可能なサービス
    - 「ケーブルプラスSTB-2」に「au ID」を入力することで、Google HOMEとの音声連携の登録、auマーケットのご利用が可能となります。
      - ※「ケーブルプラスSTB-2」で発行する「au ID」では、auかんたん決済のご利用はできません。
      - ※「au ID」を登録した機器でご利用いただく各コンテンツの問い合わせ対応等のために、「ケーブルプラスSTB-2」の機器情報をKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供いたします。

### ■ウイルスバスター for auについて

- 「ケーブルプラスSTB-2」はインターネット回線と接続するため、セキュリティソフトがあらかじめインストールされています。「ケーブルプラスSTB-2」のご利用には、トレンドマイクロ株式会社の「ウイルスバスター for au」への同意が必要となります。
  - ※「ケーブルプラスSTB-2」設置時に不正アプリ対策、Web脅威対策の設定をいたします。Webフィルタリングはご希望に応じてお客様にて設定ください。

## 5.主な機能/付属品について

- 「ケーブルプラスSTB-2」の主な機能

複数チューナー	○	トリプルチューナー内蔵
HDD内蔵	×	USB接続型HDDを接続することで録画可能
動画IPサービス	○	みるプラス/YouTubeはダウンロード不要で視聴可能
音声検索	○	
録画番組持ち出し	○※1	モバイル端末でのご利用には「ケーブルプラスRemote」アプリのインストールが必要
DLNA	○※1※2	

- ※1 4Kコンテンツには対応していません。
- ※2 「専用TVコース(まいにち充実プラン)」をご利用の場合、専門チャンネルのLAN録画および一部機種でのLANダビングには対応していません。

- 「ケーブルプラスSTB-2」には、以下の付属品があります。
  - ・リモコン
  - ・単3形乾電池(リモコン用2個)
  - ・電源コード/ACアダプター
  - ・かんたん操作ガイド
  - ・HDMI端子ケーブル(2m)

## 6.CASについて

- 「ケーブルプラスSTB-2」では、ACAS(本体に蔵チップ)にて番組の制御を行っています。
  - ACAS(本体に蔵チップ)について
    - NHKのメッセージが表示されます。表示を消す場合には、4K対応チューナーの設置後、NHKメッセージ消去受付0120-933933(通話料無料)まで、ご連絡いただく必要があります。
    - NHK団体一括契約を既にご契約中で、セットトップボックス(専用チューナー)を交換した場合は、ACAS番号変更のご連絡が必要です。
    - WOWOWをご契約のお客様は、WOWOWへACAS番号の連絡が必要となります。(既にご契約の方も番号変更のご連絡が必要です)
    - スターチャンネルをB-CASでご契約中のお客様は、ACASへ登録変更が必要となるため、一時的に視聴できない時間があります。
    - 専門チャンネルの視聴に必要です。

## 7.その他

- 視聴状況等のログデータを、お客様個人を特定できない形でサービス向上を目的に当社が収集する場合があります。
- 音声での「ケーブルプラスSTB-2」操作時には、テレビ画面にて動作をご確認ください。通信環境等ご利用の状況により正常に動作しない場合があります。
- 「ケーブルプラスSTB-2」でご利用いただける各コンテンツについては、各提供事業者の定める規約等に規定され、予告なく変更となる場合がございます。

[Android、Google Play、YouTubeは、Google LLCの商標です。]

# テレビジョンサービスに関する事項(みるプラス)

テレビジョンサービスに関する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

## 1.ご利用にあたって

- みるプラスは、個人向けの動画配信サービスです。法人もしくは法人に準じる組織(個人事業主を含む)への提供は行いません。
- みるプラスの番組は録画できません。
- 一度購入した番組の取り消しはできません。

## 2.みるプラスについて

- みるプラスは、しながわ光でご利用いただける動画配信サービスです。

1 しながわ光 テレビジョンサービス(施設利用サービスを除く)をご利用のお客さまに、ケーブルテレビ品川 ケーブルIDとパスワードを発行いたします。IDとパスワードは、お申し込み後に郵送でお知らせいたします。工事前に届いた場合は、工事の際に必ずお手元にご準備ください。

- インターネット回線経由で以下の機器からご視聴いただけます。
  - ・Hit Potと接続したテレビ
  - ・[Silverlight5]をインストールしたパソコン
  - ・[みるプラスアプリ]をインストールしたタブレット、スマートフォン、Android TV
 ※一部ご利用いただけない機種があります。
- 契約IDを含め最大5つのログインIDを取得できます。また、1つのログインIDに対してパソコンやスマートフォンなどのデバイスを5台まで登録が可能です。
  - ※同じ作品は複数端末で同時にご視聴できません。異なる作品の場合は3台まで同時視聴が可能です。
- 各ログインIDおよびパスワードを任意のメールアドレス・パスワードに変更できます。
  - ※IDごとに異なるメールアドレスの設定が必要です。
- 契約者が未成年の場合、みるプラスはご利用いただけません。
- 成人向け番組および視聴年齢制限のある番組の視聴制御を希望される場合は、アカウント管理ページおよびみるプラス用マイページよりお客さまご自身で設定することができます。
- 成人向け番組については暗証番号が必要となります。この暗証番号は、みるプラス画面の「お知らせ・設定」メニューより設定変更ができます。初期設定では「0000」の4ケタの数字で記憶されています。暗証番号変更後に暗証番号をお忘れの場合は、ケーブルテレビ品川お客さまセンターまで契約者ご本人さまよりお問い合わせください。
- 月額固定料金のバックや一部の番組によっては、別途みるプラスの画面から、お申し込みが必要なものもあります。
- 1ヵ月の番組購入金額に上限金額を設けています。視聴できなくなりましたら、お客さまセンターまでご連絡ください。

### ■利用環境について

- PCでご利用の場合
  - Silverlightのインストールが必要となります。
  - Windows:Internet Explorer
  - Mac:Safari
  - ※上記以外のブラウザはサポート対象外となります。
- スマートフォン・タブレット・Android TVでご利用の場合
  - GoogleアカウントもしくはApple IDを使用し専用アプリケーションのダウンロードが必要となります。通信料金は別途かかりますのでご了承ください。
- Android TV以外のTVでご利用の場合
  - ・みるプラス対応のHit Potが必要となります。

### ■接続するインターネット回線について

- 無線接続の場合
  - 無線LANルータのSSIDやパスワードの情報が無いと、みるプラス対応Hit Potをインターネットに接続できませんので、設置作業時までに必ずご用意ください。(不明時は、みるプラス対応Hit Potを設置できない場合があります。) また、お客さま宅内の無線LAN-環境により、みるプラス対応Hit Potの動作が不安定になる可能性があります。通信ONUあるいはケーブルモデムの設置場所を変更させていただく場合があります。
- 有線接続の場合
  - ルータに空きLANポートが1つ必要となりますので、ご注意ください。ルータとみるプラス対応Hit Potを接続するためのストレートタイプの有線LANケーブルをご用意ください。(クロスタイプの有線LANケーブルはご利用いただけません。)

### ■接続テレビのHDMI端子の空きについて

- 空きが有る場合
  - みるプラス対応Hit Potの動作状況によっては、テレビに接続している他機器の入力端子位置を変更させていただく場合があります。また、みるプラス対応Hit PotをHDMI接続した場合でも、テレビの機種によりテレビ自動電源起動などの一部機能に制限が出る可能性があります。
- 空きが無い場合
  - みるプラス対応Hit Potを接続するために、テレビに接続している他機器の接続を外させていただくことに同意ください。もし、HDMI端子以外での接続希望の場合は、お客さまにてセレクター/変換器などを購入し、ご注意ください。セレクター/変換器などを経由してテレビにみるプラス対応Hit Potを接続した場合は、テレビ自動電源起動などの機能は利用できません。

## 3.請求について

- テレビジョンサービスの月額利用料とは別に、みるプラスの番組購入費がかかります。
- 番組を購入した料金は、月単位でまとめてのご請求となります。
  - ※過去に遡って、ご利用料金を請求する場合があります。
- みるプラスのご利用料金については、ご契約時に記載のお支払い方法に基づきご請求させていただきます。ご利用者とお支払いの方が異なる場合、ご利用者はまず、お支払いをなさる方へご相談のうえお申し込みください。

# インターネットサービスに関する事項

# ■ ケーブルテレビ品川

インターネットサービスに関する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

## 1.お客さまにてご用意していただくもの

- 1 ●当社の標準工事は通信ONUまたはケーブルモデムの設置までとなります。パソコンや、スマートフォン、タブレット、ソフトウェア、その他周辺機器等のご用意・接続設定はお客さままでご対応ください。
  - ※[しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース]については、LANケーブルを当社にてご用意いたします。

- ケーブルテレビ品川でお渡すもの「しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース」のみ、LANケーブル(CAT6a)ストレートケーブル1本
  - ※上記以外のコースで必要な場合は、お客さまにてご用意ください。
  - ※LANケーブルは、付属品のため長さの指定はできません。

### ■有線にて接続を予定している方

- 接続予定のパソコンやゲーム機にLANアダプター(LANケーブルの差し込み口)が内蔵しているかについては、ご使用の機器の取扱説明書をご確認いただくか機器メーカーにお問い合わせください。

- LANケーブルをお客さまにてご用意する場合は、「しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース」はCAT6a以上、それ以外のコースはCAT5e以上のストレートケーブルをご用意ください。



### ■無線LANで接続を予定している方

- 接続予定のパソコンやゲーム機に無線LANアダプター(無線LANの受信機能)が内蔵しているかについては、ご使用の機器の取扱説明書をご確認いただくか機器メーカーにお問い合わせください。
- 通信ONUおよび無線LAN内蔵ケーブルモデムは、IEEE802.11a/b/g/n/ac規格対応となります。
- 無線LAN環境により、機器の設置場所の変更など電波状況の改善が必要な場合があります。

## 2.ご利用にあたって

- 最大通信速度は、規格上の最高速度です。ベストエフォート型サービスのため、回線の混雑状況、利用する通信機器や宅内環境等の様々な要因により実際の通信速度が変動するサービスであり、一定の速度を保証するものではありません。

### 【通信速度を変動させる要因】

- 1.お客さまのご利用環境(無線LAN環境や接続機器の仕様など)
  - 2.ケーブルテレビ品川IP網内の混雑状況
  - 3.ケーブルテレビ品川IP網外(インターネット)の混雑状況 など
- ※下り/上りの通信速度は、非対称となります。特に無線LANを使用しインターネットに接続する場合、無線LANの規格や環境によって大幅に速度が低下することがあります。
- ※実効速度は接続機器と使用状況によって異なります。なります。

- しながわ光 ホームタイプの速度「10ギガコース」の場合、通信ONUの有線LANポートの技術規格上の伝送速度は10Gbps対応で1台接続可能です。1000Mbpsでは複数台接続可能です。無線LANの技術規格上の最大伝送速度は6.9Gbps対応です。
  - ※接続台数、最大伝送速度は設置するONUの機器によって異なります。

- 「しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース」の推奨環境
  - 有線接続の場合、CAT6a (10GBASE-T)以上のLANケーブル、10G BASE-TのLANポート搭載の端末、無線接続の場合はIEEE802.11ac (Wi-Fi5)以上搭載の端末までご利用を推奨いたします。

### ■接続とIPアドレス

- お客さまがインターネットの接続を開始される前に、IPアドレスが割り当てられ、接続が許可されます。
    - ※[IPアドレス]とは、パソコンなどの通信機器がインターネットに接続する時に必要とする識別番号(=インターネット上の住所)です。
- サービスごとに割り当てられるIPアドレスは以下の通りとなります。

サービス品目	配布されるIPアドレス
しながわ光 ホームタイプ	通信ONU 1台に対し、標準でプライベートIPv4アドレス、IPv6アドレスを提供します。※1
しながわ光 マンションタイプ	ケーブルモデム1台に対し、標準でプライベートIPv4アドレス、IPv6アドレスを提供します。※1 ※2 ※3

サービス品目	配布されるIPアドレス
かつびメガ300 かつびワイド かつびプラス かつびジャスト	ケーブルモデム1台に対し、標準でプライベートIPv4アドレスを提供します。※1

※1. プライベートIPv4アドレスを、グローバルIPv4アドレスの提供へ変更することもできます。グローバルIPv4アドレスとプライベートIPv4アドレスは同時にご利用できません。

※2. 30メガコース以下ではIPv6アドレスの提供はありません。

※3. ケーブルモデムによってはIPv6アドレスを提供できない場合があります。

- 固定IPアドレスのご提供は行っておりません。あらかじめご了承ください。
- インターネットへの公開を目的としたサーバの設置に関しては一切サポートいたしかねます。

### ■通信の制限

- 一般的に想定される個人のご利用を著しく上回る通信について、他のお客さまの通信やケーブルテレビ品川の設備に甚大な影響が確認された場合、その通信を制御させていただく場合があります。

- メール受信の制限
  - お客さまに送信される電子メールの送信元(ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等)が虚偽、実在しない、制限する必要がある、と当社が判断した場合、当該電子メールの受信を拒否または配信を遅延させる場合があります。

- メール送信の制限
  - 当社提供のメールアドレスを用いたメールサービスについては、海外からのメール送信が制限されています。「お客さま専用ページ」より設定いただくことで、一定期間制限を解除することが可能です。

- ホームページ等閲覧の制限
  - お客さまが閲覧しようとするホームページ、画像、または映像等が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページのアドレスリストの内容に合致した場合、当社は、それらの閲覧を制限します。

- 当社では当社以外のメール送信サーバを利用したメール送信に制限「OP25B (Outbound Port25 Blocking)」を設けています。制限を回避するためには、利用したいメール送信サーバで「サブミッションポート(Port587)」をご利用ください。

### ■メールの仕様

- メールサーバに着信したメールの保存容量制限はありません。
- メールサーバに着信したメールの保存期間は4週間です。4週間を過ぎたメールは自動的に削除されます。
- メール送信1通あたりの容量は20MBまで、メール受信1通あたりの容量は128MBまでとなります。

### ■その他注意事項

- ケーブルテレビ品川へ回線切り替え後、メールの送受信に不具合が発生した場合は、設定の変更または契約の確認が必要となります。設定の変更については、ご利用のメールアドレスのプロバイダにお問い合わせください。
- 通信ONUのUSBポートのご利用はサポート対象外となります。外部機器へ保存するデータ等の保証はできません。

## 3.設定のご案内

- 説明書
  - パソコンへの接続やパソコン上での各種設定方法につきましては、工事の際にお渡しする冊子をご参照ください。メールアドレスやインターネットオプション等の設定に関しては、工事の際にお渡しする「お客さま専用ページ」簡易マニュアルをご参照ください。
  - ※メールアドレス(@の左側)は3~20文字、ホームページアドレス(URL)は3~8文字、いずれも英数小文字と「(ハイフン)」「\_」(アンダーバー)をご利用いただけます。なお、文字列の先頭末尾には「[ ]」はご利用になれません。
- 電話サポート
  - インターネットサービスの接続設定方法および、ブラウザ・メールなどの設定方法に電話でお答えするテクニカルサポートセンターをご用意しております。テクニカルサポートセンターの電話番号については、工事の際にお渡しする冊子でご案内しております。
- 出張サポート[有料オプションサービス]
  - パソコンなどの機器の接続設定に自信のない方はお申し込みください。
  - ※出張サポートを行う際、作業前に「作業代行承諾書」にご記入いただけます。

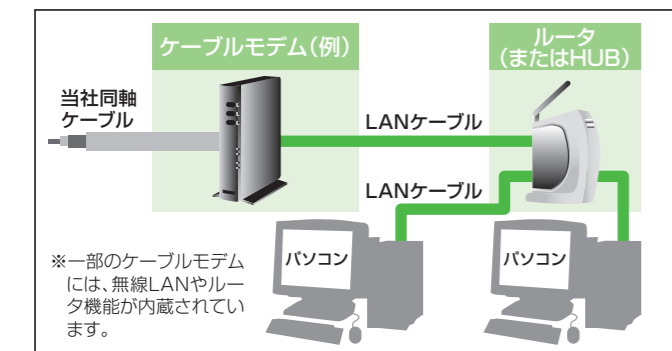
# インターネットサービスに関する事項

インターネットサービスに関する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

- 通信ONUまたはケーブルモデム設置日より数日後の作業となります。[OS・アプリケーション・機器等が正常動作する]パソコンなどの端末であることが前提です。修復・再インストール等が必要な場合は、別途費用が発生し、また作業ができない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ケーブルテレビ品川とことんサポートに加入した場合の料金については、『ケーブルテレビ品川サービス料金表 安心安全サービス』をご確認ください。
- LAN配線工事等一部承ることのできない作業があります。
- 内容により作業中にデータの破損、消失等が起きる可能性がありますので、バックアップをとられることをおすすめいたします。
- ご注意事項  
ご利用のパソコンなどの機器のOSが提供元サポート終了のOSの場合、インターネットに接続するとすぐにウイルスなどに感染してしまうおそれがありますので、必ずルータをご利用ください。  
※当社のケーブルモデムの一部および通信ONUにはルータ機能が搭載されています。

## 4・複数台のパソコンなどの機器をご利用になる場合

- インターネットサービスを複数台のパソコンなどの機器でご利用になる場合、複数台の通信ONUおよびケーブルモデムを設置しなくてもLANケーブルまたは無線LANで接続することが可能です。
- 通信ONUやケーブルモデム1台に対して複数台のパソコンなどの機器を接続しても、当社設置機器の台数に応じて料金が発生するため、月額利用料は変わりません。
- プライベートIPv4アドレスをご利用の場合、インターネット上のオンラインゲーム等のアプリケーション・コンテンツによってはその動作が不安定になる場合があります。



- ケーブルモデムが無線LANルータ機能を内蔵していない場合**  
●複数台のパソコンなどの機器でインターネットをご利用になる場合、ケーブルモデムとパソコンなどの機器の間に「ルータ」を設置、接続する必要があります。
- LANポートの数が足りない場合**  
●通信ONUまたは無線LAN内蔵ケーブルモデムを設置している場合で、LANケーブルで接続する機器の台数が多い場合は、通信ONUまたは無線LAN内蔵ケーブルモデムとパソコンなどの機器の間に「HUB(ハブ)」を設置、接続することでさらに多くの機器を接続できます。  
※LANポートの数は機種によって異なります。
- 他社プロバイダで複数台のパソコンなどの機器をインターネットに接続されていた場合**  
●**ルータを使用されていた場合**  
●ルータの設定変更が必要な場合があります。ルータの取扱説明書をご確認ください。
- HUBを使用されていた場合**  
●通信ONUまたは無線LAN内蔵ケーブルモデムからLANケーブルで接続することで、引き続きご利用いただけます。
- 無線LANルータ内蔵のモデムなどから無線LANで接続されていた場合**  
●接続するパソコン、タブレット、スマートフォンなど機器の設定変更が必要になります。接続先の変更方法についてはパソコン、タブレット、スマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

- 通信ONUまたは無線LAN内蔵ケーブルモデムに、市販の無線LANルータを接続してご利用の場合は、市販の無線LANルータのルータ機能(NAT機能)を無効(APモード・ブリッジモード)にしてご利用ください。

- ※通信ONUおよび無線LAN内蔵ケーブルモデムには、無線LANルータ機能(Wi-Fi機能・NAT機能)が搭載されています。機器の仕様上、NAT機能は無効にすることはできません。
- ※通信ONUまたは無線LAN内蔵ケーブルモデムに、市販の無線LANルータを接続する場合、IEEE802.11b/g/nの規格で電波干渉が発生する場合があります。
- 無線LANの電波状況が良くない場合など、無線LAN中継器を設置することで接続環境を改善できる場合があります。なお、無線LAN中継器を使用する場合、当社は一切責任を負いかねます。

## 5・オプションサービス

- ご加入後「ケーブルテレビ品川ホームページ 契約内容のご変更(https://www.cts.ne.jp/support/contract\_change/)」よりお申し込みください。  
※IPアドレス種別選択および「ホームWi-Fi」については、ケーブルテレビ品川お客さまセンターへお問い合わせください。

オプションサービス名	月額利用料(税込)
メールウイルスチェック	無料
迷惑メールチェック	無料
追加メールアドレス	1つあたり月額330円
追加メーリングリスト	1つあたり月額330円
追加ホームページURL	1つあたり月額330円
追加ホームページ容量	50MBあたり月額330円
IPアドレス種別選択※3	無料
ホームWi-Fi※1 ※2 ※3 ※4	ご利用1台あたり月額264円

- ※1.「かっとびメガ300」「かっとびワイド」およびしながわ光 インターネットサービスでは基本サービスに含まれます。
- ※2.「ホームWi-Fi」申込時、解約時ケーブルモデム交換が必要となる場合、別途費用が発生することがあります。
- ※3.「かっとびメガ300」「プライベートIP」「ホームWi-Fi」は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。
- ※4. サービス品目「かっとびプラス」および「かっとびジャスト」の場合、料金が発生します。

## 6・みるプラスについて

- しながわ光 インターネットサービスをご利用の場合、「みるプラス 見放題パックプライム」月額1,026円(税込)をお申し込みいただけます。詳しくは、「テレビジョンサービスに関する事項(みるプラス)」をご覧ください。

# 電話サービスに関する事項

## 1・サービス名称・[区分]

ケーブルプラス電話・[IP電話サービス]

## 2・本サービスを提供する会社

JCOM株式会社(以下「JCOM」)  
ただし、電話番号の設定および緊急通報(110/118/119)についてはKDDI株式会社(以下「KDDI」)

## 3・お問い合わせ先

- お電話でのお問い合わせ先 ▶0120-559-470  
受付時間/9:30 ~ 18:00
- メールでのお問い合わせ先 ▶cts-info@cts.ne.jp
- ケーブルテレビ品川のサービス案内ページ ▶www.cts.ne.jp/

■故障受付の電話番号は、ご利用開始後にKDDIより発送される封書・ハガキに記載しております。

## 4・ご留意事項

- ①サービスについて  
●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。  
●記載の内容は2025年1月1日現在の情報です。
- ②請求についてのご注意  
●本サービスのご利用料金はお申し込みいただいた株式会社ケーブルテレビ品川から請求させていただきます。  
●本紙の表示額は全て税込価格です。消費税の計算方法は、株式会社ケーブルテレビ品川の定める方法となります。  
※国際オペレーター通話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- ③個人情報のお取り扱いについてのご注意  
●KDDIおよびJCOMが本サービスのお申し込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用いたします。本サービスのお申し込みに際して取得する個人情報につきましては、株式会社ケーブルテレビ品川の「個人情報の取り扱いについて」に定める目的に利用することとします。
- ④au IDについて  
●ケーブルプラス電話のお申し込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDをKDDIが払い出します。au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDIの「au ID利用規約」によります。
- ⑤その他  
●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

## 5・サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用可能です。詳細については[番号ポータビリティをご利用の場合]をご確認ください。
- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。
- 本サービスはISDNをご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません(携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください)。

## 6・契約・お申し込みについて

- このお申し込みによる契約は、KDDIおよびJCOMのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申し込みを受付した場合でもKDDIまたはJCOMの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 緊急通報システム、福祉電話、ホームエレベータの利用**  
●ケーブルプラス電話は、停電時およびメンテナンス・障害発生によりご利用ができなくなる場合があります。
- 電話回線が途切れることで重篤な問題が発生する可能性のある設備

- (ホームエレベータ・緊急通報システム等)に接続される場合のご利用はお勧めいたしません。
- 現在、110番、119番非常通報装置(注1)、または緊急通報等を行う自動通報装置(電話機)(注2)をご利用のお客さまは、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申し込みいただけません。  
(注1)非常ボタン等を押すことにより110番(警察)、119番(消防)へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。  
(注2)主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申し込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

## 7・緊急通報(110/118/119)について

- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)に通知されます(一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

## 8・電話番号の継続利用について

**重要** NTTでご利用中の電話番号を継続してご利用希望の場合、ご確認ください。

- [番号ポータビリティをご利用の場合]**  
●本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ(※)を利用することができます。  
※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社(以下「事業者」)を変更しても同じ電話番号を継続して利用できるようにする取扱いです。
- KDDIおよびJCOMグループ会社以外の事業者(以下「他事業者」といいます)から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了(NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約)となります。他事業者への手続きはKDDIが行いません。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者(以下「移行元事業者」といいます)より連絡がある場合があります。  
※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費3,000円(税込3,300円)が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。  
※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。
- 移行元事業者による電話番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります。その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。
- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間に必要に応じて共有することがあります。
- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者(名義人)の同意を得た上でお申し込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。  
・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中の0ABCで始まる番号(A、B、Cは0以外)であること。  
・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと(ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります)。

# 電話サービスに関する事項

重要説明事項

※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。

- ピンク電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 移行元の電話サービスで利用していたADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行なってください。
- ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問合せください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA（ターミナルアダプタ）はご利用いただけません。
- NTT東日本加入電話、INSネット64の休止の場合、NTT東日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度NTT東日本をご利用の際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票が送付されることはありません。
- NTT東日本加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合は更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス（株）（連絡先：0120-255-805）へご連絡ください。またNTT東日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申し込みいただく前に、必ずNTT東日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTTへの返却）」をご連絡ください。

## 【ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの同番移行の場合】

**KDDI（ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービス）でご利用中の電話番号を継続してご利用希望の場合、ご確認ください。**  
※ホームプラス電話への再契約はできません。

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。
- ※同番移行とは、JCOMの電話サービス（本サービス/ケーブルプラス光電話）、JCOMグループの電話サービス（J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり）またはKDDIの電話サービス（ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」）でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- ※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込みください。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。  
・ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE

ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続ができない場合があります）。  
※同番移行ができない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

## 9・本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください）。
- [0088]等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。  
※[0088]等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

通信機能・サービス	
ISDN G4 FAX通信/スーパー G3 FAX通信	ユーザー間情報通知 (UUI) パケット通信
通話機能・サービス	
プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付きインターフォン (ドアフォン)
電話番号に関する機能・サービス	
i-ナンバー	代表組み ダイヤルイン

KDDI又は他社が提供する機能・サービス	
ADSLサービス マイラインサービス (マイライン・マイラインプラス) お申し込み電話番号に付随する各種割引サービス	Biz FAX

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス	機能サービス
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針 セキュリティサービス ダイヤルアップによるインターネット接続 その他モデム通信
	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問い合わせください。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。  
※FAXは概ねご利用いただけます。

## 10・104番号案内

- 104番号案内をご利用いただけます。

## 11・ご利用料金

### 【料金に関するご注意】

- 本サービスのご利用料金はお申し込みいただいた株式会社ケーブルテレビ品川から請求させていただきます。  
※国際オペレーター通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社ケーブルテレビ品川の定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行った場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額（※）をご請求させていただきます。  
※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リ

レーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なる場合があります。

- 実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社ケーブルテレビ品川が設定する工事費等がかかる場合があります。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

### 【月額利用料】

a.基本料	1,463円
-------	--------

b.その他料金	220円
---------	------

注) 通話明細はJCOMよりご契約者に送付させていただきます。

### 【通話料】

種別	通話料
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話向け通話、ホーム電話向け通話、J:COM PHONE プラス、J:COM PHONE ひかり、J:COM PHONE向け通話 注1)	無料
国内加入電話向け通話	市内通話 8.8円/3分 県内市外通話 注2) 8.8円/3分 県外通話 注2) 16.5円/3分
国際通話 注3)	ダイヤル通話 例: アメリカ本土宛9円(免税)/1分 フィリピン宛35円(免税)/1分 中国宛30円(免税)/1分
携帯電話向け通話	au/UQ mobile宛 注4) 17.05円/1分 上記以外宛 17.6円/1分
IP電話向け通話	11円/3分
特別番号への通話	時報(117) 8.8円/3分 天気予報(177) 市内・県内市外8.8円/3分 県外16.5円/3分 番号案内(104) 注5) 220円/案内 電報(115) アルティウスリンク株式会社設定料金 注6) 災害用伝言ダイヤル(171) 8.8円/1分 行政1XYサービス(188・189) NTTコミュニケーションズ設定料金 ナビダイヤル(0570-) NTTコミュニケーションズ設定料金

注1) [J:COM PHONE プラス][J:COM PHONE ひかり][J:COM PHONE]はJCOM株式会社のグループ会社が提供する電話サービスです。  
注2) 県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。  
注3) その他の国・地域、オペレーター通話の通話料についてはお問い合わせいただくか、JCOMのホームページ(https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/)をご確認ください。  
注4) 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ(https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges/)をご確認ください。  
注5) 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録いただけます。  
注6) アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。

### 【ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料】

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただきます。

※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照ください。(ユニバーサルサービス料: http://www.tca.or.jp/universalservice/、電話リレーサービス料: https://www.tca.or.jp/telephonerelay\_service\_support/)  
※ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、次のURLをご参照ください。  
ユニバーサルサービス料に係るもの: https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/、電話リレーサービス料に係るもの: https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/

### 【手続きに関する料金】

#### a.初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

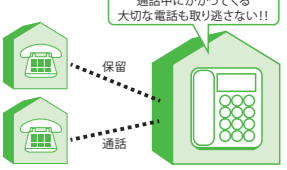
#### b.その他料金

番号変更	1手続きあたり2,200円
------	---------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

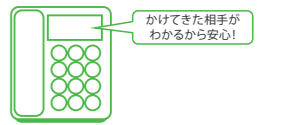
### 【オプションサービス利用料】

- 割込通話**  
通話中に別の相手から着信があった場合に、最初の通話を保留にし、後からかけてきた相手と通話ができるサービスです。



月額利用料	330円
-------	------

- 発信番号表示**  
ご利用の電話機などが発信番号表示対応の場合、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。



月額利用料	440円
-------	------

- 番号通知リクエスト**  
電話番号を通知しないでかけてきた相手に、「電話番号の前に186をつけておかけ直しください」という音声ガイダンスを流して、電話番号の通知を要求するサービスです。



月額利用料	220円
-------	------

- 割込番号表示**  
ご利用の電話機が割込番号表示対応の場合、通話中に別の相手から着信があったときに、後からかけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。

月額利用料	110円
-------	------

- 迷惑電話撃退**  
迷惑電話撃退の登録を行った電話番号から着信があった場合、発信者に対して「電話を受けることができない」ことを告げるガイダンスを流し、着信を拒否するサービスです。

月額利用料	770円
-------	------

- 迷惑電話自動ブロック**  
トビラシステムズ社の迷惑電話番号リストを活用し、詐欺や勧誘といった迷惑電話の着信を自動的に拒否するサービスです。また、電話機からの操作により、直前の通話に対して、お客様ご自身で個別に着信拒否の登録・解除が可能です。「My au」をご利用いただくことにより、着信や拒否の履歴を確認したり、拒否・許可の設定を変更できます。

月額利用料	330円
-------	------

- 着信転送**  
ご契約回線に着信があった場合に、あらかじめ設定した転送先に通話を接続するサービスです。

月額利用料	550円
-------	------

- 番号通知設定**  
「通常通知」「通常非通知」の設定が行えます。変更手続き費用は無料です。

月額利用料	無料
-------	----

# 電話サービスに関する事項

## ●移転番号アナウンス

ご移転で電話番号が変更になった場合、旧電話番号へかけてきた相手に新しい電話番号をアナウンスするサービスです。

月額利用料	無料
-------	----

## ●プッシュ信号(プッシュ回線)

標準サービスとして提供します。短縮ダイヤル機能はありません。

月額利用料	無料
-------	----

## ●国際不取扱

国際電話の発信を規制する機能です。

月額利用料	無料
-------	----

## 【オプションサービスご利用上の注意】

### ●発信番号表示

・かけてきた相手が発信者番号を通知している場合のみ表示します。  
・国際電話、公衆電話、表示圏外となる通話など、電話番号を通知できない通信では表示されません。

### ●番号通知リクエスト

・「発信番号表示」のお申し込みが必要です。  
・国際電話、公衆電話、表示圏外となる通話など、電話番号を通知できない通信では表示されません。  
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみサービスの開始/停止を設定することができます。  
・「番号通知リクエスト」お申し込み時の機能はOFFになっています。ケーブルプラス電話ご契約回線から148をダイヤル後、ガイダンスにしたがって機能を有効にしてください(通話無料)。再度機能を停止(または再開)する場合も148をダイヤルしてください。  
・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。

### ●割込番号表示

・「割込通話」と「発信番号表示」の申し込みが必要です。  
・かけてきた相手が発信者番号を通知している場合のみ表示します。  
・国際電話、公衆電話、表示圏外となる通話など、電話番号を通知できない通信では表示されません。

### ●迷惑電話撃退

・2022年2月16日をもって、申込受付を終了しています。  
・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。  
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。  
・31件目の登録をすると、1件目に登録した電話番号の着信拒否設定が解除されます。

### ●迷惑電話自動ブロック

・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。  
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。  
・31件目の登録をすると、1件目に登録した電話番号の着信拒否設定が解除されます。

### ●着信転送

・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。通信機器の種類によっては、本サービスをご利用いただけない、または設定の変更が必要となる場合があります。  
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。  
・転送先には次の番号を設定できません。110番や104番などの3ケタの番号、0120-・・・、0800-・・・、050-・・・、(一部の番号)・・・、00△△で始まる番号など、#ダイヤル、伝言ダイヤル、国際電話の番号  
・携帯電話番号へ転送する場合、携帯電話番号の前に事業者識別番号(0077など)をつけて登録することはできません。  
・通常の通話に比べ、転送する場合には電話をかけられた方から転送先につながるまでに多少の時間がかかります。  
・発信者から転送元までの部分と、転送元から転送先までの部分で、通話料が別々にかかります。(ケーブルプラス電話では後者の通話料がかかります。前者は発信者のご負担となります)。  
・転送された電話を、転送先においてさらに別の転送先に転送する場合には、通話品質を保証いたしかねます。(正しく接続できない場合がございます)転送先から別の転送先までの通話料は、転送先のご負担となります。  
・転送先の電話機には、発信者の電話番号が表示される場合があります。  
・「着信転送」には、無条件転送・話中転送・スケジュール転送の3つがございます。いったん転送元のベルを鳴らしたあとに転送する「無応答時転送」、いったん受けた電話を、簡単な操作で別の電話番号へ転送する「応答後転送」の機能はございません。

・2019年11月19日以降、My auからのお申込みはできません。株式会社ケーブルテレビ品川へご連絡ください。また申込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

### ●お客さまにて設定等が必要なサービス

・下記「○」のついた回線・ページで設定いただけます。

		ケーブルプラス電話	その他電話*1	My au	au電話
番号通知リクエスト	停止・再開・開始	○	×	×	×
迷惑電話撃退	直前に着信した番号を登録	○	×	×	×
	番号を登録	×	×	○	×
迷惑電話自動ブロック	直前に着信した番号を登録	○	×	×	×
	番号の登録・設定変更	×	×	○	×
	着信履歴の確認	×	×	○	×
着信転送	転送先の登録・開始・停止・変更・確認	○	○	○	○
	スケジュール転送	×	×	○	×
	暗証番号の変更	○	○	○	○

\*1 プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。

\*EZwebのMy auはご利用頂けません。

## 【割引料金】

**重要** auケータイをご利用のお客さまは、月額利用料・通話料がお得になります。条件等ご確認ください。

### ①auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)

\*auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります。

概要	内容
概要	JCOMIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話*1のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ①auひかり 電話サービス*2・auひかり ちゅら電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス・コミュファ光電話*2への国内通話 ②au携帯電話およびJCOMIが指定する携帯電話サービス*3 (以下あわせて「au携帯電話等」)への国内通話(au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。) ※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※JCOMIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*3があった場合、あらかじめ届出が必要で、届出されていない場合、本割引の対象外となります。 *1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものを含みます。 *2 付加サービスの050電話サービスを含みます。 *3 UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 *4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金月の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社ケーブルテレビ品川に通知されることについて、承諾していただきます。

### ②オプションお得パックについて

概要	内容
概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額1,430円を、759円に割引します(オプションお得パック)。 ※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。

### ③迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

概要	内容
概要	迷惑電話自動ブロックのご利用開始月(注)の翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料330円(②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額759円)から330円を割引します。 注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。(11・ご利用料金 [料金に関するご注意]参照)

## 12・宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、株式会社ケーブルテレビ品川が設置する宅内機器をJCOMIが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。

- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間がかかったり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際は株式会社ケーブルテレビ品川が交換・修理対応をいたしますが、お客さま責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。
- ケーブルプラス電話用宅内機器には「EMTA (同軸ケーブル用)」と「ターミナルアダプター(光ファイバーケーブル用)」があります。  
【ターミナルアダプター(光ファイバーケーブル用)について】
- ターミナルアダプターは、通信ONUに接続されます。
- ターミナルアダプターは、通信ONU 1台につき1台のみ接続が可能です。
- 通信ONUには無線LAN機能がついていますが、「しながわ光 インターネットサービス」のご契約がない場合にはその機能はご利用できません。

## 13・本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはケーブルテレビ品川お客さまセンター[0120-559-470/9:30~18:00]にお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり 電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社ケーブルテレビ品川へお申し出下さい。
- 宅内機器等については、株式会社ケーブルテレビ品川にて撤去工事を行いません。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続して利用される場合は、事前に、当該他事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。(ご申告いただいてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等(移行可否を含む)については移行先事業者にご確認ください。

## 14・本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社ケーブルテレビ品川(代理店届出番号:C1905884)

別表1 (接続可否)

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス(一部4桁)	104	○	番号案内	
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぼ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送 [JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック [JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト [JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161~167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
188/189	○	行政1XYサービス			

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考		
電話をかける場合	0A0から始まる電話番号	010-	○	国際電話			
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。		
		070-/080-/090-	○	携帯電話			
		0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。		
		0570-	○	ナビダイヤル	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。		
		0800-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。		
		0990-	×	災害募金サービス			
		0077-	○	各種サービス(フリーコール、DODサービス等)			
		0051-0053-1-0053-9-0055-0056-0057-	○	国際オペレーター通話等各種国際電話サービス			
		0077-22-0077-80-0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部			
	00XYの事業者識別番号(KDDI提供)	0053-63-	×	KDDI DODサービスの一部			
		0077-43-	×	KDDI VPネット(仮想専用線サービス)、広域短縮			
		0052-0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部国際料金通知			
		00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信(0088フリーコール等以下に記載のものは除く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。		
		0037-6-0044-0066-0088-	○	0037-6 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール			
		#ダイヤル	×	#4桁の番号	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等		
		電話を受ける場合	他事業者サービスの着信	1XYの3桁番号サービスを使った着信	×	コレクトコール、話中調べ等での着信	
				NTT東西のフリーアクセスの着信先回線としての設定・登録	×		

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

別表2 (ご利用いただけない機能・サービス)

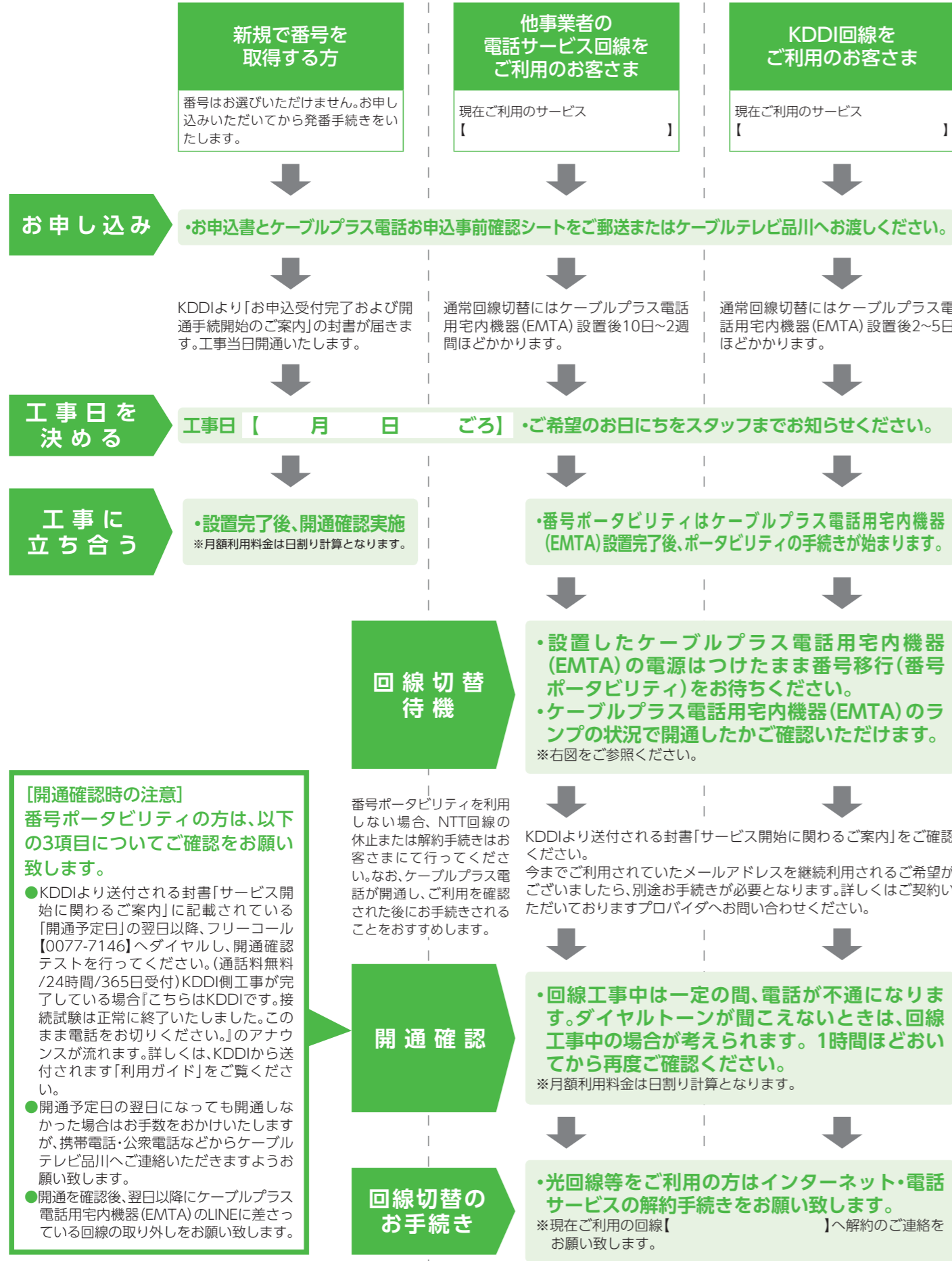
通信機能・サービス	備考	
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスでは、ISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch(1回線)での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU,TA (ターミナルアダプター)を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信(相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする)等はご利用いただけません。
	G4 FAX通信/スーパー G3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信 ユーザー間情報通知(UUI)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 ボイスワープセレクト等	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープの一部機能	JCOMの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発信は利用できなくなりまますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i-ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
JCOM又は他事業者が提供する機能・サービス	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。
	Biz FAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。  
※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルプラス電話 お申し込みから開通までの流れ

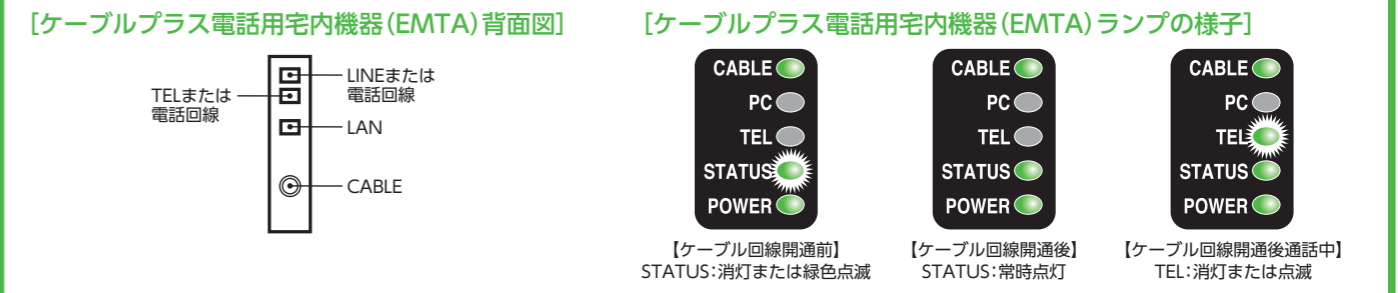
重要説明事項

重要説明事項



**【お申し込み前のご注意】** 以下3項目について現在のご加入先へご確認をお願い致します。  
■電話番号 ■ご契約住所(登録されている住所) ■契約者名(回線名義人)  
●現在契約をされている発信番号表示等のオプションサービスは引継ぎされません。ご希望の場合は新たにご契約ください。  
【NTTの方】NTT休止時に手数料3,300円(税込)がNTT東日本より請求されます。NTT東日本加入電話の利用休止期間は原則5年ですが、お客さまのNTT東日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合は更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本(0120-116-000)にお問い合わせください。

**【お申し込みのご注意】**  
登録情報(回線名義人名やご利用中サービスの情報)は正しい情報でお申し込みいただきますようお願い致します。お申し込み情報に相違がございますと、回線切替にお時間をいただいております。また、その際にご確認の為、ケーブルテレビ品川またはKDDIより連絡をさせていただきます。  
●KDDIより送付される封書「サービス開始に関わるご案内」にはMy auの[au ID][パスワード]と[開通予定日]が記載されています。大切に保管いただきますようお願い致します。  
※新規で番号を取得されるお客さまは「お申込受付完了および開通手続のご案内」にMy auの[au ID][パスワード]と[新しい番号]が記載されています。



**【開通確認時の注意】**  
番号ポータビリティの方は、以下の3項目についてご確認をお願い致します。  
●KDDIより送付される封書「サービス開始に関わるご案内」に記載されている「開通予定日」の翌日以降、フリーコール【0077-7146】へダイヤルし、開通確認テストを行ってください。(通話料無料/24時間/365日受付)KDDI側工事が完了している場合「こちらはKDDIです。接続試験は正常に終了いたしました。このまま電話をお切りください。」のアナウンスが流れます。詳しくは、KDDIから送付されます「利用ガイド」をご覧ください。  
●開通予定日の翌日になっても開通しなかった場合はお手数をおかけいたしますが、携帯電話・公衆電話などからケーブルテレビ品川へご連絡いただけますようお願い致します。  
●開通を確認後、翌日以降にケーブルプラス電話用宅内機器 (EMTA) のLINEに差さっている回線の取り外しをお願い致します。

番号ポータビリティを利用しない場合、NTT回線の休止または解約手続きはお客さまにて行ってください。なお、ケーブルプラス電話が開通し、ご利用を確認された後にお手続きされることをおすすめします。

KDDIより送付される封書「サービス開始に関わるご案内」をご確認ください。今までご利用されていたメールアドレスを継続利用されるご希望がございましたら、別途お手続きが必要となります。詳しくはご契約いただいておりますプロバイダへお問い合わせください。

**【auひかり電話をご利用されており、「auスマートバリュー」が適用されている方】**  
●ケーブルプラス電話開通後、ご利用プロバイダのご解約手続き前に、下記窓口へスマートバリュー適用継続ご希望の旨ご連絡をお願い致します。(auスマートバリュー継続のお手続きがない場合、自動解約となりますのでご注意ください。)  
※KDDI 問い合わせ窓口: au携帯から局番なし157/一般電話から0077-7-111 年中無休 受付時間9:00~20:00

## 1・お客さまにてご用意していただくもの

**重要** 当社の設置・設定作業はIPボックス(サービス専用受信端末)とHDMIケーブルのご用意までとし、接続するテレビ・インターネット環境(有線LANで接続する場合は接続用のLANケーブル)のご用意はお客さまにお願いしております。

### ■HDMI入力端子の空きがあるテレビ

●IPボックスとテレビを接続するため、接続するテレビには「HDMI入力端子の空き」が必要です。  
※HDMI入力端子を保有しているテレビであれば、メーカー等の指定はございません。

●お客さまのテレビにHDMI入力端子の空きがない場合は、設置できないことがあります。また、お客さまの同意をいただき、現在接続している機器を外させていただくことがございます。

●ケーブルテレビ品川ではHDMIセレクターのお取り扱いをしています。  
**[HDMIセレクター販売価格]**

HDMIセレクター 3,850円[税込] (HDMIケーブル1m付) お客さまのテレビにHDMI入力端子の空きがない等、必要な場合は、申込書にご希望の個数をご記入ください。

※HDMIセレクターを経由してテレビにIPボックスを接続した場合は、テレビ自動電源オン機能等は利用できませんので、ご了承ください。

●お客さまのテレビ仕様により、サービスの機能が一部制限される場合がございます。

### ■インターネット回線

●IPボックスが接続するインターネット回線は常時接続が可能な回線に限ります。

※なお、モバイル回線(携帯電話会社の3G・LTE・WiMaxなどの回線の電波を利用して、インターネットに接続することができるサービス)での接続は、データ使用量による通信制限やネットワーク機器の移設および電波状況などにより、安定したサービスの利用ができない恐れがあるため、推奨しておりません。

モバイル回線での接続によるサービス利用をご希望される場合は、あらかじめ上記内容をご了承ください。

●IPボックスは有線LAN・無線LANどちらでも接続が可能です。

●当社が提供するインターネットサービス以外の他社が提供するインターネット回線への接続も可能ですが、当社は他社が提供するインターネット回線の仕様や不具合により、サービスが利用できない場合があっても、補償はいたしかねます。

●お客さまのインターネット回線の仕様により、サービスの機能が一部制限される場合がございます。

### ■LANケーブルまたは無線LANルータ

●インターネット回線とIPボックスの接続には、セキュリティ向上のため、ブロードバンドルータ(無線LAN対応ケーブルモデム、しながわ光用通信ONUを含みます。)を経由してご接続ください。

※ブロードバンドルータから無線接続する場合は、ブロードバンドルータへ接続設定を行う必要があります。有線接続する場合は、LANケーブル(カテゴリ5e準拠モデル)にてご接続ください。

●有線LAN接続する場合はIPボックスを接続するための空きポートを1つご用意ください。

●無線LAN接続する場合は接続に関する情報(SSIDやアクセスパスワード等)が必要となりますので、事前にご用意ください。

## 2・動作環境(接続するインターネット回線)について

### ■無線LAN接続時の仕様

●周波数帯: 2.4GHz/5.2GHz

●伝送規格: IEEE802.11a/b/g/n

●セキュリティ対応:

Open, WEP, WPA (Personal), WPA2 (Personal), Mixed WPA-WPA2 (Personal)

※Open, WEPは推奨いたしません。

### ■通信速度

●サービスの安定性を確保するため、接続するインターネット回線の推奨速度は、下り最大通信速度1Mbps相当以上とします。

なお、3G・LTE・WiMaxなどの電波を使用した回線の通信状況や、無線LANを使用した宅内環境などにより、理論上の速度が出なかったり、通信が切断される場合がありますので、ご注意ください。

●2015年5月時点のサービス内容を元に算出しております。今後のサービス内容に応じて、推奨速度が変更になる場合がございます。

## 3・IPボックス設置環境について

### ■設置環境

●情報配信時にIPボックス内蔵のスピーカーから音声でお知らせをするため、IPボックスの前面に扉がある棚の中等の設置環境は推奨いたしません。IPボックスは、テレビ付近の棚の上にそのまま設置する等の設置環境を推奨します。

## 4・設置・設定作業にあたって

### ■当社で設置するもの

IPボックス本体、ACアダプター、電源ケーブル、専用リモコン(単4型乾電池2個入り)、HDMIケーブル(本体・テレビ接続用)

### ■設置・設定作業

●設定作業時に作業員が無線LANに関する情報(SSIDやアクセスパスワード等)を確認させていただきます。

●無線LANに関する情報(SSIDやアクセスパスワード等)がわからない場合は、IPボックスが設置できない場合がございます。

●お客さま宅内の無線LANの規格や環境によってサービスが安定して利用できない場合がございます。その場合、有線LANでの接続への切り換えが必要となる場合や設置・設定ができない場合がございます。

●正常に動作させるために、お客さまの同意をいただき、お客さま保有のテレビまたはネットワーク機器の設定を変更させていただく場合があります。

●設定変更作業に伴い、発生した不具合に関して、当社では責任は負いかねますので、ご了承ください。

## 5・サービス内容について

### ■特徴

●本サービスでは、毎日定時のお知らせや緊急地震速報・特別警報等の緊急度の高い情報は、他の番組や録画コンテンツ視聴時でも、自動的にテレビ画面が切り替わってお知らせします。テレビの電源がオフでも自動的にオンになります。(テレビ画面が自動的に切り替わっても、録画等には影響しません。)

●降雨アラームや電車の遅延情報等の生活情報は音声でお知らせし、お客さまご自身で切り換えることで、テレビ画面で情報を確認することができます。

●情報が配信される際はIPボックス内蔵スピーカーから音声で再生されます。

※音量は設定画面からお客さまにて設定が可能です。

※設置する環境によっては音が聞こえづらくなる場合がございます。

●当社が配信する画像やお客さま自身が投稿した画像を、テレビ画面で確認することができます。

※お客さま自身が投稿した画像は保存可能枚数を100枚を上限とし、JPEG形式、PNG形式、GIF形式のファイルに限ります。また投稿された画像は適切なサイズに圧縮されます。オリジナルの画像データを保証するものではありません。

### ■配信情報

●緊急地震速報や特別警報等の緊急度の高い情報以外(降雨アラームや電車の遅延情報等)は、お客さまで配信有無の選択や配信レベルの変更が可能です。

●各種情報は、民間気象会社、交通情報提供会社等から提供される情報を、自動的に配信するものです。

※配信する情報内容は予告なく変更する場合があります。

●自治体が配信する情報は、お住まいの自治体によって種類が異なったり配信されない場合があります。自治体からの緊急のお知らせ等、自治体が配信する固有の情報以外は、防災情報、生活情報ともに、すべてのお客さまに配信されます。

### ■テレビ自動電源オン機能や画面の自動切替機能

●お客さまのテレビの仕様によっては、動作しない場合がありますので、予めご了承ください。

●テレビ自動電源オン機能が動作した後、一定時間専用リモコンの操作がなかった場合、テレビの電源を自動オフします。

## 6・ご利用にあたってのご留意事項

### ■インターネットと電源の常時接続維持

●IPボックスとテレビの主電源が常時入った状態かつインターネットに常時接続されている必要があります。

※テレビの電源はテレビのリモコンでオンオフの操作をして、待機状態にしてください。

●インターネット接続関連機器(モデム・無線LANルータ等)も常時電源が入った状態にしてください。

●インターネット回線障害時または停電時はサービスがご利用できません。

### ■利用場所の変更

●IPボックスの登録情報(設置場所住所)の変更が必要です。

### ■IPボックスの取り扱いについて

●IPボックスのセットアップガイドに記載の「安全上のご注意」および「使用上のご注意」をよくお読みいただき、禁止事項、順守事項を守ってご利用ください。

●IPボックスは1日1回不定期に再起動を実施します。(深夜帯を想定)

●IPボックスの分解、解析や、本サービス機器にインストールされているソフトウェアの複製、アンインストール、リバースエンジニアリングまたは逆アセンブル等の行為を行わないでください。

## 7・解約について

●本サービスをご解約される場合、ご利用いただいていた配信情報の設定や画像データ等は全て削除されます。

## 8・免責

### ■システムメンテナンスによるサービス停止

●当社や提携事業者(配信情報の提供会社等)のシステムメンテナンス時は、一部または全てのサービスがご利用できなくなる可能性があります。

### ■サービスの利用制限

●1日1回実施するIPボックスの再起動時、不定期に実施するIPボックスのソフトウェアインストール時はサービスがご利用できません。

※再起動・ソフトウェアインストールは情報閲覧等のサービス利用中であっても、発生する場合があります。

### ■配信情報の保証

●配信する情報内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等によってお客さまが損害を被った場合、一切その責任を負うことができません。

### ■画像データ等の管理責任

●本サービスにより投稿した画像データ等について、当社は一切その責任を負うことができません。

### ■IDおよびパスワードの管理責任

●アルバムマイページを利用するためのIDおよびパスワードの管理、使用について、当社は一切その責任を負うことができません。

### ■ログ情報の取得

●当社ではサービスの運用・管理のため、テレビの電源状態や配信情報の視聴状態等のログ情報を取得します。

### ■緊急地震速報の技術的境界

●配信する情報の内、緊急地震速報については、次のような限界があります。

- 1.直下型地震等震源との距離が近い場合、情報が地震の到達に間に合わない場合があります。
- 2.地震以外の要因によりシステムが作動し、誤報が生じる場合があります。
- 3.震度、到達時間の予測数値に誤差が生じる場合があります。
- 4.気象庁で検知できない地震には作動しません。

### ■天災地変時のサポート対応

●IPボックスの修理・故障等のサポート対応に時間を有する場合がございます。

## 9・お問い合わせについて

●配信情報の設定変更や機器の故障等、ご不明な点は、当社へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

・お電話でのお問い合わせ先: 0120-559-470

受付時間 9:30 ~ 18:00

・メールでのお問い合わせ先: cts-info@cts.ne.jp



# モバイルサービスに関する事項(しながわ データSIM)

モバイルサービスに関する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

## 1・サービス内容について

しながわ データSIMは、NTTドコモのLTEおよび3Gネットワークを利用したデータ通信対応のSIMカードを提供します。

- サービス名称 : しながわ データSIM
- サービス提供者 : 株式会社ケーブルテレビ品川
- サービス内容 : NTTドコモの回線を使用したデータ通信サービス

**重要** 当社は、NTTドコモの回線を使用したデータ通信対応のSIMカードを提供します。お客さまがご利用されるエリアや端末、通信環境、ご利用状況によって、回線速度は異なります。また、ご利用状況によっては通信速度が制限される場合があります。

### ■サービス提供エリアについて

- 利用可能エリアはNTTドコモのXi(LTE)およびFOMA(3G)の利用可能エリアに準じます。
- サービス提供エリア内であっても、建物の中・地下・トンネルなど電波の届きにくいところ、または屋外でも電波の弱いところではご利用いただけない場合があります。

### ■サービス提供速度について

- しながわ データSIMの回線速度は、下り最大150Mbps、上り最大50Mbpsとなり、低速通信時は最大200kbpsとなります。お客さまがご利用されるエリアや端末によって、最大回線速度は異なります。
- お客さまの端末環境含む通信設備やネットワークの混雑状況等により、規格上の最大速度に対して実効速度が著しく低下することがあります。

### ■通信量と通信速度の制限について

- あらかじめ定められた1ヵ月間で利用可能な通信容量を超過した場合は、下り最大200kbpsとなります。なお、利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で1ヵ月間の通信容量を比例換算した通信量が上限となります。
- 動画ファイルの添付、ファイルのダウンロードなど、大量のデータの送受信や、ストリーミング、動画再生などの連続したデータを送受信した場合、通信速度を制限する場合があります。
- その他、ご利用状況により、当該SIMカードを使った通信の速度を制限する場合があります。

## 2・お申し込みの注意事項

### ■お申し込みにあたって

- しながわ データSIMをお申し込みの際は、必ず「しながわ データSIM 契約約款」に同意の上、お申し込みください。
- 新規契約事務手数料として、1契約につき3,733円[税込]がかかります。
- 1契約につきご利用可能な回線数は1回線とし、1個人または1法人につき最大5つの契約を申し込むことができますものとしします。
- お申し込みいただく際は、当社所定の申込書の提出のほか、本人確認書類等の提出が必要となる場合があります。

- [本人確認書類]
- ①運転免許証(運転経歴証明書(要住所記載)、身体障害者手帳(要住所記載)でも可)
  - ②健康保険証(要住所記載) + 住民票(住民票の代わりに住所記載のある公共料金領収証でも可、未成年者に限り学生証も可)
  - ③在留カード(顔写真のあるもの)
    - ※ただし、在留カードは残存日数90日以上のもので
  - ④パスポート(日本国旅券) + 住民票(住民票の代わりに住所記載のある公共料金領収証でも可、未成年者に限り学生証も可)
    - ※住所の記載がされているものは、補助書類は必要ありません。
  - ⑤マイナンバーカード
- [本人確認書類(法人の場合)]
- ①登記簿謄本および代表者の本人確認書類
  - ②印鑑登録証明書および代表者の本人確認書類
    - ※登記簿謄本や印鑑登録証明書はコピー可。(いずれも有効期限内で現住所のあるものとします。)

- 一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申込みがあった場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。
- 当社のテレビサービス、電話サービス、その他のインターネットサービスのいずれかを利用している場合、お電話でお申し込みいただくことができます。

### ■SIMカードについて

- 当社で提供するSIMカードには、次の種類があります。ご利用の端末に

対応するSIMカードの種類をよくご確認のうえ、お申し込みください。なお、当社で提供する端末とセットでお申し込みの場合は、選択する必要はありません。

- 標準SIM (25mm×15mm)
- microSIM (15mm×12mm)
- nanoSIM (8.8mm×12.3mm)

### ■端末について

[当社で提供する端末について]

- 当社で提供する端末の保証期間は、サービス開始日(お客さまへの端末お渡し日/端末配送日)より1年間となります。
- 当社で提供する端末の契約期間は、利用開始日の属する月の翌月から2年間です。契約期間内に解約される場合は、端末解約料がかかります。
- 端末により、ご契約可能な通信容量(月間)は、異なります。
- 端末を宅配でお送りする場合、別途手数料がかかる場合があります。
- 本サービスの申し込み時に限り、しながわ モバイル端末延長保証サービス(保証期間はご利用開始日の属する月から最大37ヵ月間)を申し込むことができます。
- 端末の不具合、故障等に関するお問合せは、しながわ モバイル端末延長保証サービスにご加入されている場合は、申込時にお知らせする延長保証窓口にて、ご加入されていない場合は、各メーカーにお問い合わせください。

[お客さまにて端末をご用意される場合]

- 当社で提供する端末を利用せず、SIMカードのみをお申し込みの場合は、原則、以下の条件を満たしている端末であれば、本サービスのSIMカードのご利用が可能です。ただし、当社では個別の端末の動作確認や検証は承っておりませんのであらかじめご了承ください。また、正常に動作しないなどの問題が発生した場合も、当社では一切の保証をいたしかねます。
- NTTドコモのLTE/3G通信に対応していること
  - ※auが提供している通信端末はご利用いただけません。
- SIMロック等、通信端末に固有の制限がなく、当社のSIMカードの認識が可能なこと
  - ※NTTドコモが提供する通信端末の場合、SIMロックの解除は不要です。
- 本サービスでのAPN等の設定が可能で、当該設定から接続を行えること
- 技術基準に適合した(技適マークの付いた)端末であること

## 3・ご利用にあたってのご留意事項

### ■NTTドコモのサービスについて

- しながわ データSIMではi-modeやドコモメールなどNTTドコモが提供する付加サービスを利用することはできません。

### ■SIMカードの変更と再発行について

- SIMカードの種類を変更する場合またはSIMカードを再発行する場合、手数料として1契約につき3,733円[税込]がかかります。
- SIMカードの変更と再発行によって、当社での手続きが完了してからお客さまのお手元にSIMカードが届くまでの間、当社回線のご利用ができない場合があります。
- 通信容量(月間)を変更する場合、契約変更希望月の前月末日10日前までにご連絡ください。

### ■サービスの休止と再開について

- お客さまからSIMカードの盗難・紛失等により回線ごとに利用の一時中断(しながわ データSIMを一時的に利用できないようにすることをいいます)の依頼があった際、依頼を受付してから一定期間後に完了します。なお、一時中断の依頼を受付後、手続き完了までに生じたご利用料金は、お客さまによる利用であるか否かにかかわらず、お客さまの負担といたします。
- SIMカードの再開を希望する場合についても、依頼を受付けてから一定期間後に完了します。
- しながわ データSIMの利用の一時中断があっても、しながわ データSIMのご利用料金は発生します。

### ■請求について

- 本サービスをご利用可能となった日(SIMカードまたは端末のお渡し日/配送完了日)をご利用開始日とし、ご利用開始日の翌月分より課金を開始します。
- 本サービス以外の当社のサービスのご加入状況により、月額利用料が変更となります。

- 月額利用料の日割り精算は行っておりません。(解約月も月額利用料1ヵ月分がかかります)
- 別途、ユニバーサルサービス料が発生します。
- 解約について
- 解約する場合は、解約希望日の10日前までにお申し込みください。毎月末日付で解約となります。なお、解約申込日にかかわらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。
- 当社で提供する端末をご利用されていた場合、その利用期間に応じ、以下に定める端末解約料がかかります。

**重要** 端末の契約期間はご利用開始日の翌月から2年間です。解約月によって端末の端末解約料が発生しますのでご注意ください。

利用開始月					
34,320円					
1ヵ月目(*)	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目
32,890円	31,460円	30,030円	28,600円	27,170円	25,740円
7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
24,310円	22,880円	21,450円	20,020円	18,590円	17,160円
13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	17ヵ月目	18ヵ月目
15,730円	14,300円	12,870円	11,440円	10,010円	8,580円
19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
7,150円	5,720円	4,290円	2,860円	1,430円	無料

(\*)利用開始月の翌月のことをいいます。

## 4・免責・その他

- 当社で提供するSIMカードには、SMS(ショートメッセージ)機能はございません。
- 当社が提供するSIMカードに登録されている回線識別番号その他の情報をお客さまにより読み出しし、変更し、消去を行ったことにより損害が生じた場合、当社は一切その責任を負うことができません。
- 当社またはNTTドコモのシステムメンテナンス時は、一部または全てのサービスがご利用いただけない場合があります。
- 本サービスは、国外ではご利用いただけません。
- 一部の端末でテザリングができません。
- 一部の端末でアンテナピクトが表示されないまたは「圏外」と表示される場合があります。
- 当社で定める通信量を超過した場合、または連続したデータを送受信した場合における速度制限によって生じた損害について、当社は一切その責任を負うことができません。
- 天災地変時には、修理・故障等のサポート対応に時間を有する場合がございます。

## 東急パワーサプライ でんき重要事項説明

### 1. 電気需給契約のお申し込みと供給開始日について

- お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、適用を希望される契約種別の料金定義書、電気重要事項説明(本書面)、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、東急パワーサプライ指定の様式または東急パワーサプライホームページにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- 申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- 供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライにてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の土日祝を除く3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

### 2. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
- ①過去電力使用量の照会不可
- ②解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
- ③発行ポイントの失効
- ④継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
- ⑤従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可  
例)東京電力エナジーパートナー株式会社の場合:電化上手

### 3. ご契約の内容について

- 契約種別は、従量電灯B・従量電灯C・低圧電力のうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- ただし、お客さまがスマートナイトプラン、EV応援プランをお申し込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。
- 契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として変更はできません。
- お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等について30Aとさせていただきます(従量電灯B)、60Aとさせていただきます(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。
- お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただきますことがあります。
- 契約電流が15A以下の場合等、東急パワーサプライが提供していない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。
- 供給電圧は100V、200V、100Vおよび200Vのいずれかとし、周波数は50Hzとします。
- 低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

### 4. 電源構成・非化石証書の使用について

- 東急パワーサプライは、LNG火力等による電気再生指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100%の電気として供給いたします。
- 電源構成および非化石証書の使用状況については、それらの計画値および実績値を、東急パワーサプライのホームページにて公表する

ことにより、お客さまにお知らせいたします。

### 5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- 毎月のお支払料金は検針期間のご使用量とご契約プランに応じた単価等所定の計算式に基づき算定いたします。

●電気料金は、電気需給約款【低圧】・料金定義書に基づいて計算されます。  
●東急パワーサプライの電気料金は、基本料金、電力量料金(燃料費等調整額を加減します。)、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。  
●燃料費等調整は、原油・LNG・石炭の燃料価格および卸電力取引市場におけるスポット市場価格の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みです。その計算方法と具体的な単価は東急パワーサプライホームページをご覧ください。  
●東急パワーサプライが行う燃料費等調整には上限がございません。

- 電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- 料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間となります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- スマートナイトプラン、EV応援プランは、時間帯別料金制のため、スマートメーターにより時間帯別使用量が計量できることが前提のプランです。スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、計量された使用電力を均等に配分して得られる値といたします。
- 電気使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト(マイページ)にてご確認ください。お客さま専用Webサイト(マイページ)の初期パスワードは、原則として供給開始日までに東急パワーサプライよりお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。

### 6. 電気料金のお支払いについて

- 電気料金のお支払いには、当社が定めるお支払い方法をご選択いただけます。詳しくは当社までお問い合わせください。
- ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、原則として別に定める手数料(110円/月・税込)をご負担いただきます。
- その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から東急パワーサプライに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

### 7. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い

- 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を順守していただきます。それに伴い、東急パワーサプライもしくは送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
- ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などの作業地域の確保
- ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
- ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のた

- めに実施するお客さまの土地・建物への立入り
- ④お客さまの電気のご利用に伴い他の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事をを行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

### 8. 契約期間と契約更新について

- 契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日が属する年度(4月1日～3月31日)の末日までとします。
- ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。

### 9. お客さま希望による契約変更または解約について

- 転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、土日祝を除く3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。当社までご連絡ください。
- 契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

### 10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について

- 東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。
- ①電気需給約款【低圧】によって電気の供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ②お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から転居し、電気を使用していないことが明らかだと東急パワーサプライが判断した場合
- ③支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
- ④その他、お客さまが電気需給約款【低圧】の規定に違反した場合

### 11. 無契約状態となった場合の手続きについて

- お客さまがワーリング・オフを希望される場合や、10.に記載した事由によって東急パワーサプライより契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があります。

### 12. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について

- 東急パワーサプライは、電源の調達状況が変化した場合、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合、託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合など、電気需給約款【低圧】を改定することがあります。その場合、変更内容およびその適用開始日を東急パワーサプライホームページにおいて公表いたします。

### 13. 電磁的交付について

- 東急パワーサプライまたは当社は、電気需給約款【低圧】、料金定義書、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、東急パワーサプライホームページ、電子メール等の所定の電磁的方法により、お客さまに交付いたします。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。
- (1)電気需給契約を更新するとき
- ①供給条件の説明を行う場合:更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること
- ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容  
東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号

- (2)電気需給約款等を変更するとき((3)に定める場合を除く)
- ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合:当該変更をしようとする事項のみとすること
- ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容  
東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
- (3)電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
- ①供給条件の説明を行う場合:変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること
- ②契約締結後の電磁的交付:これを行わないこと

### 14. 東急パワーサプライにおける個人情報の取り扱いについて

- 東急パワーサプライでは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を次に記載した目的で利用いたします。
- 1)東急でんき&ガスをはじめとする東急パワーサプライサービス(以下、「本サービス」といいます)の受付および提供のため
- 2)本サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
- 3)本サービスの情報提供およびお問い合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
- 4)本サービスの料金その他の請求業務を行うため
- 5)エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替え・点検等の保安活動のため
- 6)懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
- 7)契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる東急パワーサプライ、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
- 8)東急グループ各社および本サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
- 9)お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 10)他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
- 11)その他東急パワーサプライの事業と密接に関連する目的に利用するため
- その他のお客さまの個人情報の取扱いに関する詳細は、東急パワーサプライホームページをご覧ください。

#### EV応援プラン 追加説明

- EV応援プランB/Cのお申込みにあたっては、お申込者ご本人または同居家族が電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド車(PHV)を所有または使用されていることもしくはその見込みであることが主たる条件となります。この条件に当てはまらないお客さまは、お申込みいただけませんので、ご了承ください。
- EVやPHVを譲渡された場合など、本プランの条件を満たさなくなった場合には、速やかにご連絡ください。当社において、適切な契約種別に変更させていただきます。
- EV応援プランB/Cの契約期間が通算して5年経過するごとに、お客さまの電気自動車等の所有状況等をご確認させていただきます。
- 上記の確認にご協力いただけない場合には、当社の従量電灯Bまたは従量電灯Cなど、適切な契約種別に変更させていただきます。

# エネルギーサービスに関する事項(東急でんき&ガス でんき)

## 15. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、以下の窓口へお問い合わせください。

【小売電気事業者】

株式会社 東急パワーサプライ お客様センター

(小売電気事業者登録番号 A0069)

一般電話・携帯から 0120-109-708

受付時間: 9:30~18:30

【販売代理店】

株式会社ケーブルテレビ品川

一般電話・携帯から 0120-559-470

受付時間: 9:30 ~ 18:00

## 東急パワーサプライ でんき重要事項説明についての補足事項

### 「3. ご契約の内容について」の補足事項

契約電流が15アンペア以下であるお客さまおよび選択約款が適用されているお客さまを除きます。

### 「6. 電気料金のお支払いについて」の補足資料

- 1) お客さまは、株式会社東急パワーサプライより当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に関わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 2) お客さまは、東急でんき&ガス規約の規定に基づき、遅延利息が生じたときには、その費用を当社に支払う義務を負うものとします。
- 3) 上記(1)および(2)の支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。
- 4) 電気料金等のご請求は、株式会社東急パワーサプライより当社が債権を譲り受けた日以降にご請求手続きを行いますので、ご利用月からご請求月まで2ヵ月程度となる場合があります。

### 「10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について」の補足資料

- ① 料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合
- ② 申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- ③ 当社が東急でんき&ガス規約で定めるIDおよびパスワードの管理規定に違反した場合

# エネルギーサービスに関する事項(東急でんき&ガス ガス) ■ ケーブルテレビ品川

## 東急パワーサプライ ガス重要事項説明

### 1. ガス小売事業者について

- 東急パワーサプライは株式会社CDエナジーダイレクト(CDE) (ガス小売事業者登録番号A0064) との取次契約に基づき、CDEが供給するガスを供給いたします。

### 2. 需給契約のお申し込み

- お客さまが新たにガス需給契約を希望される場合は、あらかじめガス取次約款等(基本約款および適用される個別約款)、ガス重要事項説明(本書面)を承諾のうえ、東急パワーサプライ指定の様式または東急パワーサプライWebサイトにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- お客さまはガス需給契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。なお、東急パワーサプライが必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
  - ① 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること
  - ② CDEが法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
  - ③ 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者からCDEへ提供すること
  - ④ 消費段階における事故が発生した場合には、東急パワーサプライが、CDEを介して一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること

### 3. お申し込みに伴う不利益事項

- 契約先を、他社から東急パワーサプライへ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
  - (1) 現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
  - (2) 現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
  - (3) 現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約に伴い当該特典が失効する可能性があります。
  - (4) 現在のガス需給契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約に伴い当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
  - (5) 現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約に伴い、継続利用期間が消滅する可能性があります。
  - (6) 現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。
  - (7) 現在のガス需給契約を解約することにより、それまでのガス会社では取り扱っていたサービスをご利用いただけなくなる場合があります。例: 検針票の戸別配布、季節的な一時閉栓など

### 4. 契約の成立、加入要件

- ガス需給契約は、お客さまからのお申し込みを、東急パワーサプライが承諾したときに成立いたします。
- 期間の定めのない契約です。
- 東急パワーサプライは、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払状況(東急パワーサプライとその他の契約の料金支払状況を含みます。)その他の状況に鑑み、適当でないと判断した場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
- 東急パワーサプライと電気需給契約を同時にご契約いただいているときのガス需給契約締結の要件は、原則として、次に掲げる事項といたします。
  - ① 電気料金とガス料金を、東急パワーサプライの定める方式により、一括してお支払いいただけること

- ② 電気とガスの契約名義および使用場所が同一であること
- エコ給湯器プラン、床暖房プラン(これらのオプション割を含みます。)にご加入いただく場合は、それぞれのプラン・オプション割に定められた機器をご使用されていることが必要です。また、適用条件やオプションの対象となる機器が設置されているかについてお客さま宅を確認させていただく場合があります。
- 東急パワーサプライとの間でガス需要契約を締結するお客さまに対し、東急でんき&ガスサポートの独自活動として、ガス機器の状況を確認させていただく「ガス機器健康診断」等のご案内をさせていただきます場合があります。

### 5. 使用開始予定日

- 他のガス小売事業者から東急パワーサプライのガス需給契約に変更する場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- 供給開始予定日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は手続きの都合により変更となる場合があります。
- 現在ご契約中のガス小売事業者への解約連絡は東急パワーサプライがお客さまに代わり行いますので、東急パワーサプライの供給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者との契約は解約されます。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の土日祝を除く3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

### 6. ガスご使用量やガス料金の計算方法について

- ガス使用量の検針は一般ガス導管事業者が行い、その使用量をもとに料金を計算します。
- ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日(以下、「検針日」といいます。)の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、契約開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。
- ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m<sup>3</sup>あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。オプション割の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。オプション割には、それぞれの個別約款に定められた割引上限額があります。
- 単位料金は原料価格の変動に応じて毎月調整します。
- <計算方法>  
ガス料金=基本料金+従量料金[単位料金×ガスご使用量]-割引額[(基本料金+従量料金)×割引率]
- ガス料金メニューの料金表及び適用条件については、個別約款およびパンフレットをご確認ください。
- ガス使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト(マイページ)にてご確認ください。

### 7. ガス料金のお支払いについて

- ガス料金のお支払いには、当社が定めるお支払い方法をご選択いただけます。詳しくは当社までお問い合わせください。
- ご利用明細書等の郵送をご希望される場合、別に定める手数料(110円/月・税込)をご負担いただけます。
- その他お客さまがガスを不正に使用した際の違約金等、一般ガス導管事業者から東急パワーサプライまたはCDEに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

### 8. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

- 東急パワーサプライが供給するガスの熱量、圧力及びガスグループは次の通りです。  
[熱量]標準熱量45メガジュール、最低熱量44メガジュール  
[圧力]最高圧力2.5キロパスカル、最低圧力1.0キロパスカル  
[ガスグループ]13A

## エネルギーサービスに関する事項(東急でんき&ガス ガス)

### 9. お客さま希望による契約変更または解約について

- 転居等による解約を希望される場合は、ガスの使用停止日が決まり次第、当社までご連絡ください。このときは、解約を希望される日の土日祝を除く3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- お客さまが同一の需要場所においてガスの契約先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合の解約については、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(当社への解約のお申し出は不要です。)
- そのほかの契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

### 10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について

- 東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、ガス供給契約を解約することができます。
  - ① ガス取次約款等によってガスの供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ② お客さまが、ガス使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、ガスを使用していないことが明らかだと判断した場合
  - ③ 支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払わない場合
  - ④ その他、お客さまがガス取次約款等の規定に違反した場合

### 11. ガス料金改定に関するお客さま承諾について

- 東急パワーサプライは、他のガス小売事業者の料金が改定された場合や、託送約款等の改定または調達費用の変動等により料金改定が必要となる場合、ガス取次約款等を改定することがあります。その場合、新たなガス料金、およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。
- 新たなガス料金をご承諾いただけない場合、新たなガス取次約款等の適用開始日の10日前までに販売代理事業者に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- 解約のお申し出が上記期限までにない場合は、ガス取次約款等の変更をご承諾いただけたものとみなします。

### 12. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- ガス工事をお申し込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置変え等を行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

### 13. 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。CDE又は一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。CDEは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完

全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。

- お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- お客さまは、CDEおよび一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- その他保安について、ガス取次約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

### 14. 託送約款等に定められたお客さまの責任に関する事項

- ガスの使用にあたり、託送約款等に定められる以下の事項について承諾いただきます。
  - ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立ち入ること
  - ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること
  - ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと
- ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送約款等に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

### 15. 精算

- エコ給湯器プラン、床暖房プラン(これらのオプション割を含みます)を適用されるお客さまが、その条件となる機器をご使用されずにガスを使用された場合、東急パワーサプライは、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般プランに基づきガス料金として算定される金額(または適用すべき条件に基づいて算定した金額)と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

### 16. 電磁的交付について

- 東急パワーサプライまたは当社は、ガス取次約款等、ガス重要事項説明(本書面)、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、東急パワーサプライWebサイト、電子メール等の東急パワーサプライまたは当社の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- お客さまは、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。
  - (1) ガス取次約款等を変更するとき(2)に定める場合を除く)
    - ① 供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合:当該変更をしようとする事項
    - ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容  
東急パワーサプライおよびCDEの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
  - (2) ガス取次約款等を変更するときであって、それが法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
    - ① 供給条件の説明を行う場合:当該変更をしようとする事項の概要のみを契約締結前の電磁的交付することなく説明すること
    - ② 契約締結後の電磁的交付:行わないこと

### 17. 個人情報の取り扱いについて

- 東急パワーサプライは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を次に記載した目的で利用いたします。
  - 1) 東急でんき&ガスをはじめとする東急パワーサプライサービス(以下、「本サービス」といいます。)の受付および提供のため
  - 2) 本サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
  - 3) 本サービスの情報提供およびお問い合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
  - 4) 本サービスの料金その他の請求業務を行うため

## エネルギーサービスに関する事項(東急でんき&ガス ガス) ■ ケーブルテレビ品川

- 5) エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替・点検等の保安活動のため
- 6) 懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
- 7) 契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる東急パワーサプライ、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
- 8) 東急グループ各社および本サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
- 9) お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 10) 他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
- 11) その他東急パワーサプライの事業と密接に関連する目的に利用するため
- その他のお客さまの個人情報の取り扱いに関する詳細は、東急パワーサプライWebサイトをご覧ください。

### 18. お問い合わせ先

- 申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、以下の窓口へお問い合わせください。
  - 【販売代理店】  
株式会社ケーブルテレビ品川  
一般電話・携帯から 0120-559-470  
受付時間: 9:30~18:00
  - 株式会社 東急パワーサプライ お客さまセンター  
一般電話・携帯から 0120-109-708  
受付時間: 9:30~18:30
- ガス小売事業者の連絡先  
株式会社CDエナジーダイレクト  
(ガス小売事業者登録番号A0064)  
0120-811-792  
受付時間 平日 9:00~19:00 土日祝日、1/2,1/3 9:00~17:00

### 東急パワーサプライ ガス重要事項説明についての補足事項

#### 「7. ガス料金のお支払いについて」の補足資料

- (1) お客さまは、株式会社東急パワーサプライより当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に関わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- (2) お客さまは、東急でんき&ガス規約の規定に基づき、遅延利息が生じたときには、その費用を当社に支払う義務を負うものとします。
- (3) 上記(1)および(2)の支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。
- (4) ガス料金等のご請求は、株式会社東急パワーサプライより当社が債権を譲り受けた日以降にご請求手続きを行いますので、ご利用月からご請求月まで2ヶ月程度となる場合があります。

#### 「10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について」の補足資料

- ① 料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合
- ② 申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- ③ 当社が東急でんき&ガス規約で定めるIDおよびパスワードの管理規定に違反した場合

#### ガス設備定期保安点検について

- (1) ガス小売事業者の義務として4年に1回以上、お客さまのガス設備の点検および安全に必要な事項を周知することがガス事業法で定められています。
- (2) 点検には、小売事業者(CDエナジーダイレクト)が行うガス消費機器等の調査(「ガス設備定期保安点検」と、一般ガス導管事業者(東京ガ

- ス)が行う「ガス管漏えい検査」の2種類があります。
- (3) ガス設備定期保安点検には、CDエナジーダイレクトから委託を受けた協力会社がお伺いします。実際の訪問日は、事前に「ガス消費機器調査訪問日のお知らせとお願い」によってお知らせします。※ガス管漏えい検査の訪問日等については一般ガス導管事業者(東京ガス)にお問い合わせください。

# 個人情報保護方針

株式会社ケーブルテレビ品川は、有線テレビジョン放送事業者および電気通信事業者として、お客さまの個人を識別できる情報(以下「個人情報」といいます。)の保護および適切な取り扱いが、当社の社会的責務であることと深く認識し、個人情報保護に関するマネジメントシステムを制定し、その適切な実施に努めます。

**1.個人情報の取得・利用・提供**

当社は、個人情報の取得にあたりその目的を明らかにし、個人情報は利用目的の範囲内でのみ使用いたします。また、そのための措置を講じます。

**2.個人情報の適切な管理**

当社は、個人情報(当社が取得し、または取得しようとしている個人情報を含む)を厳格な管理の下で保管します。個人情報(当社が取得し、または取得しようとしている個人情報を含む)への不正アクセス、紛失、改ざん、破壊、漏えいなどを防止するための適切な予防ならびに是正処置を実施します。

**3.法令等の遵守**

当社は、お客さまからご提供いただいた個人情報に関して適用される法令および関連するガイドラインなどを遵守します。

**4.権利の尊重**

当社は、個人情報に関する正確性を確保すると共に個人の権利を尊重し、本人より自己の個人情報に対し、開示、訂正、削除を求められたとき、または問合せ・苦情などが寄せられたときは合理的な期間内でこれに対応します。

**5.継続的な見直し・改善**

当社は、個人情報保護に関する取り組みおよび保護活動をつねに見直し、社会が要請している個人情報保護が適切に実施されるように、個人情報保護マネジメントシステムの継続的な改善に努めます。

**個人情報の取り扱いについて**

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)は、「個人情報保護方針」、個人情報保護法の規定、「放送受信者等の個人情報に関する指針」および「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に従い、放送サービス、インターネット接続サービスの契約等に伴い当社が保有する個人情報の利用目的、取り扱い等について以下のとおりご説明いたします。ご契約にあたっては本内容を必ずお読みの上、お申し込みいただけますようお願い申し上げます。

令和6年4月1日  
株式会社ケーブルテレビ品川  
個人情報管理責任者  
企画部部長 池田 祐一

●**ケーブルテレビ品川加入契約申込書および各種申込書でお客さまにご記入いただく個人情報、および当社が付与する個人情報**  
(1)お客さまにご記入いただく情報
<ご契約者情報>
●氏名
●住所
●電話番号
●生年月日
●携帯電話番号※
●職業※
●性別※
●勤務先名※
●勤務先住所※
●勤務先電話番号※
●メールアドレス※
●申込内容
●NHK団体一括申込選択
●その他加入契約申込書等にご記入いただく事項
(※印は任意に記入する項目です。ご記入いただかなかったお客さまへのご連絡が遅れる場合があります。)
<お支払い情報>
－口座振替情報－
●銀行口座／銀行名、支店名、預金種別、口座番号、預金者名
●郵便口座／通帳記号、通帳番号、預金者名
－クレジットカード情報－
●カード名義人、カード番号、有効期限、カードブランド
(2)当社が付与する情報
●ケーブルテレビ品川加入者番号
●ケーブルテレビ品川のマックアドレス
●ケーブルテレビ品川物件番号
●その他サービスに関する識別番号等

●**利用目的**

当社は、お客さまから収集した、個人を識別または特定できる情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、口頭、電磁的記録媒体、メール、ウェブ画面等)に入力された電磁的記録、録音、録音、発信電話番号通知サービスその他の方法にて取得した情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含み、以下「個人情報」といいます。)を、以下に定める目的のために利用いたします。
●当社のサービス提供のため。
●当社のサービスが提供可能なエリア、住居であるか調査するため。
●当社のサービスをご紹介するため。
●当社の放送サービスおよびインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスのサポート情報・番組案内誌等の商品の手配・発送および各種キャンペーン、懸賞その他のプロモーションにおける当選者等への抽選、景品・謝礼の発送その他のご連絡のため。
●当社の放送サービスおよびインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスの工事のため。
●当社の放送サービスおよびインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスの保守・サポート対応のため。
●当社の放送サービスおよびインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスの料金請求業務のため。
●当社のサービスに対するご意見やご感想(サービスに対するご意見やご感想も含む。)のご提供をお願いするため。
●当社がお客さまに別途連絡の上、個別にご了解いただいた目的に利用するため。
●当社が取得したお客さまの情報分析し、お客さまにとって有用と思われる情報・サービス・商品・コンテンツ等(当社のみならず東急グループ各社およびその他企業・団体に関するものを含む)の開発・提供・広告の表示・配信に利用するため。
●お電話、ご来店、訪問時などの対応記録およびお問い合わせ等の電話音声録音を通じてお客さまの声を把握し、サービス向上等に活かすため。
●他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため。
●お客さまとの各種契約が終了した後において、上記利用目的の範囲内で、本個人情報保護方針により、または別途お客さまから同意取得の上、お客さまの個人情報を利用するため。

●**ナンバーディスプレイの利用について**
当社では、電話でお問い合わせいただいた際に、お客さま情報を守るために、お客さまご本人からの電話であるかどうかを確認しています。その一環として、ナンバーディスプレイに表示された電話番号がお客さまご本人の電話番号であるかどうかの確認を実施しています。なお、ナンバーディスプレイの表示内容をお客さま本人確認以外の目的で利用することはありません。

●**委託について**

当社は、お客さまから収集した「個人情報」を利用目的のため、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で、外部業者に対して委託する場合があります。

●**開示について**

当社は、以下に該当する場合を除き、お客さまの個人情報を第三者に開示しません。なお、第1号および第2号に基づく個人情報の開示にあたっては、開示先に対して、お客さまの個人情報を厳重な管理体制のもとで保持させ、かつ他の第三者へ開示または当社が承認した目的以外の利用は行わせないようにいたします。

第1号　お客さまに本サービスを提供する上で必要となる業務委託先に開示する場合。
第2号　お客さまが事前に承諾された場合。
第3号　法令により開示が要求される場合。

●**個人情報の登録**
個人情報」を登録するか否かは、お客さまの任意で決定してください。ただし、必要事項を登録しなかった場合は、目的のサービスを致しかねる場合がありますので予めご了承ください。

●**提供について**
当社では、法令の規定に基づき利用または提供しなけなければならないときを除いて、個人情報をお客さまの同意なしに第三者へ提供することはありません。

●**お客さま情報の共同利用**
当社は、以下のとおり、auスマートバリューの提供に際してお客さまの個人情報を共同利用いたします。
<共同して利用するお客さま情報>
申込者の氏名、住所、連絡先電話番号、生年月日
お客さまがお申し込みまたはご利用のインターネットサービス等の内容、申し込み・提供開始・解約等の日付等
申し込みまたは契約に関する情報
<共同利用する者の範囲>
KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社
<利用する者の利用目的>
当社とKDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社が提携して提供する割引サービス等、各種サービスの案内・提供に必要な範囲で利用します。
<上記お客さま情報の管理責任者>
株式会社ケーブルテレビ品川　個人情報管理責任者

●**管理・保管**

(1)当社は、お客さまから提供を受けた個人情報や、厳重な管理体制のもとで管理、保管し、上記に定める場合以外で、お客さまの個人情報が第三者に漏洩することのないように、合理的な範囲内でセキュリティの強化に努めます。
(2)当社は、お客さまと当社との間での通信内容に対して、合理的な範囲内でセキュリティの強化に努めます。
(3)当社は、前二項に定める通り、個人情報の厳重な管理とネット上の取引の安全対策に積極的に取り組んでおります。しかしながら、万一、当社によるセキュリティ施策にもかかわらず、ハッカーなどによる不当な行為により、お客さまおよび第三者に損害が生じた場合については、当社は責任を負いかねますのでご了承ください。

●**未成年のお客さまへのお願い**
未成年のお客さまが個人情報を当社にご提供される場合は、保護者の同意のもとご提供くださるようお願いいたします。

●**登録内容の変更、照会**

お客さまが当社に登録されている内容についての照会は、担当窓口にご連絡ください。可能な限り、対処させていただきます。お客さまが当社による個人情報の全部または一部の利用の中止を希望される場合には、担当窓口にご連絡ください。可能な限り対処させていただきます。なお、お客さま住所等の登録内容は、お客さまからご依頼があった場合に加え、行政による住居表示変更など、なんらかの差異の事実を確認できた場合に、当社で変更させていただく場合がございます。

●**個人情報の開示・訂正などの申請方法**

個人情報の開示・訂正などの申請については、当社の定める書式をご本人確認のための書類とともにご提出いただけます。書式については下記窓口にご連絡をいただくか、「個人情報の開示・訂正などの手続きについて」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

〒142-0041　東京都品川区戸越1-7-20　戸越台ビル
株式会社ケーブルテレビ品川
0120-559-470 / 受付時間 9:30～18:00

●**個人情報の開示、訂正、利用停止、消去などの手続きについて**

当社が保有する個人情報は、原則としてご契約者本人から請求があった場合に限り開示します。「個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等の申請書」にてご請求いただいたのち書面にて回答いたします。「個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等の申請書」の請求にあたっては、次の契約者さまの本人確認ができる書類いずれかの写しを併せてお送りください。
(1)運転免許証
(2)旅券(パスポート)
(3)健康保険被保険者証
(4)住民票
代理人が申請される場合は、ご契約者の委任状(ご契約者の署名、実印捺印、印鑑登録証明書が必要)を併せてご提出ください。

●**アクセス情報(Cookie等)の取り扱いについて**
当社は、お客さまによりよい環境でWEBサイトおよびアプリをご使用いただくためにCookie・ウェブビーコン・広告識別子等(以下、アクセス情報)といえます。)を通じて、お客さまのアクセス情報(Cookie等)を取得しています。また、アクセス情報は機械処理および統計処理を施して利用目的に即して利用・保存をし、以下の目的でお客さま個人を特定しないアクセス情報を外部に提供しています。なお、お客さまから同意を取得の上、アクセス情報と当社保有の個人情報を組み合わせて利用目的に即して利用する場合があります。ただし、お客さま個人を特定したアクセス情報を第三者へ提供することはありません。

対象サイトまたはアプリ	取得・送信情報	利用目的	取得情報提供先企業名
ケーブルテレビ品川公式サイト	閲覧履歴	利用履歴の分析 Webサイトアクセス解析	Google
	広告ID 端末IPアドレス GPS位置情報	マーケティング活動 広告の掲載 利用実態の分析 レコメンド	Google
ケーブルテレビ品川 新規オンライン申し込み 申し込みに関する相談 (新規加入相談)	閲覧履歴 端末IPアドレス 広告ID	アクセスログの収集・解析	Google
よくあるご質問	セッションID 閲覧履歴	アクセス数の集計	株式会社プラスアルファ・コンサルティング

●**認定個人情報保護団体について**
当社は、個人情報の適正な取り扱いと保護の信頼性向上のため、「個人情報の保護に関する法律」第47条に規定の「認定個人情報保護団体」として総務大臣より認定された「一般財団法人放送セキュリティセンター」の「対象事業者」として登録しております。

当社では「苦情および相談窓口」を設置し、お客さまからのお問い合わせや苦情等をお受けしておりますが、当社の対応に対して疑問やご不満等があり、解決を必要とされる場合、或いは当社の取り扱いがどうか不明な場合等、下記の本団体の「個人情報保護センター」まで直接お申し出ください。

一般財団法人放送セキュリティセンター内　個人情報保護センター　03-5213-4714

●**報道・著述分野における個人情報の取り扱いについて**
当社は、個人情報の適切な取り扱いが当社の社会的責務であることと深く認識し、個人情報保護に関するマネジメントシステムを制定し、その適切な実施に努めているところです。一方で、「個人情報の保護に関する法律」では、報道・著述等の分野が憲法で保障された表現の自由と密接に関わることから、報道・著述等の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者の義務等を定めた規定の適用が除外されています。そして、報道や著述の目的であっても、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、公表するよう努めなければならないとしています。当社は、有線テレビジョン放送事業者として報道・著述を目的とした個人情報の取り扱いについて次のように定め、個人情報の適正な運用に努めます。

1)個人情報の取得にあたっては、原則として報道・著述目的であることを明らかにします。
2)個人情報は適正な手段で取得するよう努めます。
3)取得した個人情報は、紛失、破壊、改ざん、悪用、漏えい等のないよう、安全に管理します。
4)報道・著述目的で取得した個人情報は、原則として他の目的に利用しません。
5)保有する個人情報は、報道・著述目的の達成に必要な範囲内において、正確で最新の内容を保つように努めます。
6)個人情報の取り扱いに関して、苦情が申し立てられた場合は、誠実に対応します。

平成28年7月1日  
株式会社ケーブルテレビ品川  
代表取締役執行役員社長　橋本 夏代

**プライバシーマークについて**

イッツ・コミュニケーションズ株式会社は、日本産業規格「JIS Q 15001」に適合した個人情報保護体制が整備されている事業者として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)から、2007年10月29日付で「プライバシーマーク」付与の認定を受けました。

## サービス各種約款・規約目次

ケーブルテレビ品川サービス契約約款(共通約款) …………… 36

### テレビサービス

ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ●…………… 40

しながわ光 テレビジョンサービス契約約款 ●…………… 41

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 …………… 42

日本放送協会放送受信規約 …………… 43

Google利用規約(抜粋) …………… 45

au ID利用規約 …………… 47

ウイルスバスター for au利用規約 …………… 48

※VODサービスの提供は2014年3月31日をもちまして終了しております。

### みるプラス

ケーブルテレビ品川　みるプラス利用規約 …………… 50

### インターネットサービス

ケーブルインターネットサービス契約約款 ●…………… 52

しながわ光 インターネットサービス契約約款 ●…………… 54

### 電話サービス

ケーブルプラス電話利用規約 …………… 57

### スマートサービス

しながわ テレビ・ブッシュ契約約款 ●…………… 59

### モバイルサービス

しながわ データSIM契約約款 ●…………… 60

しながわ モバイル端末延長保証サービス利用規約 …… 63

### エナジーサービス

東急でんき&ガス規約 …………… 65

### まとめて割引

「まとめて割引」に関する規約 …………… 66

### お得パック

しながわ光 お得パック・お得パック利用規約 …… 67

### 定期契約商品

定期契約商品契約約款 ●…………… 68

### 安心・安全に関するサービス

ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約 …… 70

快適メッシュWi-Fi利用規約 …………… 73

### 料金表

ケーブルテレビ品川サービス料金表 …………… 74

●…………… **共通約款対象**

## ケーブルテレビ品川

### ケーブルテレビ品川サービス契約約款

**第1章　総則**

**第1条(約款の適用)**

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)および電気通信事業法(昭和59年法律第86号)ならびにその他法令に従うとともに、当社が定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款(以下「共通約款」といいます。)および基本サービス利用契約約款(以下「基本サービス約款」といいます。)のそれぞれに基づき、第3条(用語の定義)に定める加入者に対し、第4条(基本サービスの内容)第1項に定める当社の各基本サービスを提供するものとします。

2. 共通約款に定めのない事項については、各基本サービス約款の定めによるものとします。
3. 共通約款の定める事項と各基本サービス約款に定める事項が異なる場合、または重複する場合、当社は加入者に対し、各基本サービス約款を優先して適用し、各基本サービスを提供するものとします。

**第2条(約款の変更)**

当社は、次条(用語の定義)に定める加入者の同意を得ることなく共通約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の共通約款によるものとします。

2. 共通約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知するものとします。

**第3条(用語の定義)**

共通約款においては使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること。ただし、しながわ光 テレビジョンサービスおよびしながわ光 インターネットサービスにおいては、加入者引込回線1回線から、2世帯以上が居住する各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
特定事業者	しながわ データS I Mにおける「ドコモ等」またはケーブルテレビしながわHOMEにおける「東急セキュリティ株式会社」
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
本施設	基本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設。しながわ光 テレビジョンサービスについては、放送センターから放送ONUの出力端子までの施設。しながわ光 インターネットサービスについては、通信ONUの入力端子(戸建)または保安器の出力端子(集合住宅)までの設備。
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降全ての施設。しながわ光 テレビジョンサービスについては、放送ONUの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設。しながわ光 インターネットサービスについては、通信ONUのLANポート以降(戸建)または保安器の出力端子以降(集合住宅)で、当社が貸与した施設以外の施設。
当社の通信設備	ケーブルテレビしながわHOMEを提供するうえで必要なサーバ等の通信機器
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
引込端子	本施設の線路に送られた電波または光信号を分配し加入者へサービス供給するために設置された機器(タップオフまたはドロップクロージャ)の端子であって、加入者引込線を接続するものの(分岐分配器の端子が受信者端子となる場合は、その端子を含みます。)
引込線	引込端子(タップオフ)から保安器までの間を接続する同軸ケーブル。しながわ光 テレビジョンサービスおよびしながわ光 インターネットサービスについては、引込端子(ドロップクロージャ・通信用タップオフ)から放送ONUおよび保安器までの間を接続する同軸ケーブルまたは光ファイバーケーブル。
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
機器	基本サービスの利用にあたって使用する機器および認証カード等ならびに付属品
認証カード等	しながわ データS I Mにおける「S I Mカード」またはケーブルテレビしながわHOMEにおけるスマートロックの「非接触型 I Cメディア」など、基本サービスの利用にあたって使用する機器の認証に用いられるカード
加入者端末設備	ケーブルテレビジョンサービスおよびしながわ光 テレビジョンサービスにおける加入者の「受信機(テレビ・ステレオ・録画機器等)」、ケーブルインターネットサービスおよびしながわ光 インターネットサービスにおける加入者の「自営端末設備」ならびに「自営電気通信設備」
セットトップボックス(専用チューナー)	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
C A Sカード	B－C A SカードおよびC－C A Sカード
I D	基本サービスを利用するための各種識別番号
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきケーブルテレビ品川サービス料金表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

**第4条(基本サービスの内容)**

当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより次の各号のサービスを提供するものとします。基本サービスを利用する場合、共通約款と基本サービス約款をあわせて定めるものとします。
(1)ケーブルテレビジョンサービス契約約款に定める「ケーブルテレビジョンサービス」
(2)ケーブルインターネットサービス契約約款に定める「ケーブルインターネットサービス」
(3)かつとびサービ(利用型サービス契約約款に定める「かつとびサービ(利用型サービス)」
(4)しながわ テレビ・ブッシュ契約約款に定める「しながわ テレビ・ブッシュ」
(5)しながわ データS I M契約約款に定める「しながわ データS I M」
(6)ケーブルテレビしながわHOME 契約約款に定める「ケーブルテレビしながわHOME」
(7)しながわ光 テレビジョンサービス契約約款に定める「しながわ光 テレビジョンサービス」
(8)しながわ光 インターネットサービス契約約款に定める「しながわ光 インターネットサービス」
(9)定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」
2. 契約できる「サービス品目」および「オプションサービス種目」は、基本サービス約款に別に定めるものとします。
3. 第1項で定める基本サービスは、当社が別に定める基本サービスの組み合わせに限り、サービスを提供するものとします。

**第5条(お得パック)**

加入者は、別に定める「しながわ光 お得パック・お得パック利用規約」の提供条件を満たし、かつ当該規約を承諾した場合、当該規約に定める料金が適用されるものとします。

**第6条(提供区域)**

当社は、総務大臣に申請した区域において基本サービスを提供するものとします。

# サービス各種約款・規約

サービスに関するお問い合わせはこちら

- 前項に定める基本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。
- 前二項の規定にかかわらず、[しながわ データS I M]については、基本サービス約款に別に定めるものとします。

お問い合わせはこちら

お問い合わせはこちら

## 第2章 契約の成立と変更

### 第7条 (利用契約の単位と有効期間)

- 利用契約の締結の単位は、基本サービス毎に基本サービス約款に別に定めるものとします。
- 当社と基本サービスの契約締結は、1件の利用契約につき1個人もしくは1法人に限ります。
- 利用契約の有効期間は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に定める利用開始日の属する月から12ヵ月間とします。ただし、契約満了日の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、「かつとびサー[利用型サービス]」および「しながわ データS I M」の有効期間については、基本サービス約款に別に定めるものとします。
- 「ケーブルテレビジョンサービス」において第3項にて契約を更新された場合、当社は、セットトップボックス(専用チューナー)に挿入されているC A Sカードに対し放送を視聴可能とする情報を送信するものとします。当該情報を正常に受信することにより、引き続きサービスを利用できるものとします。

### 第8条 (利用契約の申し込み)

- 申込者は、共通約款および基本サービス約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。なお、「しながわ データS I M」については、加えて申込者の本人確認書類を提出していただく場合があります。
- 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。
- 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。
- 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

### 第9条 (利用契約の成立と利用開始日)

- 利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
- 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
- 利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。なお、基本サービスの利用に、機器等の設置や設備および回線等の工事が必要なサービスは設置および工事が完了した日とします。また、基本サービスの利用に機器等が必要なサービスは、機器等の引き渡しまたは発送が行われた日とします。
- 第11条(契約内容の変更)の規定により特定のサービス品目または機器等が変更または追加されたとき、また第27条(機器の故障)の規定により機器が交換されたときは、当該サービス品目および機器等が設置された日を利用開始日と定める。

### 第10条 (申し込みの承諾)

- 当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
- 申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - 申込者が共通約款および基本サービス約款に違反するおそれがある場合
  - 申し込み内容に虚偽があった場合
  - 一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合
  - 基本サービスの提供が著しく困難である場合
  - 第8条(利用契約の申し込み)第1項に定める本人確認書類の提出がない場合
  - 申し込みが第4条(基本サービスの内容)第3項の組み合わせに該当しない場合
  - 申込者もしくは申込者同一世帯や同一法人とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に充てられない場合
  - その他、契約締結が不適切である、あるいは、特定事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合
- 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の実める方法によりその旨を通知するものとします。

### 第11条 (契約内容の変更)

- 加入者は、基本サービス、サービス品目および機器等の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。また、変更または追加の請求は、第4条(基本サービスの内容)第3項で定める基本サービスの組み合わせの条件を満たしている必要があります。
- 加入者は、複数の基本サービス、サービス品目および機器等を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することができます。この場合、加入者は変更希望日の10日前までに当社所定の方法より当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
  - 前二項における契約変更日については、第9条(利用契約の成立と利用開始日)を準用するものとします。
  - 第1項および第2項における変更の承諾については、前条(申し込みの承諾)を準用するものとします。
  - 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。
  - 基本サービスは、当社が別に定めるパターンに限り、変更ができるものとします。

### 第12条 (名義変更)

- 加入者は、契約名義を変更することはできないものとします。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。

- 加入者の改称
  - 承継
  - 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
- 加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の10日前までに当社所定の書類より当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

### 第13条 (権利譲渡等の禁止)

- 加入者は、前条(名義変更)による場合を除き、基本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、買入れ、貸与等をするとはできないものとします。

### 第14条 (設置場所の変更)

- 加入者は、機器、加入者施設、および当社施設のうち引込線施設についての設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
- 当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
    - 加入者の居住する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
    - 当該変更により、基本サービスの提供が困難となるおそれがある当社が判断した場合
  - 加入者は、本施設および機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。
  - 当社が定めた要件を満たす加入者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

## 第3章 基本サービス提供の停止等

### 第15条 (加入者が行う基本サービス利用の一時停止)

- 加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。
- 基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長12ヵ月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時時点のサービス品目もしくはそれと同等のサービスで基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。
  - 前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後12ヵ月以内に再度一時停止を申し出ることではできないものとします。
  - 加入者は、基本サービス利用の一時停止をしていいる加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。
  - 当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。
  - 「かつとび光」については、本条は適用されません。

### 第16条 (当社が行う基本サービス提供の休止)

- 当社は、加入者が次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
- 第22条(加入者の支払い義務)に規定する基本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
  - 当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
  - 第20条( I Dおよびパスワードの管理)第3項の規定による場合
  - その他、加入者が共通約款および基本サービス約款に違反する等、当社が基本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 2.当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第17条 (当社が行う基本サービス提供の休止)

- 当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
- 1次設備の保守上または工地上やむを得ない場合
  - 本施設に障害が生じた場合
  - 天災地変が生じた場合
  - 放送衛星、通信衛星の機能停止
  - 当社以外の特定事業者がサービスの提供を中止することにより、基本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
  - その他の事由により、基本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
- 2.当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第4章 利用契約の解除

### 第18条 (加入者が行う利用契約の解約)

- 第7条(利用契約の単位と有効期間)の規定にかかわらず、加入者は毎月末日付にて利用契約を解約することができるものとします。この場合、加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
- 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めます。
  - 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

### 第19条 (当社が行う利用契約の解除)

- 第7条(利用契約の単位と有効期間)の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。
- 第16条(当社が行う基本サービス提供の停止)第1項および第37条(オプションサービスの停止)第1項の規定により、基本サービスおよび特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - 設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合
  - 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰するることのできない事由により、当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
  - 加入者が基本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
  - その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合
- 2.当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
- 3.当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。

## 第5章 I Dおよびパスワード

### 第20条 ( I Dおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、加入者に I Dを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 加入者は、 I Dおよびパスワードの管理、使用において全ての実任を持つものとします。
  - 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 I Dによるサービスの提供を停止するものとします。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 加入者が第18条(加入者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約を解約する場合、利用終了日以降、もしくは前条(当社が行う利用契約の解除)の規定により、利用契約が当社により解除された場合、提供終了日以降、当該加入者は I Dとパスワードを利用する権利を失うものとします。

## 第6章 料金等

### 第21条 (料金等)

- 料金等は、基本サービス約款またはケーブルテレビ品川サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定める通りとします。
- 加入者が特定の基本サービスをあわせて契約している場合、月額利用料は、「まとめて割引」の料金が適用されるものとします。[まとめて割引]の提供条件は「まとめて割引」に関する規約に別途定めます。
  - 第9条(利用契約の成立と利用開始日)に定める利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、料金表に定める月額利用料を当社に支払うものとします。なお、月額利用料は課金開始日時時点の基本サービス、サービス品目および機器等の金額が適用されるものとします。ただし、第11条(契約内容の変更)の規定により変更された基本サービス、サービス品目および機器等の利用開始日が暦月の初日となる場合、利用開始日を課金開始日とし、変更後の基本サービス、サービス品目および機器等の月額利用料が適用されるものとします。

- 第8章に定める「オプションサービス」の月額利用料については、第35条(オプションサービスの申し込みおよび利用開始日)に定める利用開始日の属する月の初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、月額利用料を支払うものとします。ただし、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とし、月額利用料を支払うものとします。
- 「ケーブルテレビジョンサービス」および「しながわ光 テレビジョンサービス」において複数のサービス品目を利用する場合、月額利用料の最も高いサービスを1回目とし、その他のサービス品目は料金表の2回目以降の料金を適用するものとします。
- 「しながわ テレビ・プッシュ」および「しながわ データS I M」において、当該サービスのみを利用する場合、または当該サービスとあわせて対象サービス品目または特定サービス品目以外のサービスを利用する場合、料金表の「対象サービス品目または特定サービス品目をいずれも利用していない場合の月額利用料」または「当社サービスのいずれも利用していない場合の月額利用料」が適用されます。また、当該サービスとあわせて料金表に定める対象サービス品目、特定サービス品目または当社サービスのいずれかを利用する場合、料金表の「対象サービス品目のいずれかを利用している場合の月額利用料」、[特定サービス品目を利用している場合の月額利用料]または「当社サービスのいずれかを利用している場合の月額利用料」が適用されます。なお、対象サービス品目、特定サービス品目または当社サービスの利用有無が変更された場合、当該サービスの月額利用料は翌月より契約状況に即した料金へ自動的に変更されるものとします。
- 加入者は、基本サービス約款または料金表記載の金額(消費税等相当額を含んだ額)を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求するものとします。
- 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

### 第22条 (加入者の支払い義務)

- 加入者は、その契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。

項目名	起算日
月額利用料	当該契約の利用開始日
契約事務手数料	当該契約の利用開始日
再発行手数料	当該契約の利用開始日
解約料金	当該契約の解約日
機器購入費	当該契約の機器を購入、または設置が完了した日
機器損害金	当該契約の機器の破損、紛失または返還しないことが確認された日
工事費	当該施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日
端末修理料金	当該機器の修理、または設置が完了した日
出動料金	ケーブルテレビしながわH O M Eにおける駆けつけサービスの出動依頼をした日
その他料金等	当社が定める日

- 第16条(当社が行う基本サービス提供の停止)の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 前項の規定にかかわらず、「しながわ データS I M」においては、加入者がS I Mカードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。
- 第17条(当社が行う基本サービス提供の休止)の規定により、当社が基本サービスの提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、基本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を負うものとします。

### 第23条 (料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、利用契約の成立後、支払期限を定め加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等(消費税等相当額を含んだ額)を支払うものとします。
  - 加入者は、第1項の料金等について、当社が承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
  - 加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。
  - 加入者は、請求書の発行を希望する場合は、料金表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

### 第24条 (利用契約終了に伴う料金等の精算方法)

- 第18条(加入者が行う利用契約の解約)第1項、第3項、第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項および第36条(オプションサービスの解約)第1項の規定により、月の途中で利用契約およびオプションサービス利用契約が解除されたときは、料金等は、第18条(加入者が行う利用契約の解約)第2項および第36条(オプションサービスの解約)第2項、第3項に定める利用終了日、および第19条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
- 「しながわ データS I M」を利用する加入者は、利用開始日の属する月の翌月から24ヵ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、料金表に定める解約料金を支払うものとします。
  - 「しながわ テレビ・プッシュ」を利用する加入者は、しながわ テレビ・プッシュ契約約款に定める最低利用期間が満了することなく利用契約の解約および解除が行われる場合、加入者は料金表の解約料金を支払うものとし、また、基本サービス約款に定める最低利用期間内に解約・解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。

- 第25条(遅延損害金)
- 加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年14.6％(年365日の日割り計算による)の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとなります。

## 第7章 機器および施設

### 第26条 (機器)

- 加入者は、料金表に定めるレンタル料金を支払うことで当社より機器の貸与を受けることができます。ただし、サービスより提供条件がある場合、基本サービス約款の定めによりその旨を通知するものとします。
- 利用するサービスで機器を購入することができる場合、加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第22条(加入者の支払い義務)に定める料金等の支払いが完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。なお、機器の保証期間は、各サービスの基本サービス約款に別に定めるものとします。
  - 第1項において、第11条(契約内容の変更)第3項に定める契約変更日、第18条(加入者が行う利用契約の解約)第2項に定める利用終了日および第19条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日に、加入者は、当社に機器を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
  - 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
  - 加入者は、当社が提供する専用機器以外の機器を使用して基本サービスを利用することはできません。なお、譲

## 第8章 オプションサービス

- 第8章に定める「オプションサービス」の月額利用料については、第35条(オプションサービスの申し込みおよび利用開始日)に定める利用開始日の属する月の初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、月額利用料を支払うものとします。ただし、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とし、月額利用料を支払うものとします。

### 第27条 (機器の故障)

- 加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 当社より貸与を受ける機器、もしくは購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。
- 前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
- 前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。
- 「しながわ データS I M」については、本条は適用されないものとします。

### 第28条 (施設の故障)

- 加入者は、基本サービスに異常が生じた場合、機器または加入者端末設備に異常がないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、機器または加入者端末設備に起因する異常については、この限りではありません。
- 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

### 第29条 (施設または機器の設置および費用負担)

- 当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
- 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
  - 前項において加入者施設の設置工事が当社が行った場合には、加入者は、当該工事に要した費用を当社に支払うものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より12ヵ月間とします。
  - 集合共同引込の建物における第2項の加入者施設については、室内のテレビ端子(テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット)の出力端子以降の施設(配線、受信機等)のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
  - 機器の設置工事は当社が行うものとし、加入者は、機器の設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より12ヵ月間とします。
  - 前各項において、加入者は、加入者の各種変更の希望により、当社施設および加入者施設または機器の工事を要する場合には、当該費用を負担するものとします。

### 第30条 (施設または機器の移設および費用負担)

- 当社は、第14条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設および機器を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、同条第3項の規定により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。
- 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物および電力等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線もあわせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

### 第31条 (施設または機器の撤去および費用負担)

- 第18条(加入者が行う利用契約の解約)第1項、第3項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合、当社施設および機器を撤去します。この場合、加入者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。

- 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線もあわせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

### 第32条 (責任事項)

- 当社は当社施設および当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は、当社施設および当社の通信設備の維持管理の必要上、第17条(当社が行う基本サービス提供の休止)第1項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを了承するものとします。

### 第33条 (設置場所の無償使用)

- 当社は、本施設および機器を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、家財、業務用の設備、什器および電気設備等のために必要な場所や物を無償で使用できるものとします。
- 加入者は、利用契約の締結において、地主、家室およびその他の人と利害関係が一致する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

### 第34条 (便宜の供与)

- 加入者は、当社または特定事業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

## 第8章 オプションサービス

### 第35条 (オプションサービスの申し込みおよび利用開始日)

- 加入者は、利用するサービスでオプションサービスがある場合、オプションサービスを申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第8条(利用契約の申し込み)第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。
- 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの条件については、基本サービス約款に定める通りとします。
  - 当社は、第10条(申し込みの承諾)の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、加入者は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
  - 第1項において、当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した場合、および、第8条(利用契約の申し込み)第1項の規定により、加入者がサービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する基本サービスの利用開始日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。ただし、「ケーブルテレビしながわH O M E」のオプションサービスである「駆けつけサービス」の場合は、申し込み後、東急セキュリティ株式会社が定める「駆けつけサービス約款」(以下「駆けつけ約款」といいます。)第7条(本契約の成立と利用開始日)により、東急セキュリティが発行する当該申し込みを承諾した旨の書面に記載された利用開始日を駆けつけサービスの利用開始日とします。

### 第36条 (オプションサービスの解約)

- オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。ただし、「ケーブルテレビジョンサービス」および「しながわ光 テレビジョンサービス」のオプションサービスである「番組案内誌」については、解約希望日が属する月の14日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。
- 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス約款を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
  - 第18条(加入者が行う利用契約の解約)第1項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の

# サービス各種約款・規約

サービス各種約款・規約

サービス各種約款・規約

規定により基本サービスが終了した場合、前項の規定にかかわらず、基本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

#### 第37条(オプションサービスの停止)

当社は、加入者が第15条(加入者が行う基本サービス利用の一時停止)第1項、第16条(当社が行う基本サービス提供の停止)第1項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。
2.当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第38条(オプションサービスの休止)

当社は、第17条(当社が行う基本サービス提供の休止)第1項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。
2.当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第39条(オプションサービスの廃止)

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。
2.当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

#### 第40条(オプションサービスにおける約款の適用)

オプションサービスに関しては、本章の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては前章までの条項および基本サービス約款に準じて取り扱うものとします。
2.[ケーブルテレビしながわHOME]における「駆けつけサービス」に関しては、駆けつけ約款を優先的に適用することとし、駆けつけ約款に特に記載のない事項に関しては前項に準ずるものとします。

#### 第9章 雑則

#### 第41条(個人情報)

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2.加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

#### 第42条(損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第16条(当社が行う基本サービス提供の停止)、第17条(当社が行う基本サービス提供の休止)、第44条(基本サービスの廃止)の規定により、基本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。
2.第12条(名義変更)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。
3.加入者が、基本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。
4. I Dおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5.加入者が、第20条(I Dおよびパスワードの管理)第2項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
6.第18条(加入者が行う利用契約の解約)および第19条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
7.当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

#### 第43条(反社会的勢力の排除)

加入者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2.加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
(5)風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
(6)その他前各号に準ずる行為
3.加入者または当社が、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。

#### 第44条(基本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により基本サービスを廃止することができるものとします。この場合、基本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を基本サービスの提供終了日と定めます。
2.当社は、都合によりサービスの一部を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条(契約内容の変更)第1項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとします。
3.当社は、前2項の場合には、加入者に対し基本サービスおよび特定のサービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

#### 第45条(関連法令の遵守)

当社は、共通約款および基本サービス約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

#### 第46条(国内法への準拠)

共通約款および基本サービス約款は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

#### 第47条(定めなき事項)

共通約款および基本サービス約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

#### 付則

(1)当社は特に必要があるときには、共通約款に特約を付することができるものとします。
(2)加入者施設の技術仕様、または建物基本契約の定めによって、特定のサービスの申し込みができない場合があります。
(3)第21条(料金等)の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。
(4)(第31条(施設または機器の撤去および費用負担)に関する経過措置)当社の「放送サービス契約約款」および「インターネット接続サービス契約約款」に基づき契約され、かつ本サービスへ契約を変更された加入者については適用されません。
(5)共通約款は、2025年1月1日より施行します。

### ●クレジットカード支払いに関する特約

1.加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとしす。
2.加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3.加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4.当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

## ケーブルテレビジョンサービス契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条(約款の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)、放送法(昭和25年法律第132号)およびその他の法令に依い、当社の定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款(以下「共通約款」といいます。))およびケーブルテレビジョンサービス契約約款(以下「基本サービス約款」といいます。))に基づき、ケーブルテレビジョンサービス(以下「基本サービス」といいます。))を提供するものとします。

#### 第2条(約款の変更)

当社は、次条(用語の定義)に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。
2.基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

#### 第3条(用語の定義)

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、BD-Hit Potおよび付属品の総称
セットトップボックス(専用チューナー)	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のないセットトップボックス(専用チューナー)およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス(専用チューナー)およびリモートコントローラ等の付属品
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
Hit Pot等	Hit PotおよびBD-Hit Pot
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条(基本サービスの内容)

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送(テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送)のうち当社が定めた放送の同時再送信および自主放送を提供します。
2.基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目
マックス、ビッグ、アルファエース、ミニ、施設利用サービス

3.当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社定める方法により告知するものとします。

#### 第5条(オプションサービス)

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

(1)オプションチャンネル
(2)番組案内誌
2.当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
3.オプションチャンネルの種目は次の通りとします。

オプションチャンネル種目	
J SPORTS 4 HD、テレ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツーネットワーク、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World、Mnet、KN TV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U.S. HD、WOWOWプラス、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル	
4.サービス品目の「マックス」または「ビッグ」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。	
サービス品目	オプションチャンネル種目
マックス	テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World、WOWOWプラス、日テレプラス
ビッグ	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、日テレプラス

5. サービス品目の「マックス」では、サービス内容に番組案内誌があらかじめ含まれるものとします。

#### 第6条(利用契約の単位)

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等も同様とします。))等とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

### 第2章 サービスについて

#### 第7条(機器)

サービス品目のうち「マックス」を利用する場合、加入者はHit Pot等の貸与を受けるものとし、その他のサービス品目はセットトップボックス(専用チューナー)の貸与を受けるものとします。
2.セットトップボックス(専用チューナー)には、C-A Sカードが付属します。C-A Sカードの取り扱いについては、次条(B-C A SカードおよびC-C A Sカードの取り扱いについて)の規定によるものとします。
3.当社は、加入者が購入したセットトップボックス(専用チューナー)が設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。
4.加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス(専用チューナー)について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス(専用チューナー)の交換を請求できないものとします。
5.セットトップボックス(専用チューナー)を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約から通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。
6.セットトップボックス(専用チューナー)は、技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は、加入者の責任において行うものとします。
7.第3項および第4項の規定によりHit Pot等については当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータに

ケーブルテレビ品川

ケーブルテレビ品川

ついで他の媒体に移動または複製するものとし、当該Hit Pot等の記録されたデータの一切の権利を放棄するものとしす。

#### 第8条(B-C A SカードおよびC-C A Sカードの取り扱いについて)

B-C A Sカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-C A Sカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。ただし、4 K放送に対応した機器を利用する場合はB-C A Sカードは付属しません。
2.C-C A Sカードを必要とするセットトップボックス(専用チューナー)を利用する加入者は、セットトップボックスの購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス(専用チューナー)1台に付き1枚のC-C A Sカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックス(専用チューナー)の解約または契約の解除後は、速やかにC-C A Sカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-C A Sカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3.C-C A Sカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4.加入者が故意または過失によりC A Sカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

### 第3章 雑則

#### 第9条(著作権および著作権隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

#### 第10条(放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

#### 第11条(損害賠償の免責および特約事項)

加入者は、第9条(著作権および著作権隣接権侵害の禁止)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
2.共通約款第18条(加入者が行う利用契約の解約)第1項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会(以下「NHK」といいます。))の受料(衛星契約を含みます。)、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任を負わないものとします。
3.当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス(専用チューナー)と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4.当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第7条(機器)第7項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該Hit Pot等に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
5.当社は、加入者が、機器の通信機能により送信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

#### 付則

(1)当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
(1)一括加入、業務用等については別に定めるものとします。
(3)セットトップボックス(専用チューナー)の購入は2021年5月31日に受付を終了しています。
(4)集合共同引込にて基本サービスを利用している加入者は、利用契約後に当該建物基本契約がしながわ光施設利用サービス)または「しながわ光 アpartメント サポートプラン」に変更された場合であっても、現在利用している基本サービスを継続して利用することができます。ただし、基本サービスの変更、もしくは、加入者が「しながわ光 テレビジョンサービス」に利用契約を変更した後に基本サービスへ契約を戻す変更はできません。
(5)基本サービス約款は、2025年1月1日より施行します。

#### 第12条(加入者に対する告知)

### ●「MANSION LAN3年コース」に関する特約

1.(申し込み)
(1)「施設利用サービスサポートプランfor MANSION LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、料金表に定める要件を満たす場合、加入者は「MANSION LAN3年コース」を申し込むことができるものとします。なお、「MANSION LAN3年コース」は、一加入者につき、料金表に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が当該「MANSION LAN3年コース」を複数申し込むことはできないものとします。
(2)「MANSION LAN3年コース」と、しながわ光 お得パック・お得バック利用規約に定める「お得バック」をあわせて申し込むことはできないものとします。
(3)「MANSION LAN3年コース」の契約期間中は、料金表の「まとめて割引」が適用されないものとします。

2.(契約期間)
(1)「MANSION LAN3年コース」の契約期間は次の表に定める通りとします。

品目名	契約期間
MANSION LAN3年コース	3年

(2)契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3.(月額利用料)
「MANSION LAN3年コース」の加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、Hit Pot等レンタル料が含まれるものとします。

4.(支払方法)
「MANSION LAN3年コース」の加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5.(更新)
(1)「MANSION LAN3年コース」の契約期間が満了した場合、「MANSION LAN3年コース」の契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「MANSION LAN3年コース」の契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。
(2)加入者が料金表に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が「MANSION LAN3年コース」の新たな契約開始日になるものとします。

6.(解除)
加入者が「MANSION LAN3年コース」の申し込み後、本特約の1.(申し込み)に定める申し込み要件を満たさなくなった場合、当社は「MANSION LAN3年コース」の契約を解除するものとします。

# サービス各種約款・規約

7. (解約)  
[MANSION LAN 3年コース]の契約の満了日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に[MANSION LAN 3年コース]の契約の解約が行われる場合、加入者は[MANSION LAN 3年コース]に係る料金表に定める解約料金を支払うものとします。なお、加入者が[MANSION LAN 3年コース]解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。

## しながわ光 テレビジョンサービス契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)、放送法(昭和25年法律第132号)およびその他の法令に従い、当社が定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款(以下「共通約款」といいます。))およびしながわ光 テレビジョンサービス契約約款(以下「基本サービス約款」といいます。))に基づき、しながわ光 テレビジョンサービス(以下「基本サービス」といいます。))を提供するものとします。

#### 第2条 (約款の変更)

当社は、次条(用語の定義)に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。  
2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

#### 第3条 (用語の定義)

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、BD-Hit Pot、USB接続型HDDおよび付属品の総称
セットトップボックス(専用チューナー)	当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス(専用チューナー)およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス(専用チューナー)およびリモートコントローラ等の付属品
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
Hit Pot等	Hit PotおよびBD-Hit Pot
ケーブルプラスSTB-2	セットトップボックス(専用チューナー)のうち、品番がC02A5シリーズのもの(以下「C+STB」といいます。))
USB接続型HDD	C+STBに接続可能なHDD
ACA5チップ	4K・8K放送対応の受信機に内蔵されるICチップ
ビデオコンテンツ	当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条 (基本サービスの内容)

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送(テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送)のうち当社が定めた放送の同時再放送および自主放送を提供します。  
2. 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。ただし、「ミニ」は集合共同引込でのみ提供するものとします。

サービス品目
スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス、専用TVコース(まいにち充実プラン)

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。  
4. ケーブルテレビ品川 みるプラスは、ビデオコンテンツを視聴することができるサービスをいい、みるプラス 見放題パックプライムは、ビデオコンテンツを視聴することができる月額固定料金自動更新型サービスです。いずれも、別に定めるケーブルテレビ品川 みるプラス利用規約により提供するものとします。サービス品目の「専用TVコース(まいにち充実プラン)」には、みるプラス 見放題パックプライムがあらかじめ含まれるものとします。  
5. サービス品目の「専用TVコース(まいにち充実プラン)」の利用には、定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」の利用契約が必要です。  
6. サービス品目の「専用TVコース(まいにち充実プラン)」は、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる組織(個人事業主を含みます。))への提供は行わないものとします。

#### 第5条 (オプションサービス)

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

- オプションチャンネル
  - 番組案内誌
2. 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。  
3. オプションチャンネルの種目は次の通りとします。なお、各サービス品目で申し込みができるオプションチャンネル種目は、ケーブルテレビ品川サービス料金表に定める通りとします。

オプションチャンネル種目
J SPORTS 4 HD、J SPORTS 4 4K、テレビ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、フジテレビワンツーンエクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World HD、Mnet HD、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U.S. HD、WOWOWプラス、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル

4. サービス品目の「スタンダード」または「専用TVコース(まいにち充実プラン)」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションチャンネル種目
スタンダード	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、日テレプラス
専用TVコース(まいにち充実プラン)	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビONE、フジテレビTWO

5. C+STBは前条(基本サービスの内容)第2項に定めるサービス品目のうち、「専用TVコース(まいにち充実プラン)」で提供するものとします。

#### 第6条 (利用契約の単位)

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等も同様とします。))毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結した後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

## 第2章 サービスについて

### 第7条 (機器)

加入者は、ACA5チップ内蔵のHit Pot等の貸与を受けるとします。ただし、「専用TVコース(まいにち充実プラン)」を利用する場合はACA5チップ内蔵のHit Pot等もしくはC+STBの貸与を受けるとします。  
2. C+STBの貸与1台につきUSB接続型HDDを上限8台まで購入可能とします。  
3. 加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス(専用チューナー)について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス(専用チューナー)の交換を請求できないものとします。  
4. セットトップボックス(専用チューナー)を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約から通信機能(ケーブルテレビ品川 みるプラス等のビデオコンテンツを含みます。以下同様とします。))を利用できない場合があることに同意するものとします。  
5. セットトップボックス(専用チューナー)は、技術仕様範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。  
6. 第3項の規定により機器について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者が機器を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該機器に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。  
7. 当社は、加入者がC+STBの利用を継続している場合に限り、加入者が購入したUSB接続型HDDを当該HDDが発送された日から12ヵ月間保証するものとします。この保証期間内に故障が生じた場合、当社は加入者のために帰すべき事由である場合を除き、無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。また、当社が定める必要な措置を講ずる場合には、加入者は当該USB接続型HDDに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

### 第8条 (ACA5チップについて)

ACA5チップは、4K・8K放送に対応した機器に搭載されています。  
2. 当社は、加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。  
3. 当社は、ACA5チップに対し放送を視聴可能とする情報を送信します。当該情報を正常に受信することにより、サービスを利用できるものとします。

## 第3章 雑則

### 第9条 (著作権および著作権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を付けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権侵害を侵害する行為をすることはできないものとします。

### 第10条 (放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

### 第11条 (損害賠償の免責および特約事項)

加入者が、第9条(著作権および著作権侵害の禁止)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。  
2. 共通約款第18条(加入者が行う利用契約の解約)第1項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会(以下「NHK」といいます。))の受信料(衛星契約を含みます。)、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任を負わないものとします。  
3. 当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス(専用チューナー)と電気信号による通信を行うことができるものとします。  
4. 当社は、機器の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第7条(機器)第6項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該機器に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。  
5. 当社は、加入者が、機器の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

### 付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、業務用等については別に定めます。
- (3) 加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルテレビジョンサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居等の理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
- (4) 第4条(基本サービスの内容)第2項で定める「アルファエース」は、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入しており「アルファエース」を契約している場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者に限り、継続して利用することができます。
- (5) 第5条(オプションサービス)第8項の規定にかかわらず、C+STBの利用には、しながわ光 インターネットサービス契約約款またはしながわ光 アパートメント加入条項・利用条項に定める「マンションタイプ 1ギガコース」、「マンションタイプ 300メガコース」、「マンションタイプ 30メガコース」、「ホームタイプ 10ギガコース」、「ホームタイプ 2ギガコース」、「ホームタイプ 1ギガコース」、「ホームタイプ 300メガコース」、「ホームタイプ 30メガコース」、「かつとびMANSION LANインターネット利用サービス」のいずれかの利用契約が必要です。
- (6) 第7条(機器)第1項の規定にかかわらず、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者であって、当社が定めたACA5チップ内蔵のBD-Hit PotまたはSTBを当社より貸与を受け使用している加入者は、引き続き貸与中の当該機器を利用することができます。なお、それ以外のBD-Hit PotまたはSTBを使用している加入者は、当社が定めたACA5チップ内蔵のBD-Hit PotまたはSTBに交換することで、当該機器の利用契約を継続することができます。
- (7) 基本サービスの加入者は、インターネット接続サービス契約約款に定めるしながわ光(N) インターネットサービスを利用することはできません。
- (8) 基本サービス約款は、2025年1月1日より施行します。

## CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款(KB0008H)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等(以下「CATV用受信機器」といいます)には、デジタル放送を受信するためのICカード(CATV専用B-CASカード)(以下「カード」といいます)が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアップシステムズ(B-CAS社)(以下「当社」といいます)が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」といいます)と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局(以下「CATV会社」といいます)に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約(CATV専用B-CASカード使用許諾契約)に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にご約款を必ずお読みください。

### 第1条 (カードの使用目的)

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」といいます)を受信する目的で使用されます。

### 第2条 (カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。  
2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

### 第3条 (カードの管理)

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

### 第4条 (カードの故障交換等)

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。  
① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。  
② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。  
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

### 第5条 (カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

### 第6条 (カードの交換依頼)

カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

### 第7条 (不要になったカードの処置等)

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

### 第8条 (禁止事項)

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。  
2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。  
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。  
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

### 第9条 (損害賠償)

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

### 第10条 (約款の変更)

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp/>)に掲載します。

## 別表

カード再発行費用
第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用 2,160円(消費税込み)以下でCATV会社の定めによる

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただけます。



# サービス各種約款・規約

## 日本放送協会放送受信規約

放送法 (昭和25年法律第132号)第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

**（放送受信契約の種別）**

- 第1条** 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。
- 地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
- 特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他の営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他の営業用の移動体によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

**（放送受信契約の単位等）**

- 第2条** 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。
- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
- 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をもとにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する者を含む。い、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
- 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるもの単位とする。
- 5 同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類が異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
- 6 1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類が異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

**（放送受信契約書の提出）**

**第3条** 受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

- 受信機の設置者の氏名および住所
  - 受信機の設置の日
  - 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別
  - 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。
- 3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。
- 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。
- 5 受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出せるものとする。

**（放送受信契約またはその種別の変更契約の成立時期）**

**第4条** 放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。

**（放送受信料支払いの義務）**

**第5条** 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

- 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 3 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。
- 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。
  - 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の放送受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。
  - 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
    - 衛星契約
    - 地上契約
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。
- 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該契約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。
  - 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合においては、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。
  - 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

**（多数契約一括支払に関する特別（多数一括割引））**

**第5条の2** 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信料を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同

じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減する月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

- 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減する月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものである。
- 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不定件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。
  - 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき
  - 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき
- 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次次に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはない。

**（団体一括支払に関する特例（団体一括割引））**

- 第5条の3** 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上とまり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。
- 2 前項の団体一括支払に関する特例を次次に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減する月額は、前項に定める額に次次に定める減額分を加算したものである。
- 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはない。

**（同一生計支払に関する特例（家族割引））**

- 第5条の4** 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をもとにする者が別の住居に設置した受信機にいて放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により放送受信料を支払う場合のみ適用する。
- NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。
  - NHKは、前項の規定の適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
  - NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。

**（事業所契約に関する特例（事業所割引））**

- 第5条の5** 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払うものとする。
- 前項において敷地とは、1の建築物または用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
  - NHKは、第1項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第1項に定める特例を適用しないことができる。
  - 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
  - NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第1項に定める特例を適用しないことができる。

**（放送受信料の支払方法）**

**第6条** 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

- 第1期（4月および7月）
- 第2期（6月および9月）
- 第3期（8月および9月）
- 第4期（10月および11月）
- 第5期（12月および1月）
- 第6期（2月および3月）

- 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別を支払いによるないことができる。
- 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
  - 口座振替NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
  - クレジットカード等継続払NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等にて継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
  - 継続振込NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
- 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払方法は「その他の支払方法」という。）
- 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用書をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める放送受信料口座振替利用書をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降の）放送受信料について取り扱うものとする。
- 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額その他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。
- 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、

次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。

9 放送受信料を継続振込利用届および前項の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったときは、放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。

- 第5項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
- クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降の）放送受信料について取り扱うものとする。
- NHKがクレジットカード会社等による所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないという通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。

**（メッセージの表示）**

**第7条** NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（以下「設置確認メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。

2 NHKは、受信機を設置した者から次の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。

- 受信機の設置者の氏名および住所
  - 受信機の画面にB－C A Sカード番号またはA C A S番号として表示される識別番号（以下「ID番号」という。）
  - 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合その場所
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事項を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
- 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
  - 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を変更したこと
  - 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
- 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についてのも、これができるものとする。
- 5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示することができる。
- 6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

**（氏名、住所等の変更）**

**第8条** 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。

- 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。
- 放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出せるものとする。

**（放送受信料の解約）**

**第9条** 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

- 放送受信契約者の氏名および住所
  - 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - 受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
  - 放送受信契約を要しないこととなった事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることができる。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。

**（放送受信料の免除）**

**第10条** 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

- 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
- 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
- NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
- NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求められることがある。ただし、NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

**（放送受信料の精算）**

- 第11条** 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。
- 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
  - 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったもののみならず算出した額を差し引いた残額
- 放送受信料の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。
- 3 放送受信料が追徴された期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。
- 4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

**（放送受信契約者の義務違反および罰金等）**

**第12条** NHKは、放送受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その2倍に相当する額である罰金金を

請求することができる。

- 放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の放送受信契約の解約について不正があったとき
  - 放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき
  - その他放送受信料の支払いについて不正があったとき
- 2 NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である罰金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約種別の放送受信料が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である罰金を請求することができる。
- 3 NHKは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である罰金を請求することができる。

**（支払いの延滞）**

**第12条の2** NHKは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、1期あたり2.0％の割合で計算した延滞利息を請求することができる。

**（NHKの免責事項および責任事項）**

- 第13条** 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。
- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

**（放送受信者等の個人情報の取り扱い）**

- 第13条の2** NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第1号、以下「ガイドライン」という。）第3条第2号に規定する放送受信者等を含む。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）およびガイドラインに基づき、別に定めるNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送イベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

**（規約の変更）**

- 第14条** この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

**（規約の周知方法）**

**第15条** この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

**（施行期日）**

- この規約は、令和5年10月1日から施行する。

**（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定）**

2 令和4年4月1日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。

**（放送受信料の支払いに関する経過規定）**

- 2 受信機の設置の月（当該月に第9条第2項の規定により解約となった場合を含む。）の放送受信料を支払わなければならない。
- 4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に適用する。

**（罰金金の支払に関する経過規定）**

- 1 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の放送受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「放送受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の放送受信料の2倍に相当する額」とする。
- 6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限まで」とあるのは「令和5年6月末日まで」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月」については、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、「とあるのは「[対象月の第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの]とする。」
- 7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「[受信機の設置の月から]とする。」
- 8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限まで」とあるのは「令和5年6月末日まで」とし、「[受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの]期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「[受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの]期間の期間の契約種別の放送受信料を締結した月の前月までの]とする。」
- 9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「[受信機の設置の月から]とする。」

**（アナログ放送の終了に関する措置）**

- 10 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以上以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
- 放送受信契約者の氏名および住所
  - 設置がないこととなった受信機の数
  - 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情
- 11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとす。

# サービス各種約款・規約

サービス各種約款・規約

- NHKは、付則第1 0項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に通り、放送受信契約が終了しないものとするができる。
- 付則第1 1項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1 項の適用については、同項中「第9条第2 項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第1 1 項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3 項の適用については、同項中「当該月に第9条第2 項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第1 1 項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第1 1条第1 項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。
- 第3条第2 項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
  - 放送受信契約者の氏名および住所
  - 変更にかかる受信機の数
  - 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - 受信できる放送の種類を定めた事項
- 付則第1 1 項および第1 2 項の規定は、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第1 4 項各号」と、「終了」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第1 0 項の届け出」とあるのは「付則第1 4 項の提出」と読み替えるものとする。

**（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置）**

- 第1 2条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に適用しない。

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

## サービス各種約款・規約

## Google 利用規約（抜粋）

Google 利用規約は以下のURLからご確認いただけます。「定期契約商品」および「ケーブルプラスSTB-2」に関わる主な事項の抜粋を記載します。
Google アカウントを取得して利用する場合の項目は記載しておりませんので、アカウント取得時にご確認ください。
Google ポリシーと規約
https://policies.google.com/

ユーザーは、本サービスを利用することにより、本規約に同意することになります。以下を注意してお読みください。

<b>Google 利用規約</b>
<b>発効日: 2024年5月22日</b>
サービス提供者
Google サービスの提供者およびユーザーとの契約者は以下の法人となります。
Google LLC
米国デラウェア州の法律に基づいて設立され、米国の法律に基づき運営される法人
1600 Amphitheatre Parkway
Mountain View, California 94043
USA

**年齢に関する要件**

ユーザーが自分で Google アカウントを管理するための年齢要件を満たしていない場合、Google アカウントを使用するには親または保護者の方の許可を得なければなりません。本規約を、親または保護者の方と一緒に読んでください。

親または保護者の方がお子様のサービスの利用を許可する場合、本規約はその親または保護者の方に適用され、サービス利用時のお子様の行動について責任を負うことになります。一部の Google サービスには追加の年齢要件が設けられており、それぞれのサービス固有の追加規約およびポリシーにその旨が記載されています。

**ユーザーと Google の関係**
本規約は、ユーザーと Google の関係を定義するためのものです。「Google」とは、Google LLC およびその関連会社を意味します。大まかに言うと、Google は本規約を遵守することに同意したユーザーに Google へのアクセスおよびサービスの利用を許可します。本規約には、Google のビジネスの仕組みと収益を生み出す方法が反映されています。

**Google サービスの開発、改善、更新**
Google ではサービスの向上を目的として、新しい技術や機能の開発に常に取り組んでいます。たとえば、人工知能や機械学習を利用して同時通訳を可能にしたり、スパムやマルウェアの検出機能およびブロック機能を向上させたりしています。Google ではさらなる改善を目指して、さまざまな機能の追加や削除、サービスの制約の増減、新しいサービスの提供や古いサービスの終了などを適宜行っております。サービスがダウンロード可能なソフトウェアまたはプリロードされたソフトウェアを必要とする、または含んでいる場合、新バージョンまたは新機能が入手可能になると、そのソフトウェアはユーザーのデバイス上で自動的に更新されることがあります。一部のサービスでは、ユーザーが自動更新の設定を調整できます。ユーザーの Google サービスの利用に悪影響を及ぼす重大な変更を行う場合、またはサービスの提供を終了する場合、Google はユーザーに対して合理的な事前の通知を行います。ただし、不正行為の防止、法的要件に対応する必要がある、またはセキュリティや運営上の問題に対処する必要があるなどの緊急時は除きます。また、こうした場合、適用される法律およびポリシーを条件として、Google データ エクスポートを使用して Google アカウントからユーザーのコンテンツをエクスポートする機会を提供します。

**Google がユーザーに期待すること**
本規約、およびサービス固有の追加規約の遵守
Google のサービスへのアクセス、利用のための許可は、ユーザーが以下の規約を遵守している間は提供されます。

- 本規約
- サービス固有の追加規約(追加の年齢要件など)

また Google は、各種ポリシー、ヘルプセンター、およびその他のリソースを公開し、一般的な質問に答えるとともに、サービスの利用に関してユーザーに期待することを規定しています。これらの例としては、プライバシー ポリシー、著作権ヘルプセンター、セーフティ センター、透明性センター、および Google のポリシーサイトからアクセスできるその他のページが含まれます。さらに、ダイアログ ボックスで重要な情報を知らせるなど、Google サービス内で具体的な手順や警告を提供することもあります。Google は、Google サービスの利用をユーザーに許可しますが、サービス内で Google が所有するすべての知的所有権は Google が保持します。

**他者の尊重**
すべてのユーザーが互いを尊重し合う環境を維持するため、以下に挙げる行動についての基本ルールを遵守してください。

- 適用される法律(輸出管理、制裁措置、人身売買に関する法律を含む)を遵守する
- プライバシーに関する権利や知的財産権などの、他者の権利を尊重する
- 他者または自分自身に被害をもたらす行為(虚偽情報の提供、詐欺、違法ななりすまし、名誉毀損、いじめ、嫌がらせ、ストーキングなど)や、こうした行為をほめかす脅迫、またはこうした行為の助長を行わない

Google のサービス固有の追加規約とポリシー(生成 AI の使用禁止に関するポリシーなど)は、そのサービスを利用するすべてのユーザーが遵守しなければならない適切な行動に関する追加情報を提供します。Google のサービスの多くでは、他のユーザーがこれらのルールに違反していることに気付いた場合に、不正行為を報告できるようにしています。Google が不正行為の報告に対処する場合は、問題が発生した場合の措置のセクションに沿って公正に手続きします。

**サービスの不正使用の防止**
Google のサービスにアクセスまたはサービスを利用するユーザーのほとんどは、インターネットを安全かつオープンなものにするための一般的なルールを理解していますが、残念ながら、ごく一部ですがルールの尊重しないユーザーもいます。そのため、Google のサービスとユーザーを不正使用から守るためにここでそのルールについて説明します。一般的なルールは次のとおりです。
Google のサービスまたはシステムを不正に使用する、妨害する、破壊する、サービスまたはシステムに損害を与えることをしてはなりません。以下に例を示します。

- マルウェアの投入
- システムや保護対策に対するスパム行為、ハッキング、または回避
- ジェイルブレイク、敵対的なプロンプト、プロンプト インジェクション(安全性やバグのテスト プログラムに含まれる場合を除く)
- 以下のような、不正なまたは虚偽の方法でのサービスやコンテンツへのアクセスもしくは使用
  - フィッシング
  - 偽のレビューなど、偽のアカウントやコンテンツの作成
  - 生成 AI のコンテンツを人間が作成したものであると誤解させる行為
- 実際には Google のサービスであるのにユーザー(または他のユーザー)のもののように見えるサービスの提供
- Google のサービスではないのに Google のもののように見えるサービスの提供
- 知的財産権やプライバシーの権利など、他者の法的権利を侵害することを目的とした、Google のサービスの使用(サービスが提供するコンテンツを含む)
- 適用される法律によって許可される場合を除き、企業秘密などの所有する情報を抽出することを目的とした、機械学習モデルなど、Google のサービスや基盤となる技術のリバース エンジニアリング
- Google のウェブページの機械可読な指示(クロール、トレーニングなどのクティビティを禁止する robots.txt ファイルなど)に違反する、Google のいずれかのサービスのコンテンツにアクセスすることを目的とした自動化された手段の使用
- 利用規約に違反するための身元の隠蔽または不実表示
- 他者に本規約の違反を促すサービスの提供

**ユーザーのコンテンツに対する使用許可**
Google の一部のサービスは、ユーザーのコンテンツをユーザー自身がアップロード、保存、送信、受信、共有できるように設計されています。ユーザーは、Google サービスにコンテンツを提供する義務を負うものではなく、提供したコンテンツを自由に選ぶことができます。コンテンツをアップロードまたは共有する場合は、そのために必要な権利を自分が有していること、およびそのコンテンツが合法であることをご確認ください。

**ライセンス**
このコンテンツはユーザーに帰属します。つまり、コンテンツに含まれるユーザーの知的所有権はすべてユーザーが保持します。たとえば、ユーザーが書いたレビューなど、ユーザーが作成した独創的なコンテンツの知的所有権はユーザーが保持します。また、誰かが作成した独創的なコンテンツも、その人の許可があれば共有する権利を保持できる場合があります。ユーザーの知的所有権により Google によるユーザーのコンテンツの使用が制限される場合、Google はユーザーから使用許可を得る必要があります。ユーザーは、このライセンスを通じて Google に使用許可を与えものとします。

**適用対象**
このライセンスは、ユーザーのコンテンツが知的所有権によって保護されている場合は、そのコンテンツに適用されます。

**適用対象外**

- このライセンスは、ユーザーの知的所有権のみを対象としており、ユーザーのプライバシーの権利に影響しません。
- このライセンスは、以下の種類のコンテンツには適用されません。
  - ユーザーが提供する、一般に公開されている事実情報(ローカルビジネスの住所の訂正など)。こうした情報は、誰でも無料で利用できる一般的な情報と見なされるため、ライセンスは必要ありません。
  - ユーザーが提供するフィードバック(Google のサービスを改善するための提案など)。フィードバックについては、下記のサービスに関連するコミュニケーションのセクションで説明します。

**範囲**
このライセンスは以下の性質を備えています。

- 全世界的であり、世界のあらゆる場所において有効である
- 非独占的であり、ユーザーは自分のコンテンツのライセンスを他者に供与できる
- 無償であり、このライセンスの金銭的な使用料は発生しない

**権利**
このライセンスにより、Google に以下のことが許可されます。

- ユーザーのコンテンツをホスト、複製、配布、伝達、使用すること(たとえば、コンテンツを Google のシステムに保存してユーザーがどこからでもアクセスできるようにするため)
- ユーザーのコンテンツが他の人に公開するように設定されている場合は、それを出版、公演、上映、(公開)表示すること
- ユーザーのコンテンツに修正(形式の変更、翻訳など)を加えて二次著作物を作成すること
- これらの権利を以下に再許諾すること
- 他のユーザー(ユーザーが選択した人々と写真を共有できるようにするなど、サービスを設計どおりに機能させられるようにするため)
- Google との間で本規約と矛盾しない契約を締結した請負業者(以下の目的のセクションに記載されている限定的な目的のみを対象)

**目的**
このライセンスは、以下の目的に限定して適用されます。

- サービスを運営し改善するため。つまり、サービスを設計どおりに機能させ、新しい機能や機能性を作成することを可能にするために適用されます。これには、自動化されたシステムやアルゴリズムを使用してユーザーのコンテンツを分析することも含まれます。
- スパム、不正なソフトウェア、および違法なコンテンツを検出するため
- データの 패턴を認識するため(たとえば、関連する写真をまとめることを目的に、Google フォトで新しいアルバムを提案するタイミングを判断するため)
- おすすめ情報を表示する、カスタマイズした検索結果やコンテンツ、広告などを表示するという目的で、Google サービスを個々のユーザーに合わせてカスタマイズするため(広告のカスタマイズについては、広告設定で変更またはオフにできます)
- この分析はコンテンツが送信、受信、および保存されたときに発生します。
- ユーザーが一般公開で共有したコンテンツをサービスの宣伝に使用するため。たとえば、Google のアプリを宣伝するために、ユーザーが書いたレビューを引用することがあります。また、Google 広告を宣伝するために、ユーザーが提供した、アプリのスクリーンショットを Play ストアに表示することがあります。
- 本規約に準拠する形で、Google 向けの新しい技術およびサービスを開発するため。

**期間**
このライセンスは、ユーザーのコンテンツが知的所有権によって保護されている限り継続します。このライセンスが適用されるコンテンツをユーザーが Google のサービスから削除した場合、Google のシステムは合理的な期間内にそのコンテンツの公開を停止することとします。ただし、次の2つの例外があります。

- ユーザーのコンテンツが削除される前に、ユーザーがそのコンテンツをすでに共有していた場合。たとえば、ユーザーが写真を共有した友人がそのコピーを作成して再度共有した場合、その写真は、ユーザーが自分の Google アカウントから削除した後も、友人の Google アカウントに引き続き表示される可能性があります。
- ユーザーのコンテンツが他の企業のサービスを通じて公開されている場合、Google 検索などの検索エンジンによって、引き続きユーザーのコンテンツが検索結果の一部として検出および表示される可能性があります。

**Google サービスの使用**
**ユーザーの Google アカウント**
これらの年齢要件を満たしている場合は、Google アカウントを作成して利便性を高めることができます。一部のサービスを機能させるためには、Google アカウントが必要になります。たとえば Gmail を使用するには、メールを送受信する場所を確保するために、Google アカウントが必要となります。ユーザーは、Google アカウントで行うことに責任を負います。これには、Google アカウントを安全に維持するために合理的な措置を講じることも含まれます。定期的セキュリティ診断を使用することをおすすめします。

**サービスに関連するコミュニケーション**
Google はサービスを提供する目的で、サービスに関するお知らせやその他の情報をユーザーに送信することがあります。Google からユーザーへの連絡の方法については、Google のプライバシーポリシーをご覧ください。ユーザーから Google にフィードバック(Google サービスを向上させるための提案など)が提供された場合、Google は、ユーザーに対する義務を負うことなく、そのフィードバックを利用することができます。

**Google サービス内のコンテンツ**
Google のコンテンツ
Google のサービスの一部には、Google に帰属するコンテンツが含まれています。たとえば、Google マップに表示される多くのイラストは Google に帰属します。ユーザーは Google のコンテンツを本規約およびサービス固有の追加規約で許可される範囲内で使用できますが、コンテンツに対して Google が所有するすべての知的所有権は Google が保持します。いかなるブランド表示、ロゴ、法的通知も、削除したり、隠したり、改ざんしたりしてはなりません。Google のブランド表示やロゴを使用したい場合は、Google Brand Permissions (Google ブランドの使用許諾)についてのページをご覧ください。

**その他のコンテンツ**
最後に、Google サービスの中には、他の個人または組織に帰属するコンテンツ(店舗オーナーによるその事業の説明、Google ニュースに表示される新聞記事など)にアクセスできるものがあります。ただし、(1)新サービスまたは新機能をリリースする許可されている場合を除き、当該個人または組織の許可なくこのコンテンツを使用することはできません。他の個人または組織のコンテンツで表明されている見解はその個人または組織のものであり、必ずしも Google の見解を反映するものではありません。

**Google サービス内のソフトウェア**
Google のサービスによっては、ダウンロード可能なソフトウェアまたはプリロードされたソフトウェアが含まれている場合があります。Google は、そのサービスの一部として当該ソフトウェアを使用することをユーザーに許可します。Google がユーザーに与えるライセンスは以下の性質を備えています。

- 全世界的であり、世界のあらゆる場所において有効である
- 非独占的であり、自分のコンテンツのライセンスを他者に供与できる
- 無償であり、このライセンスの金銭的な使用料は発生しない
- 個人的であり、他者に影響が及ぶことはない
- 譲渡不可であり、他者にライセンスを譲渡することはできない

Google の一部のサービスには、オープンソース ライセンス規定に基づいてユーザーに提供しているソフトウェアが含まれています。オープンソース ライセンスには、本規約の一部を明示的に上書きする条件が規定されている場合があるため、必ずそれらのライセンスを確認してください。ユーザーは、Google のサービスまたはソフトウェアのいかなる部分も、複製、変更、配信、販売、賣与することはできません。

**問題または意見の相違がある場合**
法律と本規約により、ユーザーは(1)一定のサービス品質、および(2)正常に機能しない場合に問題を解決する方法について権利を有します。

**保証**
Google は、相応の技術と注意をもってサービスを提供します。この保証に記載された品質レベルが満たされていない場合、ユーザーはそれについて Google に伝え、Google はユーザーと協力して問題の解決を試みるものとします。

**免責**
Google が、Google のサービス(サービス内のコンテンツ、サービスの特定の機能、その信頼性、利用可能性、またはユーザーのニーズに応える能力を含む)について約束するのは、(1)保証のセクションに記載されている内容、(2)サービス固有の追加規約に規定されている内容、および(3)本規約に優先して適用される法律が規定している内容のみです。医学上、法律上、財務上、またはその他の専門的な助言として、本サービスを信頼しないでください。これらのトピックに関するコンテンツは情報提供のみを目的としており、資格を持つ専門家の助言に代わるものではありません。

**法的責任**
対象者:すべてのユーザー
問題が生じた際にユーザーまたは Google が主張できる内容は、適用される法律と規約の両面から判断されます。一部の法的責任に限り、法律で規約によってすべてのユーザーに責任が義務付けられているのはそのためです。本規約は、適用される法律によって許可されている限りにおいて Google の責任を制限します。 本規約が、以下について法的責任を制限することはありません。

- 不正行為、詐欺的な不実表示
- 過失に起因する死亡または人身傷害
- 重過失
- 意図的な違法行為

上記の場合を除き、Google は適用される法律によって許可されている限りにおいて、本規約または適用されるサービス固有の追加規約に対する Google の違反についてのみ法的責任を負います。

**問題が発生した場合の措置**
Google は、下記の措置を講じる前に、ユーザーに対して合理的に可能な限り事前の通知を行い、措置を講じる理由を説明し、問題を明確にして対処する機会をユーザーに提供するものとします。ただし、そうすることが以下の事態につながる場合 Google が合理的に判断した場合を除きます。

- ユーザー、第三者、または Google に損害または法的責任が及ぶ
- 法律または法執行機関の命令に違反する
- 調査に支障をきたす
- Google のサービスの運用、完全性、セキュリティに支障をきたす

**ユーザーによる Google サービスへのアクセスの一時停止または停止**
Google は、次のいずれれかに該当する場合、他のいずれの権利も制限することなく、ユーザーによるサービスへのアクセスを一時停止もしくは停止する権利、またはユーザーの Google アカウントを削除する権限を有します。

- ユーザーが本規約、サービス固有の追加規約またはポリシーに著しくまたは繰り返し違反した場合
- 法的要件または裁判所命令に従って Google がそうした対応をとる必要がある場合
- ユーザーの行動(ハッキング、フィッシング、嫌がらせ、スパム行為、虚偽情報の提供、他のユーザーに帰属するコンテンツの無断複製など)が、特定のユーザー、第三者、もしくは Google に損害を与えた、または法的責任を発生させた Google が合理的に確信できる場合

Google がアカウントを無効にする理由、およびその結果について詳しくは、このヘルプセンターのページをご覧ください。ユーザーは自身の Google アカウントが誤って停止または終了されたと考える場合に異議を申し立てることができます。

もちろん、ユーザーはいつでも自由に Google サービスの使用を停止できます。サービスの利用を停止する場合は、ぜひその理由をお聞かせください。今後のサービス向上に役立てさせていただきます。

**紛争の解決、準拠法、および管轄裁判所**
Google との連絡方法に関する情報についてはお問い合わせページをご覧ください。
本規約、サービス固有の追加規約、または関連するすべてのサービスに起因または関連して生じた紛争には、抵触法の規定に関係なく、カリフォルニア州法が適用されるものとします。これらの紛争は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタクララ郡内に所在する裁判所においてのみ解決できるものとし、ユーザーと Google はその裁判所の対人管轄権に同意するものとします。適用される現地の法律により、これらの紛争をカリフォルニア州の裁判所において解決できない範囲で、ユーザーの居住地域の裁判所に当該紛争を申し立てることができます。同様に、適用される現地の法律により、ユーザーの居住地域の裁判所においてこれらの紛争の解決にカリフォルニア州法を適用できない範囲で、当該紛争はユーザーの国、州、またはその他居住地域に適用される現地の法律に準拠するものとします。

**本規約について**
法律により、ユーザーは、本利用規約のような契約では制限できない一定の権利を有しています。本規約は、そうした権利を制限することを意図するものではありません。
本規約は、ユーザーと Google との関係の規定するものです。本規約に基づく両者の関係から利益を受ける第三者が存在する場合でも、本規約によりかかる第三者の個人または組織に対する法的権利が生じることはありません。本規約をわかりやすく説明するために、Google のサービスを例として使用しています。ただし、ユーザーが居住する国において、例示されているすべてのサービスが利用できるには限りません。
本規約とサービス固有の追加規約に矛盾がある場合、追加規約が適用されます。ある特定の規定が無効または強制執行不可能であることが判明した場合であっても、そのことは他のいずれの規定にも影響を及ぼすものではありません。
ユーザーが本規約またはサービス固有の追加規約を遵守しない場合に、Google が直ちに法的措置を講じないことがあったとしても、そのことによって、Google が有している権利(たとえば、将来において、法的措置を講じる権利)を放棄しようとしていることを意味するものではありません。
Google は、次の場合に本規約およびサービス固有の追加規約を更新することがあります。(1) Google サービスの変更、または Google の業務上の変更(たとえば Google がサービス、機能、技術、価格、特典などを新しく追加、もしくはは従来のものを削除した場合)を反映するため。(2)法律、規制、またはセキュリティ上の理由のため。(3)不正または危険な行為を防ぐため。
本規約またはサービス固有の追加規約に重大な変更を加える場合は、合理的な事前の通知を行い、ユーザーが大幅な変更について確認する機会を提供するものとします。ただし、(1)新サービスまたは新機能をリリースする場合、および(2)緊急時(進行中の不正行為を止める必要がある場合、法的要件に対応する必要がある場合など)は除きます。ユーザーは新しい規約に同意しない場合、自身のコンテンツを削除してサービスの利用を停止するものとします。また、ユーザーは Google アカウントを閉鎖することにより、いつでも Google との関係を終了させることもできます。

# サービス各種約款・規約

## au ID 利用規約

2019年6月24日[Wow!ID]を「au ID」に名称変更しました。Wow!ID会員は以後、au ID会員として本規約の定めるところに従いau IDをご利用頂きます。

### 第1章 総則

#### 第1条 総則

- KDDI株式会社(以下「当社」といいます)は、ID利用規約(以下「本ID規約」といいます)に基づき、au IDを提供します。
- 本ID規約は、au IDを取得したお客様(回線登録ID又は回線非登録IDを保有するお客様をいい、以下「au ID会員」といいます)がau IDを利用する際的一切に適用されます。au ID会員は、本ID規約を遵守して頂くものとします。
- 当社は、au IDに関し、「ご利用上の注意」その他のガイドライン等を制定する場合があります。この場合au ID会員向けに提供されるWebサイト(以下、「au IDサイト」といいます)内に記載している内容は、本ID規約の一部を構成するものとします。
- 当社は、民法の定めに従い、本ID規約の内容を変更することがあります。この場合、au IDの利用条件は、変更後の本ID規約によるものとします。なお、当社は、変更後の本ID規約及びその効力発生時期を、au IDサイト等その他相当方法で周知するものとし、変更後の本ID規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- au IDのご利用にあたっては、本ID規約に同意頂く必要があります。本ID規約は当社等サービスをWebページやアプリケーションで利用する際にau IDの取得、変更時(第3条)及びau IDにより提供される諸機能(第4条第1項)にて表示されます。ご利用の前に必ず本ID規約をご確認いただき、同意のうえ、本ID規約に従ってご利用ください。

#### 第2条 定義

- 回線登録ID:当社が、au ID会員の締結している通信サービス等契約と紐付けて管理しているau ID
- 回線非登録ID:当社が、au ID会員の締結している通信サービス等契約と紐付けて管理していないau ID
- 通信サービス等:通信サービス及び電気サービス、並びに都市ガス料金立替払いサービスの総称
- 通信サービス:当社と沖縄セルラー電話株式会社(以下、併せて「当社等」といいます)がau(MVN)通信サービス契約約款、au(LTE)通信サービス契約約款、au(5G)通信サービス契約約款に定めるau通信サービス(以下、総称して「au通信サービス」といいます)、povo1.0通信サービス契約約款に定めるpovo1.0通信サービス、povo2.0通信サービス契約約款に定めるpovo2.0通信サービス、UQ mobile通信サービス契約約款に定めるUQ mobile通信サービス、UQ mobile通信サービスⅡ契約約款に定めるUQ mobile通信サービスⅡ、FTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス、インターネット接続サービス契約約款に基づき提供するサービス、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、BIGLOBE会員規約に定めるBIGLOBEサービスのご利用料金をKDDIから請求するサービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話サービス、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話サービス、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス、株式会社ジューピターテレコムが提供するJ:COM PHONEプラスサービス及びJ:COM PHONEひかりサービス、並びに当社等が提供するケーブルテレビ事業者の提供する当社所定のケーブルテレビサービス、沖縄通信ネットワーク株式会社が提供するひかりゆいまるサービス
- 電気サービス:当社等又はauエネルギー&ライフ株式会社があuでんき需給約款若しくはauでんき供給約款に基づき提供するauでんきサービス、又はケーブルプラスでんき需給約款に基づき提供するケーブルプラスでんきサービス、又はでんき契約約款に基づき提供するでんきサービス
- 都市ガス料金立替払いサービス:当社が東電ガスとくとくガスプラン for au立替払いサービス請求規約、カネエナガスプラン for au立替払いサービス請求規約、東電ガスなつクプラン for au立替払いサービス請求規約、又ははくでんガスプラン for au立替払いサービス請求規約に基づき提供する都市ガス料金の立替払いサービス
- au ID発行サービス:契約時にau IDを発行する当社所定のサービス
- au等契約:au通信サービスの利用に係る契約、povo1.0通信サービスの利用に係る契約、povo2.0通信サービスの利用に係る契約及びUQ mobile通信サービスⅡの利用に係る契約
- 通信サービス等契約:通信サービス等の利用に係る契約
- au ID設定アプリ:au IDの取得、設定及びau IDによるログインの簡略化等を可能とする当社所定のアプリケーション
- 特定サービス:当社等サービス及びパートナーサービスの総称
- 当社等サービス:当社等が提供する当社所定のサービス
- パートナーサービス:当社等以外の第三者(以下「パートナー」といいます)が提供するサービス
- OpenID:当社がau ID会員に対し発行するau IDに紐付けられた識別符号。なお、当該識別符号は、パートナーサービス毎に異なるものとします。
- パスワード:au IDの認証のために必要な半角英数字記号
- 暗証番号:通信サービスの利用に係る契約の締結時、au ID取得時、au PAYサービス等の提供するサービス申込時等に設定する4桁の数字

### 第2章 au IDの利用

#### 第3条 au IDの取得、変更等について

- お客様は、以下のいずれかの方法により、au IDを取得することができます。
  - お客様が通信サービス等契約を締結したことを契機として当社が自動的に付与する方法
  - お客様がau IDサイト又はau ID設定アプリ若しくは当社等サービスのアプリ上で登録することにより取得する方法
  - お客様がau ID発行サービスの利用に係る契約を締結したことを契機として当社が自動的に付与する方法
- au ID会員は、au IDサイトで、取得されたau IDが回線登録IDか回線非登録IDかを確認することができます。
- au ID会員は、第1項第1号又は第2号に定める方法により取得したau IDを任意の文字符号に変更することはできません。au IDが回線登録IDであって、au ID会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は、当該回線登録IDの符号を、メールアドレスに変更いただくことをお願いする場合があります。この場合は、au ID会員はau IDとしてメールアドレスの登録をau IDサイト又はアプリ上で行う必要があります。
  - 回線登録IDに登録されている通信サービス等契約の全てが解約等により終了した場合
  - 回線登録IDに登録されている通信サービス等契約の全てを他のau IDへ登録した場合
  - au等契約を締結する以外の方法でau IDを取得した場合
- au ID会員は、第1項第3号に定める方法により付与されたau IDの符号を、当社が別に定める条件に従い、メールアドレスに変更して頂く必要があります。
- au ID会員は、au IDの利用にあたり、パスワードの設定、登録等をau IDサイト又は当社等サービスのアプリ上で行うものとします。なお、au IDの利用にあたり、パスワードの設定、登録等に加え、暗証番号、又は自己の生体認証装置に生体情報(第4条第2項第2号に定める生体認証を利用する場合に限ります。)の設定、登録等が必要となる場合があります。

#### 第4条 au IDにより提供される諸機能

- au IDは、特定サービス上で共通して利用できるIDです。au IDには、以下の機能が含まれます。
  - 当社等サービス向けログイン機能:au ID会員が、au IDを用いて、当社等サービスへのログインを行うことを可能とする機能
  - au IDログイン機能:au ID会員が、au IDを用いて、パートナーサービスへのログインを行うことを可能とする機能
  - ID連携機能:au ID会員が、パートナーサービスにおけるID(以下「パートナーID」といいます)とau IDとを一意に登録することにより、au IDを入力することなく、ID(パートナーID)にて当社等サービスを利用することを可能とする機能。なお、au IDとPonta会員IDを連携する機能については、本号に定めるID連携機能とは別の機能であり、当社等及び株式会社ロイヤリティマーケティングが別途定める「au ID/Ponta会員ID連携機能」に従って提供されます。
  - povo ID連携機能:povo2.0通信サービスを締結しているau ID会員が、au IDとpovo IDを連携することでpovo2.0の回線契約を有した回線登録IDとしてau IDを利用することを可能とする機能。

- 前項に定める諸機能の生体利用にあたっては、パスワードの設定、登録等に加え、暗証番号及び自己の生体認証装置に生体情報(次号に定める生体認証を利用する場合に限ります。)の設定、登録等が必要となる場合があります。
  - 当社がau IDサイト上で別途定めるセキュリティ強化機能により、Eメール、SMS(Cメール)又はメッセージにより通知したコードをau ID会員に入力いただく等の所定の操作を求める場合があります。また、生体認証装置を有する利用端末において、パスワードを利用せずau ID会員が自己の生体認証装置に登録した生体情報を利用する「生体認証」を利用することができます。生体認証の登録方法、注意点等はau IDサイトに記載している内容によります。
  - au ID会員が、複数のau IDを有する場合、au IDサイト内に記載している手続きを行うことによりいずれか1つのau ID(以下「統合au ID」といいます)を選定し、統合au IDに他のau IDに登録されている通信サービス等契約を登録することができます。この場合、登録前に回線登録IDであった他のau IDは、以後、回線非登録IDとなります。なお、一度統合au IDを選定した場合、統合au IDの設定を解除し、若しくは分離することはできません。その他、統合au IDに登録できる通信サービス等契約の数等、詳細な条件は、au IDサイト内に記載している内容によります。
  - au等契約が登録された回線登録ID(統合au IDも含み、以下「統合先au ID」といいます)に新たにau等契約を登録した場合、当該au等契約が登録されたau IDの登録者情報の全部又は一部は、統合先au IDの登録者情報によって上書きされます。
  - 統合先au IDに新たなau等契約を登録した場合、当該au等契約に係る暗証番号は、統合先au IDの暗証番号によって上書きされます。
  - 統合au IDを選定したau ID会員は、統合au IDに複数の通信サービス等契約が登録されている場合、かかる契約の中から、代表となる契約(以下「代表契約」といいます)を設定することにより、当社等サービスの利用料の請求先となる契約等を選定することができます。この場合、代表契約に設定可能な通信サービス等契約、その他詳細な条件は、au IDサイト内に記載している内容によります。
  - 統合au IDを選定したau ID会員は、統合au IDに複数のau等契約が登録されている場合、かかる契約の中から、代表となるau等契約(以下「選択中の回線」といいます)を設定することにより、特定サービスの利用対象となるau等契約を選定することができます。この場合、選択中の回線の設定に係る詳細な条件は、au IDサイト内に記載している内容によります。
  - 当社は、au ID会員がパートナーサービスにおいて、au IDログイン機能又はID連携機能を利用する場合、当該パートナーサービスを提供するパートナーに対して、au IDICを、OpenIDを通知します。この場合、当社は、当該会員に係るau IDによる認証の結果、au ID会員がau IDサイトより登録したニックネームをもパートナーに対し通知します。なお、OpenIDは、au ID会員が当該パートナーサービスにおいて、au IDログイン機能又はID連携機能を初めて利用する際に、当社によって付与されます。
  - au ID会員は、au IDサイトにおいて、自己のau IDに割り当てられたOpenIDを確認することができます。
  - 前項に定めるau IDサイトにおいて、au ID会員は、au IDログイン機能及びID連携機能を用いたパートナーサービスとの連携を解除することができます。また、パートナーサービスにおいて、au IDログイン機能又はID連携機能を当社が別に定める期間利用しない場合、当該パートナーサービスとの連携は自動で解除されます。パートナーサービスとの連携が解除された場合、当該パートナーとの連携の為に割り当てられたOpenIDは失効し、au ID会員は、パートナーサービスの利用ができなくなります。

#### 第5条 au ID設定アプリについて

- au ID設定アプリは、KDDIが2017年9月30日より前に発売したAndroid™搭載スマートフォンにおいてのみ利用可能です。
- au ID設定アプリの利用に伴い発生する通信料は、お客様に負担して頂きます。
- 当社は、au Marketの「更新情報」に更新内容の記載をもって、au ID設定アプリの内容、仕様等の全部又は一部を変更し、その提供を中止、又は廃止することができます。当社がau ID設定アプリの内容、仕様等の全部又は一部を変更した場合、お客様は、au ID設定アプリのインストールされたau端末に、変更後0au ID設定アプリが、自動的にダウンロードされインストールされることを承諾するものとします。この場合、変更後のau ID設定アプリのダウンロードに係る通信料は、お客様に負担して頂きます。

### 第3章 退会

#### 第6条 退会

- au ID会員は、au IDサイト内に記載している手続きを行うことにより、au IDの利用に係る当社との契約を解約することができます。但し、回線非登録IDのうち、au ID会員の締結している当社の一部サービスの利用契約を紐付けているID又は回線登録IDを有するau ID会員が解約することはできません。
- 当社は、回線非登録IDが一定期間利用されていない場合、当該回線非登録IDについては、退会の意思があったものと見做し、当該回線非登録IDの利用に係る契約を解約できるものとします。

### 第4章 総則

#### 第7条 au IDの利用に係る義務

- au ID会員は、自己のau ID、OpenID、パスワード、暗証番号、自己の生体認証装置及び秘密の質問に対する答え(以下、au ID、OpenID、パスワード、暗証番号、自己の生体認証装置に登録した生体情報及び秘密の質問に対する答えを総称して「認証情報」といいます)を自らの責任において管理するものとします。当社は、au ID会員以外の者が認証情報を使用した場合であっても、その会員による行為と見做して取り扱います。
- au ID会員は、パスワード、暗証番号について、生年月日等第三者に推測されやすいものや、容易に変更するものとし、定期的に変更するものとします。なお、自己又は他人の認証情報の不正使用の実事を知った場合には、その不正使用について当社に直ちに連絡するものとします。
- au ID会員は、au ID又はパスワードを入力した端末(以下「利用端末」といいます)を自らの責任において管理するものとします。当社等は、au ID会員以外の者が利用端末を利用した場合であっても、利用端末により当社サービスを利用した場合は、そのau ID会員による行為と見做して取り扱います。

#### 第8条 禁止行為

- au ID会員は、次条第3項に定める登録情報その他当社が入力を求める情報について、虚偽、不正確な内容登録し、又は入力しません。
- au ID会員は、au IDの利用に関して、以下の行為をしてはなりません。
  - au IDを不正に利用する行為
  - au IDを第三者に開示、貸与、譲渡、売買、買入等、又は利用させる行為
  - au IDの運用・管理を行う為に当社が構築したシステム(以下「本システム」といいます)に対する過度なアクセス等、au IDに係る運用・管理を阻害又は妨害する行為
  - 特定サービス又は当社等の事業の運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
  - au ID設定アプリを複写、複製、コピー、販売、取引、転売する行為
  - au ID設定アプリを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、及びソースコードを抽出しようとする行為
  - au ID設定アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
  - au IDを許可なくポット、チャットツール、その他の技術的手段を用いて利用する行為
  - 上記各号のほか、当社若しくは第三者に不利益又は損害を与える行為
  - 法令違反若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
- 当社は、au ID会員が本ID規約に違反していると判断した場合、当該au ID会員による当該au IDの利用を禁止若しくは制限し、au ID会員の登録を抹消し、又は、au IDの利用に係る当社との契約を解約することができるものとします。

#### 第9条 個人情報等の取扱い

- au ID会員は、au IDの利用にあたって、氏名、ニックネーム、住所、生年月日、性別、連絡先電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号(以下、併せて「au IDの登録情報」といいます)を登録するものとします。また、au IDの登録情報に変更が生じた場合、当社等の所定の方法により、速やかに変更後の内容を登録するものとします。
- au ID会員が前項の登録を怠り、若しくは登録の内容を誤ったことにより、au ID会員が不測の不利益を被ったとしても、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社はその責任を一切負いません。また、当社は、これ

- により当社がau ID会員宛てに発送・送信した通知が到達せず、又は遅着した場合、当該通知は通常到達すべきときにau ID会員に到達したものと見做すことができます。
- 当社は、au IDの登録情報(以下、「登録情報」といいます)に加え、第4条第1項各号又は第2項に定めるau IDの諸機能、その利用履歴(第4条第1項各号又は第2項に定めるau IDの諸機能、及びその利用履歴を併せて「au ID利用情報等」といいます)、及びSMS(Cメール)又はメッセージ送信結果として判明する通信キャリアの情報に係る情報(au ID利用情報等に係る情報を含め、以下「利用履歴情報」といいます)を取得するものとします。
- 当社は、登録情報及び利用履歴情報を、「KDDIプライバシーポリシー(https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/)(以下、プライバシーポリシーといいます)」に従って取り扱うものとします。

#### 第10条 責任の制限

- 当社は、au ID又はau ID設定アプリの利用に際し、当社の責に帰すべき事由によりau ID会員に生じた損害について、1,295円を上限として、当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。
- 特定サービスの提供条件は、それぞれの特定サービスの提供に係る利用規約に基づき、au ID会員と当該特定サービスの運営者との間で成立する契約によるものとします。当社等は、当社等の責に帰すべき事由による場合を除き、パートナーサービスに関し、一切の責任を負いかねます。
- au ID会員は、au IDの利用に関連して生じたあらゆる責任、損害又は費用(弁護士費用を含みます)に関して第三者を一切の責任を請求について、当社等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社等(その関係会社を含みます)に一切の負担又は損害を生じさせないものとし、au ID会員が自らの責任と負担により解決するものとします。
- 当社は、本システムの保守を行う場合、又は不可抗力事由によるやむを得ない場合(火災、停電、その他の自然災害に加え、ウイルスやマルウェアなど第三者による妨害行為により、当社に、本システムがau IDに係る諸機能を提供しえない状態となった場合を含みます)に、au ID会員に事前の通知を行うことなく、au ID会員によるau IDの利用等を一時的に停止することができます。
- 当社は、au IDが不正に利用された場合(ポット、チャットツール、その他の技術的手段を用いて不正に利用されたことが合理的に疑われる場合を含みます)その他のやむを得ない事由が生じた場合、au ID会員に対し、当該au IDのパスワードの変更を要請することがあります。この場合、当該au ID会員は、当該要請に従って頂きます。当該要請に従いパスワードを変更するまでの間、当社は、当該au IDの利用を停止します。なお、当社は、当該au IDの利用を停止する前に、パスワードの変更の要請を通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 前項の場合において、当社は、au IDの不正利用に起因してau ID会員に生じた損害につき、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### 第11条 その他

- 当社は、au IDの利用にあたって au ID会員が登録した携帯電話番号又はメールアドレス宛てにSMS(Cメール)、メッセージ又はメールを使用したアンケートを実施することができるものとします。また、当社は、当該携帯電話番号又はメールアドレス宛てに当社又は第三者の提供する商品又はサービスに関する広告等の情報その他当社がau ID会員にとって有益と考える情報(以下「広告情報等」といいます)を配信することでもできるものとします。なお、当社は、au ID会員に対し、広告情報等の内容及び広告情報等を利用してなされた一切の取引及び行為について、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任及び義務を負わないものとします。
- 当社がau ID会員に対して通知を行う場合、au IDサイトに個別の事項を掲載(通知事項を記載したWebページへのリンクを貼る行為を含みます)又はau ID会員に対し個別の通知を行うものとします。個別の通知を行う場合、当社は、au ID会員がau IDの利用にあたって登録した携帯電話番号又はメールアドレス等の連絡先に通知を行はざり定めるものとします。
- 本ID規約は、日本法に従って解釈・適用されるものとします。本ID規約に関連して、当社とau ID会員の間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。]

#### 附則(2018年1月16日)

本ID規約第9条第5項は、au ID会員が、2018年1月16日に改定した本ID規約又は「プライバシーポリシー」のいずれかに同意するまでは、以下の規定に読み替えて適用するものとします。
【5. 当社は、登録情報及び利用履歴情報を、au ID会員の管理、au IDに係る諸機能の提供、利用分析、au IDに係るサービスの品質向上、当社等がau ID会員にとって有益と考える情報の配信(第11条第1項及び第2項に定める情報の配信を含みます)等の目的で取り扱うものとします。】

#### 附則(2018年11月28日)

本ID規約は、「au ID利用規約」又はau HOME向けの「ID利用規約」を改定するものであり、2018年11月28日より前にも「au ID利用規約」又はau HOME向けの「ID利用規約」に同意頂いた会員についても、本ID規約を適用するものとします。

#### 附則(2019年6月24日)

本ID規約は、「Wow!ID」を「au ID」に名称変更することに伴い「ID利用規約」を改定するものであり、2019年6月24日より前にも「ID利用規約」に同意頂いた会員についても、本ID規約を適用するものとします。Wow!ID会員は2019年6月24日以後、au ID会員として本ID規約の定めるところに従いau IDをご利用頂きます。

#### 附則(2019年10月10日)

この変更規定は、2019年10月10日から適用されるものとします。

#### 附則(2019年12月19日)

この変更規定は、2019年12月19日から適用されるものとします。

#### 附則(2020年3月26日)

変更後の規定は、2020年3月26日から適用されるものとします。

#### 附則(2020年5月21日)

変更後の規定は、2020年5月21日から適用されるものとします。

#### 附則(2020年10月1日)

変更後の規定は、2020年10月1日から適用されるものとします。

#### 附則(2021年3月23日)

変更後の規定は、2021年3月23日から適用されるものとします。

#### 附則(2021年9月2日)

変更後の規定は、2021年9月2日から適用されるものとします。

#### 附則(2021年9月29日)

変更後の規定は、2021年9月29日から適用されるものとします。

#### 附則(2022年5月17日)

変更後の規定は、2022年5月17日から適用されるものとします。

#### 附則(2022年7月1日)

変更後の規定は、2022年7月1日から適用されるものとします。

#### 附則(2022年12月6日)

変更後の規定は、2022年12月6日から適用されるものとします。

#### 附則(2023年5月16日)

変更後の規定は、2023年5月16日から適用されるものとします。

#### 附則(2023年9月19日)

変更後の規定は、2023年9月19日から適用されるものとします。

# ケーブルテレビ品川

## ウイルスバスター for au 利用規約

本書は、お客様への注意事項、「ウイルスバスター for au」の使用許諾契約書に続いて、プライバシーと個人データの収集に関する規定が記載されています。

#### 「ウイルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様とトレンドマイクロ株式会社(以下「トレンドマイクロ」といいます)との間の契約です。
「ウイルスバスター for au」(第4条所定のサポートサービスの一環として提供される一切のパートナーファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ソフトウェア製品に付属するツール等)のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。)をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。また、お客様が未成年の場合は、保護者の同意を得たうえで本ソフトウェアをご利用ください。

#### 使用許諾契約書

#### 第1条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本案に定めるハードウェア(リース物件またはレンタル物件を含みます)におけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をKDDI株式会社(KDDI 株式会社所定のCATV 会社を含みます。以下「総称して「KDDI」といいます)または沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セルラー」といいます)の提供する所定のサービス(以下「本件サービス」といいます)に加入されたお客様に対して許諾します。
(a) 本件サービスの加入期間中、本件サービスの適用対象となるハードウェア上で本ソフトウェアをKDDI または沖縄セルラーが許諾する数を限度に使用する権利。

#### 第2条 著作権等

1. ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント(以下、総称して「ドキュメント」といいます)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロまたはトレンドマイクロにこれを許諾した第三者へ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ貸与、買与または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびドキュメントに担保権を設定することはできないものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客が生じた場合、トレンドマイクロに当該損害に関して一切の責任を負わないものとし、お客様の一切の補償をいたしません。トレンドマイクロは、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。

3. お客様は、本ソフトウェアにつき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆ソフトウェア(以下、総称して「改造等」といいます)することはできないものとします。お客様の改造等に起因して本ソフトウェアからその障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとし、お客様の一切の補償をいたしません。トレンドマイクロは、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故等は、本ソフトウェアに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとし、

#### 第3条 保証および責任の限定

- 本ソフトウェア、本ソフトウェアのドキュメントについて、瑕疵のないことを保証するものではなく、これらについて瑕疵があった場合にお客様に生じた損害について、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは責任を負わないものとし、トレンドマイクロは、第4条に定義されるサポートサービスに関して、その利用により、お客様の使用するハードウェアの問題の解決、パフォーマンスの向上その他特定の状態が作出されることを保証せず。また、サポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証いたしません。トレンドマイクロは、お客様がサポートサービスを利用したこと、またはサポートサービスを利用できなかったことに起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。トレンドマイクロは、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。
- KDDI または沖縄セルラーが定める手続によるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなれない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様の責任とさせていただきます。
- 本ソフトウェア、プログラムその他の譲渡に関連して生じたトラブルについても、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡または入手につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、使用停止の措置により発生した損害について一切の補償をいたしません。お客様の使用結果を得るためのソフトウェアプログラム(本ソフトウェアを含みますがこれに限られません)の選択、導入、使用および使用結果につきましては、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびにサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の無有を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関して、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。
- 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。ただしトレンドマイクロに故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

#### 第4条 サポートサービス等

- トレンドマイクロは、KDDI または沖縄セルラーが定める手続に従い、本件サービスに加入されたお客様に対し、本件サービスへの加入期間中、以下に記載されるサポートサービス(以下「サポートサービス」といいます)を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部ご利用いただけないサポートサービスがあります。
  - 各種パートナーファイル、検索エンジンおよび各種プログラムモジュールのアップデートサービス
  - メールまたはチャット等による問い合わせ対応
サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本案1項の記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
  - KDDI または沖縄セルラーが定める手続に従って本件サービスへの加入手続きを行っていないお客様
  - 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
  - KDDI または沖縄セルラー所定のサービスへの契約を終了または契約を解除されたお客様
  - 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム(日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます)上で使用しているお客様
  - 日本語以外の言語にて問い合わせされたお客様
  - KDDI または沖縄セルラーにおいて所定のサービスへの登録情報が確認できないお客様
- トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
  - システムの緊急保守を行うとき
  - 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
  - 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
  - 上記以外の特急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき
- 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了したソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとなります。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信されるWeb ページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。
- トレンドマイクロは、サポートサービスの過程でお客様から頂いたご意見、感想等(文章および音声を含みますがそれらに限られません、ただし第7条で定義する個人情報を除きます。以下「ご意見等」といいます)をテン

# サービス各種約款・規約

本規約は、本サービスの提供に必要と認められる事項を定めるものとする。

ドマイクロの製品やサービスの改善およびマーケティング活動を目的として利用いたします。お客様は、トレンドマイクロに対して、当該ご意見等を全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含みます）権利を許諾するものとし、かつトレンドマイクロに対して当該ご意見等にかかる著作権、著作権者人格権等の知的財産権を行使しないものとする。

#### 第5条 契約の解除

- お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを一切使用することができません。
- 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜グループもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかーに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
  - 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 前各項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
  - 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
  - 違法行為または不当要求行為
  - 業務を妨害する行為
  - 名誉や信用等を毀損する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
- 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破棄するものとする。

#### 第6条 守秘義務

- お客様は、(a)本契約記載の内容、および、(b)本契約に関連して知り得た情報（プロダクトキー、サポートサービスに関連する電話番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IP アドレスならびにサポートサービスの一端としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者（KDDI、沖縄セルラーを除きます）に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合はトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとする。
- 前項にかかわらず、以下に各号に定める事項については前項の適用を受けないものとする。
  - 開示を受けた時に既に公知である情報
  - 開示を受けた後、自己の責任およびその責任を負ったこととなった情報
  - 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
  - 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
  - トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

#### 第7条 個人情報情報の取り扱いについて

- お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。なお、トレンドマイクロは、お客様が製品利用の過程でトレンドマイクロのサーバに任意に保存した個人情報（個人番号、いわゆるマイナンバー等を含みます）を利用するものではありません。
  - 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、KDDI および沖縄セルラーまたはお客様が第4 条 1 項、2 項および3 項に基づき届け出た事項
  - 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とKDDI および沖縄セルラーとの契約にかかわる事項
  - お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
- お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスに関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
  - サポートサービスの提供
  - 契約の更新案内
  - トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
  - トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
  - セキュリティに関する情報の提供
  - アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
  - トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
- お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、安全管理措置を講じたうえで同社の子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報保護に関する契約書を締結したうえで個人情報情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合がございますに同意します。
- お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができます。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報情報の訂正もしくは削除に応じるものとする。
- 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとする。
  - トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
  - 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
  - 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
  - トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
- お客様は、トレンドマイクロが本条2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき利用停止、第三者への提供の停止および利用目的の通知依頼の申し出を行うことができます（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとする。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、トレンドマイクロ リスク管理室室長（兼個人情報保護管理責任者） privacy@trendmicro.com となります。
- お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。
- お客様が本条にご同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

#### 第8条 契約期間

- 本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した日から、第5 条に基づき本契約が終了するかまたは解除されるとき、もしくは本件サービスの加入期間が終了するときまで有効です。
- KDDI または沖縄セルラー所定の手続を行うことにより本件サービスの加入期間を更新されたお客様には、本契約の最新の内容が適用されます。

#### 第9条 一般条項

- 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとする。

- お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」という）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国の輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制限国間の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとする。
- お客様は、本ソフトウェア等に関連した米国の輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとする。
- お客様は、本ソフトウェア等に関連した米国の輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとする。
- 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとする。
- 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めを優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとする。お客様は最新の本契約内容をトレンドマイクロのWeb サイトから確認できます。当該変更は、トレンドマイクロの独自かつ単独の裁量でなされますが、本件サービス契約期間が有効期間中であるお客様については、トレンドマイクロのWeb サイトで最新の本契約が掲載されてから30 日後に有効になるものとする。本契約の変更がなされた場合には、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとなります。 本件サービス契約期間が有効期間中であるお客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様は本ソフトウェアを使用することはできません。
- お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段（POPOP 等を含みます）によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとする。
- 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。
  - お客様がアクセスしたWeb ページのWeb サーバ側の社様が、お客様が入力した情報等をURL のオプション情報として付加しWeb サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報（ID、パスワード等）を含んだURL がトレンドマイクロ（本号においてその子会社を含みます）のサーバに送信されます。

- この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWeb ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもつづき、お客様がアクセスするWeb ページのセキュリティチェックを実施します。
- トレンドマイクロは、緊急またはやむを得ないと判断する場合に限り、お客様に事前の通知をすることなく、お客様がご利用する本ソフトウェアのアップデートをKDDI または沖縄セルラーへ依頼し、KDDI または沖縄セルラーより強制的に最新バージョンへアップデートが行われる場合があります。
  - 第2 条、第3 条、第6 条および本条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとする。
  - 本契約は、日本国法に準拠するものとする。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

トレンドマイクロ株式会社

##### プライバシーと個人データの収集に関する規定

トレンドマイクロ製品の一部の機能は、お客さまの製品の利用状況や検出にかかわる情報を収集してトレンドマイクロに送信します。この情報は一定の管轄区域内および特定の条例において個人データとみなされることがあります。トレンドマイクロによるこのデータの収集を停止するには、お客さまが関連機能を無効にする必要があります。本ソフトウェアにより収集されるデータの種類と各機能によるデータの収集を無効にする手順については、次のWeb サイトを参照してください。
https://succes.trendmicro.com/data-collection-disclosure

##### 重要

データ収集の無効化やデータの削除により、製品、サービス、または機能の利用に影響が発生する場合があります。本ソフトウェアにおける無効化の影響をご確認の上、無効化はお客さまの責任で行っていただくようお願いいたします。

トレンドマイクロは、次の Web サイトに規定されたトレンドマイクロのプライバシーポリシーに従って、お客さまのデータを取り扱います。
https://www.trendmicro.com/ja\_jp/about/legal/privacy-policy-product.html

トレンドマイクロ株式会社

##### 著作権について

本書に関する著作権は、トレンドマイクロ株式会社へ独占的に帰属します。トレンドマイクロ株式会社が事前に承諾している場合を除き、形態および手段を問わず、本書またはその一部を複製することは禁じられています。本ドキュメントの作成にあたっては細心の注意を払っていますが、本書の記述に誤りや欠落があってもトレンドマイクロ株式会社はいかなる責任も負わないものとする。本書およびその記述内容は予告なしに変更される場合があります。

##### 商標について

TREND MICRO およびウイルスバスターは、トレンドマイクロ株式会社の登録商標です。本書に記載されている各社の社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です。Copyright © 2019 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

## ケーブルテレビ品川 みるプラス利用規約

#### 第1条 (規約の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるしながわ光 テレビジョンサービス契約約款およびしながわ光 インターネットサービス契約約款またはしながわ光 アパートメント加入条項・利用条項(以下あわせて「原約約款」といいます。))ならびにケーブルテレビ品川 みるプラス利用規約(以下「本規約」といいます。))に基づき、ケーブルテレビ品川 みるプラスサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとする。

- 第3条(用語の定義)で定める加入者および第3条(用語の定義)で定める利用者は、本規約を遵守するものとする。
- 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することがあります。

#### 第2条 (規約の変更)

当社は、次条(用語の定義)で定める加入者の同意を得ることなく、本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本規約によるものとする。

- 本規約を変更する場合、当社は、ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとする。

#### 第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語は、次の意味で使用します。なお、本規約に定めなき用語については、原約約等の定義が適用されるものとする。

用語	用語の定義
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人
加入者	当社と本サービスの利用契約を締結している個人
利用者	加入者と第6条(契約の単位と成立)第2項にて追加登録された加入者の同居する家族
提携事業者	日本デジタル配信株式会社、アスミック・エース株式会社

#### 第4条 (本サービスの内容)

本サービスは、当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社または提供事業者が提供する映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」といいます。)を視聴することができる映像配信サービスです。

- 本サービスの対象地区は日本国内とします。
- 本サービスは、地域事情および建物(配線)状況により利用できない場合があります。

#### 第5条 (本サービスの種類)

本サービスには次の各号で定める種類があります。

- 「見放題バックプライム」当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスです。
- 「見逃し番組」当社とチャンネル視聴契約のある加入者に対し、放送事業者および番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1ヵ月間を利用単位として利用できるサービスです。
- 「FOD」フリー・オン・デマンド(Free On Demand)の略称で、当社または提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料でビデオコンテンツを視聴できるサービスをいいます。
- 「TVOD」提供事業者が提供するサービスです。ティール・バイ・オー・ディー(Transactionl Video On Demand)の略称で、利用金を負担して視聴する権利を得たビデオコンテンツにつき、当社または提携事業者が別途定める視聴が可能な期間が満了するまで、原則として何度でも当該ビデオコンテンツを視聴できるサービスをいいます。

#### 第6条 (契約の単位と成立)

- 申込者は、本規約および提携事業者の規約に同意のうえ、当社に対して当社所定の方法により申し込みを行うものとし、当社が承諾した際に成立するものとする。
- 本サービスの契約は、1世帯につき1契約のみとなります。ただし、加入者は、追加登録の申し出を行うことにより、1契約に対して最大4名の同居する同一世帯内の家族を追加登録することができます。そのとき、追加登録する家族(以下「利用者」といいます。)は本規約および提携事業者の規約に同意したものとみなします。
- 前項の申し出があったとき、当社は、利用者に対し加入者と同時に本サービス利用のためのIDを付与します。利用者による本サービスの利用は加入者による利用とみなし、利用者は加入者と同じ責を負うものとする。
- 加入者は、付与されたID毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとなります。
- 加入者による本サービスのビデオコンテンツの同時利用は、登録が完了した機器最大3台までとします。ただし、同一IDにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一のビデオコンテンツの利用はできないものとなります。
- 当社は本サービスの申し込みがあった場合でも、次の各号の場合には承認しないことがあります。その場合、当社は、申込者に対し当社定める方法によりその旨を通知するものとする。
  - 加入者が、本規約および提携事業者の規約上請求される料金等の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
  - 加入者が、本規約および提携事業者の規約に違反するおそれがあると認められる場合
  - 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合
- 加入者は、本サービスの利用契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

#### 第7条 (本サービスの契約条件)

当社は、次表に定めるいずれかの基本本サービス契約の加入者に限り、下記の通り本サービスを提供するものとする。なお、サービス品目には各2年コースも含みます。

サービス名	サービス品目	提供サービス	利用可能サービス
しながわ光テレビジョンサービス	スタンダード/アルファエース/ミニ	「見放題バックプライム」の追加契約が可能。	「見逃し番組」、「FOD」、「TVOD」
	専用TVコース(まいにち充実プラン)	「見放題バックプライム」が標準付帯。	「見逃し番組」、「FOD」、「TVOD」
しながわ光インターネットサービス	ホームタイプ10ギガコース/2ギガコース/1ギガコース/30メガコース/30メガコース/マンションタイプ1ギガコース/300メガコース/30メガコース	「見放題バックプライム」の契約が可能。	「見放題バックプライム」を契約した場合、「見逃し番組」、「FOD」、「TVOD」が利用可能。

- 当社は、本サービスを個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとする。
- 本サービスの利用にあたっては、本規約を承諾のうえ、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申し込みのものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとする。

## ケーブルテレビ品川

#### 第8条 (本サービスの視聴申し込み)

当社は、加入者に対して別途定める「IP-VODサービス利用に関する機器仕様」を満たした機器を通じて、第4条(本サービスの内容)に定める本サービスを提供するものとします。本サービスの視聴を希望する加入者（以下「視聴希望者」といいます。）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、利用者ID、パスワード、支払方法等の認証情報を用いて視聴を申し込むものとする。

- 「見放題バックプライム」の視聴希望者は、当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとする。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが、契約完了月内の解約は受け付けられないものとする。申し込みを解約する場合には、解約を行う月の月額利用料が発生します。

#### 第9条 (視聴年齢制限付コンテンツ)

- 本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の利用者への成人向けコンテンツの提供はしないものとする。
- 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ(以下「視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。)があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。
  - 成人利用および年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知するものとします。
  - 暗証番号は4桁の数字であり、当社が別途定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとする。
  - 加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を察見したときは、加入者が暗証番号を変更するなどの措置を講じるものとする。当社は、未成年および最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しないものとする。また、加入者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとする。

#### 第10条 (利用料金)

- 加入者は、ケーブルテレビ品川サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めるサービス利用料金を当社に支払うものとする。
- 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヵ月前までに当社が適切と判断した方法により当該加入者に通知するものとする。
  - 利用者が、アスミック・エース株式会社(以下「A A」といいます。)が提供する「TVOD」を視聴した場合、当社は、A Aの定めるところに従い、A Aの利用者に対する債権の譲渡を受けけるものとする。これにより、加入者は、「TVOD」の利用料金を当社に支払うものとする。

#### 第11条 (料金の支払方法)

加入者の支払い義務等は、ケーブルテレビ品川サービス契約約款第21条(加入者の支払い義務)から第24条(遅延損害金)の定めによるものとする。

#### 第12条 (料金の返還)

当社側の責めに帰すべき事由により「見放題バックプライム」が利用できない状態となった場合において、本サービスが全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上連続し、かつ第8条(本サービスの視聴申し込み)第2項に基づき、視聴を申し込まれた有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、当社は加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の整数である部分に限ります。)について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金または料金が既に支払われている場合には返還します。

#### 第13条 (設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り引込線および設置場所を変更できるものとする。

- 変更先が同一敷地内の場合
- 変更先が当社のサービスを提供している区域内であり技術的に可能な場合

#### 第14条 (認証情報)

- 本サービスの利用の際に、利用者は当社が別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとする。
- 利用者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正に管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできないものとし、また認証情報を第三者が知ることができる物件上へ手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報とする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとする。
  - 認証情報を利用して行われた行為は、全て利用者によって行われたものとみなし、利用者は当該行為について責任を負うものとする。
  - 利用者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとする。
  - 利用者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提携事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとする。

#### 第15条 (本サービスの一時中断)

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することができます。これにより利用者または第三者に損害が発生した場合においても、一切の責任を負わないものとなります。

- 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
- 火災、停電、天災地変およびその他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

当社および提携事業者は、事前に当社および提携事業者が適当と認める方法で利用者に周知することにより、利用者何等の補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社および提携事業者はその責任を一切負わないものとする。

#### 第16条 (本サービスの利用制限)

利用者は、当社が事前に承認した場合(情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含みます。)を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、利用者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。

利用者は、本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

利用者の1ヵ月間の本利用料金が金110,000円(消費税等相当額を含みます。)を超過した場合、当社は、当該利用者につき本サービスの利用を制限する場合があります。

#### 第17条 (申し込み事項の変更)

加入者は、加入申し込み時に記載した内容およびサービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を当社所定の方法により申し出るものとする。当社はそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとする。

- 前項のとき、当社は、第6条(契約の単位と成立)の規定に準じて取り扱うものとする。

#### 第18条 (加入者が行う契約の解約)

加入者は、毎月末日付にて見放題バックプライムの利用契約を解約することができます。この場合、加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法より、当社に通知するものとする。

- 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めます。
- 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかわる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとする。

# サービス各種約款・規約

第19条(当社が行う契約の解除)

当社は、利用者が次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとしま
す。この場合において利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
  - 本サービス提供を妨害した場合
  - 本規約または提携事業者の規約や約款等のいずれかに違反した場合
  - 本サービス利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかの場合
  - その他、当社が加入者として不適切と判断した場合
  - 第7条(本サービスの契約条件)に定めるサービスの利用契約が解約された場合
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

#### 第20条(禁止行為)

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行うことができないものとします。
- ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
  - ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
  - 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用している設備に接続する行為
  - 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
  - 前各号に定める他、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
  - 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為

#### 第21条(知的財産権および成果物の帰属)

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。)その他の知的財産権は、全て当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

2. 利用者がアンケート等で当社に回答した内容等についての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。)その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作人人格権を行使しないものとします。

#### 第22条(通信の秘密)

- 当社は、電気通信事業法および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。
2. 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。
- 通信当事者の同意がある場合
  - 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差し押え等)に基づく強制的処分が行われる場合

#### 第23条(権利義務の譲渡等の禁止)

加入者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または買入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

#### 第24条(個人情報、通信内容等の利用)

- 加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護方針」が適用されるものとします。
2. 加入者は、個人を識別することができる情報(個人情報)ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等(履歴情報)を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
- 本サービスの契約の締結および本サービス提供
  - 本サービス料金の請求
  - 本サービスに関する情報の提供
  - 本サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
  - 本サービスおよび当社が提供するその他のサービスを行ううえで業務上必要な場合
  - 業務の一部を当社が別途指定する者に委託する場合
3. 加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて利用者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
4. 当社は、加入者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適なサービスを提供するために、加入者が当社のサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には、携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー(Cookie)の技術を利用して加入者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
5. 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があるものとします。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。
6. 当社は、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。
7. 加入者が個人情報の入力を行わない場合、当社は本サービスの申し込みを受け付けることができないことを、加入者はあらかじめ了承するものとします。
8. 加入者は、加入者自身の個人情報について、開示・訂正・削除を要求する権利があります。なお、請求の方法に関しては、次の個人情報に関する連絡先まで問い合わせください。
- 株式会社ケーブルテレビ品川 個人情報お問い合わせ窓口  
〒142-0041 東京都品川区戸越1-7-20 戸越ビル  
株式会社ケーブルテレビ品川  
電話番号 0120-559-470  
受付時間 9:30～12:30 13:30～18:00 (土・日・祝祭日は除く)

#### 第25条(損害賠償の免責および責任事項)

- 当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社および提携事業者が採用する暗号技術は、当社および提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は利用者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任を負わないものとします。
3. 利用者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連する全ての問題を処理解決し、当社に何等負担が生じることのないようにするものとします。
4. 利用者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5. 利用者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を利用者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は利用者自身の負担により復旧するものとします。

#### 第26条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。また、提携事業者が別途定めるサービスの契約が理由の如何にかかわらず終了した場合には、当然に終了するものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 前項の場合、当社は加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法によりその旨を告知するものとします。

#### 第27条(国内法への準拠)

本規約は、日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社と加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

#### 付則

- 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
- 第8条(本サービスの視聴申し込み)第1項に定める「IP-VODサービス利用に関する機器仕様」については、みるプラスホームページ(https://front.milplus.jp/help)にてご確認ください。
- 本規約は、2024年12月1日より施行します。

#### ケーブルインターネットサービス契約約款

#### 第1章 総則

#### 第1条(約款の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号以下「法」といいます。)およびその他の法令に従うとともに、当社の定める「ケーブルテレビ品川サービス契約約款」(以下「共通約款」といいます。)および「ケーブルインターネットサービス契約約款」(以下「基本サービス約款」といいます。)に基づき、ケーブルインターネットサービス(以下「基本サービス」といいます。)を提供するものとします。

#### 第2条(約款の変更)

- 当社は、次条(用語の定義)に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によります。
2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知するものとします。

#### 第3条(用語の定義)

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者(法第9条の登録を受けた者をいいます。)から電気通信サービスの提供を受けるため使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
当社施設	放送センターから保安器の出力端子までの施設
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内にあるもの
機器	基本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデム、無線LAN内蔵ケーブルモデムおよび付属品の総称
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社に保有する無線LAN(Wi-Fi)機能を内蔵していない機器
無線LAN内蔵ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社に保有する無線LAN(Wi-Fi)機能を内蔵した機器(建物設備状況の都合により提供できない場合があります。)
ケーブルモデム等	ケーブルモデムおよび無線LAN内蔵ケーブルモデム
回線相互接続	法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
携帯プロバイダ	当社と提携する電気通信事業者
技術基準等	電気通信事業法第52条の規定に基づき当社が総務大臣の認可を受けて定めるデジタルデータ伝送サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件および電気通信事業法端末設備等規則(昭和60年郵政省令31号)で定める技術基準
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
接続用回線	インターネットを利用する際に、端末を電気通信事業者交換設備まで接続する回線で、同軸ケーブル、光ファイバ、電話線、INS64、PIAFS網、非対称デジタル加入者線、イーサネット、東日本電信電話株式会社(NTT東日本)の提供するIP通信網等
ネットワーク接続装置	接続用回線の終端に位置し、端末装置と基本サービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備およびルータ、TA、モデム等
Wi-Fi設定コード	ホームWi-Fiオプションを利用する際に必要なID、パスワード等
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者等より割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	通信規格(プロトコル)として定められている32bitまたは128bitのアドレス
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の悪意あるソフトウェアの総称
ソフトウェア開発企業	オプションサービスとして提供するサービスを利用するためのソフトウェアを開発した企業および、その販売代理店
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条(基本サービスの内容)

- 当社は、ケーブルテレビ回線網を介してインターネット接続サービスを提供します。
2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

サービス品目
<p>かつとびメガ300(*),かつとびワイド,かつとびプラス,かつとびジャスト</p> <p>(*)かつとびメガ300は、建物設備状況の都合により提供できない場合があります。</p>
<p>3. 各サービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができます。</p>
標準機能
<p>メールアドレス(5個)、どこでもメール、メーリングリスト(2個)、ホームページURL(1個)、ホームページ容量(100MB)</p>

4. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社定める方法により告知するものとします。

#### 第5条(オプションサービス種目)

基本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目(以下「オプションサービス種目」といいます。)、は、次の通りとします。

オプションサービス種目
<p>追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト、メールアドレスチェック、迷惑メールチェック、詳細転送設定、メール受信通知、IPアドレス種別選択、ホームWi-Fi(*)</p>

(\*)ホームWi-Fiは、建物設備状況の都合により提供できない場合があります。

2. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知するものとします。

#### 第6条(利用契約の単位)

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等も同様とします。)毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

#### 第7条(申し込みの承諾)

- 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取り扱い上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

#### 第8条(当社が行う基本サービス提供の制限)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。
- 天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
  - 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
  - 当社が、帯域を継続かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知したとき
  - 加入者に送信される電子メールの送信元(ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等)が虚偽または実在しないとき当社がその時点で判断したとき
  - 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
  - 加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象(以下「通信対象」といいます。)が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ・関連ページ等のリスト(以下「リスト」といいます。)の内容に合致したとき
  - 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
  - 第11条(加入者の維持責任)第3項または第4項の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備、自営電気通信設備、回線終端装置等を当社の電気通信設備から取り外さなかったとき
2. 当社は、前項第1号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社は、前項第1号より基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、この限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社が定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、第1項第3号、第4号または第5号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
5. 当社は、第1項第6号または第7号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
6. 当社が本案の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
7. 基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
8. 第1項第2号または第3号の規定により当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または中止することがあります。また、共通約款第7条(利用契約の単位と有効期間)第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

#### 第2章 サービスについて

#### 第9条(機器)

- ケーブルモデム等については、貸与による利用のみとなり、新たに購入することはできないものとします。
2. 第5条(オプションサービス種目)に定めるホームWi-Fiを利用する場合、無線LAN内蔵ケーブルモデムの設置および交換が必要となります。また、ホームWi-Fiを停止、休止、または解約する場合は、ケーブルモデムへの交換が必要となります。なお、共通約款第29条(施設または機器の設置および費用負担)第6項の定め通り、加入者は当該費用を負担するものとします。
3. 当社は、加入者が当社より購入したケーブルモデムが設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。
4. 加入者が当社より貸与を受けるケーブルモデムおよび無線LAN内蔵ケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデムの交換を請求することはできないものとします。
5. サービス品目のうち「かつとびメガ300」へ変更する際に、ケーブルモデムの交換が必要となる場合があります。6. 共通約款第26条(機器)第5項の規定にかかわらず、「かつとびメガ300」利用の場合、DOCSIS3.0に準拠以上のケーブルモデムに限り、また、「かつとびワイド」、「かつとびプラス」、「かつとびジャスト」利用の場合、DOCSIS1.0に準拠以上のケーブルモデムに限り、当社からの購入または貸与を受けず加入者が用意したケーブルモデムを利用することができます。ただし、加入者が用意したケーブルモデムについて当社は一切保証しないものとします。

#### 第10条(当社による維持管理)

当社は、当社施設を法および電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の規定に適合するよう維持するものとします。

#### 第11条(加入者の維持責任)

- 加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。
2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3. 当社は、電気通信回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を要することを求めることがあります。この場合加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
4. 前項の検査を行った結果、自営端末設備が前項の技術基準等に適合していると認められないとき、加入者は、その自営端末設備を電気通信回線から取り外すものとします。
5. 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第12条(修理または復旧の順位)

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合には、その一部または全部を修理または復旧することができるときは、法および施行規則第55条および第56条に規定された公共利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧するものとします。

#### 第13条(回線相互接続の請求)

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができるものとします。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

# サービス各種約款・規約

<p>（1）接続を行う場所</p> <p>（2）接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称</p> <p>（3）その他、接続の請求内容を特定するための事項</p>
<p>2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または基本サービス約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾するものとします。</p>

#### 第14条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は前条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱うものとします。

#### 第15条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

#### 第16条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第 8 条（当社が行う基本サービス提供の制限）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。
2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第17条（メールウイルスチェックの内容と免責事項）

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス（以下「メールウイルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。
2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスとしてメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。
3. 当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含みます。）の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

#### 第18条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。
2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上の隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

**第19条（追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリストの内容）**
追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト（以下「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数および保持容量を増大させることができます。

#### 第20条（詳細転送設定の内容）

詳細転送設定を利用する加入者は、加入者があらかじめ指定した条件（メールの送信者・件名・サイズ・添付ファイルの有無）を満たすメールのみを、加入者があらかじめ指定したメールアドレス宛てに転送させることができます。

#### 第21条（メール受信通知の内容）

メール受信通知を利用する加入者は、加入者のメールアドレスがメールを受信した際に、加入者があらかじめ指定したメールアドレス宛てに、その受信を通知させることができます。

#### 第22条（ホームWi-Fi の内容）

ホームWi-Fi を利用する加入者は、無線 LAN 内蔵ケーブルモデムを使用してインターネットに接続することができます。
2. ホームWi-Fi を利用し無線で接続する自営端末設備は、当社が指定する一般的に販売されるWi-Fi 対応の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるもの（以下「Wi-Fi 対象端末」といいます。）を対象とします。
3. 無線 LAN 内蔵ケーブルモデム設置以降のWi-Fi 対象端末への接続設定等は、加入者が行うものとします。

#### 第23条（ホームWi-Fi の免責事項）

ホームWi-Fi は、全ての自営端末設備の無線 LAN 接続を保証するものではありません。ホームWi-Fi の特性上、加入者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。
2. ホームWi-Fi を提供するにあたり、当社が設置する無線 LAN 内蔵ケーブルモデム以降のWi-Fi 対象端末の故障は、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 加入者は必要に応じて、当社から指定されたWi-Fi 設定コードにより無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの設定を行うことができます。ただし、加入者が変更した無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの設定に関して、当社は通信の保証を行わないものとします。
4. 無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの設定を復元することはできません。
5. 無線 LAN 内蔵ケーブルモデムを交換した場合、Wi-Fi 設定コードは変更されます。この場合、Wi-Fi 対象端末の設定は、加入者が行うものとします。
6. 無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
7. ホームWi-Fi を提供するにあたり、加入者に生じた損害については、当社はいかなる責任も追わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではありません。
8. ホームWi-Fi を介しての第三者によるWi-Fi 対象端末への不正な接続、データの改ざん・漏えい、機器の破壊等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第24条（IPアドレス種別選択の内容）

IPアドレス種別選択を利用する加入者は、「プライベートIP」または、「グローバルIP」のどちらか一方に、加入者の利用環境に応じて変更することができます。

## 第 3 章 雑則

#### 第25条（通信の秘密）

当社は、法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

#### 第26条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末の IP アドレス

当社のロゴ

当社のロゴ

およびタイムスタンプの情報を受信し、且つ、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。

#### 第27条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要に加入者の機密情報を提供することがあります。

#### 第28条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- 機器および施設の変更行為
  - 当社から貸与した機器を譲渡、買入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
  - 当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改造または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為、ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際しては保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行に支障がないと認める場合は、この限りではありません。
  - 不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- 当社の承諾のないサービスの利用行為
  - 基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
  - ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
  - 基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、当社と提携している電気通信事業者のフェムトセルサービスに準ずる場合、もしくは、利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申出を特に認める場合は、この限りではありません。なお、加入者は、第三者が基本サービスを利用する場合も本約款等に定める義務を負うものとします。
- ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
  - ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他のこれらに類する行為、またはそのおそれのある行為
  - ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
  - ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- 違法・有害情報に関する行為
  - 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - 詐欺、児童売買等、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを受録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
  - 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種等の個体等の広告を行う行為
  - 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - 無限連鎖網（ネズミ講）を開設し、またはこれを実施する行為
  - 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
  - 第三者にりすまして基本サービスを利用する行為
  - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
  - 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - 第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - 基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - 違法な賭博・ギャンブルを行なふ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介または誘引（他人に依頼すると）を含む行為
  - 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - 人を自傷・誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害する者と当社が判断した行為
- その他
  - その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
  - その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

#### 第29条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（1）前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
（3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
（4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### 第30条（著作権）

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。
2. 加入者は、基本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはならないものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第31条（コンテンツ）

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

- 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはならないものとします。
- 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
  - 加入者のコンテンツを閲覧すること
  - 加入者のコンテンツが第28条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
  - 加入者が前号の要求に従わないとし当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること
- 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第32条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（1）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
（2）加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
2. 加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第33条（基本サービスの利用様態の制限）

基本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して基本サービスを利用することはできないものとします。

#### 第34条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第11条（加入者の維持責任）第 1 項、第27条（機密保持）第 1 項、第28条（禁止事項）、第30条（著作権）、第31条（コンテンツ）第 2 項および第32条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
2. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を負わないものとします。また、基本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通規約第41条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するケーブルモデム等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

#### 付則

- 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
（2）第 5 条（オプションサービス種目）で定める「IPアドレス種別選択」において、2015年 8 月以降に設置したケーブルモデム等に付与される IP アドレスについては、プライベート IP アドレスが標準となります。
（3）集合共同引込にて基本サービスを利用している加入者は、利用契約後に当該建物基本契約が「しながわ光施設利用サービス」または「しながわ光 アpartment サポートプラン」に変更された場合であっても、現在利用している基本サービスを継続して利用することができます。ただし、基本サービスの変更、もしくは、加入者が「しながわ インターネットサービス」に利用契約を変更した後に基本サービスへ契約を戻す変更はできません。
（4）ケーブルモデムの購入は2023年3月31日に受付を終了しています。
（5）基本サービス約款は、2025年1月1日より施行します。

### ●「集合2年コース」に関する特約

- （申し込み）
  - 「施設利用サービス マンションプラン」、「施設利用サービス サポートプラン」、「施設利用サービス サポートプランfor MANSION LAN」、「施設利用サービス マンションプラン ライト」、および「施設利用サービス ライトプラン」契約の物件に居住している場合、かつ、同特約に同意される場合、加入者は「かっとびメガ300 集合2年コース」、「かっとびワイド 集合2年コース」を申し込むことができます。なお「集合2年コース」は、1 加入者につき、料金表に定める月額利用料が最も高い品目のケーブルモデム等1台分に対してのみ申し込みができるものとし、1 加入者当該「集合2年コース」を複数申し込みすることはできないものとします。
  - 「集合2年コース」と次のサービスをあわせて申し込むことはできないものとします。
・しながわ光 お得パック・お得パック利用規約に定める「しながわ光 お得パック・お得パック」
・しながわ光 お得パック・お得パック利用規約に定める「しながわ光 お得パック集合プラン」
  - （1）の定めにより利用している加入者は、利用契約後に当該建物基本契約が「しながわ 施設利用サービス」または「しながわ光 アpartment サポートプラン」に変更された場合であっても、現在利用している基本サービスを継続して利用することができます。ただし、基本サービスの変更、もしくは、加入者が「しながわ インターネットサービス」に利用契約を変更した後に基本サービスへ契約を戻す変更はできないものとします。
- （契約期間）
  - 「集合2年コース」の契約期間は次の表に定める通りとします。

コース	契約期間
集合2年コース	2年

（2）契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

- （月額利用料）
  - 「集合2年コース」の加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。
  - 加入者は、イッツ・コミュニケーションズ株式会社からケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款により提供する音声プラン（3GB以上）のサービスを利用している場合、前号の月額利用料から1世帯につき220円割り引かれるものとします。

- （支払方法）
「集合2年コース」の加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。

- （更新）
  - 「集合2年コース」の契約期間が満了した場合、「集合2年コース」の契約は満了日の翌日から2年間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「集合2年コース」の契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。
  - 加入者が料金表に定めるサービス品目の変更を行う場合、変更後のサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日が「集合2年コース」の新たな契約開始日にもなるものとします。

- （解除）
加入者が「集合2年コース」の契約成立後、料金表に定めるコースの要件を満たさなくなった場合、当社は「集合2年コース」の契約を解除するものとします。

- （解約）
「集合2年コース」の契約の満了日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に「集合2年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める「集合2年コース」の解約料金を支払うものとします。

- （「集合2年コース」終了後の契約）
加入者が、解除または解約により「集合2年コース」の契約を終了した後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。

## ケーブルテレビ品川

<p><b>しながわ光 インターネットサービス契約約款</b></p>
<p><b>第1章 総則</b></p>
<p><b>第1条（約款の適用）</b></p>

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社に定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびしながわ光 インターネットサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、しながわ光 インターネットサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。
2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社に定める方法により告知するものとします。

#### 第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線 1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第 9 条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
放送ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルを同軸ケーブルに変換し、放送用の電気信号を建物に供給する設備
通信ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備
当社施設	（集合共同引込のうち、建物基本契約が光配線方式プランまたは光配線方式・高速プラン以外の場合）放送センターから放送ONUの出力端子または保安器の出力端子までの施設（上記以外の場合）放送センターから放送ONUの出力端子までの施設および光分配器と通信ONUの間の光ケーブル
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
機器	基本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデム、無線 LAN 内蔵ケーブルモデム、通信ONUおよび付属品の総称
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線 LAN（Wi-Fi）機能を内蔵していない機器
無線 LAN 内蔵ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線 LAN（Wi-Fi）機能を内蔵した機器
ケーブルモデム等	ケーブルモデム、無線 LAN 内蔵ケーブルモデムおよび通信ONU
回線相互接続	法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
提携プロバイダ	当社と提携する電気通信事業者
技術基準等	電気通信事業法第52条の規定に基づき当社が総務大臣の認可を受けて定めるデジタルデータ伝送サービスに係わる端末設備等の接続の技術条件および電気通信事業法端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
接続用回線	インターネットを利用する際に、端末を電気通信事業者交換設備まで接続する回線で、同軸ケーブル、光ファイバ、電話網、INS64、PIAFS網、非対称デジタル加入者線、イーサネット、東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の提供する IP 通信網等
ネットワーク接続装置	接続用回線の終端に位置し、端末装置と基本サービスに係る当社の設備との間の信号を交換する機能を有する電気通信設備およびルータ、T A、モデム等
Wi-Fi 設定コード	ホームWi-Fi を利用する際に必要な ID、パスワード等
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者等より割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitまたは128bitのアドレス
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の悪意あるソフトウェアの総称
ソフトウェア開発企業	オプションサービスとして提供するサービスを利用するためのソフトウェアを開発した企業および、その販売代理店
通知	特定の相手くに個別に情報を伝えること
告知	広く多くの手相に情報を伝えること

#### 第4条（基本サービスの内容）

当社は、F T T H回線網を介してインターネット接続サービスを提供します。
2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。
（1）集合共同引込

サービス品目
マンショントタイプ 1ギガコース、マンショントタイプ 3 0 0メガコース、マンショントタイプ 3 0メガコース
（2）（1）以外の場合
サービス品目
ホームタイプ 1 0ギガコース、ホームタイプ 2ギガコース、ホームタイプ 1ギガコース、ホームタイプ 3 0 0メガコース、ホームタイプ 3 0メガコース

# サービス各種約款・規約

3. 各サービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができます。

標準機能
メールアドレス(5個)、どこでもメール、メーリングリスト(2個)、ホームページURL(1個)、ホームページ容量(100MB)、ホームWi-Fi

4. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

**第5条(オプションサービス種目)**  
基本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目(以下「オプションサービス種目」といいます。)、は、次の通りとします。

オプションサービス種目
追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト、メールウイルスチェック、迷惑メールチェック、詳細転送設定、メール受信通知、IPアドレス種別選択

2. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

**第6条(ケーブルテレビ品川みるプラス)**

当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツを視聴することができる映像配信サービスを「ケーブルテレビ品川みるプラス」といい、別に定めるケーブルテレビ品川みるプラス利用規約により提供するものとします。

**第7条(利用契約の単位)**

利用契約の締結は、加入者引込線1回線に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯(事業所、店舗等と同様)毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

**第8条(申し込みの承諾)**

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するものとします。2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱い余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

**第9条(当社が行う基本サービス提供の制限)**

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。
(1)天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく増幅し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
(2)加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
(3)加入者に送信される電子メールの送信元(ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等)が虚偽または実在しないとき当社がその時点で判断したとき
(4)加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
(5)加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象(以下「通信対象」といいます。))が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ(関連ページ等のリスト(以下「リスト」といいます。))の内容に合致したとき
(6)通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
(7)第12条(加入者の維持責任)第3項または第4項の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備、自営電気通信設備、回線終端装置等を当社の電気通信設備から取り外されたとき

2.当社は、前項第1号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3.当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4.当社は、第1項第3号または第4号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。

5.当社は、第1項第5号または第6号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。

6.当社が本条の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。7.基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。

8.第1項第2号の規定により当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することができます。また、共通約款第7条(利用契約の単位と有効期間)第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

## 第2章 サービスについて

**第10条(機器)**

ケーブルモデム等については、貸与による利用のみとなり、新たに購入することはできないものとします。

2.加入者が当社より貸与を受けるケーブルモデム等については、故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデム等の交換を請求することはできないものとします。

3.共通約款第26条(機器)第5項の規定にかかわらず、DOCSIS3.0に準拠のケーブルモデムに限り、当社からの購入または貸与を受けた加入者が用意したケーブルモデムを利用することができます。ただし、加入者が用意したケーブルモデムについて当社は一切保証しないものとします。

**第11条(当社による維持管理)**

当社は、当社施設を法および電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の規定に適合するよう維持するものとします。

**第12条(加入者の維持責任)**

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。

2.加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3.当社は、電気通信回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者による当社がその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることができます。この場合加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

4.前項の検査を行った結果、自営端末設備が前項の技術基準等に適合していると認められないとき、加入者は、その自営端末設備を電気通信回線から取り外すものとします。
5.本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

**第13条(修理または復旧の順位)**

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができるときは、法および施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧するものとします。

### 第14条(回線相互接続の請求)

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができるものとします。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。
(1)接続を行う場所
(2)接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
(3)その他、接続の請求内容を特定するための事項

2.当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または基本サービス約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾するものとします。

**第15条(回線相互接続の変更)**

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は前条(回線相互接続の請求)の規定に準じて取り扱うものとします。

**第16条(回線相互接続の廃止)**

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

**第17条(オプションサービスの制限)**

当社は、加入者が第9条(当社が行う基本サービス提供の制限)第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。
2.当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

**第18条(メールウイルスチェックの内容と免責事項)**

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス(以下「メールウイルス」といいます。))について、当社がその時点で妥当と判断する基準(以下、本条において「基準」といいます。))に基づき、当社サーバに「メールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2.その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を受けた場合、当社は責任を負わないものとします。

3.当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール(添付ファイルを含みます。))の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

**第19条(迷惑メールチェックの内容と免責事項)**

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準(以下、本条において「基準」といいます。))と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができる。
2.迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部(件名、その他)に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3.当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

**第20条(追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリストの内容)**

追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト(以下「その他追加オプション」といいます。))を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数および保持容量を増大させることができます。

**第21条(詳細転送設定の内容)**

詳細転送設定を利用する加入者は、加入者があらかじめ指定した条件(メールの送信者・件名・サイズ・添付ファイルの有無)を満たすメールのみを、加入者があらかじめ指定したメールアドレス宛てに転送させることができます。

**第22条(メール受信通知の内容)**

メール受信通知を利用する加入者は、加入者のメールアドレスがメールを受信した際に、加入者があらかじめ指定したメールアドレス宛てに、その受信を通知することができます。

**第23条(I Pアドレス種別選択の内容)**

I Pアドレス種別選択を利用する加入者は、「プライベートI P」または、「グローバルI P」のどちらか一方に、加入者の利用環境に応じて変更することができます。

## 第3章 雑則

**第24条(通信の秘密)**

当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜索・検収)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

**第25条(注意喚起)**

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末のI Pアドレスおよびタイムスタンプの情報を受信し、且つ、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信設備の提供に支障が生ずる蓋然性がある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。

**第26条(機密保持)**

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜索・検収)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4.当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と機密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要に加入者の機密情報を提供することがあります。

**第27条(禁止事項)**

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

(1)機器および施設の改変行為

### 第28条(情報の削除等)

①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、その必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

(2)当社の承諾のないサービスの利用行為

①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為

②I D、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為

③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、当社と提携している電気通信事業者のフェムトセルサービスに供する場合、もしくは、利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合は、この限りではありません。なお、加入者は、第三者が基本サービスを利用する場合も本約款等に定める義務を負うものとします。

(3)ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリパースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為

②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為

③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為

(4)違法・有害情報に関する行為

①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

④詐欺、児童売買等、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種物の個体等の広告を行う行為

⑧貸金業等営む登録を受けていない、金銭の貸付の広告を行う行為

⑨無限連鎖講(ネズミ講)を開説し、またはこれを勧誘する行為

⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為

⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為

⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

⑰違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノ)の提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼)することを含まます。)する行為

⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為

㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為

㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(5)その他

①その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

**第28条(情報の削除等)**

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1)前条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します
(2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
(3)加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
(4)事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2.前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

**第29条(著作権)**

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければならないものとします。

2.加入者は、基本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはならないものとします。

3.本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

**第30条(コンテンツ)**

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

2.加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはならないものとします。

3.当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。

(1)加入者のコンテンツを閲覧すること
(2)加入者のコンテンツが第27条(禁止事項)各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
(3)加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること

4.本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

**第31条(加入者の義務)**

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

(1)加入者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと

(2)加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと

### 第32条(基本サービスの利用権限の制限)

2.加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。
3.本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

**第33条(損害賠償の免責および特約事項)**

基本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。

2.加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して基本サービスを利用することはできないものとします。

**第33条(損害賠償の免責および特約事項)**

加入者が、第12条(加入者の維持責任)第1項、第27条(機密保持)第1項、第28条(禁止事項)、第29条(著作権)、第30条(コンテンツ)第2項および第31条(加入者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して対応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

2.当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を負わないものとします。また、基本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。

3.ホームWi-Fiは、全ての自営端末設備の有線LAN接続を確保するものではありません。ホームWi-Fiの特性上、加入者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

4.ホームWi-Fiを提供するにあたり、当社の設置する無線LAN内蔵ケーブルモデム以降のWi-Fi対象端末の故障は、当社はいかなる責任も負わないものとします。

5.加入者は必要に応じて、当社から指定されたWi-Fi設定コードにより無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定を行うことができます。ただし、加入者が変更した無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定に関して、当社は通信の保証を行わないものとします。

6.無線LAN内蔵ケーブルモデムの初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定を復元することはできません。

7.無線LAN内蔵ケーブルモデムを交換した場合、Wi-Fi設定コードは変更されます。この場合、Wi-Fi対象端末の設定は、加入者が行うものとします。

8.無線LAN内蔵ケーブルモデムの脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。

9.ホームWi-Fiを提供するにあたり、加入者に生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らか認められる場合はこの限りではありません。
10.ホームWi-Fiを介しての第三者によるWi-Fi対象端末への不正な接続、データの改ざり、漏えい、機器の破損等については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

11.当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用するケーブルモデム等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
12.当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13.通信ON/OのUSBポートのご利用はサポート対象外となります。外部機器等の接続、動作、保存データ等について、当社は一切保証しないものとします。

## 付則

(1)当社は特に必要があるときは、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
(2)加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルインターネットサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域域への転居等の理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
(3)次のサービス品目は、別途定めるインターネット接続サービス契約款に基づき契約および提供するものとし、当該サービス品目の加入契約を締結している加入者のみ継続して利用することができます。
・しながわ光(N)マンションVDSLタイプ
・しながわ光(N)マンションLANタイプ
・しながわ光(N)ホームタイプ
(4)ケーブルモデムの購入は2023年3月31日に受付を終了しています。
(5)基本サービス約款は、2025年1月1日より施行します。

## ●「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」に関する特約

1.(申し込み)

「しながわ光 施設利用サービス マンションプラン」、「しながわ光 施設利用サービス マンションプラン ライト」および「しながわ光 アpartment サポートプラン」契約の物件に居住している場合、かつ、同特約に同意せる場合、加入者は(1)に定めるサービス品目を申し込むことができます。また、ホームタイプを契約している場合、かつ、同特約に同意せる場合、加入者は(2)に定めるサービス品目を申し込むことができます。なお、「マンションタイプ 2年コース」または「ホームタイプ 2年コース」は、1加入者につき、料金表に定める月額利用料の最も高い品目のケーブルモデム等1台分に対してのみ申し込みができるものとし、1加入者が当該「マンションタイプ 2年コース」または「ホームタイプ 2年コース」を複数申し込みすることはできないものとします。

(1)マンションタイプ 2年コースのサービス品目は、次の通りです。

サービス品目
マンションタイプ 1ギガ 2年コース、マンションタイプ 300メガ 2年コース、マンションタイプ 30メガ 2年コース

(2)ホームタイプ 2年コースのサービス品目は、次の通りです。

サービス品目
ホームタイプ 10ギガ 2年コース、ホームタイプ 2ギガ 2年コース、ホームタイプ 1ギガ 2年コース、ホームタイプ 300メガ 2年コース

(3)(1)(2)のサービス品目と次のサービスをあわせて申し込むことはできません。
・しながわ光 お得パック・お得パック利用規約に定める「しながわ光 お得パック」
・定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」

2.(契約期間)

(1)契約期間は次の表に定める通りとします。

コース	契約期間
マンションタイプ 2年コース ホームタイプ 2年コース	2年

(2)契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3.(月額利用料)

(1)「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」の加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、ケーブルモデムまたは通信ON/Oのレンタル料が含まれています。

(2)「ホームタイプ 2年コース」の加入者がケーブルプラス電話を同時契約する場合、料金表に定める月額利用料から月額913円を割引引くものとします。
(3)加入者は、イットコムコミュニケーションズ株式会社がケーブルテレビ品川エリア版 イットコム

# サービス各種約款・規約

4. (支払方法)  
「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」の加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることもできます。
5. (更新)  
(1)「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」の契約期間が満了した場合、その契約は満了日の翌日から2年間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者よりその契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。  
(2)加入者が料金表に定めるサービス品目の変更を行う場合、変更後のサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日が「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」の新たな契約開始日になるものとします。
6. (解約)  
(1)「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」の契約満了日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」の解約料金を支払うものとします。ただし、「ホームタイプ 2年コース」とケーブルプラス電話を同時契約した加入者が、ケーブルプラス電話のみを解約する場合は解約料金の支払いを要しないものとします。  
(2)加入者が本特約の3. (月額利用料) (3)の条件を満たさなくなった場合、当社は割り引きを解除するものとします。

## ケーブルプラス電話利用規約

### 第1条 (規約の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)、KDDI株式会社及びJCOM株式会社(以下あわせて「KDDI等」といいます。))が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「約款」といいます。))により提供される、「ケーブルプラス電話サービス」の設備等の設置・保守および請求等を、当社の定める「ケーブルプラス電話利用規約」(以下「本規約」といいます。))により行うものとします。

### 第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を、当社を介してKDDI等と約款に定める「ケーブルプラス電話サービス契約」(以下「サービス契約」といいます。))を締結する者(以下「加入者」といいます。))の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、「ケーブルプラス電話サービス」の提供に伴う設備等の設置・保守および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとします。  
2. 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法によりその内容を通知します。

### 第3条 (「ケーブルプラス電話サービス」の申し込み)

当社を介して「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けようとする者(以下「申込者」といいます。))は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の申し込みを行うものとします。この場合において、当社が当該申し込みを承諾したときは、本規約に基づき、当社と当該申込者との間で、「ケーブルプラス電話サービス」の設備等の設置・保守および請求等を契約内容とする契約(以下「本契約」)が成立します(以下、契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。))。

- 当社は、申し込みまたは申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項に規定する本契約の成立を承諾しない場合があります。
  - 申込者が約款、および本規約に違反するおそれがある場合
  - 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
  - 「ケーブルプラス電話サービス」の提供に必要な設備を設置することが著しく困難である場合
  - その他、申し込みの受領が不適当であると当社が判断した場合
- 前項の規定により、当社が本契約の成立を承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

### 第4条 (加入者が行うサービス契約の解約)

- 加入者は、サービス契約を解約しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の解約通知を行うものとします。
- サービス契約が解約となった場合、本契約も同時に解約となります。ただし、本規約に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

### 第5条 (当社が行う本契約の解除)

- 当社は、第12条(「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止)の規定により、利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、加入者が第12条(「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止)のいずれかに該当する場合に、その事実が当社またはKDDI等の業務の遂行に特に著しい支障をおよぼすと認められるときは、同条に定める通知をすることなくその本契約を直ちに解除することがあります。
  - 当社は、前二項の規定により本契約の解除をしようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第6条 (その他の提供条件)

- 加入者は、約款の規定に基づき、当社を介してKDDI等に対しケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断を請求することができるものとします。
- 加入者は、約款の規定により、ケーブルプラス電話接続回線の移転の請求をした場合、当社は約款の規定に準じて取り扱うものとします。
  - 前項に定める移転の請求が、電気通信番号の変更を伴うものである場合、加入者は、約款の規定に従って、サービス契約を解除した上で、新たにこれを申し込みものとします。この場合、加入者は、第3条(「ケーブルプラス電話サービス」の申し込み)および第4条(加入者が行うサービス契約の解約)の規定に基づき、当社に対し、「ケーブルプラス電話サービス」を申し込みおよびサービス契約の解約を通知するものとします。

### 第7条 (設備の設置および撤去)

- 当社または当社の指定する業者は、加入者が「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けるのに必要となる電気通信設備(約款で規定される終端装置も含まれます。以下「本設備」といいます。))の設置、その工事および保守等の一部を、当社所定の機器、工法などにより行うものとします。なお、ケーブルプラス電話用宅内機器(以下「終端装置」といいます。))は当社所有となります。
- 約款料金表第1(基本利用料)1(適用)(1)(回線種別の適用)に定めるタイプ2に係るサービス契約の加入者は、別記の光端末設備貸出サービスに関する契約条項が適用されます。
  - 約款の規定によりサービス契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者は、本設備の撤去を、当社所定の機器、工法などにより行うものとします。ただし、当社の提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。
  - 前項の撤去に伴い、加入者は、終端装置をただちに当社に返還するものとします。なお、加入者は、当社から貸与した終端装置を返還しない場合、別に定めるケーブルテレビ品川サービス料金表(以下「料金表」といいます。))に記載の機器損害金を当社に支払うものとします。

### 第8条 (設置場所の無償使用)

本設備の設置、撤去、および保守の工事を行うために必要があるときは、当社または当社が指定する業者は、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水道等を無償で使用できるものとします。この場合において、土地または建物所有者その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

### 第9条 (設備の保守)

- 加入者は、「ケーブルプラス電話サービス」の利用ができないときは、約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に問題がないことを確認の上、当社にその旨を通知するものとします。この場合、当社は必要に応じて、当社およびKDDI等の設備の調査、または修理のための手配を行うものとします。
- 約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、または当社およびKDDI等の責に帰すことのできない事由による不具合の場合は、当社は第1項に規定する手配を行う責を負わないものとします。

### 第10条 (加入者の支払い義務)

- 加入者は、約款の規定により、KDDI等より当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に關わる債権)の額に相当する費用を当社に支払う義務を負うものとします。
- 加入者は、第7条(設備の設置および撤去)に規定する工事に要した費用を、当社に支払う義務を負うものとします。
  - 約款の規定に基づき、割増金および延滞利息が発生したときは、加入者はその費用を当社に支払う義務を負うものとします。
  - 当社が前条(設備の保守)第1項に規定する手配を行い、設備の調査を行った結果、加入者の設備、および利用方法に起因する不具合が原因であった場合、加入者は当社に対しその調査に要した費用を支払う義務を負うものとします。
  - 約款料金表第1(基本利用料)1(適用)(1)(回線種別の適用)に定めるタイプ2に係るサービス契約の加入者は、新規契約、追加、各種変更の申し込みを行う場合、料金表に定める契約事務手数料を当社に支払う義務を負うものとします。
  - 第1項から第5項に規定される支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。

### 第11条 (料金等の支払期限等)

- 当社は、前条(加入者の支払い義務)の規定により加入者が支払う義務を負う費用について、支払期限を定めて加入者に請求します。
- 前項の規定により費用の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該費用等を支払うものとします。
  - 加入者は、第1項の費用等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
  - 加入者は、請求書の発行を希望する場合は料金表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

### 第12条 (「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止)

- 加入者が第10条(加入者の支払い義務)に定める費用について、前条(料金等の支払期限等)に定める支払期限を経過してもなお支払わないとき、またはそのおそれがあるときは、当社よりその旨をKDDI等に通知することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
- 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用により当社またはKDDI等に損害を与えた場合、またはそのおそれがある場合、もしくは本規約の規定に反する行為を行った場合は、当社よりKDDI等に要請することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
  - 加入者が第10条(加入者の支払い義務)に定める費用について、利用状況に照らし、著しく利用が増加し、または増加するおそれがある場合は、前条(料金等の支払期限等)に基づき、当社が指定する期限までに、当社の指定する方法で支払うことを定められるものとします。この場合、加入者が支払期限を経過してもなお支払わないとき、もしくはそのおそれがあるとき、または当社の指定する方法による支払い手続きへの変更を履行しなかったときは、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
  - 前各項のほか、約款、および本規約に違反する行為を行ったとき、またはそのおそれがある場合は、当社よりその旨をKDDI等に通知することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。

### 第13条 (個人情報)

- 当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

### 第14条 (損害賠償の特約および免責事項)

- 当社が、第12条(「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止)の規定により、KDDI等に通知、要請したことにより「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止されたこと、またはその停止の事実が解消されなかったことから約款の規定によりサービス契約が解除されたことによて、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

### 第15条 (国内法への準拠)

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

### 第16条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

### 付則

- 第10条(加入者の支払い義務)第2項および第4項に規定する費用については、別途見積りを行うものとなります。
- 本規約は、2024年1月1日より施行します。

## 別記

### 光端末設備貸出サービスに関する契約条項

#### 第1条 (ターミナルアダプター機器の貸出)

当社は、加入者に対し、その加入者との間で締結している1のサービス契約につき、1の当社が別途指定するターミナルアダプター機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ターミナルアダプター機器」といいます。))を無償で貸与します。なお、ターミナルアダプター機器とは、約款別記端末設備の提供に定める端末設備(ホームゲートウェイ機器)のことをいいます。

#### 第2条 (ターミナルアダプター機器の設置および撤去等)

- 当社は、前条に基づき加入者に貸与するターミナルアダプター機器を加入者が指定した設置場所(ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。))に設置し、その設置した日から加入者に対する当該ターミナルアダプター機器の貸与が開始されるものとします。
- 加入者は、ターミナルアダプター機器と加入者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等について当社の指示に従うものとします。
  - ターミナルアダプター機器と加入者の機器との接続に必要となる物品等およびターミナルアダプター機器を使用するにあたり、必要となる電源等は、加入者の責任と費用負担で準備するものとします。
  - 当社は加入者に対して、貸与開始においてターミナルアダプター機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ターミナルアダプター機器の商品性および加入者の使用目的への適合性については一切担保しません。

#### 第3条 (ターミナルアダプター機器の使用および保管等)

- 加入者は、ターミナルアダプター機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
- 加入者は、ターミナルアダプター機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供しまたは使用させ、ターミナルアダプター機器を改造もしくは改変しまたは加入者が利用契約において指定した当該ターミナルアダプター機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、加入者は、電話サービスを利用する目的以外にターミナルアダプター機器を使用してはならないものとします。
  - 加入者は、ターミナルアダプター機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。
  - 前項の規定にかかわらず、当社は、加入者の責に帰すべき事由によりターミナルアダプター機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは加入者に対し、料金表に定める機器損害金を請求できるものとします。

#### 第4条 (ターミナルアダプター機器の返還等)

- 加入者は、解約等の理由でターミナルアダプター機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに当社へ連絡し、ターミナルアダプター機器の返還にかかわる工事の依頼を行うこととします。
- ターミナルアダプター機器の返還にかかわる工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社または当社が指定する業者が行うものとします。

#### 第5条 (責任の範囲)

当社およびKDDI等(以下あわせて「当社等」といいます。))は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくターミナルアダプター機器の故障、滅失または毀損等により加入者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- 前二項の場合において当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により加入者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- 当社等は、加入者の責めに帰すべからざる事由によりターミナルアダプター機器を全く使用することができない状態(ターミナルアダプター機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意または重大な過失により、ターミナルアダプター機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料の支払いを要しないものとします。

## ●クレジットカード支払いに関する特約

- 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。



# サービス各種約款・規約

しながわ テレビ・プッシュ契約約款	

#### 第1章 総則

##### 第1条 (約款の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。)およびその他の法令に従うとともに、当社定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款(以下「共通約款」といいます。 )およびしながわ テレビ・プッシュ契約約款(以下「基本サービス約款」といいます。 )に基づき、しながわ テレビ・プッシュ(以下「基本サービス」といいます。 )を提供するものとします。

##### 第2条 (約款の変更)

当社は、次条 (用語の定義) に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。
2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

##### 第3条 (用語の定義)

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
サーバコンテツツ保有事業者	当社と提携し、基本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
当社やサーバコンテツツ保有事業者の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用する I Pボックスおよび付属品の総称
I Pボックス	基本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介してテレビに接続する専用受信端末(専用リモコン・電源ケーブルを含みます。)
サーバ	I Pボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
ソフトウェア	当社およびサーバコンテツツ保有事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するため I Pボックスに搭載されたシステム
コンテツツ	基本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
画像データ等	当社および加入者等より送られた写真、画像データ等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

##### 第4条 (基本サービスの内容)

基本サービスは、インターネットに接続された I Pボックスを介して次のサービスを提供します。

- 緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
- 降雨情報や鉄道運行情報等の生活情報の取得
- ケーブルテレビしながわHOME契約約款に定める「ケーブルテレビしながわHOME」と連動した情報の取得
- 画像データ等の投稿・閲覧

2. 当社は、第 1 項に定める基本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
3. 加入者は、転居に伴う設置場所の変更により、基本サービスの内容が異なる場合があることをあらかじめ同意するものとします。

##### 第5条 (利用契約の単位)

利用契約の締結は、世帯毎に行うものとします。

##### 第6条 (最低利用期間)

最低利用期間は I Pボックス 1 台毎に対して定めるものと、共通約款第 9 条 (利用契約の成立と利用開始日) に定める I Pボックスの利用開始日が属する月の翌日から24 か月間(以下「最低利用期間」といいます。 )とします。

2. 最低利用期間が満了することなく利用契約の解約または解除が行われる場合、加入者はケーブルテレビ品川 サービス料金表(以下「料金表」といいます。 )に定める解約料金を支払うものとします。

##### 第7条 (利用の条件)

加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、テレビ、I Pボックス接続用入力端子(以下「設置環境」といいます。 )を準備するものとします。
2. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。なお、加入者はインターネット回線のメンテナンス、障害、停電等、電気通信の不具合により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があること、また、インターネット回線が、設置環境における周辺の天候、契約上のデータ使用量制限、機器の移設および電源設定などにより、サービスが正常に利用できなくなる場合があることをあらかじめ同意するものとします。

##### 第8条 (当社が行う基本サービス提供の制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

- ①天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、当社やサーバコンテツツ保有事業者が通信設備の一部または全部に通信で接続することができなくなったとき
- ②加入者が、当社やサーバコンテツツ保有事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第 1 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第 1 項第 2 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第 1 項から第 3 項において、基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
5. 第 1 項第 1 号の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合、当社は、基本サービスの全部または一部の提供を停止または休止する場合があります。

#### 第2章 サービスについて

##### 第9条 (機器)

加入者は I Pボックスを購入することができます。この場合、当社は I Pボックスが設置、設定された日から24 か月間保証(以下「保証期間」といいます。 )するものとします。
2. 加入者は、当社が I Pボックスを 1 日 I 回当社指定の時間(再起動を実施することに同意するものとします。
3. 加入者は、共通約款第26条(機器)第4項における I Pボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項の I Pボックスの再起動時には、基本サービスの提供が一時的停止することあらかじめ同意するものとします。

##### 第10条 (機器の故障)

共通約款第27条(機器の故障)第 1 項において、故障に対して当社が必要な措置を講じた場合、当該 I Pボックスの保証期間および最低利用期間は、延長されないものとします。

2. 当社は、共通約款第27条(機器の故障)第 1 項の規定に関わらず、次の場合には有償にて I Pボックスの当社が定める必要な措置を講ずるものとし、交換による再購入の場合は、当該 I Pボックスの保証期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理の料金および交換による再購入の料金は料金表に定める通りとします。
(1) 当該 I Pボックスの保証期間を経過した場合
(2) 加入者の故意または過失による場合
(3) 加入者が I Pボックスを本来の用法に従って使用していなかった場合
(4) 加入者が当社から購入した I Pボックスを第三者に譲渡した場合

##### 第11条 (加入者の維持責任)

加入者は、I PボックスおよびHDM I ケーブル等(以下「I Pボックス等」といいます。 )を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。また、基本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2. 加入者の故意または過失により I Pボックス等に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3. 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第3章 雑則

##### 第12条 (通信の秘密)

当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるとします。

##### 第13条 (機密保持)

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といたえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と機密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

##### 第14条 (禁止事項)

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 機器および施設の変更行為
①機器を譲渡、買入れる行為、またはそのおそれのある行為
②機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
② I D、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
- (3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
④ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
⑤当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
④詐欺、児童売買容、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
⑤わいせつ、児童贖身もしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
⑨無罪連累講(ネズミ講)を開説し、またはこれを勧誘する行為
⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または書き消去する行為
⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせず、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくはは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
⑰違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含まず。)する行為
⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為

13. 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
④詐欺、児童売買容、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
⑤わいせつ、児童贖身もしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
⑨無罪連累講(ネズミ講)を開説し、またはこれを勧誘する行為
⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または書き消去する行為
⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせず、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくはは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
⑰違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含まず。)する行為
⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ⑰犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
⑳その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

- (5)その他
①その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

##### 第15条 (情報の削除等)

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)前条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるよう to 要求します
  - (2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう to 要求します
  - (3)加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
  - (4)事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 第 1 項第 1 号から第 3 号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合、当社は、基本サービスの提供を停止する場合があります。

##### 第16条 (著作権等)

加入者等が投稿した画像データ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で複製、改変、音翻、転送等を行うことはできないものとします。

2. 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

##### 第17条 (画像データ等の管理責任)

基本サービスにより加入者等が投稿した画像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。
2. 当社は、前項に定める画像データ等の管理体制等について、一切周知しないものとし、責任を負わないものとします。

##### 第18条 (加入者の義務)

- 加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
- (1)加入者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
  - (2)加入者は、当社やサーバコンテツツ保有事業者の通信設備内に保管された加入者のデータおよびソフトウェア内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
  - (3)加入者は、基本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものダウンロードおよびインストールすること
2. 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

##### 第19条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第 8 条(当社が行う基本サービス提供の制限)の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテツツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。
2. 加入者が、第11条(加入者の維持責任)および前条(加入者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスが停止されたことによつて、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテツツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、第11条(加入者の維持責任)第 1 項、第13条(機密保持)第 1 項、第14条(禁止事項)、第16条(著作権等)および前条(加入者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社やサーバコンテツツ保有事業者に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
4. 当社は、基本サービスの運用・管理のために、共通約款第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用する I Pボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。
5. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の基本サービスの配信情報の視聴状態、I Pボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
(1)基本サービスの運用・管理
(2)基本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
(3)基本サービスにおける提供情報の選定等
(4)基本サービスの利便性の向上
(5)基本サービスの付加価値サービスの調査・開発

6. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
7. 当社およびサーバコンテツツ保有事業者は、当社およびサーバコンテツツ保有事業者のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
8. 当社およびサーバコンテツツ保有事業者は、加入者自身が当社およびサーバコンテツツ保有事業者のサーバに保管したデータについて、加入者によるデータの管理・削除に起因して加入者が損害を被った場合、前項の規定に拘らず、一切の責任を負わないものとします。
9. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
10. 当社は加入者に対し、基本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報を、加入者に対して配信することができるものとします。なお、当社は加入者に対して、当該各種情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務も負いません。

11. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第10条(機器の故障)および共通約款第27条(機器の故障)に規定する措置が遅やかに実施できない場合があることあらかじめ同意するものとします。

12. 加入者は、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生することあらかじめ同意するものとします。

13. 当社およびサーバコンテツツ保有事業者は、基本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

14. 加入者は、共通約款第29条(施設または機器の設置および費用負担)第 5 項の規定により、I Pボックス等設置時に当社または当社の指定する業者が加入者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や記録を変更することに同意するものとします。

##### 付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 基本サービス約款は、2025年1月1日より施行します。

## ケーブルテレビ品川

### しながわ データ S I M契約約款

#### 第1章 総則

##### 第1条 (約款の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。 )およびその他の法令に従うとともに、当社定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款(以下「共通約款」といいます。 )およびしながわ データ S I M契約約款(以下「基本サービス約款」といいます。 )に基づき、しながわ データ S I M(以下「基本サービス」といいます。 )を提供するものとします。

##### 第2条 (約款の変更)

当社は、次条 (用語の定義) に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

##### 第3条 (用語の定義)

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
ドコモ等	N T T ドコモ株式会社(以下「ドコモ」といいます。 )および株式会社インターネットイニシアティブ(以下「I I J」といいます。 )の総称
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者(法第 9 条の登録を受けた者をいいます。 )から電気通信サービスを提供するために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信場所と受信場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
無線基地局設備	端末との間で電波を送り、または受けるためのドコモ等の電気通信設備
加入者回線	基本サービス約款に基づいて無線基地局設備と加入者が指定する端末との間に設定される電気通信回線
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にバケット通信網を介して接続される電気通信網であつて、当社またはドコモ等が必要に応じ設置する電気通信設備
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であつて、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。 )または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
インターネット接続サービス	バケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
ドコモ通信網	ドコモ等により提供する S C - F DMA方式、OF DMA方式または D S - C DM A方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を使用して行う電気通信サービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用する S I Mカード、端末および付属品の総称
しながわ データ S I M	ドコモ通信網を使用して行う電気通信サービスであつて、当社が提供するサービス
端末	基本サービス約款に基づいて、陸上(河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。 )において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
回線識別番号	加入者回線を識別するための各種識別番号
S I Mカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであつて、当社が基本サービスの提供のために加入者に貸与する I Cカード
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきケーブルテレビ品川サービス料金表に定める対価等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

##### 第4条 (基本サービスの内容)

当社は、ドコモ等が提供するドコモ通信網を介してしながわ データ S I Mを利用して行う電気通信サービスを提供するものとします。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

	サービス品目	端末
データ専用 S I M(標準 S I M)、データ専用 S I M(micro S I M)、データ専用 S I M(nano S I M)、端末(スマホタイプ)、端末(モバイルルーター)		

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

##### 第5条 (提供区域)

基本サービスは、ドコモが定める F OMA サービス契約約款および X i サービス契約約款におけるサービス提供区域において行うことができます。
2. 前項にかかわらず、利用契約を申し込む場合に限り、申込者および利用者の住所または所在地は、当社が特に認める場合を除き、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるサービスエリアに限られるものとします。

##### 第6条 (利用契約の単位と期間)

当社は、次の通り回線識別番号 1 番号毎に、1 件の利用契約を締結するものとします。

利用契約	回線識別番号	S I Mカード	端末
「S I Mカード」のみの場合	1 番号	1 枚	—
「S I Mカード」+「端末」の場合	1 番号	1 枚	1 台

2. 加入者は、1 個人または 1 法人につき原則として最大 5 つの利用契約を申し込むことができるものとします。
3. 加入者は、端末(スマホタイプ)または端末(モバイルルーター)をデータ専用 S I Mとあわせて申し込むものとし、端末単体で申し込むことはできないものとします。
4. 契約期間は、サービス品目毎に対して定めるものとします。「S I Mカード」のみの利用契約の場合は、データ専用 S I Mについては、共通約款第 9 条(利用契約の成立と利用開始日)第 3 項に定めるサービス品目の利用開始日が属する月(以下「利用開始月」といいます。 )の翌月から12 か月間とし、「S I Mカード」+「端末」の利用契約の場合は、データ専用 S I Mおよび端末について、利用開始月の翌月から24 か月間とします。ただし、いずれの利用契約の場合も、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12 か月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

（3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します

- 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### 第32条（著作権等）

基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできませんとします。

#### 第33条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第16条（通信速度）、第18条（通信利用の制限）、および第19条（通信の利用を制限する措置）の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 加入者が、第9条（加入者の維持責任）第1項、第29条（機密保持）第1項、第30条（禁止事項）および前条（著作権等）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、加入者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しないものとします。
- 当社は、基本サービス約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。
- 当社は、加入者が基本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何等の責任を負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何等の責任を負わないものとします。
- 当社は、電波状態に起因し、基本サービスの利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

#### 付則

- 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- 基本サービス約款は、2020年7月1日より施行します。

# サービス各種約款・規約

5. 「S I Mカード」+「端末」の利用契約の場合、端末について、25ヵ月目以降加入者は無料で継続して端末を利用できるものとします。なお、加入者が端末の利用を終了する場合、かつ、端末が不要である場合には、当社へ端末を返還できるものとします。

6. 「S I Mカード」+「端末」の利用契約の場合、端末について、利用開始月の翌月から25ヵ月目以降、加入者は、希望により共通約款第11条（契約内容の変更）に基づき、端末の変更または追加を請求することができます。この場合、変更または追加した端末について、前項の規定を準用するものとします。

#### 第7条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するものとします。2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取り扱い上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

#### 第8条（回線識別番号）

- 回線識別番号は、加入者回線毎に当社が定めるものとします。
- 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することができます。
- 前項の規定により、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知するものとします。

### 第2章 サービスについて

#### 第9条（加入者の維持責任）

- 加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持するものとします。
- 前項の規定のほか、加入者は、端末を、無線設備規則に適合するよう維持するものとします。
- 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第10条（加入者の切分責任）

加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

#### 第11条（修理または復旧）

当社は、当社の提供した電気通信設備が故障または滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができるときは、第18条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って同条第1項に規定する機関の電気通信設備を修理し、または復旧するものとします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの <p>水防機関に提供されるもの</p> <p>消防機関に提供されるもの</p> <p>災害救助機関に提供されるもの</p> <p>秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの</p> <p>防衛に直接関係がある機関に提供されるもの</p> <p>海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの</p> <p>輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの</p> <p>通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの</p> <p>電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの</p>
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの <p>ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの</p> <p>選挙管理機関に提供されるもの</p> <p>新聞社等の機関に提供されるもの</p> <p>金融機関に提供されるもの</p> <p>その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

2. 当社またはドコモ等の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

#### 第12条（修理または復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社またはドコモ等の電気通信設備を修理または復旧するときは、一時的にその回線識別番号を変更することができます。

#### 第13条（回線識別番号その他の情報の登録等）

- 当社は、当社の貸与するS I Mカードに回線識別番号その他の情報の登録を行います。
- 当社は、前項の規定によるほか、第8条（回線識別番号）第2項または前条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により回線識別番号を変更する場合は回線識別番号等の登録を行います。

#### 第14条（S I Mカードの管理責任）

- S I Mカードの貸与を受けている加入者は、そのS I Mカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- S I Mカードの貸与を受けている加入者は、S I Mカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 当社は、第三者がS I Mカードを利用した場合であっても、そのS I Mカードの貸与を受けている加入者が利用したものとみなします。
- 当社は、S I Mカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

#### 第15条（電波伝播条件による通信場所の制約）

加入者回線との間の通信は、第5条（提供区域）に定める提供区域内に限り行うことができるものとします。ただし、そのサービス区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの際、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

#### 第16条（通信速度）

- 当社が基本サービスで表示する通信速度は、理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾するものとします。
- 基本サービスの通信速度は、下り最大150Mbps、上り最大50Mbpsとなり、低速通信時は上り、下りとも最大200Kbpsとなります。なお、加入者が利用するエリアによって、最大通信速度は異なります。
- 加入者がケーブルテレビ品川サービス料金表で規定する1ヵ月間で利用可能な通信容量を超過した場合は、低速通信時の速度となります。
- その他、ご利用状況により通信速度を制限する場合があります。

#### 第17条（インターネット接続サービスの利用）

- 加入者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
- 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の責に帰すべき事由を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第18条（通信利用の制限）

当社またはドコモ等は、通信が著しく輻撃し、通信の全部を接続することができなくなった場合は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第55条および第56条に規定され

た公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、基本サービスの提供を休止することがあります。

機関名
・気象機関 <ul style="list-style-type: none"><li>水防機関</li> <li>消防機関</li> <li>災害救助機関</li></ul>
・秩序の維持に直接関係がある機関
・防衛に直接関係がある機関
・海上の保安に直接関係がある機関
・輸送の確保に直接関係がある機関
・通信役務の提供に直接関係がある機関
・電力の供給の確保に直接関係がある機関
・水道の供給の確保に直接関係がある機関
・ガスの供給の確保に直接関係がある機関
・選挙管理機関
・新聞社等の機関
・金融機関
・その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

#### 第19条（通信の利用を制限する措置）

前条（通信利用の制限）の規定による場合のほか、当社またはドコモ等は、加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- 通信が著しく輻撃する場合に、通信時間または特定地域の加入者回線等への通信の利用を制限すること
  - パケット通信を行うために設定された加入者回線を一定時間以上継続して保留し当社またはドコモ等の電気通信設備を占有する等、その通信が基本サービスの提供に支障をおよぼすおそれがある当社が認めた場合に、その通信を切断すること
  - 特定の加入者回線に一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、当該加入者回線からの通信の利用を制限または中止すること
  - 加入者が、約款に定める禁止事項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと
2. 前項の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することができます。また、共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができますとします。

#### 第20条（端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、加入者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合かどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

- 当社の係員は、第1項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 加入者は、第1項の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を取りやめものものとします。
- 本案の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第21条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、前条（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱うものとします。

- 本案の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営電気通信設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第22条（端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等）

端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等については、以下に定める規則によるものとします。

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

- 本案に規定する技術基準等に適合している認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかった場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第23条（端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取り扱い）

- 加入者は、加入者回線に接続されている端末について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、ドコモ等が、総務大臣から臨時に電波放射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行うものとします。
- 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。
- 加入者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を中止するものとします。
- 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第24条（端末設備の電波法に基づく検査）

前条（端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取り扱い）に規定する検査のほか、端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条（端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取り扱い）第2項および第3項の規定に準ずるものとします。

- 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第25条（自営電気通信設備の電波放射の停止命令があった場合の取り扱い）

- 端末について、臨時に電波放射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第23条（端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取り扱い）の規定に準ずるものとします。
- 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第26条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

- 端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、第24条（端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。
- 本案の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

### 第3章 雑則

#### 第27条（通信の秘密）

- 当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるとします。

#### 第28条（サイバー攻撃への対応）

当社は、当社または加入者の電気通信設備に対するサイバー攻撃へ対応を行うため、次に掲げる事項の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本案において同じとします。）のおそれへの対応を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のI Pアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- 加入者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、加入者は、基本サービスを利用している間いつでも、加入者の選択により、かかる検知および遮断が行われな設定に変更できるものとします。

#### 第29条（機密保持）

- 加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といたえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるとします。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

#### 第30条（禁止事項）

- 加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
- 機器および施設の改ざり行為
    - 当社から貸与した機器を譲渡、買入れ、転賣する、またはそのおそれのある行為、加入者が当社から購入した機器を譲渡・買入れする行為
    - 当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為、ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
    - 不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
  - 当社の承諾のないサービスの利用行為
    - 基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
    - I D、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
    - 基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
  - ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不使用
    - ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリパリエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
    - ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
    - ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
    - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
    - 当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
  - 違法・有害情報に関する行為
    - 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
    - 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
    - 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
    - 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
    - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
    - 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
    - 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
    - 貸金業等を営む登録を受けず、金銭の貸付を行う行為
    - 無限連鎖調（ネズミ調）を開設し、またはこれを勧誘する行為
    - 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
    - 第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
    - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
    - 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
    - 第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
    - 基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
    - 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
    - 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
    - 人の殺害現場の画像等の残産な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
    - 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
    - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
    - 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
    - その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
  - その他
    - その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不当と判断する行為
    - その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

#### 第31条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します

- 第1項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

## 第5節 料金等

**第31条 (料金等)** 
料金等は、ケーブルテレビ品川サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。料金等は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

- 第32条 (本加入者の支払い義務)** 
本加入者は、料金表に定める月額利用料の支払いを要します。なお、月額利用料は、利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。
- 本加入者が、本サービスを利用し修理対応または交換端末の提供を受ける場合、本加入者は、料金表に定める月額利用料にくわえ負担金を支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った負担金について、いかなる事由であっても返金しないものとします。
  - 本加入者からの故障端末の修理または交換の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、故障端末の修理または交換の申し出事由が第7条（本サービスの対象となる事故）第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で代替端末を提供するものとします。
  - 利用契約が月の途中で終了した場合であっても、料金等は日割りをして払いをしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービスの契約の終了した日の属する月が同一月の場合、本加入者は、1ヵ月分の料金等の支払いを要します。
  - 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

- 第33条 (料金等の請求時期および支払期限等)** 
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて、本加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。
  - 本加入者は、請求書の発行について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
  - 本加入者は、当社が本加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。
  - 本加入者は、請求書の発行を希望する場合は料金表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

- 第34条 (利用契約終了に伴う料金等の精算方法)** 
第30条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第30条（当社が行う利用契約の解除）第3項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

- 第35条 (遅延損害金)** 
本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対して年14.6％（年365日の日割り計算によります）の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

株式会社ケーブルテレビ品川（本社）と品川ケーブルテレビ品川（品川営業所）の所在地。

### 第6節 雑則

- 第36条 (個人情報)** 
当社およびアイテムは本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」およびアイテムが定める「プライバシーポリシー」に基づいてそれぞれ適正に取り扱うものとします。
- 本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

- 第37条 (損害賠償の免責および特約事項)** 
本加入者は、第20条（禁止事項）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 当社は、第27条（名義変更）の規定により、本加入者が名義変更を行ったことよって本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 第29条（本加入者が行う利用契約の解約）および第30条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
  - 当社が、次条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を廃止したことよって、本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 第38条 (本サービスの廃止)** 
当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
- 前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知するものとします。

- 第39条 (国内法への準拠)** 
本規約は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

- 第40条 (定めなき事項)** 
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および本加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

- 付則** 
本規約は、2022年9月11日から施行します。

- 交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける代替端末または、交換端末としてアイテムから他の本加入者に提供することについて承諾するものとします。

- 第19条 (修理または交換の申し出の取り消し)** 
本加入者は、第10条（故障端末の修理または交換の申し出の方法）に基づき故障端末の修理または交換の申し出を行った場合であっても、正当な理由があるとアイテムが認めるときは、アイテムが送付した代替端末等の梱包が開封されていない場合でかつ故障端末の修理または交換の申し出後8日以内に申し出を行った場合に限り、故障端末の修理または交換の申し出を取り消すことができるものとします。この場合本加入者は、アイテムが別途指定する期限内にアイテムが第6条（サービス内容）に基づき送付した代替端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。

- 第20条 (禁止事項)** 
本加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
- 本サービスにおける故障端末の修理または交換の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出または申告を行うこと
  - 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
  - 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
  - 前各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為

- 第21条 (本加入者の確認)** 
アイテムは、故障端末の修理または交換の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本加入者に求める場合があります。

- 第3節 契約** 
**第22条 (契約の単位)** 
当社は、本サービスの対象となる携帯端末の台数毎にーの本サービスを提供するものとします。

- 第23条 (利用契約の申し込み)** 
申込者は、本規約を承認のうえ、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社およびアイテムに提出するものとします。

- 申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
- その他必要事項
- 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
- 申込者である個人が成年後見人または被保人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

- 第24条 (申し込みの承諾)** 
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
- 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- 本サービスの提供が著しく困難である場合
- 第5条（本サービスの提供条件）の条件を満たしていない場合
- その他、利用契約締結が不当である場合

- 前項の規定より、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社定める方法によりその旨を通知するものとします。

- 第25条 (利用契約の成立と利用開始日)** 
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
- 本サービスの対象となる携帯端末の利用開始日を本サービスの利用開始日と定めます。

- 第26条 (契約内容の変更)** 
本加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。なお、当社が特に認める場合に限り、本加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。
- 当社は、第24条（申し込みの承諾）の規定に準じ、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該本加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

- 第27条 (名義変更)** 
本加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- 本加入者の改称
  - 承継
  - 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新本加入者が旧本加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
  - 前二項の規定により契約名義を変更しようとする本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入し、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
  - 前各号の名義変更より、契約を承継する者は、本加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

- 第28条 (権利譲渡等の禁止)** 
本加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れまたは貸与等を行うことはできないものとします。

- 第4節 利用契約の解除** 
**第29条 (本加入者が行う利用契約の解約)** 
本加入者は、第4条（本サービスの提供範囲）第3項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入し、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
  - 当社が定めた要件を満たす本加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

- 第30条 (当社が行う利用契約の解除)** 
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条（本サービスの提供範囲）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
- 第32条（本加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
  - 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - 第20条（禁止事項）の規定に違反した場合
  - 本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合
  - その他、本加入者が本規約に違反する等、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により本加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 過去に本規約への違反があり、故障端末の修理または交換の申し出時においてなお当該違反が是正されていない場合
- 過去に同一名義の故障端末の修理または交換の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断した場合
- 故障端末の修理または交換の申し出時において、支払期限を超過してもなお支払いが完了していない料金等がある場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剝離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含みます。）である場合
- 本サービスの対象とする携帯端末が加工、改造（第5条（本サービスの提供条件）第3号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含みます。）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含みます。）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の誤使用により生じたものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が付属品の自然故障、その他偶発的事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ、電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害である場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由がコンピュータウイルスによる障害に起因するものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が本加入者の故意または重大な過失により発生したものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものである場合
- 故障端末の押入れまたは交換の申し出事由が差し押え等の国または地方公共団体による公権者の行使により発生したものである場合
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が可燃物物質、放射能汚染により発生したものである場合

- 第9条 (メーカー保証の優先)** 
故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。

- 第10条 (故障端末の修理または交換の申し出の方法)** 
第7条（本サービスの対象となる事故）に定める事故が発生し、故障端末の修理または交換の提供を希望する場合は、本加入者はアイテムに対し、アイテムが別に定める方法に従い故障端末の修理または交換の申し出が必要です。アイテムは、故障端末の修理または交換の申し出に対し、本加入者本人からの申し出であることを確認します。

- 第11条 (本サービスの利用回数)** 
本加入者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回、3年間で計6回まで利用可能です。故障端末の修理または交換の申し出時において、過去1年間に既に2回、故障端末の修理または交換の提供を受けている場合は、1年を経過するまで故障端末の修理または交換を提供することはできないものとします。

- 第12条 (代替端末および交換端末の保証期間)** 
本加入者は第6条（サービス内容）に基づきアイテムが本加入者に送付した代替端末および交換端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、代替端末および交換端末受領後14日以内にその旨をアイテムに申し出るものとし、アイテムの指示に従い当該不具合の発見された代替端末および交換端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。アイテムは特段の事由がある場合を除き、本加入者に対し代替端末および交換端末と同一種類の代替端末および交換端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換します。本条に基づき代替端末および交換端末受領後14日以内に本加入者より申し出のなかった不具合または自然故障については、後日、本加入者からの申告があった場合でも、第32条（本加入者の支払い義務）第3項に基づく無償での代替端末および交換端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく代替端末および交換端末等の無料交換は、前条（本サービスの利用回数）に定める代替端末および交換端末の利用回数には算入されないものとします。

- 第13条 (交換端末および故障端末の所有権)** 
交換端末の所有権は、原約款に準ずるものとします。
- 故障端末の修理または交換の申し出に係る本サービスの対象とする故障端末の所有権は、アイテムが送付した交換端末を本加入者が受領した時点で、アイテムに移転されるものとします。

- 第14条 (故障端末の送付)** 
本加入者は、第6条（サービス内容）に基づきアイテムが送付した代替端末を受領したときは、故障端末の修理または交換の申し出事由が故障端末の修理または交換の申し出の時点において故障端末の送付が困難であるとアイテムが認めた場合を除き、受領後14日以内に、故障端末をアイテムが定める方法によりアイテムの指定先に送付するものとします。（S I Mカード等、外部メモリ媒体および付属品を除いた状態で送付するものとします。）
- 万一、本加入者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、アイテムは、本加入者が当該送付した物品等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本加入者はこれに異議を唱えないものとします。アイテムは本加入者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

- 第15条 (故障端末および代替端末のデータの消去)** 
故障端末および代替端末の送付時には、故障端末および代替端末内に記録された一切のデータを本加入者において事前に全て消去するものとします。本加入者が送付した故障端末および代替端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社およびアイテムは一切の責任を負わないものとし、また、故障端末および代替端末内に記録されたデータの移行は、本加入者自身の責任で実施するものとします。
- 前項に規定するデータの内容には、発信履歴、電話帳データ、電子メールデータ、画像データ、音源データ、その他一切のデータを含みます。（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本加入者において消去できないデータを除きます。）

- 第16条 (送料)** 
本サービスに伴う送料は、原則としてアイテムの負担とします。ただし、本加入者が故障端末、代替端末またはアイテムが指定する書類をアイテムが定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付に係る送料は本加入者が負担するものとします。

- 第17条 (違約金)** 
本加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、違約金として故障端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
- 第14条（故障端末の送付）第1項の定めに違反し、故障端末を送付期限内にアイテムに送付しなかった場合
  - 修理端末または、交換端末を受領後に代替端末をアイテムの指定した期日までに返送しなかった場合
  - 故障端末の修理または交換の申し出を取り消したにもかかわらず、第19条（修理または交換の申し出の取り消し）の定めに違反しアイテムが送付した代替端末をアイテムの指定した期日までにアイテムに返送しなかった場合
  - 第20条（禁止事項）の定めに違反して故障端末の修理または交換の申し出をした場合

- 第18条 (故障端末の再生利用)** 
本加入者は、第6条（サービス内容）第4項の規定により修理端末を加入者に返却する場合を除き、本サービスに基づき本加入者から送付された故障端末は、アイテムが指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を

# サービス各種約款・規約

## しながわ モバイル端末延長保証サービス利用規約

- 第1節 総則** 
**第1条 (規約の適用)** 
株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます。）は、第3条（用語の定義）に定める加入者に対し、しながわ モバイル端末延長保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）により、しながわ モバイル端末延長保証サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

- 第2条 (規約の変更)** 
当社は、本規約を、当社としながわモバイル端末延長保証サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「本加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
- 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける本加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

- 第3条 (用語の定義)** 
本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
原約款	当社が別に定めるしながわ データ S I M契約約款
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	ケーブルテレビ品川サービス料金表に定める対象サービスを利用している個人または法人
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器であって当社が加入者に提供するもの
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
S I Mカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がしながわ データ S I Mの提供のために加入者に貸与する I Cカード
故障端末	本規約で定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合に本加入者が修理または交換を請求する場合の端末
故障端末の修理または交換の申し出	本加入者が修理または交換を請求すること
自然故障	取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対して支払うべきケーブルテレビ品川サービス料金表に定める対価等
代替端末	本加入者が修理期間中、または交換対応の期間中に貸与される端末
交換端末	本規約により、故障端末の修理ができない場合に、本加入者に提供される端末
修理端末	本規約により、修理を行った端末

ケーブルテレビ品川（本社）と品川ケーブルテレビ品川（品川営業所）の所在地。

- 第2節 本サービスの提供** 
**第4条 (本サービスの提供範囲)** 
本サービスは、第6条（サービス内容）に定めるサービスを本加入者に提供するものとします。
- 本サービスの対象とする携帯端末は、携帯端末本体および電池パック1個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）に限りです。
  - 本サービスの提供期間は、本サービスの対象とする携帯端末の利用開始日の属する月を含め最大37ヵ月間とします。
  - S I Mカードは、本サービスの対象外とします。

- 第5条 (本サービスの提供条件)** 
当社は、以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを本加入者に提供するものとします。
- 対象サービスの申し込みと同時に本サービスの申し込み手続きが行われること
  - 携帯端末に S I Mカードが挿入されている場合、S I Mカードが取り外されていないこと
  - 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されていない携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと
  - 当社およびアイテムは、携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダ、メール等）に関する一切の責任を負わないことをあらかじめ承諾していること
  - 本加入者は、本サービスの提供に伴い第6条（サービス内容）第4項で定める返却の場合を除き、故障端末の本体、電池パック、機械部品および外装ケース等を本加入者に返却しないことをあらかじめ承諾していること

- 第6条 (サービス内容)** 
本サービスは次条（本サービスの対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本加入者からアイテムへの故障端末の修理または交換の申し出により修理または交換対応を行うものとします。
- 故障端末の修理または交換の申し出を受けた場合、代替端末を送付します。当社は加入者より故障端末を受け取り、申し出の内容を精査のうえ、修理または交換の判断を行うものとし、まず、なお代替端末送付の際は、本サービスに登録されている本加入者の携帯端末1台につき、代替端末1台、電池パック1個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）を本加入者の登録した住所（日本国内の住所に限り、）にアイテムが別に定める方法により、2日を目安に送付します。なお、本加入者の登録した住所、故障端末の修理または交換の申し出を交付付けた時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。
  - 不在または届け出られた住所の誤りなどにより、アイテムが別に定める期間を経過しても代替端末の再配達が発行されなかった場合は、故障端末の修理または交換の申し出は取り消されたものとみなします。
  - 第2項の規定により、当社が修理対応が必要と判断した場合、本加入者同意のうえ当社は修理対応を行うものとし、修理端末を本加入者に返却するものとします。
  - 第2項の規定により、当社が交換対応が必要と判断した場合、本加入者同意のうえ当社は交換端末を本加入者に提供するものとします。
  - 本加入者は、代替端末および交換端末が第18条（故障端末の再生利用）に基づき他の本加入者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。
  - 本加入者に提供する代替端末および交換端末は、原則として当社が本加入者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の代替端末および交換端末の提供が困難な場合は、別途アイテムが指定する機種または色の代替端末および交換端末とします。
  - 本加入者に提供する代替端末および交換端末のOSのバージョンは、当社が本加入者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
  - 本加入者に提供する代替端末および交換端末には、電池パックの他は原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第7項に基づき、代替端末および交換端末が、当社より本加入者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個もあわせて送ります。

- 第7条 (本サービスの対象となる事故)** 
本サービスの中で修理または交換の対象となる事故は、次の通りとします。
- 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障
  - 偶発的事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損

- 第8条 (本サービスの対象とならない事故)** 
本サービスの中で修理または交換の対象とならない事故は、次の通りとします。
- 故障端末の修理または交換の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難による場合
  - 故障端末の修理または交換の申し出が第20条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する場合

## 「まとめて割引」に関する規約

### 第1条(利用規約の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。 )は、次の各号のサービス(以下「基本サービス」といいます。 )の加入者が基本サービスを組み合わせで契約している場合、「まとめて割引」に関する規約(以下「本規約」といいます。 )に基づき、「まとめて割引」が適用された料金で基本サービスを提供するものとします。ただし、共通約款の第15条(加入者が行う基本サービス利用の一時停止)の規定により本項第1号もしくは第2号のいずれかのサービスの一時停止を行う場合、一時停止中の基本サービスは「まとめて割引」の対象となりません。なお、「まとめて割引」は、1加入者につき、サービス品目の1台目に対してのみ適用されるものとします。また、組み合わせ可能な基本サービスの対象となるサービス品目は、ケーブルテレビ品川サービス料金表(以下「料金表」といいます。 )に定める通りとします。

(1)・ケーブルテレビジョンサービス契約約款に定める「ケーブルテレビジョンサービス」
・しながわ光 テレビジョンサービス契約約款に定める「しながわ光 テレビジョンサービス」
・放送サービス契約約款に定める「放送サービス」
(2)・ケーブルインターネットサービス契約約款に定める「ケーブルインターネットサービス」
・しながわ光 インターネットサービス契約約款に定める「しながわ光 インターネットサービス」
(3)ケーブルプラス電話利用規約に定める「ケーブルプラス電話サービス」
2.前項に定める各サービスと同時に2品目以上契約している場合は、月額利用料が最も高い品目について優先的に適用されるものとします。

3.第1項各号のサービスの利用開始日のうち、遅く到来する利用開始日の属する月の翌月初日より、本規約は適用となります。ただし、利用開始日が暦月の初日となる場合、利用開始日より本規約は適用されるものとします。

4.加入者が第1項の条件を満たさなくなった場合、当社は本規約を解除いたします。本規約が解除となる月の末日までの基本サービスの月額利用料に対して、「まとめて割引」は適用されず。

### 第2条(月額利用料)

加入者が支払う月額利用料は、料金表に定める通りとします。
2.加入者は、料金表記載の金額(消費税等相当額を含んだ額)を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求するものとします。

### 第3条(利用規約の遵守)

「まとめて割引」が適用される加入者は、本規約を遵守するものとします。

### 第4条(利用規約の変更)

当社は、本規約を加入者の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2.本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

### 第5条(「まとめて割引」の廃止)

当社は、業務上の都合により「まとめて割引」を廃止することができます。なお、「まとめて割引」廃止後においても、基本サービスの契約は継続されるものとします。

2.当社は、前項の場合には、加入者に対し「まとめて割引」を廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により「まとめて割引」を廃止する旨を告知します。

### 付則

本規約は、2025年1月1日より施行します。

# サービス各種約款・規約

## 東急でんき&ガス規約

### 第1条(規約の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。 )は、株式会社 東急パワーサプライが規定する「電気需給約款(低圧)」または「ガス取次約款(基本約款)」(以下「約款」といいます。 )による電気需給契約またはガス需給契約(以下「サービス契約」といいます。 )に関して、契約事務および請求等を、当社の定める「東急でんき&ガス規約」(以下「本規約」といいます。 )により行うものとしす。

2.サービス契約については、本規約を優先的に適用することとし、本規約に特に記載のない事項に関しては約款を適用するものとします。

### 第2条(規約の変更)

当社は、本規約を、株式会社 東急パワーサプライとサービス契約を締結する者(以下「加入者」といいます。 )の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、サービス契約の契約事務および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとします。

2.本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法によりその内容を通知します。

### 第3条(サービス契約の申し込み)

当社を介して約款に定めるサービス契約の締結を希望する者(以下「申込者」といいます。 )は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の申し込みを行うものとします。

2.前項に規定する申し込みの際の利用住所が、当社が提供する他のサービス(以下「その他サービス」といいます。 )と同一住所の場合には、原則としてその他サービスと同一の契約名義とするものとし、支払い方法についても同様とします。

3.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項に規定する申し込みを承諾しない場合があります。

(1)申込者が約款または本規約に違反するおそれがある場合

(2)申し込み内容に虚偽の記載があった場合

(3)その他、サービス契約締結が不適当であった場合

4.前項の規定により、当社がサービス契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

### 第4条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、サービス契約の申し込み時に通知したサービス内容、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には当社に通知するものとします。

2.加入者は、約款の規定により、サービス契約の申し込み時に通知した住所の変更請求をすることはできません。この場合、加入者は、約款の規定に基づき、サービス契約を解約した上で、新たにサービス契約を申し込むものとしす。なお、加入者は、この場合のサービス契約解約および新たな申し込みについて、第3条(サービス契約の申し込み)の規定に基づき当社に通知するものとします。

### 第5条(加入者が行うサービス契約の解約)

加入者は、サービス契約を解約しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の解約通知を行うものとします。

### 第6条(当社が行うサービス契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス契約を解除することができるものとします。

(1)第8条(加入者の支払い義務)に規定する料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合

(2)申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

(3)本規約または約款の規定に違反した場合

2.当社は前項の規定により、サービス契約を解除しようとするときは、約款に規定するとおり、事前に通知します。

### 第7条(I Dおよびパスワードの管理)

当社は、契約の成立に伴い、加入者にI Dを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2.加入者は、I Dおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。

3.加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該I Dによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとしす。

4.サービス契約が解約または解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はI Dとパスワードを利用する権利を失うものとしす。

### 第8条(加入者の支払い義務)

加入者は、約款の規定により、株式会社 東急パワーサプライより当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとしす。

2.加入者は、加入者と株式会社 東急パワーサプライ以外の第三者との契約に基づく債権であって、当該債権が当社に譲渡されることを加入者が承諾しているものについて、当社に支払う義務を負うものとしす。

3.加入者は、その他サービスの契約がある場合、第1項の料金等には、その他サービスの料金等も含めた全部を当社に支払うものとしす。

4.加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による)の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとしす。

5.前四項の支払い義務は、サービス契約が解約または解除された後も有効に存続するものとしす。

### 第9条(料金等の支払期限等)

当社は、第8条(加入者の支払い義務)の規定により加入者が支払う義務を負う料金等について、支払期限を定めて加入者に請求します。

2.前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとしす。

3.加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとしす。

4.加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとしす。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとしす。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとしす。

5.加入者は、請求書の発行を希望する場合は別表に定める請求書類発行手数料を支払うものとしす。

### 第10条(個人情報)

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとしす。

2.加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとしす。

### 第11条(損害賠償の特約および免責事項)

約款または本規約の規定に基づき、電気またはガスの供給を停止もしくは中止し、電気の使用を制限もしくは中止し、またはサービス契約を解除したことにより、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとしす。

2.加入者が、電気またはガスの使用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとしす。

3.加入者が、電気またはガスの使用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとしす。

### 第12条(国内法への準拠)

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第13条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとしす。

### 付則

(1)本規約は、「電気需給(低圧)規約」を改称し、変更を行ったものです。

(2)本規約は、2024年4月1日より施行します。

## 別表(本表に記載する金額は全て税込みです。)

### 1.請求書類発行手数料

請求書	330円/通
-----	--------

## ●クレジットカード支払いに関する特約

1.加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとしす。

2.加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとしす。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとしす。

3.加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとしす。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとしす。

4.当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとしす。

## ●「しながわ 電気ぐっと割」に関する特約

1.(適用条件)
加入者が、次に定める対象のサービス品目(以下「対象サービス品目」といいます。 )の利用契約とあわせて、株式会社 東急パワーサプライが定める電気需給約款(低圧)に基づく電気需給契約(以下「東急でんき」といいます。 )を利用する場合、本特約を適用するものとします。

(1)対象サービスは、次の通りとします。

①ケーブルテレビジョンサービスまたはしながわ光 テレビジョンサービス(以下「テレビサービス」といいます。 )のうち次の対象サービス品目

	対象サービス	対象サービス品目
テレビサービス	ケーブルテレビジョンサービス	マックス、ビッグ、アルファエース
	しながわ光 テレビジョンサービス	スタンダード、アルファエース、専用TVコース(まいにち充実プラン)

※各2年コース、3年コースも対象です。

②ケーブルインターネットサービスまたはしながわ光 インターネットサービス(以下あわせて「インターネットサービス」といいます。 )のうち次の対象サービス品目

	対象サービス	対象サービス品目
インターネットサービス	ケーブルインターネットサービス	かっとびメガ300、かっとびワイド
	しながわ光 インターネットサービス	ホームタイプ 10ギガコース、ホームタイプ 2ギガコース、ホームタイプ 1ギガコース <p>ホームタイプ 300メガコース、ホームタイプ 30メガコース</p> <p>マンショントタイプ 1ギガコース、マンショントタイプ 300メガコース、マンショントタイプ 30メガコース、しながわ光(N)ホームタイプ、しながわ光(N)マンションVDS Lタイプ、しながわ光(N)マンションLANタイプ</p>

※各2年コースも対象です。

③ケーブルテレビしながわHOME(以下「スマートサービス」といいます。 )

対象サービス	対象サービス品目
スマートサービス	ケーブルテレビしながわHOME

④KDDI株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス契約約款に基づくケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」といいます。 )

(2)(1)①から③までの対象サービスまたは以下の対象サービス品目とあわせて、(1)④の電話サービスの利用契約を申し込む場合、本特約を適用するものとしす。

対象サービス	対象サービス品目
ケーブルテレビジョンサービス	ミニ、施設利用サービス
しながわ光 テレビジョンサービス	ミニ、施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス	かっとびプラス、かっとびジャスト
しながわ光 インターネットサービス	マンショントタイプ 8メガコース <p>マンショントタイプ 1メガコース</p>

(3)本特約は、ケーブルテレビ品川サービス契約約款に基づくケーブルテレビ品川サービス料金表、インターネット接続サービス契約約款、アパートメント利用条項およびアパートメント(ケーブルテレビしながわHOME)利用条項(以下「料金表等」といいます。 )に定めのない割引等とあわせて適用することはできないものとしす。

2.(適用開始日)

(1)適用開始日は、対象サービスの利用開始日または東急でんきの供給開始日のいずれかのもっとも遅くに到来する日が属する月の翌月初日とします。

(2)前項の適用開始日以降に、他の対象サービスの利用を開始した場合は、当該対象サービスの適用開始日は、当該対象サービスの利用開始日が属する月の翌月初日とします。

3.(割引内容)

(1)対象サービスにかかる割引内容については、次の通りとします。

①東急でんきとあわせて1.(適用条件)(1)①に定める対象サービス品目を利用する場合、料金表等に定

める対象サービス品目の月額利用料から110円を割り引くものとします。ただし、複数の対象サービスの利用契約がある場合、1加入者につき1台目に対してのみ適用するものとします。

②東急でんきとあわせて1.(適用条件)(1)②に定める対象サービス品目を利用している場合、料金表等に定める対象サービス品目の月額利用料から110円を割り引くものとします。ただし、複数の対象サービスの利用契約がある場合、1加入者につき、月額利用料110円以上の1台分のみ適用するものとします。

③東急でんきとあわせて1.(適用条件)(1)③に定める対象サービス品目を利用している場合、料金表等に定める対象サービス品目の月額利用料(機器レンタル料は含みません。 )から110円を割り引くものとします。ただし、複数の対象サービスの利用契約がある場合、1加入者につき、月額利用料110円以上の1台分のみ適用するものとしす。

(2)東急でんきとあわせて、ケーブルプラス電話を利用している場合、料金表等に定める月額利用料のうち、1.(適用条件)(1)①から③までの対象サービスまたは(2)の対象サービス品目の月額利用料から55円を割り引くものとしす。なお、1.(適用条件)(1)①から③までの対象サービス品目または(2)の対象サービス品目のうち、複数の対象サービス品目の利用契約がある場合は、いずれか1つ当社が指定する対象サービス品目の月額利用料から55円を割り引くものとしす。

(3)1.(適用条件)(1)②で定める対象サービス品目のうち、ホームタイプ 10ギガコースまたはホームタイプ 2ギガコースの利用契約とあわせて、別に定めるしながわ光 お得パック・お得パック利用規約の「しながわ光 お得パック」の次の商品の利用契約を申し込む場合、当該規約に定める「しながわ光 お得パック」の月額利用料から550円割引くものとします。

商品名
しながわ光 お得パック トリプルプラン
しながわ光 お得パック ダブルプラン

(4)1.(適用条件)(1)②で定める対象サービス品目のうち、ホームタイプ 10ギガコースまたはホームタイプ 2ギガコースの利用契約とあわせて、別に定める定期契約商品契約約款の「定期契約商品」を申し込む場合、当該約款に定める「定期契約商品」の月額利用料から550円割引くものとします。

(5)(1)および(4)において、月額利用料が0円の場合は、本特約の適用の対象外とします。

4.(解除)
本特約の2.(適用期間)の定めにかかわらず、加入者が本特約の1.(適用条件)の条件を満たさなくなった場合、当社は本特約を解除し、割引を終了するものとしす。



品川駅前（品川駅南口）に所在するケーブルテレビ品川ビル。品川ビル11階が品川ケーブルテレビ品川のビルディングである。

なお、本サービスの加入申込書に記載する利用場所は、基本サービス、アパートメント、しながわ光 アパートメントまたはアパートメント(ケーブルテレビしながわHOME)の申込書に記載された利用場所と同一でなければなりません。

- 全ての基本サービスの利用を一時停止している加入者、および業務用契約を締結している加入者は、本サービスを申し込むことができないものとします。

- 第7条 (利用契約の単位と期間)**
- 利用契約の締結は1世帯(事業所、店舗等も同様とします)毎に行います。
  - 本サービスの最低契約期間は、利用契約が成立した日が属する月から6ヵ月間が経過することとなる月の末日までとします。

- 第8条 (利用契約の申し込み)**
- 申込者は、本規約を承諾の上、当社所定の方法で次の事項を明示して申し込むものとします。
    - 申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
    - その他必要事項
  - 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。
  - 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。

- 第9条 (利用契約の成立)**
- 利用契約は、当社が申込者の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、基本サービスへの加入にかかる設置工事が発生する場合は、基本サービスを利用するための機器が設置された時に成立するものとします。

- 第10条 (申し込みの承諾)**
- 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。
    - 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
    - 申し込み内容に虚偽の記載がある場合
    - 基本サービスまたは本サービスの提供が善く困難である場合
    - 申し込みを行った月から過去6ヵ月間、同一世帯で本サービスを解約したことがある場合
    - その他、利用契約の締結が不適当である場合

- 前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は申込者に対し当社定める方法によりその旨を通知します。

- 第11条 (加入申込書記載事項の変更)**
- 本加入者は、基本サービスにおいて加入申込書に記載した契約名義、住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座などを変更し、当社がそれを承諾した場合、本サービスの契約事項も同様に変更されるものとします。

- 第12条 (権利譲渡等の禁止)**
- 本加入者は、当社が承諾する名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れたまたは貸与することはできません。

ケーブルテレビ品川ビル11階のケーブルテレビ品川ビルディング

ケーブルテレビ品川ビル11階のケーブルテレビ品川ビルディング

- 第3節 本サービス提供の停止等**
- 第13条 (本サービス提供の一時停止)**
- 全ての基本サービスが一時停止になった場合のみ、本サービスは一時停止となるものとします。
  - 一部の基本サービスが一時停止になった場合、当該基本サービスについては、本サービスの提供を受けることができないものとします。
  - 一時停止になっている基本サービスの提供が再開された場合、本サービスの提供も再開されます。
  - 本サービスの一時停止の期間中に訪問サポートを行った場合、料金表に定める本サービス未加入者の料金での支払いを要します。
  - 当社は、第29条(本加入者の支払い義務)の規定にかかわらず、一時停止をしている本加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
  - 第1項および第3項の一時停止の期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。

- 第14条 (当社が行う本サービス提供の停止)**
- 当社は、本加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
    - 第29条(本加入者の支払い義務)に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合
    - 第6条(利用申し込みができる対象)に定める条件を満たさない場合
    - 申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
    - その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
  - 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社所定の方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 第15条 (当社が行う本サービス提供の休止)**
- 当社は、本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの提供を休止することがあります。
  - 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に本加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

ケーブルテレビ品川ビル11階のケーブルテレビ品川ビルディング

- 第4節 利用契約の解約および解除**
- 第16条 (本加入者が行う利用契約の解約)**
- 本加入者は利用契約を解約することができます。この場合、本加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。ただし、最低契約期間内に解約する場合、本加入者は、料金表に定める解約料金を支払うものとします。
  - 当社が前項による申し出を承諾した場合は、本加入者が申し出た解約希望日を、当該利用契約の解約日として取り扱います。また、当該解約希望日を本サービスの利用終了日と定めます。
  - 本加入者が全ての基本サービスを解約する場合、本サービスも解約するものとします。
  - 本サービスの利用終了日の属する月から6ヵ月間は、同一世帯で再び本サービスを申し込むことはできません。

- 第17条 (当社が行う利用契約の解除)**
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条(利用契約の単位と期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
    - 第14条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された本加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
    - 電力・電話の無電柱化等、当社、本加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
    - 本加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
    - 第6条(利用申し込みができる対象)に定める条件を満たさない場合
  - 当社は、本加入者が第14条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
  - 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により本加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  - 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

## ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約

### 第1節 総則

**第1条 (規約の適用)**

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)、ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、ケーブルテレビ品川とことんサポート(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

- 第2条 (規約の変更)**
- 当社は、本規約を変更することがあります。料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
  - 当社は、本規約の変更を適切と判断する方法で可能な限り事前に本サービスを利用している個人または法人に告知するものとします。

**第3条 (用語の定義)**

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	当社との間で本規約に基づき締結される本サービス提供に関する契約
基本サービス	別記の1. に定める当社の提供するサービス品目
基本契約	基本サービスの利用契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	基本サービスを契約している個人または法人
本加入者	利用契約を締結し本サービスを利用している個人または法人
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
当社施設	放送センターから保安器までの施設、しながわ光 テレビジョンサービスおよびしながわ光 インターネットサービスについては、放送センターから放送ONUの出力端子または保安器の出力端子までの施設および当社が貸与した施設。
機器	当社が販売または貸与するセットトップボックス(専用チューナー)、ケーブルモデム等、ケーブルプラス電話用宅内機器、しながわ モバイル端末、スマート端末等、IPボックスおよびイッツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「イッツコム」といいます。))が販売または貸与するイッツコム モバイル端末
セットトップボックス(専用チューナー)	ケーブルテレビジョンサービス、放送サービスまたはしながわ光 テレビジョンサービスにおける、当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
ケーブルモデム等	ケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービスまたはしながわ光 インターネットサービスにおける、当社の電気通信回線設備のうち、同軸ケーブルまたは光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備
しながわ モバイル端末	しながわ データS I M Iにおける、使用されるアンテナ、無線送受信装置およびS I Mカードの総称
イッツコム モバイル端末	イッツコムが提供するケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M Iにおける、使用されるアンテナ、無線送受信装置およびS I Mカードの総称
スマート端末等	ケーブルテレビしながわHOMEにおける、当社の通信設備とデータ通信する設備および接続するデバイスの総称
IPボックス	しながわ テレビ・ブッシュにおける、インターネット回線を介しテレビに接続する専用受信端末
所有機器	加入者所有のテレビ、パソコン、電話機等
電話サポート	本加入者が受けられるサポート。専用の電話番号にて受付し、電話によるサポートを行う。
遠隔操作作業	本加入者のうち、ケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービス、かつびMAN S I ON LANインターネット利用サービスおよびしながわ光 インターネットサービスの加入者が受けられる作業。当社が別に定める「ケーブルテレビ品川」リモートサポートサービス利用規約)に基づきケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービス、かつびMAN S I ON LANインターネット利用サービスおよびしながわ光 インターネットサービスを通して遠隔から行う。
リモートサポート	当社が別に定める「ケーブルテレビ品川」リモートサポートサービス利用規約)に基づき遠隔操作作業を利用し、本サービスの月額利用料の範囲内で提供されるサポート。
リモートサポートプラス	当社が別に定める「ケーブルテレビ品川」リモートサポートサービス利用規約)に基づき遠隔操作作業を利用し、「マイクロソフトオフィス操作説明)を行う。本サービスの月額利用料とは別に有料で提供されるサポート。
訪問サポート	本加入者が優待価格で受けられるサポート。当社から本サービスに関するサポートのために訪問し、サポートを行う。
訪問サポートプラス	本加入者のみが受けられるサポート。当社からパソコン等のデータ移行や操作説明、トラブル解決に関するサポートのために訪問し、サポートを行う。
本作業	訪問サポートおよび訪問サポートプラスの際に実施する各作業等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきケーブルテレビ品川サービス料金表に定める対価等

- 第4条 (本サービスの内容)**
- 当社は、本サービスとして、次に定める通り、基本サービスにおける電話サポート、リモートサポート、リモートサポートプラス、訪問サポートおよび訪問サポートプラスを提供するものとします。電話サポートおよびリモートサポートについては、別記の3. に定めるものとし、リモートサポートプラス、訪問サポートおよび訪問サポートプラスについては、別に定めるケーブルテレビ品川サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めるものとします。
  - 本加入者は、別記の2. に定める基本契約に応じて、快適メッシュWi-Fiの提供を受けることができます。
  - 快適メッシュWi-Fiは、本加入者が「快適メッシュWi-Fi利用規約」に当社ホームページ上等で同意し、別途申し込むものとします。
  - 本加入者は、基本契約に応じて、別記の4. に定める電話サポート、リモートサポート、リモートサポートプラス、訪問サポートおよび訪問サポートプラスの提供を受けることができます。
  - 訪問サポートおよび訪問サポートプラスの提供は、当社ホームページ上に定めるサービスエリアに限ります。
  - リモートサポートおよびリモートサポートプラスの提供は、本加入者が「ケーブルテレビ品川」リモートサポートサービス利用規約)に同意し、遠隔操作作業ができる場合に限ります。

- 第5条 (提供区域)**
- 本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定める通りとします。

### 第2節 利用契約

**第6条 (利用申し込みができる対象)**

- 本サービスの利用申し込みができる対象は、加入者およびアパートメント利用条件、しながわ光 アパートメント利用条件、アパートメント(ケーブルテレビしながわHOME)利用条件または当社定める利用者とします。

- (適用期間)

本規約が適用となる期間は、本契約約款第11条(契約期間)で定める期間とするものとし、もっとも遅く到来する対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、期間が経過することとなる月の末日を満了日とするものとします。
- (月額利用料)

月額利用料は、料金表に定める定期契約商品のプラン月額利用料から1世帯につき220円割り引かれるものとします。
- 組み合わせ可能な基本サービスの対象となるサービス品目は、料金表に定める通りとします。
- (解除)

加入者が本規約の1. (適用条件)を満たさなくなった場合、もしくは本契約約款第7条(提供条件)を満たさなかった場合、当社は本規約を解除するものとします。

ケーブルテレビ品川ビル11階のケーブルテレビ品川ビルディング

商品名	契約期間	基本サービスの組み合わせ(*1)(*2)	貸与機器	
			C+STB(*3) Hit Pot BD-Hit Potのいずれか	モデム等
まいにち充実プラン ホームタイプ	3年	しながわ光テレビ しながわ光インターネット	●	●
まいにち充実プラン マンションタイプ	2年	しながわ光テレビ しながわ光インターネット	●	●

(\*1)以下、略称です。
・「しながわ光テレビ」は、「しながわ光 テレビジョンサービス」の略称です。
・「しながわ光インターネット」は、「しながわ光 インターネットサービス」の略称です。
(\*2)組み合わせ可能な基本サービスの対象となるサービス品目は、料金表に定める通りとします。
(\*3)C+STBは、「ケーブルプラスSTB-2」の略称です。

# サービス各種約款・規約

ケーブルテレビ品川ビル11階のケーブルテレビ品川ビルディング

- 第12条 (おまとめサービスの申し込みおよび利用開始)**
- おまとめサービスの申し込みには、基本サービスの利用契約が成立した時に付与されるIDが必要です。
  - 当社は、加入者に対し、おまとめサービスの月額利用料を、おまとめサービスの開始日が属する月の翌月に、当社サービスの利用料金と合わせて請求するものとします。
  - 加入者は、提供事業者の利用規約等の定めに関らず、前項の定める請求により、当社サービスの利用料金の支払いのために当社に登録をしている支払方法により、おまとめサービスの月額利用料を支払うものとします。

- 第13条 (料金等の支払方法)**
- 加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

- 第14条 (加入者が行う本商品利用の一時停止)**
- 加入者は、料金表に定めるサービス品目のうち、「しながわ光 テレビジョンサービス」のみ、共通約款の第15条(加入者が行う基本サービス利用の一時停止)の規定による一時停止を行うことができます。その期間中、本契約約款の月額利用料は適用されず、各基本サービス約款に定める月額利用料が適用されるものとします。
  - 「しながわ光 インターネットサービス」のみの一時停止および第5条(オプションサービス)に定めるオプションサービス種目においては、共通約款の規定による一時停止を行うことはできません。

- 第15条 (利用契約の更新)**
- 利用契約の期間が満了した場合、利用契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より利用契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。
  - 加入者が料金表に定める各プランまたはサービス品目等の変更を行う場合、変更後の各プランまたはサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が本商品の新たな契約開始日になるものとします。

- 第16条 (利用契約の解除)**
- 当社は、加入者の責めに帰すべき事由(共通約款に定める当社が行う利用契約の解除事由に準じます。)が認められる場合、利用契約を解除することができます。
  - 当社は、加入者が共通約款第16条(当社が行う基本サービス提供の停止)に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める基本サービスの提供の停止をすることなく利用契約を解除することができるものとします。
  - 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  - 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本商品の利用終了日と定めます。
  - 第5条(オプションサービス)に定めるオプションサービス種目においては、利用終了日の属する月の翌月の契約更新日前日で利用契約が解除されます。ただし、オプションサービス種目の利用料金が発生していない場合は、利用契約の解除当日に視聴できなくなります。
  - 利用契約の満了予定日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に利用契約の解除が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。

- 第17条 (利用契約の解約)**
- 加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
  - 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、利用契約の解約日として取り扱います。また、当該利用契約の解約日を本商品の利用終了日と定めます。なお、第5項の場合においては、別途定める日を当該利用契約の解約日として取り扱うものとします。
  - 第5条(オプションサービス)に定めるオプションサービス種目においては、解約を受け付けた翌日から起算し最遅で到来する契約更新日前日で利用契約が解約されます。ただし、オプションサービス種目の利用料金が発生していない場合は、利用契約の解約当日に視聴できなくなります。
  - 利用契約の満了予定日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に利用契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。
  - 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できるものとします。

- 第18条 (利用契約終了後の契約)**
- 利用契約の終了後、加入者が引き続き基本サービスの利用を継続する場合に支払う月額利用料は、各基本サービス約款に定める月額利用料が適用されるものとします。
  - 利用契約の終了後、加入者はいかなる理由においても、引き続きしながわ光 テレビジョンサービス契約約款に定める「専用TVコース(まいにち充実プラン)」および第5条(オプションサービス)に定めるオプションサービス種目の利用を継続することはできません。

### 第2節 雑則

- 第19条 (損害賠償の免責)**
- 当社が第14条(加入者が行う本商品利用の一時停止)、第16条(利用契約の解除)、第17条(利用契約の解約)の規定により、本商品の利用を解除、解約、一時停止、制限、停止、休止、廃止したことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 本商品により提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。利用者およびその他の第三者が、本商品にて提供される情報に基づいて行った活動によって利用者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 利用者が、本商品の利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 第16条(利用契約の解除)および第17条(利用契約の解約)の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

### 付則

本契約約款は、2025年1月1日より施行します。

### ●ケーブルプラス電話に関する特約

- (適用条件)

加入者が別に定めるケーブルプラス電話利用規約のサービスを利用している場合に本規約が適用となるものとします。
- (適用期間)

本規約が適用となる期間は、本契約約款第11条(契約期間)で定める期間とするものとし、もっとも遅く到来する対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、期間が経過することとなる月の末日を満了日とするものとします。
- (月額利用料)

月額利用料は、料金表に定める定期契約商品のプラン月額利用料から1世帯につき913円割り引かれるものとします。
- (解除)

加入者が本規約の1. (適用条件)を満たさなくなった場合、もしくは本契約約款第7条(提供条件)を満たさなかった場合、当社は本規約を解除するものとします。

### ●イッツコム S I M Iに関する特約

- (適用条件)

加入者は、イッツ・コミュニケーションズ株式会社ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M I契約約款により提供する音声プラン(3GB以上)のサービスを利用している場合に本規約が適用となるものとします。

ケーブルテレビ品川ビル11階のケーブルテレビ品川ビルディング

### 69

# サービス各種約款・規約

## 第5節 本作業

**第18条（本作業の提供条件）**

当社は、本加入者が次の各号のうち、第1号、第2号および第7号に定める条件を全て満たす場合にのみ本作業を提供します。なお、ケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービス、かつびMANSION LANインターネット利用サービス、しながわ光 インターネットサービス、しながわ データ S 1 Mおよびケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S 1 M加入者については、次の各号に定める条件を全て満たす場合に本作業を提供するものとします。

- 基本サービスが、本規約に基づく本サービス提供の実施より前または同時に提供を開始されていること
- 当社が本加入者を訪問した際に所有機器の設置場所まで案内し、本作業に立ち会うこと
- 本作業の実施の時点で、本作業を実施する場所に必要な所有機器が用意されており、本作業に必要なIDやパスワード等の設定情報およびクライアントソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること
- 所有機器および本作業に必要なソフトウェア等の操作説明書および設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること
- 当社の本作業の実施の時点で、その所有機器の正規のライセンスおよびシリアルナンバーを保有していること
- 本作業の実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアもしくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、所有機器へのインストールを承諾すること
- 本作業の実施の際に当社が要求する電力、照明、乾電池等の消耗品およびその他の便宜（通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること
- 基本契約の契約約款に定める禁止事項に抵触しないこと

- 本作業において所有機器に作業が発生する場合、本加入者は、当社所定の「サポート事前同意書」に署名をするものとします。

**第19条（本加入者の当社に対する協力）**

本加入者は、当社が本作業に必要な協力を求めたときは、当社に対して次の各号に定める協力を行うものとします。

- 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力
- 当社の求めに応じた本作業のために必要な情報（操作説明書を含みます。）の提供
- 所有機器に重要な情報がある場合における、本作業の実施前の本加入者の責任によるそれらの情報の複製の実施
- 所有機器に機密情報がある場合について、本作業の実施前の本加入者の責任によるそれらの情報の防護措置または消去の実施
- その他、本作業のために当社が必要と認める事項の実施

**第20条（本作業の除外事項）**

当社は、本加入者が次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断する場合には、本作業を行わないことがあります。

- 第18条（本作業の提供条件）各号のいずれかを満たさない場合
  - 本加入者が、前条（本加入者の当社に対する協力）各号のいずれかの協力を行わず、当社の本作業の実施が困難となる場合
  - 不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法行為または違法行為の補助となる作業や、当社が別に定める約款等で禁止している行為を当社に要求する場合
  - 本サービスを利用して営利目的の活動をする場合、またはしようとする場合
  - その他、本加入者の責により本作業の実施が困難となる場合
- 本加入者は、訪問サポートにおいて前項の規定により当社が本作業を行わない場合は、料金表に定める本サービス未加入者の出張にかかる料金の支払いを要します。
  - 本加入者は、訪問サポートプラスにおいて第1項の規定により当社が本作業を行わない場合は、料金表に定める4回目以降の出張費・技術提供費の支払いを要します。

**第21条（本作業の完了）**

本加入者は、本作業の終了後、当社作業員立ち会いのもと、速やかに本作業の内容について確認を行うものとします。なお本加入者は、当該確認に際し、当社作業員による本作業の提供上生じたと認められる損傷を発見した場合は、直ちに当社作業員に申告するものとします。

- 本加入者は、前項による確認終了後、当社所定の作業完了報告書に署名をするものとします。
- 本作業の完了日は、前項に定める作業完了報告書に署名した日とします。

**第22条（本作業完了後の対応）**

本作業の完了後、当社の責めによる本作業の内容の不備が明らかになった場合において、前条（本作業の完了）第3項に定める本作業の完了日から起算して6か月以内に申告されたものに対して、当社は、無償で対応するものとします。

**第23条（本作業の中止）**

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本作業に着手したか否かにかかわらず、本作業の提供を中止することができるものとします。

- 第18条（本作業の提供条件）各号に定める条件を満たしていない等、当社作業員が本作業に着手できない、または本作業を継続できないと認められる相当の理由がある場合（ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。）
- 本加入者宅または本加入者宅内において、物品に損傷を与える可能性が高い作業を行う必要が生じた場合

**第24条（訪問サポートプラスによる訪問の取り消し）**

- 本加入者は、訪問サポートプラスによる訪問が必要になったときは、実施予定日の前日18時までには当社にその旨を連絡するものとします。
- 前項に定める連絡がない場合、当社は訪問の有無にかかわらず訪問回数を1回として数えるものとします。
- 当社は、前項に定める回数とあわせて第28条（利用料金）第5項に定める回数を超えた場合、料金表で定める4回目以降の出張費・技術提供費を請求します。

## 第6節 リモートサポートプラス

**第25条（リモートサポートプラスの提供条件）**

当社は、本加入者が次の各号に定める条件を全て満たす場合にのみリモートサポートプラスを提供します。

- 基本サービスが、本規約に基づく本サービス提供の実施より前または同時に提供を開始されていること
  - 本加入者が本サービスの専用の電話番号へ電話でリモートサポートプラスの申し込みを行い、遠隔操作作業で使用するプログラムを当社ホームページから自己の所有するパソコンにダウンロードし実行すること
  - 本加入者のパソコン、オペレーティングシステムおよび設定・説明作業に必要なソフトウェア等が日本語により記述されていること
  - 本加入者のパソコン、オペレーティングシステムおよび設定・説明作業に必要なソフトウェア等の提供元メーカーがサポートを提供していること
  - 本加入者のパソコン、オペレーティングシステムおよび設定・説明作業に必要なソフトウェア等の正規のライセンスおよびシリアルナンバーを保有していること
  - 遠隔操作作業実施の際に当社が要求する電力、照明、乾電池等の消耗品およびその他の便宜（通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること
  - 基本契約の契約約款に定める禁止事項に抵触しないこと
- 本加入者は、リモートサポートプラスを利用する際に当社ホームページ上で本規約へ同意するものとします。
  - 利用料金については、料金表に定める利用金額と利用時間を基に当社が算出するものとします。なお、利用時間については、本加入者がリモートサポートプラスを実施するために遠隔操作作業を接続し、本加入者のパソコン画面に表示されている内容が閲覧できるようになった時間から、遠隔操作作業を終了し、パソコン画面に表示されている内容が見えなくなった時間までとします。
  - 当社は、遠隔操作作業と料金表に定める作業内容が一致するかについては、遠隔操作作業終了後当社が判断するものとします。

- 当社は、本加入者からの問い合わせの内容によっては、当該ソフトウェア、サービス等の提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者を本加入者に紹介することや、本加入者自身で直接問い合わせることを本加入者に依頼をする場合があります。

**第26条（リモートサポートプラスの除外事項）**

当社は、本加入者が次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断する場合には、リモートサポートプラスの提供を行わないことがあります。

- 前条（リモートサポートプラスの提供条件）第1項各号のいずれかを満たさない場合
- 不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法行為または違法行為の補助となる作業や、当社が別に定める約款等で禁止している行為を当社に要求する場合
- 特定の電話オペレーターを指名、忌避する場合
- プログラミング開発支援（マクロ、VBAなど）に関する問い合わせの場合
- 本サービスを利用して営利目的の活動やデータ作成などの作業代行をする場合、またはしようとする場合
- リモートサポートプラスの提供に関わる設備・システムについて、定期的あるいは臨時に点検、修復、改良等を行う場合
- 通信回線の著しい混雑や切断により、リモートサポートプラスの提供ができなくなった場合
- 火災、地震等の人為的災害により、リモートサポートプラスの提供ができなくなった場合
- 天災地変、その他の非常事態の発生により、リモートサポートプラスの提供ができなくなった場合
- 当社が別に定める「ケーブルテレビ品川 リモートサポートサービス利用規約」に違反する場合
- その他、本加入者の責により、リモートサポートプラスの実施が困難となる場合

**第27条（リモートサポートプラスの完了・金額の確認）**

本加入者は、リモートサポートプラスの利用終了後、当社所定の「リモートサポートプラス 利用料金支払いに関する同意書」をもって第25条（リモートサポートプラスの提供条件）第3項および第4項で定める利用料金および作業内容を確認後、当社からの請求に同意するものとし、当該同意書への署名をもってリモートサポートプラスの完了を了承するものとします。

- リモートサポートプラスの完了日は、前項に定める同意書を当社が発行した日とします。
- リモートサポートプラスの完了後、本加入者が同作業内容で再度お問い合わせをした場合でも、完了後の日数にかかわらず、新たに料金表で定める金額が発生するものとします。

## 第7節 料金等

**第28条（利用料金）**

本サービスの月額利用料は、料金表の安心安全サービスに定める通りとします。

- 電話サポートおよびリモートサポートの料金は、前項に定める料金に含まれるものとします。
- リモートサポートプラスの料金は、料金表の安心安全サービスに定める通りとします。
- 訪問サポート出張費・技術提供費は、料金表の安心安全サービスに定める通りとします。ただし、次の各号に定める場合については、本サービス未加入者と同等の料金を適用するものとします。
  - 1回の訪問時間が2時間を超える場合
  - 当該月の訪問回数が3回を超える場合
- 訪問サポートプラス出張費・技術提供費は、料金表の安心安全サービスに定める通りとします。ただし、次の各号に定める場合については、4回目以降と同等の料金を適用するものとします。
  - 1回の訪問時間が2時間を超える場合
  - 当該月の訪問回数が3回を超える場合

**第29条（本加入者の支払い義務）**

- 本加入者は、当該月に本サービスの提供を受けたか否かにかかわらず、前条（利用料金）に定める料金を当社に支払う義務を負うものとします。
- 本加入者は、当該月にリモートサポートプラスを受けた場合、料金表に定める通り、当該リモートサポートプラスにかかる料金を当社に支払う義務を負うものとします。
  - 本加入者は、当該月に訪問サポートまたは訪問サポートプラスを受けた場合、料金表に定める通り、当該訪問サポートまたは訪問サポートプラスにかかる料金を当社に支払う義務を負うものとします。
  - 本加入者は、料金表に定める料金等（消費税等相当額を含む）を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第1項で定める月額利用料の支払い義務は、利用契約の成立した日が属する月から発生するものとします。なお、月額利用料の日割りによる精算は行わないものとします。
  - 第2項で定める支払い義務は、第27条（リモートサポートプラスの完了・金額の確認）第2項に規定するリモートサポートプラスの完了日に発生するものとし、当社に支払う義務を負うものとします。
  - 第3項で定める訪問サポートおよび訪問サポートプラスの支払い義務は、第21条（本作業の完了）第3項に規定する本作業の完了日に発生するものとします。

**第30条（料金等の請求時期および支払期限等）**

- 当社は、料金等を、支払期限を定めて本加入者に請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期限までに、当社所定の方法により、当該料金等を支払うものとします。
  - 本加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。
  - 本加入者は、当社が本加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。
  - 本加入者は、請求書の発行を希望する場合は料金表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

**第31条（遅延損害金）**

本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年14.6％（年365日の日割り計算による）の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとなります。

## 第8節 雑則

**第32条（個人情報）**

当社は、本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

**第33条（無保証）**

当社は、本サービスの提供をもって、本加入者による基本サービスの利用を保証するものではありません。また、本サービスを完了できない場合においても、加入者は、本サービスにより発生した料金等を負担しなければならない場合があります。

**第34条（免責事項）**

当社は、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 第14条（当社が行う本サービス提供の停止）、第15条（当社が行う本サービス提供の休止）、第20条（本作業の除外事項）、第23条（本作業の中止）、第26条（リモートサポートプラスの除外事項）および次条（本サービスの廃止）の規定により生じた損害
- 所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
- 配線工事などにより土地建物に生じた損害
- 天災地変、その他当社の責に帰することができない事由により生じた損害

- 本サービスを完了できなかったことにより生じた損害
- 当社は、リモートサポートプラスにおいては、前項に加え次の各号に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 明示的にも黙示的にもリモートサポートプラスが本加入者の特定の目的に適合すること、本加入者の期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないこと、およびリモートサポートプラスで案内した内容が正確であることへの保証
- リモートサポートプラスに関連して生じた本加入者および第三者の損害
- 本加入者がリモートサポートプラスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等の損害

**第35条（本サービスの廃止）**

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

- 前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の3か月前までに当社所定の方法によりその旨を告知します。

**第36条（国内法への準拠）**

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第37条（定めなき事項）**

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および本加入者は利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

## 付則

本規約は、2025年1月1日より施行します。

## 別記

### 1. 基本サービス

基本サービス名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス(*) 放送サービス	マックス ビッグ アルファエース ミニ デジタルスーパーHD デジタルスーパー デジタルベースックHD デジタルミニ
しながわ テレビジョンサービス(*)	スタンダード アルファエース ミニ 専用TVコース（まいにち充実プラン）
ケーブルインターネットサービス(*) インターネット接続サービス	かつびメガ300 かつびフワ かつびプラス かつびジャスト エコノミー アタックプラス アタックエクプレス アタックプレミア
かつびMANSION LAN インターネット利用サービス	かつびMANSION LANインターネット利用サービス
しながわ インターネットサービス(*)	ホームタイプ 10ギガコース ホームタイプ 2ギガコース ホームタイプ 1ギガコース ホームタイプ 300メガコース ホームタイプ 30メガコース マンショントタイプ 1ギガコース マンショントタイプ 300メガコース マンショントタイプ 30メガコース マンショントタイプ 8メガコース マンショントタイプ 1メガコース
ケーブルプラス電話	ケーブルプラス電話
ケーブルテレビしながわHOME しながわ テレビ・プッシュ	ケーブルテレビしながわHOME しながわ テレビ・プッシュ
しながわ データ S 1 M	データ専用 S 1 M 端末（スマホタイプ） 端末（ルータータイプ）
ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S 1 M	音声プラン（0 GB以上）

(\*)各2年コース、3年コースも含みます。

### 2. 快適メッシュWi-Fi

基本サービス名	サービス品目等
ケーブルインターネットサービス(*)	かつびメガ300
しながわ インターネットサービス(*)	ホームタイプ 10ギガコース ホームタイプ 2ギガコース ホームタイプ 1ギガコース ホームタイプ 300メガコース マンショントタイプ 1ギガコース マンショントタイプ 300メガコース

(\*)各2年コースも含みます。

### 3. 電話サポートおよびリモートサポート

サービス項目	実施範囲	本サービス加入者			本サービス未加入者
		電話サポート	リモートサポート	電話サポートのみ	
パソコンと当社機器のインターネット接続設定・メール設定	・インターネットの接続設定 ・メールソフトの設定	○	○	○	

サービス項目	実施範囲	本サービス加入者			本サービス未加入者
		電話サポート	リモートサポート	電話サポートのみ	
ケーブルテレビしながわHOME 操作説明	・操作説明および設定変更	○	×	○	
当社提供サービスに関する操作説明・設定等	・メールサービス ・ホームページサービス ・セキュリティサービス（フィルター for ZAQおよびマカフィー for ZAQ）	○	○	○	
ソフトウェア操作説明・設定等	・OS標準以外のブラウザ ・Webメール ・市販のセキュリティ対策ソフト	○	○	×	
	・Taprica（専用アプリケーション） ・家電コントローラーアプリケーション（株式会社グラムが提供する専用アプリケーション）	○	×		○
周辺機器の接続設定	・端末APN設定（通信会社のアクセスポイントに接続する為の通信設定） ※当社 S 1 Mフリー対応端末、当社データ S 1 M利用時およびケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S 1 M利用時に限る	○	×	○	
	・市販の無線、有線LANルータのインターネット接続設定	○	×	×	
	・しながわ データ S 1 M以外のスマートフォン・タブレットの無線LAN接続設定	○	×	×	
	・しながわ データ S 1 Mおよびケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S 1 Mのスマートフォン <sup>(*)</sup> の無線LAN接続設定 *（1）Android OSの端末に限りです。 *（2）データ通信が可能な状態の場合に限りります。	○	○ <sup>(*)</sup>	○	
ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S 1 Mにおける操作説明	・ゲーム機のインターネット接続設定 ・当社提供のスマートフォンの接続設定 ・スマートコントローラー（家電コントローラーおよびスマートスピーカー）接続設定	○	×	○	
	・操作説明	○	○	×	

#### 4. 本加入者が受けられるサポート

基本サービス名	電話サポート	リモートサポート	リモートサポートプラス	訪問サポート	訪問サポートプラス
ケーブルテレビジョンサービス 放送サービス	●	－	－	●	－
しながわ光 テレビジョンサービス	●	－	－	●	－
ケーブルインターネットサービス インターネット接続サービス	●	●	●	●	●
かつびMANSION LANインターネット利用サービス	●	●	●	●	●
しながわ光 インターネットサービス	●	●	●	●	●
ケープルプラス電話	●	－	－	●	－
ケーブルテレビしながわHOME	●	－	－	●	－
しながわ テレビ・プッシュ	●	－	－	●	－
しながわ データ S 1 M	●	● <sup>(*)</sup>	－	●	●
ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S 1 M	●	● <sup>(*)</sup>	－	●	●

(\*)1 Android OSに限りです。

## ケーブルテレビ品川

# サービス各種約款・規約

## 快適メッシュWi-Fi利用規約

### 第1条 (規約の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。))は、「ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約」に定める本加入者に対し、「快適メッシュWi-Fi利用規約」(以下「本規約」といいます。))により「快適メッシュWi-Fi」(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

### 第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を本加入者の同意を得ることなく本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。  
2. 本規約を変更する場合は、当社ホームページでの掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
本加入者	利用契約を締結し本サービスを利用している個人または法人、「ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約」に定める本加入者と同一とする
利用者	本加入者が締結した利用契約に基づいて、本サービスを利用する者
メッシュWi-Fi機器	本サービスを利用するためのメッシュWi-Fi用機器
通信端末	本加入者の保有する、IEEE802.11 b/g/n/ac いずれかの規格に対応した電子機器(スマートフォン、タブレット等)
Linksys社アプリ	Linksys社が提供するメッシュWi-Fi機器の場合に利用できるLinksysアプリ

### 第4条 (本サービスの内容)

当社より本加入者に対し、メッシュWi-Fi機器を2台1セットで貸与します。また、3台目からは1台ごとに追加申し込みが可能です。  
2. 当社が提供するインターネットサービスと、当社より貸与するメッシュWi-Fi機器を接続し、通信端末と相互接続することで利用できます。  
3. Linksys社製のメッシュWi-Fi機器では、Linksys社が定める規約に同意することでLinksys社アプリを利用できます。また、その他第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款がある場合は、契約者は、当該その他の約款等に同意し、それらに従うものとします。

### 第5条 (提供条件)

当社は、本加入者が、次表に定める基本サービスを契約している場合に限り、本サービスを提供するものとします。なお、サービス品目には各2年コースも含まれます。

サービス名	サービス品目
しながわ インターネットサービス	ホームタイプ10ギガコース/2ギガコース/1ギガコース/300メガコース、マンションタイプ1ギガコース/300メガコース
ケーブルインターネットサービス	かつとびメガ300

2. 本サービスの利用にあたっては、本規約を承諾のうえ、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申し込むものとします。  
3. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。  
4. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被佐人または被補助人の場合は、それぞれ佐人または補助人の同意を必要とします。  
5. 基本サービスの契約住所と、本サービスを利用する住所は同一のものとします。

### 第6条 (本加入者の責務)

本加入者は、自己の負担・責任において、本サービスを利用するために必要な、パソコン、携帯端末、通信機器および通信回線その他の設備を保持し、設定および管理するものとします。

### 第7条 (本加入者が行う利用契約の解約)

本加入者は利用契約を解約することができます。この場合、本加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。  
2. 当社が前項による申し出を承諾した場合は、本加入者が申し出た解約希望日を、当該利用契約の解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

### 第8条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、本加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用契約を解除することがあります。  
(1) 本加入者が本規約に違反した場合  
(2) 当社が不適切と判断する利用行為がなされた場合  
(3) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合  
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により本加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第9条 (当社が行う本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。  
(1) 本サービスの提供に関わる設備・システムについて、定期的あるいは臨時に点検、修復、改良等を行う場合  
(2) 通信回線の著しい遅延や切断により、本サービスの提供ができなくなった場合  
(3) 火災、停電等の人為的災害により本サービスの提供ができなくなった場合  
(4) 天災地変、その他の非常事態の発生により、本サービスの提供ができなくなった場合  
(5) その他、当社が本サービスの提供が一時的に困難と判断した場合  
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に本加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第10条 (個人情報)

当社は本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。  
2. 当社はメッシュWi-Fi機器について、本条第3項に定める利用目的の達成に必要な範囲で、以下の情報を取得し取扱います。  
(1) IPアドレス  
(2) メッシュWi-Fi機器および利用状況に関するデータ  
(3) トラフィック情報および障害情報  
(4) 接続されている通信端末の情報  
3. 当社は、前項で取得した本加入者の個人情報を、以下の目的で利用することができるものとします。  
(1) 本サービスの運用、維持のため  
(2) 本サービスの障害対応のため  
(3) 本サービスの改善のため

### 第11条 (著作権等)

本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ、トレードネーム、ロゴその他一切の知的財産権は、当社または当社に対して使用許諾を行っている第三者に帰属します。

### 第12条 (免責事項)

当社が、第8条(当社が行う利用契約の解除)、第9条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供を解除、休止したことによって、本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 利用者は本サービスを自らの責任において利用するものとし、本サービスを提供するにあたり利用者へ生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。  
3. 当社は、本サービスの正確性、完全性、確実性、有用性等、また利用者による本サービス利用の効果、さらに、第三者の知的財産権の非侵害等については一切保証せず、責任を負わないものとします。

### 第13条 (禁止事項)

本加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。  
(1) 本サービスにより提供される情報について、その全部または一部を問わず、本サービスの目的以外に使用する行為  
(2) 本サービスを営利目的として利用する行為  
(3) 端末機器を設置時の状態から変更する行為  
(4) 本サービス等の内容調査、分析、解析、情報取得その他本サービスの本来の利用目的以外の目的に利用する行為  
(5) 本サービスとして提供するプログラム、ソフトウェア等の全部又は一部を複製、改変、編集し、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読もしくはソースコードの発見を試みる行為  
(6) 本サービスに組み込まれているセキュリティパスまたはセキュリティコードを破壊する行為  
(7) 本サービスのサーバその他社のコンピュータに不正にアクセスする行為  
(8) 本サービスのサーバに有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為  
(9) 本サービスのサーバまたは本サイトに過度な負荷をかける行為  
(10) 第三者のお客様IDもしくはログインパスワードを使用する行為  
(11) 当社(当社及び関係会社を含む。以下本条において同じ)、その他第三者の財産、信用、名誉、プライバシーを侵害する行為  
(12) 当社の著作権その他の知的財産権その他の権利を侵害する行為  
(13) 前二号に掲げるもののほか、他人の権利又は法的に保護される利益を侵害する行為  
(14) 法令又は公序良俗に違反する行為  
(15) 本規約、取扱説明書、操作マニュアル等に違反する行為  
(16) 本サービスの運営を妨げる行為  
(17) 第三者が前各号の行為を行うことを、教唆、補助する行為  
(18) その他、当社が不適当と判断する行為

### 第14条 (本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスは、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。  
2. 前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知するものとします。

### 第15条 (国内法への準拠)

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本サービスの利用により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第16条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および本加入者は利用規約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

### 付則

本規約は、2024年4月1日より施行します。

# 料金表

### 付則

(\*)1 新規申込の受付は終了しています。ただし、現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。  
※本表に記載する金額は全て税込です。

## 1. テレビジョンサービス

・NHKの受信料(衛星契約を含みます)は、下記月額利用料に含まれておりません。

### 1.1. ケーブルテレビジョンサービス

#### (1) 月額利用料

基本コース 1台目

サービス品目	月額利用料	基本コースと機器レンタル料をあわせて金額		
		STB	Hit Pot	BD-Hit Pot
マックス	—	—	9,086円/台	10,076円/台
ビッグ	4,466円/台	6,666円/台	6,666円/台	7,656円/台
アルファエース	3,806円/台	5,016円/台	6,006円/台	6,996円/台
ミニ	1,276円/台	2,486円/台	3,476円/台	4,466円/台

基本コース 2台目以降

サービス品目	月額利用料	基本コースと機器レンタル料をあわせて金額		
		STB	Hit Pot	BD-Hit Pot
マックス	—	—	4,345円/台	4,840円/台
ビッグ	1,650円/台	2,860円/台	3,850円/台	4,840円/台
アルファエース	1,650円/台	2,860円/台	3,850円/台	4,840円/台
ミニ	0円/台	1,210円/台	2,200円/台	3,190円/台

<注釈>

・サービス品目を2台以上利用する場合、月額利用料の最も高いサービスを1台目とします。ただし、マックスの契約がある場合はマックスを1台目とします。

#### 施設利用サービス

サービス品目	月額利用料
施設利用サービス	1,276円/台

### オプションサービス

オプションチャンネル(◎のオプションチャンネルは、該当するサービス品目の月額利用料に含まれます。)

オプションサービス種目	サービス品目				
	マックス	ビッグ	アルファエース	ミニ	施設利用サービス
J SPORTS 4 HD			1,430円/台		—
テレビ朝チャンネル1	◎		660円/台		—
東映チャンネル HD(*b)			1,650円/台		—
衛星劇場 HD(*b)			2,200円/台		—
TBSチャンネル1	◎	◎	660円/台		—
TBSチャンネル2	◎	◎	660円/台		—
TBSチャンネル1・2セット	◎	◎	1,100円/台		—
フジテレビワンツースネクスト	—		2,310円/台		—
フジテレビワンツースセット(*1)	◎		1,100円/台		—
フジテレビNEXT	1,760円/台		1,980円/台		—
グリーンチャンネルHD、グリーンチャンネル2HD			1,100円/台		—
KBS World	◎		770円/台		—
Mnet (*a)			2,200円/台		—
KNTV HD			3,300円/台		—
TAKARAZUKA SKY STAGE			2,750円/台		—
CNN U.S. HD(*b)			2,200円/台		—
WOWOWプラス(*b)	◎		770円/台		—
日テレプラス	◎	◎	990円/台		—
WOWOW			別途申し込み		—
スターチャンネル			1,980円/台		—

<注釈>

(\*a) 2015年3月末までにMnetをご契約済みの方は、2015年4月以降も月額利用料は1,650円/台です。

(\*b) 東急ロイヤルクラブへご入会の場合、CNN U.S. HD:1,760円/月、東映チャンネルHD:1,320円/月、WOWOWプラス:616円/月、ステージPlatinumの場合に限り衛星劇場HD:1,760円/月でご契約いただけます。詳しくは東急ロイヤルクラブのマイページをご確認ください。

#### 番組案内誌

オプションサービス種目	サービス品目				
	マックス	ビッグ	アルファエース	ミニ	施設利用サービス
番組案内誌(マックスでは、利用料金にあらかじめ1冊分の料金を含みます)	◎			220円/冊	

#### 機器レンタル料

専用機器	月額利用料
BD-Hit Pot	3,190円/台
Hit Pot	2,200円/台
STB	1,210円/台

<注釈>

・機器本体にはリモコンを含みます。



## (2) 機器購入費

その他周辺機器	
[STB]かんたんリモコン(※電池2本付)	2,200円/台
[STB]リモコン交換	4,180円/台
HDMIケーブル[2m]	1,650円/本

## (3) 機器損害金(課税対象外)

専用機器	
BD-Hit Pot	90,000円/台
Hit Pot	50,000円/台
STB	30,000円/台
B-CASカード	2,000円/枚
C-CASカード	2,500円/枚
[STB]リモコン	1,500円/台

<注釈>  
・機器本体にはリモコンを含みます。

## 1. 2. しながわ光 テレビジョンサービス

・専用TVコース(まいにち充実プラン)は、しながわ光 テレビジョンサービス内の他のサービス品目と同時に利用することはできません。

### (1) 月額利用料

#### 基本コース 1台目

サービス品目	月額利用料	基本コースと機器レンタル料をあわせた金額			
		STB(*1)	Hit Pot	BD-Hit Pot	ケーブルプラスSTB-2
スタンダード	4,466円/台	5,676円/台	6,666円/台	7,656円/台	—
アルファエース(*1)	3,806円/台	5,016円/台	6,006円/台	6,996円/台	—
ミニ(*a)	1,276円/台	2,486円/台	3,476円/台	4,466円/台	—
専用TVコース(まいにち充実プラン)	—	—	定期契約商品の月額利用料を含む	定期契約商品の月額利用料を含む	定期契約商品の月額利用料を含む

#### 基本コース 2台目以降

サービス品目	月額利用料	基本コースと機器レンタル料をあわせた金額			
		STB(*1)	Hit Pot	BD-Hit Pot	ケーブルプラスSTB-2
スタンダード	1,650円/台	2,860円/台	3,850円/台	4,840円/台	—
アルファエース(*1)	1,650円/台	2,860円/台	3,850円/台	4,840円/台	—
ミニ(*a)	0円/台	1,210円/台	2,200円/台	3,190円/台	—
専用TVコース(まいにち充実プラン) (*b)	—	—	3,850円/台	4,840円/台	3,850円/台

<注釈>  
・サービス品目を2台以上利用する場合、月額利用料の最も高いサービスを1台目とします。  
(\*a)集合共同引込の場合のみ、利用できます。  
(\*b)専用TVコース(まいにち充実プラン) 2台目以降を解約する場合、1台につき3,300円の解約事務手数料がかかります。

### 施設利用サービス

サービス品目	月額利用料
施設利用サービス	1,276円/台

### オプションサービス

オプションチャンネル(◎のオプションチャンネルは、該当するサービス品目の月額利用料に含まれます。)

オプションサービス種目	サービス品目			
	スタンダード	アルファエース(*1)	ミニ	専用TVコース(まいにち充実プラン)
J SPORTS 4 HD		1,430円/台		
テレ朝チャンネル1		660円/台		
東映チャンネル HD(*b)		1,650円/台		
衛星劇場 HD(*b)		2,200円/台		
TBSチャンネル1	○	660円/台		○
TBSチャンネル2	○	660円/台		○
TBSチャンネル1・2セット	○	1,100円/台		○
フジテレビワンツースペシャル		2,310円/台		—
フジテレビNEXT		1,980円/台		1,760円/台
グリーンチャンネルHD、グリーンチャンネル2HD		1,100円/台		
KBS World HD		770円/台		
Mnet HD		2,530円/台		
KNTV HD		3,300円/台		
TAKARAZUKA SKY STAGE(*a)		2,970円/台		
CNN U.S. HD(*b)		2,200円/台		
WOWOWプラス(*b)		770円/台		
日テレプラス	○	990円/台		
WOWOW		別途申し込み		
スターチャンネル		1,980円/台		

<注釈>  
・施設利用サービスでは利用できません。  
(\*a)HD画質での提供となります。  
(\*b)東急ロイヤルクラブへご入会の場合、CNN U.S. HD:1,760円/月、東映チャンネルHD:1,320円/月、WOWOWプラス:616円/月、ステージPlatinumの場合に限り衛星劇場HD:1,760円/月でご契約いただけます。詳しくは東急ロイヤルクラブのマイページをご確認ください。

### 番組案内誌

オプションサービス種目	サービス品目				
	スタンダード	アルファエース(*1)	ミニ	施設利用サービス	専用TVコース(まいにち充実プラン)
番組案内誌			220円/冊		

## 機器レンタル料

専用機器	月額利用料
BD-Hit Pot	3,190円/台
Hit Pot	2,200円/台
STB(*1)	1,210円/台

<注釈>  
・機器本体にはリモコンを含みます。

## (2) 契約事務手数料

新規契約時	3,300円/契約
-------	-----------

## (3) 機器購入費

その他周辺機器	
HDMIセレクター	3,850円/台
[STB]かんたんリモコン(※電池2本付) (*b)	2,200円/台
[STB]リモコン交換	4,180円/台
HDMIケーブル[2m]	1,650円/本
USB接続型HDD(*a)	12,980円/台

<注釈>  
(\*a)ケーブルプラスSTB-2を利用する場合のみ購入が可能です。  
(\*b)ケーブルプラスSTB-2では利用できません。

## (4) 機器損害金(課税対象外)

専用機器	
BD-Hit Pot	90,000円/台
Hit Pot	50,000円/台
STB	30,000円/台
ケーブルプラスSTB-2	60,000円/台
放送ONU	9,600円/台
[STB]リモコン	1,500円/台

<注釈>  
・機器本体にはリモコンを含みます。

## 2. ケーブルテレビ品川 みるプラス

### 月額利用料

サービス品目	月額利用料
見放題パックプライム(専用TVコース(まいにち充実プラン)では、月額利用料にあらわしません。)	1,026円

## 3. インターネットサービス

### 3.1. ケーブルインターネットサービス

※かっとびメガ300は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

#### (1) 月額利用料

##### 基本コース 1台目

サービス品目	サービス内容		月額利用料	基本コースと機器レンタル料をあわせた金額
	最大通信速度 (bps) 下り	標準機能		
かっとびメガ300	300M	メールアドレス5個 メールリクエスト2個	6,226円/台	6,996円/台
かっとびワイド	30M	どこでもメール	4,686円/台	5,456円/台
かっとびプラス	8M	ホームページURL 1個	3,146円/台	3,916円/台
かっとびジャスト	1M	ホームページ容量100M	1,496円/台	2,266円/台

##### 基本コース 2台目以降

サービス品目	サービス内容		月額利用料	基本コースと機器レンタル料をあわせた金額
	最大通信速度 (bps) 下り	標準機能		
かっとびメガ300	300M	メールアドレス5個 メールリクエスト2個	5,830円/台	6,600円/台
かっとびワイド	30M	どこでもメール	4,290円/台	5,060円/台
かっとびプラス	8M	ホームページURL 1個	2,750円/台	3,520円/台
かっとびジャスト	1M	ホームページ容量100M	1,100円/台	1,870円/台

オプションサービス(◎のオプションサービスは、該当するサービス品目の月額利用料に含まれます。)

オプションサービス	サービス品目			
	かっとびメガ300	かっとびワイド	かっとびプラス	かっとびジャスト
ホームWi-Fi	○	○	264円/台	264円/台
追加メールアドレス			330円/個	
追加メールリクエスト			330円/個	
メールウイルスチェック			無料	
迷惑メールチェック			無料	
詳細転送設定			220円/1メールアドレス	
メール受信通知			無料	
I Pアドレス種別選択			無料	
追加ホームページURL			330円/個	
追加ホームページ容量			330円/50MB	

# 料金表

## 機器レンタル料

専用機器	月額利用料
ケーブルモデム	770円/台
無線LAN内蔵ケーブルモデム	770円/台

## (2) 機器損害金 (課税対象外)

専用機器	月額利用料
ケーブルモデム	10,000円/台
無線LAN内蔵ケーブルモデム	12,000円/台

## 3. 2. かつとびサーバ利用型サービス

### (1) 月額利用料

#### 基本コース

サービス品目	サービス内容		月額利用料
	標準機能		
かつとびバリュー	メールアドレス5個 どこでもメール ホームページURL 1個 ホームページ容量100M メールリングリスト2個		550円/台

### オプションサービス

オプションサービス	月額利用料
追加メールアドレス	330円/個
追加メールリングリスト	330円/個
メールウイルスチェック	無料
迷惑メールチェック	無料
詳細転送設定	220円/1メールアドレス
メール受信通知	無料
追加ホームページURL	330円/個
追加ホームページ容量	330円/50MB

## 3. 3. しながわ光 インターネットサービス

### (1) 月額利用料

#### ●ホームタイプ

#### 基本コース

サービス品目	最大通信速度 (bps) 下り	サービス内容		月額利用料
		標準機能		
ホームタイプ 10メガコース	10G	メールアドレス5個 メールリングリスト2個 どこでもメール ホームページURL 1個 ホームページ容量100M ホームWi-Fi		9,196円/台
ホームタイプ 2メガコース	2G		8,646円/台	
ホームタイプ 1メガコース	1G		8,096円/台	
ホームタイプ 300メガコース	300M		7,546円/台	
ホームタイプ 30メガコース	30M		5,456円/台	

#### <注釈>

●ホームタイプのコースには、通信ONUのレンタル料が月額利用料に含まれています。

#### ●マンションタイプ

#### 基本コース 1台目

サービス品目	最大通信速度 (bps) 下り	サービス内容		月額利用料	基本コースと機器レンタル料を合わせた金額
		標準機能			
マンションタイプ 1メガコース	1G	メールアドレス5個 メールリングリスト2個		6,776円/台	7,546円/台
マンションタイプ 300メガコース	300M	どこでもメール ホームページURL 1個		6,226円/台	6,996円/台
マンションタイプ 30メガコース	30M	ホームページ容量100M ホームWi-Fi		4,686円/台	5,456円/台

## 基本コース 2台目以降

サービス品目	サービス内容		月額利用料	基本コースと機器レンタル料を合わせた金額
	最大通信速度 (bps) 下り	標準機能		
マンションタイプ 1メガコース	1G	メールアドレス5個 メールリングリスト2個	6,380円/台	7,150円/台
マンションタイプ 300メガコース	300M	どこでもメール ホームページURL 1個	5,830円/台	6,600円/台
マンションタイプ 30メガコース	30M	ホームページ容量100M ホームWi-Fi	4,290円/台	5,060円/台

## オプションサービス

オプションサービス	月額利用料
追加メールアドレス	330円/個
追加メールリングリスト	330円/個
メールウイルスチェック	無料
迷惑メールチェック	無料
詳細転送設定	220円/1メールアドレス
メール受信通知	無料
IPアドレス種別選択	無料
追加ホームページURL	330円/個
追加ホームページ容量	330円/50MB

## 機器レンタル料

専用機器	月額利用料
ケーブルモデム	770円/台
無線LAN内蔵ケーブルモデム	770円/台
通信ONU	*ホームタイプのコースの月額利用料に含まれます。

## (2) 契約事務手数料

新規契約時	3,300円/契約
-------	-----------

## (3) 機器損害金 (課税対象外)

専用機器	月額利用料
ケーブルモデム	10,000円/台
無線LAN内蔵ケーブルモデム	12,000円/台
通信ONU	20,000円/台

## 4. ケーブルプラス電話サービス

### (1) 月額利用料 (電話番号毎)

#### 基本料

サービス	月額利用料
ケーブルプラス電話	1,463円/回線

### ユニバーサルサービス料

区分	月額利用料
ユニバーサルサービス料	当社ホームページ上で定める「ユニバーサルサービス料」の額/回線

#### <注釈>

・「ユニバーサルサービス料」について定めた当社ホームページは、以下をご確認ください。  
https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the\_provisions/universalservice.pdf

### 電話リレーサービス料

区分	月額利用料
電話リレーサービス料	当社ホームページ上で定める「電話リレーサービス料」の額/回線

#### <注釈>

・「電話リレーサービス料」について定めた当社ホームページは、以下をご確認ください。  
https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the\_provisions/telephone\_relay\_service.pdf

## オプションサービス

サービス	月額利用料
割込通話	330円/回線
発信番号表示	440円/回線
番号通知リクエスト	220円/回線
割込番号表示	110円/回線
迷惑電話撃退(*)	770円/回線
迷惑電話自動ブロック	330円/回線
着信転送	550円/回線
通話明細発行(*a)	220円/回線
番号通知設定	無料
移転番号アナウンス	無料
プッシュ信号(プッシュ回線)	無料
国際不取扱	無料

#### <注釈>

・割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロックを同時にご利用の場合、「オプションお得パック」が適用され、月額利用料の合計額1,430円を、759円に割引します。  
(\*a) 通話明細はJCOMよりご契約者に送付させていただきます。

## (2) 通話料

種別	通話料	
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話向け通話、ホーム電話向け通話、JCOM PHONE プラス、JCOM PHONE ひかり、JCOM PHONE向け通話(*a)	無料	
国内加入電話向け通話	市内通話	8.8円/3分
	県外通話(*b)	16.5円/3分
国際通話(*c)	ダイヤル通話	海外先により異なる 例) アメリカ本土 9円(免税)/1分 中国 30円(免税)/1分 フィリピン 35円(免税)/1分
携帯電話向け通話	au/UQ mobile宛(*d)	17.05円/1分
	上記以外宛	17.6円/1分
IP電話向け通話		11円/3分
	時報(117)	8.8円/3分
特別番号への通話	天気予報(177)	(市内・県内市外) 8.8円/3分 (県外) 16.5円/3分
	番号案内(104)(*e)	220円/案内
	電報(115)	アルティウスリンク株式会社設定料金(*f)
	災害用伝言ダイヤル(171)	8.8円/1分
	行政1XYサービス(188-189)	NTTコミュニケーションズ設定料金
	ナビダイヤル(0570)	NTTコミュニケーションズ設定料金

#### <注釈>

(\*a) 「JCOM PHONE プラス」「JCOM PHONE ひかり」「JCOM PHONE」は、JCOM株式会社のグループ会社が提供する電話サービスです。

(\*b) 県内・県外の区分は、郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

(\*c) その他の国・地域、オペレーター通話の通話料についてはお問い合わせいただくか、JCOMのホームページ(https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/)でご確認ください。

(\*d) 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ(https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges)でご確認ください。

(\*e) 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時に登録いただきます。

(\*f) アルティウスリンク株式会社「でんぼっぽ」につながります。

## (3) 契約事務手数料

新規契約時	光ファイバーケーブル利用以外の場合	無料
	光ファイバーケーブル利用の場合	3,300円/契約
番号ポータビリティ		無料
番号変更(加入月の翌月末日までの番号変更は無料です)		1手続きあたり2,200円

## (4) 機器損害金 (課税対象外)

専用機器	料金
ケーブルプラス電話用宅内機器 (EMTA)	12,000円/台
ケーブルプラス電話用宅内機器 (ターミナルアダプター)	16,500円/台

## 5. スマートサービス

### 5. 1. ケーブルテレビしながわHOME

#### (1) 月額利用料

※ゲートウェイ1台毎に以下の基本コースの月額利用料が必要です。

#### 基本コース

A: 以下の対象サービス品目のいずれかを利用している場合		月額利用料
対象サービス品目		
インターネット	かつとびメガ300、かつとびワイド、かつとびプラス、かつとびジャスト、かつとびMANSION LANインターネット利用サービス	2,178円/台
	しながわ光 ホームタイプ 10メガコース、2メガコース、1メガコース、300メガコース、30メガコース しながわ光 マンションタイプ 1メガコース、300メガコース、30メガコース	
しながわ光(N)ホームタイプ、しながわ光(N)マンションVDS Lタイプ、しながわ光(N)マンションLANタイプ ※各2年コースも含まれます。 ※アパートメント利用条件およびしながわ光 アパートメント利用条件をもとにサービスを利用している場合も含まれます。		3,278円/台
B: 上記の対象サービス品目のいずれも利用していない場合		3,278円/台

#### <注釈>

・上記月額利用料には、「5. スマートサービス 5. 2. しながわ テレビ・ PUSH」の月額利用料1台分が含まれています。

・Aの加入者が上記対象サービス品目の全部を停止、解除または解約しケーブルテレビしながわHOMEのみを利用する際は、Bの加入者の月額利用料(3,278円)に変更となります。

## オプションサービス

サービス	月額利用料
駆けつけサービス(出動料金が別途発生します。)(*1)	1,100円/世帯

## 機器レンタル料(※下記レンタル料は、基本コースに含まれません。)

専用機器	料金
ゲートウェイ	330円/台
関連端末	
IPカメラ	550円/台
ドア・窓センサー	220円/台
モーションセンサー	220円/台
家電コントローラー(*1)	770円/台
スマートコントローラー(*a)	770円/セット
スマートロック(*1)(*b)	770円/台
美和ロック中継器(*c)	330円/台
スマートライト	110円/個

#### <注釈>

(\*a) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(\*b) 非接触型ICメディア(ユーザーカード)3枚が付属します。

(\*c) 対応する美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。

## (2) 契約事務手数料

新規契約時	3,300円/契約
-------	-----------

## (3) 出動料金

出動料金(*1)	5,500円/回
----------	----------

## (4) 機器購入費

専用機器	料金
ゲートウェイ	19,800円/台
関連端末	
スマートライト	3,960円/個
その他周辺機器	
非接触型ICメディア(ユーザーカード)	1,100円/枚
各種センサー用電池	660円/個
Zigbee中継器	5,500円/個

## (5) 機器損害金 (課税対象外)

専用機器	料金
ゲートウェイ	16,000円/台
関連端末	
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートスピーカー	12,000円/台
スマートロック	35,000円/台
美和ロック中継器	20,000円/台
スマートライト	2,600円/個
非接触型ICメディア(ユーザーカード)	1,000円/枚
非接触型ICメディア(管理者カード)	1,000円/枚
非接触型ICメディア(オーナーICカード)	2,200円/枚

# 料金表

## 5. 2. しながわ テレビ・プッシュ

### (1) 月額利用料

1台目	
A:以下の対象サービス品目のいずれかを利用している場合	
対象サービス品目	月額利用料
テレビ	マックス、ビッグ、アルファエース、ミニ、施設利用サービス しながわ光 スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス、専用TVコース(まいにち充実プラン) デジタルスーパーHD、デジタルスーパー、デジタルベーシックHD、デジタルミニ、戸建施設利用サービス
インターネット	かつとびメガ300、かつとびワイド、かつとびプラス、かつとびジャスト、かつとびMANSION LANインターネット利用サービス、かつとびパリュール しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース、2ギガコース、1ギガコース、300メガコース、30メガコース しながわ光 マンションタイプ 1ギガコース、300メガコース、30メガコース
電話	ケーブルプラス電話
モバイルサービス	データ専用SIM、端末(スマホタイプ)、端末(ルータータイプ)
エナジーサービス	東急でんき&ガス できん、東急でんき&ガス ガス
※各2年コース、3年コースも含まれます。 ※アパートメント利用条項およびしながわ光 アpartment利用条項をもとにサービスを利用している場合も含まれます。	
B:以下の特定サービス品目を利用している場合	
特定サービス品目	月額利用料
スマートサービス	ケーブルテレビしながわHOME ※アパートメント(ケーブルテレビしながわHOME)利用条項をもとにサービスを利用している場合も含まれます。(シェア型プランでの月額利用料の発生しないサービス利用は除く)
C:上記対象サービス品目または特定サービス品目をいずれも利用していない場合	
	880円/台

### 2台目以降

A:以下の対象サービス品目のいずれかを利用している場合	
対象サービス品目	月額利用料
テレビ	マックス、ビッグ、アルファエース、ミニ、施設利用サービス しながわ光 スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス、専用TVコース(まいにち充実プラン) デジタルスーパーHD、デジタルスーパー、デジタルベーシックHD、デジタルミニ、戸建施設利用サービス
インターネット	かつとびメガ300、かつとびワイド、かつとびプラス、かつとびジャスト、かつとびMANSION LANインターネット利用サービス、かつとびパリュール しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース、2ギガコース、1ギガコース、300メガコース、30メガコース しながわ光 マンションタイプ 1ギガコース、300メガコース、30メガコース しながわ光(N)マンションVDSLタイプ、しながわ光(N)マンションLANタイプ、しながわ光(N)ホームタイプ アタックプレミア、アタックエクスプレス、アタックプラス、エコノミー
電話	ケーブルプラス電話
モバイルサービス	データ専用SIM、端末(スマホタイプ)、端末(ルータータイプ)
エナジーサービス	東急でんき&ガス できん、東急でんき&ガス ガス
※各2年コース、3年コースも含まれます。 ※アパートメント利用条項およびしながわ光 アpartment利用条項をもとにサービスを利用している場合も含まれます。	
B:以下の特定サービス品目を利用している場合	
特定サービス品目	月額利用料
スマートサービス	ケーブルテレビしながわHOME ※アパートメント(ケーブルテレビしながわHOME)利用条項をもとにサービスを利用している場合も含まれます。(シェア型プランでの月額利用料の発生しないサービス利用は除く)
C:上記対象サービス品目または特定サービス品目をいずれも利用していない場合	
	550円/台

＜注釈＞  
・対象サービス品目または特定サービス品目の利用有無が変更された場合、A、B、Cの月額利用料は契約状況に応じて自動的に変更されるものとします。

・Bの加入者は特定サービス品目1契約に対して、本サービス1契約の月額利用料を無料とします。ただし、無料対象は最大5契約までとします。

### (2) 機器購入費

専用機器	料金
I Pボックス等 (I Pボックス)、「HDMIケーブル等」および「設置工事費」を含みます)	16,500円/式
再購入	16,500円/式

### (3) 解約料金

2022年6月30日までにご契約の場合	
解約料金	4,290円/契約
2022年7月1日以降にご契約の場合	
解約料金	1ヵ月分の月額利用料相当額

## 6. モバイルサービス

### 6. 1. しながわ データSIM

#### (1) 月額利用料

A:当社サービスのいずれかを利用している場合				
サービス品目	最大通信速度 (bps) 下り (*a)	標準機能	通信容量	月額利用料
データ専用SIM (標準SIM)	150M	データ専用標準SIMカード1枚	8GB 6GB 3GB	2,948円/回線識別番号 2,178円/回線識別番号 1,078円/回線識別番号
データ専用SIM (microSIM)	150M	データ専用microSIMカード1枚	8GB 6GB 3GB	2,948円/回線識別番号 2,178円/回線識別番号 1,078円/回線識別番号
データ専用SIM (nanoSIM)	150M	データ専用nanoSIMカード1枚	8GB 6GB 3GB	2,948円/回線識別番号 2,178円/回線識別番号 1,078円/回線識別番号
サービス品目	サービス内容	月額利用料		
端末(スマホタイプ)	端末(スマホタイプ)1台	1,100円/台		
端末(モバイルルーター)	端末(モバイルルーター)1台	1,100円/台		

B:当社サービスのいずれも利用していない場合				
サービス品目	最大通信速度 (bps) 下り (*b)	標準機能	通信容量	月額利用料
データ専用SIM (標準SIM)	150M	データ専用標準SIMカード1枚	8GB 6GB 3GB	3,168円/回線識別番号 2,398円/回線識別番号 1,298円/回線識別番号
データ専用SIM (microSIM)	150M	データ専用microSIMカード1枚	8GB 6GB 3GB	3,168円/回線識別番号 2,398円/回線識別番号 1,298円/回線識別番号
データ専用SIM (nanoSIM)	150M	データ専用nanoSIMカード1枚	8GB 6GB 3GB	3,168円/回線識別番号 2,398円/回線識別番号 1,298円/回線識別番号
サービス品目	サービス内容	月額利用料		
端末(スマホタイプ)	端末(スマホタイプ)1台	1,430円/台		
端末(モバイルルーター)	端末(モバイルルーター)1台	1,430円/台		

＜注釈＞  
・利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で通信容量を比例換算した通信量が上限となります。また、月末に通信容量に満たなかった場合は、余剰分が翌月まで繰越となります。  
・当社サービスの利用有無が変更された場合、A、Bの月額利用料は契約状況に応じて自動的に変更されるものとします。  
・端末により上記に定める通信容量を一部提供しない場合があります。  
(\*a)本サービスは、上記の最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や加入者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から加入者回線の終端までの距離などにより、実際に利用する場合の通信速度が低下します。

### ユニバーサルサービス料

区分	月額利用料
ユニバーサルサービス料	当社ホームページ上で定める「ユニバーサルサービス料」の額/回線

＜注釈＞  
・データ専用SIMで回線識別番号が020から始まる場合は対象外です。  
・「ユニバーサルサービス料」について定めた当社ホームページは、以下をご確認ください。  
[https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the\\_provisions/universalservice.pdf](https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the_provisions/universalservice.pdf)

### 電話リレーサービス料

区分	月額利用料
電話リレーサービス料	当社ホームページ上で定める「電話リレーサービス料」の額/回線

＜注釈＞  
・「電話リレーサービス料」について定めた当社ホームページは、以下をご確認ください。  
[https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the\\_provisions/telephone\\_relay\\_service.pdf](https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the_provisions/telephone_relay_service.pdf)

### (2) 契約事務手数料

新規契約・追加・各種変更(サービス品目変更)・再発行時	3,733円/回線識別番号
-----------------------------	---------------

### (3) 端末解約料金

利用開始月					
34,320円/台					
1ヵ月目(*)	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目
32,890円/台	31,460円/台	30,030円/台	28,600円/台	27,170円/台	25,740円/台
7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
24,310円/台	22,880円/台	21,450円/台	20,020円/台	18,590円/台	17,160円/台
13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	17ヵ月目	18ヵ月目
15,730円/台	14,300円/台	12,870円/台	11,440円/台	10,010円/台	8,580円/台
19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
7,150円/台	5,720円/台	4,290円/台	2,860円/台	1,430円/台	無料

＜注釈＞  
(\*)利用開始月の翌月のことをいいます。

## 6. 2. しながわ モバイル端末延長保証サービス

### (1) 月額利用料

対象サービス品目	月額利用料
端末(スマホタイプ)、端末(モバイルルーター)	418円/台

### (2) 負担金

1回目	5,500円/台
2回目以降	11,000円/台

### (3) 違約金

違約金	本サービスの対象とする携帯端末の新品端末代金相当額
-----	---------------------------

## 7. 安心安全サービス

### (1) ケーブルテレビ品川とことんサポート月額利用料

基本サービス	対象サービス品目	月額利用料
テレビ	マックス、ビッグ、アルファエース、ミニ しながわ光 スタンダード、アルファエース、ミニ、専用TVコース(まいにち充実プラン) デジタルスーパーHD、デジタルスーパー、デジタルベーシックHD、デジタルミニ	550円/世帯
インターネット	かつとびメガ300、かつとびワイド、かつとびプラス、かつとびジャスト、かつとびMANSION LANインターネット利用サービス しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース、2ギガコース、1ギガコース、300メガコース、30メガコース しながわ光 マンションタイプ 1ギガコース、300メガコース、30メガコース しながわ光(N)マンションVDSLタイプ、しながわ光(N)マンションLANタイプ、しながわ光(N)ホームタイプ アタックプレミア、アタックエクスプレス、アタックプラス、エコノミー	
電話	ケーブルプラス電話	
スマートサービス	ケーブルテレビしながわHOME、しながわ テレビ・プッシュ	
モバイルサービス	データ専用SIM、端末(スマホタイプ)、端末(ルータータイプ)	
※各2年コース、3年コースも含まれます。 ※アパートメント利用条項、しながわ光 アpartment利用条項およびアパートメント(ケーブルテレビしながわHOME)利用条項をもとにサービスを利用している場合も含まれます。		

### (2) リモートサポートプラス費

作業内容	作業内容の詳細条件等	とことんサポート加入者	とことんサポート未加入者
1	マイクロソフトオフィス 操作説明	最初の60分0円/作業(以後60分毎880円を加算)	提供なし

### (3) 訪問サポート出張費・技術提供費

※(4)訪問サポート費の料金には、以下の「出張費」および「技術提供費」が含まれています。

項目	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月3訪問まで)	とことんサポート未加入者
出張費	0円	3,300円/回
技術提供費	0円	2,200円/回
(4)訪問サポート費以外の作業(応相談)	別途見積り	

### (4) 訪問サポート費

※ケーブルテレビ品川とことんサポート加入者は、次のいずれかに該当する場合は、未加入者料金が適用されます。  
(1)1回の訪問時間が2時間を超える場合  
(2)当該月の訪問回数が3回を超える場合

### テレビサービス

作業内容	作業内容の詳細条件等	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月3訪問まで)	とことんサポート未加入者
1	配線の接続(テレビや録画機器買い替え時のSTBとの再接続)	0円/台	5,500円/台
2	[STB⇔テレビ] DLNA(*a)対応STBとDLNA(*a)対応テレビの接続設定 ※加入者のテレビがDLNAガイドライン1.5以降、DTPCP-IP4対応である必要があります ※STBには一部対応できない機種があります	0円/台	5,500円/台
3	DLNA(*a)対応機器の接続設定(STB⇔テレビ/パソコン) ※加入者のパソコンがDLNAガイドライン1.5以降、DTPCP-IP(*b)対応である必要があります ※パソコン用DIXIM(*c)のソフトは加入者にて準備いただく必要があります ※STBには一部対応できない機種があります	0円/台	8,800円/台
4	サウンドシステムなどの接続設定 ※配線接続と設定のみ、サウンドシステム自体の設置作業は除きます	0円/台	5,500円/台
5	操作説明(加入者希望)	0円/作業	5,500円/作業
6	BS-PT関連調査(部材費別)	0円/作業	5,500円/作業
7	不具合の出たテレビの端子の交換	部材費のみ	一口端末/送付 6,600円/箇所 二口端末 9,350円/箇所 二口送り 9,680円/箇所
8	工事方法の変更(既存隠蔽配線⇔直接配線方式)	増幅器が必要な場合、増幅器料金が別途発生	1本目 11,000円/作業 2本目以降 5,500円/作業 集合物件 別途見積り
9	配線の接続(STBの移設・交換)	加入者希望によるSTBの機種交換に伴う配線の接続	0円/台

＜注釈＞  
(\*a)家庭内LAN(ホームネットワーク)を用いてAV機器やパソコン、情報家電を相互に接続し、連携して利用するための技術のこと。DLNAは、Digital Living Network Allianceの商標または登録商標です。  
(\*b)著作権が保護されたコンテンツを伝送するための技術規格のこと。著作権保護のかかった番組の場合は、DTPCP-IPに対応している必要があります。  
(\*c)株式会社デジオンが開発・販売している家庭内でデジタル放送録画コンテンツのデータを共有し、再生ができるソフトウェア。

### ケーブルテレビ品川みるプラス

作業内容	作業内容の詳細条件等	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月3訪問まで)	とことんサポート未加入者
1	操作説明	1台目 0円/台 2台目以降 0円/台	1台目 5,500円/台

### インターネットサービス

作業内容	作業内容の詳細条件等	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月3訪問まで)	とことんサポート未加入者
1	パソコン基本設定	以下項目2~4をセットにした料金	0円/台
2	パソコンと当社の無線LAN内蔵モデムの接続・設定	0円/台	4,400円/台
3	ブラウザ設定等	0円/台	4,400円/台
4	メールソフト設定	0円/台	4,400円/台
5	パソコンと当社の無線LAN内蔵モデムの接続・設定	0円/台	2,200円/台
6	市販の無線LANルータ接続・設定	0円/台	2,200円/台
7	市販の無線LANアダプター接続・設定	0円/台	2,200円/台

料金表

Table with columns: 作業内容, 作業内容の詳細条件等, 1台目, 2台目以降, 1台目. Rows include services like Wi-Fi router connection, virus removal, LAN setup, printer connection, and smart TV installation.

Table with columns: 作業内容, 作業内容の詳細条件等, 1台目, 2台目以降, 1台目. Rows include virus removal, LAN connection, other PC work, and smart TV services.

Table with columns: 作業内容, 作業内容の詳細条件等, 1台目, 2台目以降, 1台目. Rows include multi-functional printer setup, scanner connection, external HDD connection, and various PC maintenance tasks.

Table with columns: 作業内容, 作業内容の詳細条件等, 1台目, 2台目以降, 1台目. Rows include smart TV services, account management, and various PC services.

料金表

料金表

ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM

作業内容	作業内容の詳細条件等	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月3訪問まで)	
		1台目	2台目以降
1 端末APN設定	通信会社のアクセスポイントに接続するための通信設定	0円/台	3,300円/台
2 Google関連設定	Googleアカウント、Gmailの設定	0円/作業	3,300円/作業
3 操作説明	イッツコム端末(スマホタイプに限り)のアプリ等設定説明	0円/台	3,300円/30分
4 イッツコム指定のアプリケーションのインストール	イッツコム指定のアプリケーションをインストール(音声プランに限り)。 ・セキュリティアプリ ・Webフィルタリング ・イッツコム かんたんスマホアプリ ・緊急通報アプリ ・LINE	0円/台	5,500円/台
5 電話帳移行	電話帳を移行(音声プランに限り)	0円/台	5,500円/台
6 データ移行(メール/SMS/画像/動画等)	各種データを移行(音声プランに限り)ただし、Googleアカウントでの移行可能な範囲のみ	4,950円/台	4,950円/台
7 Nortonマルチデバイスセキュリティのインストール	Nortonマルチデバイスセキュリティのインストール(イッツコム提供ソフト)	0円/台	1,650円/台
8 イッツコム提供以外のアプリケーションのインストール	イッツコム提供以外のアプリケーションのインストール	1つにつき1,650円/台	1つにつき1,650円/台
9 イッツコム提供以外のアプリケーション(*)の設定とアカウント引継ぎ(Googleアカウントでの引継ぎ可能な範囲のみ)	イッツコム提供以外のアプリケーション(*)の設定とアカウント引継ぎ(Googleアカウントでの引継ぎ可能な範囲のみ)	1つにつき1,650円/台	1つにつき1,650円/台
10 他社メール持ち運び補助	携帯電話各社が提供しているメール持ち運び手続きの補助	0円/台	0円/台

<注釈>  
(\*)対象アプリ:LINE:ディズニー ツムツム、Pokémon GO、パズル&ドラゴンズ、ウマ娘 プリティーダービー

(5) 訪問サポートプラス出張費・技術提供費

※(6)訪問サポートプラス費の料金には、本表の「出張費」および「技術提供費」が含まれています。  
※訪問サポートプラスはとことんサポート加入者へのみ提供します。

項目	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月3訪問まで)	とことんサポート加入者 (1訪問2時間、月4訪問以降)
出張費	0円/回	3,300円/回
技術提供費	0円/回	2,200円/回

(6) 訪問サポートプラス費

※訪問サポートプラスはとことんサポート加入者へのみ提供します。

作業内容	作業内容の詳細条件等	料金
1 年賀状ソフト操作説明	年賀状ソフト(*)の操作説明	0円(*)
2 マイクソフトオフィス操作説明	マイクロソフトオフィス(Word・Excel・PowerPoint)について訪問での基本操作説明	2,970円/30分
3 訪問レッスン30分	各種サービス(パソコン、スマートフォン、タブレット、フリーソフト、SNSサービス、その他Webサービスの操作説明・各種レッスン(d)	3,190円/30分
4 訪問コーディネート30分	パソコンやスマートフォン、タブレットなどに関するお困りごとをコンサルティングし、適切な解決策を提案できるようにご相談にのります	3,190円/30分
5 データ移行(2GBまで)	端末(パソコン、スマートフォン、タブレット)のOSインストールドライブから外部媒体(USBメモリー、USB記憶媒体等)か、外部媒体から端末のOSインストールドライブへのデータバックアップやデータバックアップ戻し作業(*)	2,970円/台
6 データ移行(5GBまで)		4,950円/台
7 データ移行(15GBまで)		8,316円/台
8 【追加専用】データ移行(2GB)		2,970円/台
9 故障機器診断	パソコン本体・マウス・キーボードの故障診断と、修理窓口対応までのフォロー	2,970円/台
10 システムの復元作業	トラブルに対する、OS標準の復元機能を利用したシステムの復元作業	2,970円/台
11 HDDの整理	OS標準のディスクのクリーンアップ機能等を利用したOSインストールドライブの容量を圧縮し、容量を空ける作業	2,970円/台
12 OSリカバリ作業	パソコン・スマートフォンのリカバリ(初期化)作業(*)	8,316円/台
13 オプションメニュー 1000	ユーザーアカウントの追加や、インストール済みのソフトウェア設定時の追加メニュー 1,100円分	1,100円/台
14 オプションメニュー 2000	自動データバックアップ設定、ゲーム機開閉設置設定、オーディオ周辺機器設定等の追加メニュー 2,200円分	2,200円/台
15 オプションメニュー 3000	ネットワーク共有設定や、内蔵・外付け機器増設の設定等の追加メニュー 3,300円分	3,300円/台
16 オプションメニュー 5000	スピーカーシステム設定やネットワーク対応オーディオ設定等の追加メニュー 5,500円分	5,500円/台
17 オプションメニュー 6000	リカバリディスク作成等の追加メニュー 6,600円分	6,600円/台

<注釈>

(\*) 年賀状ソフトは、ソフト提供元メーカーがサポートを提供しているバージョンに限り、1訪問2時間、月3訪問まで。  
(b) 年賀状ソフトは、年賀状作成専用で作られたソフトを指し、マイクロソフトオフィスのWordをはじめとする文書作成ソフトや、マイクロソフトペイントをはじめとする画像作成ソフトなど汎用性のあるソフトは含まれません。  
(c) 1訪問2時間を、月4訪問以上依頼された場合には、1訪問2時間毎に5,500円発生します。  
(d) レッスン内容によっては承れない場合があります。  
(e) 端末が正常動作する場に限り。  
(f) 外部媒体はお客さまにご用意していただく必要があります。  
(g) 端末のOSインストールドライブから、端末のOSインストールドライブ外へのデータ移行も含まれます。  
(h) 15GB以降は、2GB毎のメニューを適用し、5GBや15GBのメニュー適用はいたしません。  
(i) 1アカウントのユーザー設定とプリインストールソフトの再導入を含みます。

(7) 解約料金

解約料金	3,300円/契約
------	-----------

(8) 快適メッシュWi-Fi

※快適メッシュWi-Fiはとことんサポート加入者へのみ提供します。

項目	基本サービス	対象サービス品目	料金
快適メッシュWi-Fi	インターネットサービス	かつびメガ300 しながわ光 ホームタイプ 10ギガコース、2ギガコース、1ギガコース、300メガコース しながわ光 マンションタイプ 1ギガコース、300メガコース	最初の2台 0円/月 (以後1台毎 330円/月)
※各2年コースを含みます。 ※アパートメント利用条件、しながわ光 アパートメント利用条件をもとにサービスを利用している場合も含まれます。			

(9) 機器発送費

快適メッシュWi-Fi	2,750円/2台1セット
-------------	---------------

<注釈>

・快適メッシュWi-Fiお申し込み時に、快適メッシュWi-Fi提供対象サービス品目をご利用の場合、または、ケーブルインターネットサービス、しながわ光 インターネットサービスのいずれかをご利用中で、快適メッシュWi-Fi提供対象サービス品目へのコース変更を行った場合、2台1セットに限り無料となります。

(10) 機器損害金(課税対象外)

快適メッシュWi-Fi	15,000円/台
-------------	-----------

8. お得なプラン

・下記の料金は、各サービス1台目の月額利用料に適用されます。  
・下記の料金は、各機器のレンタル料が含まれています。  
・ケーブルプラス電話を含む商品は、KDDI株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1(基本利用料)第2(料金額)に掲げる月額利用料(1,463円)が含まれます。  
・ケーブルテレビ品川ととことんサポートを含む商品は、ケーブルテレビ品川ととことんサポート利用規約で掲げる月額利用料(550円)が含まれます。  
・かつびメガ300は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。  
・8.2. お得バック、8.3. 特定集合物件居住者向けプランおよび8.4. しながわ光 期間割引特約に基づくサービスを2024年8月31日までにご契約のお客さまについては、2024年9月以降の更新月の翌月の月額利用料より、本料金表の料金が適用となります。

8.1. まとめて割引

・まとめて割引が適用される組み合わせは、原則下記の表に記載の通りですが、その他「まとめて割引」が適用される場合につきましては、それぞれの料金表に注釈を記載しております。  
・対象サービス品目のご契約を1世帯で複数に分けている場合、「まとめて割引」は適用されません。

(1) 月額利用料

サービス品目組み合わせ				月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		
マックス	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	17,039円
				16,049円
				—
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド		15,499円
				14,509円
				—
ビッグ	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス	ケーブルプラス電話	13,959円
				12,969円
				—
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300		14,839円
				13,849円
				12,859円
ミニ	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド	ケーブルプラス電話	13,299円
				12,309円
				—
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス		11,759円
				10,769円
				9,779円

サービス品目組み合わせ				月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		
アルファエース	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	14,399円
				13,409円
				12,419円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド		12,859円
				11,869円
				10,879円
BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス	11,319円		
		10,329円		
		9,339円		
ミニ	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	12,089円
				11,099円
				10,109円

ダブル割

サービス品目組み合わせ				月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		
マックス	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	16,126円
				15,136円
				—
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド		14,586円
				13,596円
				—
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス		13,046円
				12,056円
				—
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびジャスト		11,946円
				10,956円
				—
ビッグ	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	14,036円
				13,046円
				12,056円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド		12,496円
				11,506円
				10,516円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス		10,956円
				9,966円
				8,976円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびジャスト		9,526円
				8,536円
				7,546円
アルファエース	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	13,376円
				12,386円
				11,396円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド		11,836円
				10,846円
				9,856円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス		10,296円
				9,306円
				8,316円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびジャスト		8,866円
				7,876円
				6,886円
ミニ	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびメガ300	ケーブルプラス電話	10,846円
				9,856円
				8,866円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびワイド		9,526円
				8,536円
				7,546円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびプラス		7,986円
				6,996円
				6,006円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	かつびジャスト		6,336円
				5,346円
				4,356円
施設利用サービス	かつびメガ300 かつびワイド	かつびプラス	ケーブルプラス電話	7,876円
				6,336円
				4,796円
				3,146円

サービス品目組み合わせ				月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		
サービス品目組み合わせ				月額利用料
テレビサービス				月額利用料
マックス	BD-Hit Pot	ケーブルプラス電話		10,989円
	Hit Pot			9,999円
	STB			—
ビッグ	BD-Hit Pot	ケーブルプラス電話		8,899円
	Hit Pot			7,909円
	STB			6,919円
アルファエース	BD-Hit Pot	ケーブルプラス電話		8,239円
	Hit Pot			7,249円
	STB			6,259円
サービス品目組み合わせ				月額利用料
インターネットサービス		電話サービス		
かつびメガ300		ケーブルプラス電話	8,239円	
かつびワイド			6,699円	
かつびプラス			5,159円	

サービス品目組み合わせ				月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		
スタンダード	BD-Hit Pot Hit Pot STB	ホームタイプ 10ギガコース	ケーブルプラス電話	16,456円
				15,466円
				BD-Hit Pot Hit Pot STB
	15,906円			
	14,916円			
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	ホームタイプ 1ギガコース		13,926円
				15,356円
				14,366円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	ホームタイプ 300メガコース		14,806円
				13,816円
				12,826円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	ホームタイプ 30メガコース		14,806円
				13,816円
				12,826円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	マンションタイプ 1ギガコース		14,806円
				13,816円
				12,826円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	マンションタイプ 300メガコース		14,256円
				13,266円
				12,276円
	BD-Hit Pot Hit Pot STB	マンションタイプ 30メガコース		12,716円
				11,726円
				10,736円
	アルファエース(*)	BD-Hit Pot Hit Pot STB		ホームタイプ 10ギガコース
14,806円				
BD-Hit Pot Hit Pot STB			ホームタイプ 2ギガコース	
		14,256円		
		13,266円		
BD-Hit Pot Hit Pot STB		ホームタイプ 1ギガコース	14,696円	
			13,706円	
			12,716円	
BD-Hit Pot Hit Pot STB		ホームタイプ 300メガコース	14,146円	
			13,156円	
			12,166円	
BD-Hit Pot Hit Pot STB		ホームタイプ 30メガコース	14,806円	
			13,816円	
			12,826円	
BD-Hit Pot Hit Pot STB		マンションタイプ 1ギガコース	14,146円	
			13,156円	
			12,166円	
BD-Hit Pot Hit Pot STB		マンションタイプ 300メガコース	13,596円	
			12,606円	
			11,616円	
BD-Hit Pot Hit Pot STB		マンションタイプ 30メガコース	12,056円	
			11,066円	
			10,076円	

サービス品目組み合わせ			月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス		
ミニ	BD-Hit Pot	ホームタイプ 10ギガコース	13,266円
	Hit Pot		12,276円
	STB		11,286円
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 2ギガコース	12,716円
	Hit Pot		11,726円
	STB		10,736円
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 1ギガコース	12,166円
	Hit Pot		11,176円
	STB		10,186円
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 300メガコース	11,616円
	Hit Pot		10,626円
	STB		9,636円
BD-Hit Pot	ホームタイプ 30メガコース	9,526円	
Hit Pot		8,536円	
STB		7,546円	
BD-Hit Pot	マンションタイプ 1ギガコース	11,616円	
Hit Pot		10,626円	
STB		9,636円	
BD-Hit Pot	マンションタイプ 300メガコース	11,066円	
Hit Pot		10,076円	
STB		9,086円	
BD-Hit Pot	マンションタイプ 30メガコース	9,526円	
Hit Pot		8,536円	
STB		7,546円	
施設利用サービス		ホームタイプ 10ギガコース	10,076円
		ホームタイプ 2ギガコース	9,526円
		ホームタイプ 1ギガコース	8,976円
		ホームタイプ 300メガコース	8,426円
		ホームタイプ 30メガコース	6,336円

サービス品目組み合わせ			月額利用料
テレビサービス	インターネットサービス		
デジタルスーパーHD		かっとびメガ300	11,815円
		かっとびワイド	10,275円
		かっとびプラス	8,735円
デジタルスーパー		かっとびジャスト	7,085円
		かっとびメガ300	11,176円
		かっとびワイド	9,636円
デジタルベーシックHD		かっとびプラス	8,096円
		かっとびジャスト	6,446円
		かっとびメガ300	10,132円
デジタルミニ		かっとびワイド	8,592円
		かっとびプラス	7,052円
		かっとびジャスト	5,402円
戸建施設利用サービス		かっとびメガ300	8,042円
		かっとびワイド	6,502円
		かっとびプラス	4,962円
戸建施設利用サービス		かっとびジャスト	3,312円
		かっとびメガ300	7,766円
		かっとびワイド	6,226円
	かっとびプラス	4,686円	
	かっとびジャスト	3,036円	

<注釈>  
 ・放送サービス契約約款に定める「放送サービス」と「ケーブルインターネットサービス」を合わせて契約する場合に限り申し込むことができます。

## 8.2. お得パック

・イットコム S1Mの特約が適用となる場合は、お得パックの月額利用料から1世帯につき220円割引となります。

### (1) 月額利用料

#### 1. お得パック

##### トリプル割

お得パックスマート3年プラン				
サービス品目組み合わせ				
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス	ケーブルテレビ品川 HOME	月額利用料
ミニ	BD-Hit Pot	かっとびメガ300	ケーブルプラス電話	11,407円
	Hit Pot			10,417円
	STB	※サービス提供なし		—
ミニ	BD-Hit Pot	かっとびワイド	ケーブルプラス電話	10,087円
	Hit Pot			9,097円
	STB	※サービス提供なし		—

#### お得パックスマート3年プラン

お得パックスマート3年プラン				
サービス品目組み合わせ				
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		月額利用料
マックス	BD-Hit Pot	かっとびメガ300	ケーブルプラス電話	14,289円
	Hit Pot			13,299円
	STB	※サービス提供なし		—
ミニ	BD-Hit Pot	かっとびメガ300	ケーブルプラス電話	9,339円
	Hit Pot			—
	STB	※サービス提供なし		—
ミニ	BD-Hit Pot	かっとびワイド	ケーブルプラス電話	8,019円
	Hit Pot			—
	STB	※サービス提供なし		—

#### ダブル割

お得パック2年プラン・3年プラン				
サービス品目組み合わせ				
テレビサービス	インターネットサービス	2年プラン	3年プラン	
マックス	BD-Hit Pot	かっとびメガ300	14,366円	13,376円
	Hit Pot		13,376円	—
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	かっとびワイド	12,826円	11,836円
	Hit Pot		11,836円	—
	STB	※サービス提供なし		—
ビッグ	BD-Hit Pot	かっとびメガ300	12,276円	11,286円
	Hit Pot		11,286円	—
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	かっとびワイド	10,736円	9,746円
	Hit Pot		9,746円	—
	STB	※サービス提供なし		—
アルファエース	BD-Hit Pot	かっとびメガ300	11,616円	10,626円
	Hit Pot		10,626円	—
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	かっとびワイド	10,076円	9,086円
	Hit Pot		9,086円	—
	STB	※サービス提供なし		—

<注釈>  
 (\*a) 関連端末(各種センサー、IPカメラ、スマートコントローラー、スマートロック、スマートライト)の月額レンタル料の合計が770円以内で利用できる分が、お得パックの月額利用料に含まれます。なお、関連端末の月額レンタル料の合計が770円を超過する場合は、別途超過した分の料金が発生します。

## 2. しながわ光 お得パック

### トリプル割

しながわ光 お得パック トリプルプラン					
サービス品目組み合わせ					
テレビサービス	インターネットサービス	電話サービス		月額利用料	
スタンダード	BD-Hit Pot	ホームタイプ 10ギガコース	ケーブルプラス電話	13,486円	
	Hit Pot			12,496円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 2ギガコース	ケーブルプラス電話	12,936円	
	Hit Pot			11,946円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 1ギガコース	ケーブルプラス電話	12,386円	
	Hit Pot			11,396円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 300メガコース	ケーブルプラス電話	11,836円	
	Hit Pot			10,846円	
	STB	※サービス提供なし		—	
アルファエース (*1)	BD-Hit Pot	ホームタイプ 30メガコース	ケーブルプラス電話	10,296円	
	Hit Pot			9,306円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 10ギガコース	ケーブルプラス電話	12,826円	
	Hit Pot			11,836円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 2ギガコース	ケーブルプラス電話	12,276円	
	Hit Pot			11,286円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 1ギガコース	ケーブルプラス電話	11,726円	
	Hit Pot			10,736円	
	STB	※サービス提供なし		—	
施設利用サービス	BD-Hit Pot	ホームタイプ 300メガコース	ケーブルプラス電話	11,176円	
	Hit Pot			10,186円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 30メガコース	ケーブルプラス電話	9,636円	
	Hit Pot			8,646円	
	STB	※サービス提供なし		—	
	施設利用サービス		ホームタイプ 10ギガコース		8,206円
			ホームタイプ 2ギガコース		7,656円
			ホームタイプ 1ギガコース	ケーブルプラス電話	7,106円
			ホームタイプ 300メガコース		6,556円
			ホームタイプ 30メガコース		5,896円

#### ダブル割

しながわ光 お得パック ダブルプラン				
サービス品目組み合わせ				
テレビサービス	インターネットサービス			月額利用料
スタンダード	BD-Hit Pot	ホームタイプ 10ギガコース		12,936円
	Hit Pot			11,946円
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 2ギガコース		12,386円
	Hit Pot			11,396円
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 1ギガコース		11,836円
	Hit Pot			10,846円
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 300メガコース		11,286円
	Hit Pot			10,296円
	STB	※サービス提供なし		—
施設利用サービス		ホームタイプ 30メガコース		9,746円
		ホームタイプ 10ギガコース		8,756円
		ホームタイプ 30メガコース		—

しながわ光 お得パック ダブルプラン				
サービス品目組み合わせ				
テレビサービス	インターネットサービス		月額利用料	
アルファエース (*1)	BD-Hit Pot	ホームタイプ 10ギガコース	12,276円	
	Hit Pot		11,286円	
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 2ギガコース	11,726円	
	Hit Pot		10,736円	
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 1ギガコース	11,176円	
	Hit Pot		10,186円	
	STB	※サービス提供なし		—
	BD-Hit Pot	ホームタイプ 300メガコース	10,626円	
	Hit Pot		9,636円	
	STB	※サービス提供なし		—
施設利用サービス		ホームタイプ 10ギガコース	7,656円	
		ホームタイプ 2ギガコース	7,106円	
		ホームタイプ 1ギガコース	6,556円	
		ホームタイプ 300メガコース	6,006円	
		ホームタイプ 30メガコース	5,346円	

しながわ光 お得パック マンション2年プラン(*b)			
サービス品目組み合わせ			
インターネットサービス	電話サービス		月額利用料
マンションタイプ 1ギガコース			5,599円
マンションタイプ 300メガコース	ケーブルプラス電話		5,049円
マンションタイプ 30メガコース			4,499円

しながわ光 お得パック マンション・スマートプラン(*b)				
サービス品目組み合わせ				
インターネットサービス	電話サービス	ケーブルテレビ品川 HOME		月額利用料
マンションタイプ 300メガコース	ケーブルプラス電話	・ゲートウェイ1台 ・関連端末(関連端末月額レンタル料770円以内)(*a))		6,677円
マンションタイプ 30メガコース				6,127円
サービス品目組み合わせ				
インターネットサービス	ケーブルテレビ品川 HOME			月額利用料
マンションタイプ 300メガコース	・ゲートウェイ1台 ・関連端末(関連端末月額レンタル料770円以内)(*a))			6,204円
マンションタイプ 30メガコース				5,544円

<注釈>  
 ・マンションタイプのコースには、ケーブルモデムのレンタル料が月額利用料に含まれています。  
 (\*a) 関連端末(各種センサー、IPカメラ、スマートコントローラー、スマートロック、スマートライト)の月額レンタル料の合計が770円以内で利用できる分が、お得パックの月額利用料に含まれます。なお、関連端末の月額レンタル料の合計が770円を超過する場合は、別途超過した分の料金が発生します。  
 (\*b) 「しながわ光 テレビジョンサービス」の1台目をあわせて契約する場合、「まとめて割引」としてご契約1世帯あたり396円の割引が適用されます。ただし、ご契約を1世帯で複数に分けている場合、「まとめて割引」は適用されません。

## (2) 解約料金・解除料金

2022年6月30日までにご契約の場合	
解約料金・解除料金	10,450円/契約
2022年7月1日以降にご契約の場合(契約変更も含みます。)	
月額利用料が10,450円(税込)以上の解約料金・解除料金	10,450円/契約
月額利用料が10,450円(税込)未満の解約料金・解除料金	解約・契約変更時点の月額利用料相当額1ヵ月分/契約

## 8.3. 特定集合物件居住者向けプラン

### (1) 月額利用料

お得パック集合スマートプラン 通信+電話2年コース(*b)			
サービス品目組み合わせ			
インターネットサービス	電話サービス	ケーブルテレビ品川 HOME	月額利用料
かっとびメガ300	ケーブルプラス電話	・ゲートウェイ1台 ・関連端末(関連端末月額レンタル料770円以内)(*a))	6,675円
かっとびワイド			6,127円

お得パック集合スマートプラン 通信2年コース(*b)			
サービス品目組み合わせ			
インターネットサービス	ケーブルテレビ品川 HOME		月額利用料
かっとびメガ300	・ゲートウェイ1台 ・関連端末(関連端末月額レンタル料770円以内)(*a))		6,204円
かっとびワイド			5,544円

# 料金表

## お得パック集合プラン(\*b)

サービス品目組み合わせ		月額利用料
インターネットサービス	電話サービス	
かっとびメガ300	ケーブルプラス電話	5,047円
かっとびワイド		4,499円

## 集合2年コース(\*b)

・イッツコム S I Mの特約が適用となる場合は、下記の月額利用料から1世帯につき220円割り引きとなります。

サービス品目組み合わせ		月額利用料
インターネットサービス		
かっとびメガ300 2年コース		4,576円/台
かっとびワイド 2年コース		3,916円/台

## MANSION LAN 3年コース

(※下記月額利用料には機器レンタル料が含まれています。)

サービス品目組み合わせ		月額利用料
テレビサービス		
マックス 3年コース	BD-Hit Pot	8,360円/台
	Hit Pot	7,480円/台
	STB	—
ビッグ 3年コース	BD-Hit Pot	6,116円/台
	Hit Pot	5,236円/台
	STB	—
アルファエース 3年コース	BD-Hit Pot	5,456円/台
	Hit Pot	4,576円/台
	STB	—

<注釈>

(\*a)関連端末(各種センサー、IPカメラ、スマートコントローラー、スマートロック、スマートライト)の月額レンタル料の合計が770円以内で利用できるが、お得パックの月額利用料に含まれます。なお、関連端末の月額レンタル料の合計が770円を超える場合は、別途超過した分の料金が発生します。

(\*b)「ケーブルテレビジョンサービス」の1台目をあわせて契約する場合、「まとめて割引」としてご契約1世帯あたり396円の割引が適用されます。ただし、ご契約を1世帯で複数に分けている場合、「まとめて割引」は適用されません。

## (2)解約料金

2022年6月30日までにご契約の場合	
お得パック集合プラン、集合2年コース、MANSION LAN 3年コース	10,450円/契約
2022年7月1日以降にご契約の場合	
お得パック集合プラン、集合2年コース、MANSION LAN 3年コース	解約時点の月額利用料相当額1ヵ月分/契約

## 8.4. しながわ光 期間割引特約

・イッツコム S I Mの特約が適用となる場合は、下記の月額利用料から1世帯につき220円割り引きとなります。

### (1)月額利用料

#### しながわ光 インターネットサービス

●ホームタイプ2年コース		
サービス品目	月額利用料	ケーブルプラス電話を同時契約する場合の月額利用料※
ホームタイプ10ギガ2年コース	7,766円/台	6,853円/台
ホームタイプ2ギガ2年コース	7,216円/台	6,303円/台
ホームタイプ1ギガ2年コース	6,666円/台	5,753円/台
ホームタイプ300メガ2年コース	6,116円/台	5,203円/台

※この月額利用料に、同時契約するケーブルプラス電話の月額利用料(1,463円)が加算されます。

●マンションタイプ2年コース	
サービス品目	月額利用料
マンションタイプ1ギガ2年コース	5,126円/台
マンションタイプ300メガ2年コース	4,576円/台
マンションタイプ30メガ2年コース	3,916円/台

<注釈>

・「ホームタイプ2年コース」および「マンションタイプ2年コース」の月額利用料には、ケーブルモデムまたは通信ONUのレンタル料が含まれています。

・「しながわ光 テレビジョンサービス」の1台目をあわせて契約する場合、「まとめて割引」としてご契約1世帯あたり396円の割引が適用されます。ただし、ご契約を1世帯で複数に分けている場合は、「まとめて割引」は適用されません。

## (2)解約料金

#### しながわ光 インターネットサービス

#### ホームタイプ2年コース・マンションタイプ2年コース

2022年6月30日までにご契約の場合	
解約料金	10,450円/契約
2022年7月1日以降にご契約の場合	
解約料金	解約時点の月額利用料相当額1ヵ月分/契約

## 9. 工事費

### 9.1. サービスの工事費

設置費用・移設費用・撤去費用	別途見積
修理料金	別途見積

## 10. NHK衛星契約放送受信料

### (NHK団体一括支払)

支払方法	料金
2ヵ月払い	3,540円
6ヵ月前払い	10,106円
12ヵ月前払い	19,605円

## 11. 定期契約商品

・おまとめサービス(Hulu)の利用者は、下記プランの月額利用料から1世帯につき220円割り引きとなります。  
 ・ケーブルプラス電話の利用者は、下記プランの月額利用料から1世帯につき913円割り引きとなります。  
 ・定期契約商品を2024年8月31日までにご契約のお客さまについては、2024年9月以降の更新月の翌月の月額利用料より、本料金表の料金が適用となります。  
 ・イッツコム S I Mの特約が適用となる場合は、下記プランの月額利用料から1世帯につき220円割り引きとなります。

### (1)月額利用料

まいにち充実プラン ホームタイプ			
サービス品目組み合わせ		月額利用料	
テレビサービス	インターネットサービス		
専用TVコース(まいにち充実プラン)	ケーブルプラスSTB-2	ホームタイプ10ギガコース	11,946円
	Hit Pot		12,936円
	BD-Hit Pot	ホームタイプ2ギガコース	11,396円
	ケーブルプラスSTB-2		12,386円

### まいにち充実プラン マンションタイプ

サービス品目組み合わせ			
テレビサービス	インターネットサービス	月額利用料	
専用TVコース(まいにち充実プラン)	ケーブルプラスSTB-2	マンションタイプ1ギガコース	9,636円
	Hit Pot		10,626円
	BD-Hit Pot		

<注釈>

・テレビサービス2台目の利用は、しながわ光 テレビジョンサービス[専用TVコース(まいにち充実プラン)]の契約となります。

### オプションサービス

#### おまとめサービス

オプションサービス種目	月額利用料
Hulu(*)	1,026円

<注釈>

(\*)レンタル/購入の作品は対象外となり、別途都度課金となります。

## (2)解約料金

### まいにち充実プラン(各タイプ共通)

2022年6月30日までにご契約の場合	
解約料金	10,450円
2022年7月1日以降にご契約の場合	
月額利用料が10,450円(税込)以上の解約料金	10,450円
月額利用料が10,450円(税込)未満の解約料金	解約時点の月額利用料相当額1ヵ月分/契約

## (3)解約事務手数料

解約事務手数料	3,300円
---------	--------

<注釈>

・専用TVコース(まいにち充実プラン)2台目以降の解約時にのみ発生します。

※2022年7月1日以降にご契約の場合は、発生しません。

## 12. 請求書類発行手数料

手数料	料金
請求書	330円/通